

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月31日

【発行者名】 ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
(BlackRock Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジョアン・フィッツジェラルド
(Joanne Fitzgerald)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J.F. ケネディ通り 35A番
(35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 十枝 美紀子
弁護士 三宅 章仁

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 十枝 美紀子
弁護士 三宅 章仁

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ -
世界株式インカム・ポートフォリオ
(BlackRock Global Investment Series -
Global Equity Income Portfolio)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
クラスA受益証券（米ドル建て）
500億アメリカ合衆国ドル（約7兆9,695億円）を上限とする。
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜
上、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相
場の仲値（1米ドル=159.39円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ -
世界株式インカム・ポートフォリオ

(BlackRock Global Investment Series - Global Equity Income Portfolio)

(注) 世界株式インカム・ポートフォリオ（以下「ポートフォリオ」または「GEIP」という。）は、アンブレラ・ファンドであるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2026年5月末日現在、ファンドは、ポートフォリオを含む5本のサブ・ファンドにより構成されている。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスF受益証券（米ドル建て）の２種類とする（以下、総称して「受益証券」ということがある。）。

日本においてはクラスA受益証券（米ドル建て）のみが販売される。

受益証券について、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

クラスA受益証券（米ドル建て） 500億米ドル（約7兆9,695億円）を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年5月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）による。以下、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

各申込注文が有効となる評価日のクラスA受益証券（米ドル建て）1口当たり純資産価格

「評価日」とは、各営業日、即ち、ニューヨーク証券取引所の営業日、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者の営業日である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日をいい、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除く（以下「営業日」ということもある。）。

具体的な発行価格については、日本における販売会社（以下に定義される。）に照会すること。

日本における販売会社の照会先：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

ホームページ：<https://www.sc.mufg.jp/products/trust/index.html>

「外国投資信託運用報告書」

（５）【申込手数料】

日本における申込手数料は、クラスA受益証券（米ドル建て）について申込金額の3.30%（注）（税抜3.00%）を上限として、日本における販売会社が定める。具体的な申込手数料の金額または料率については、日本における販売会社に照会すること。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する料率（10%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

日本における販売会社の照会先：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目９番２号

ホームページ：<https://www.sc.mufg.jp/products/trust/index.html>

「外国投資信託運用報告書」

（６）【申込単位】

クラスA受益証券（米ドル建て） 100米ドル以上0.01米ドル単位

ただし、管理会社は、上記と異なる申込単位を定めることができる。

申込単位は、日本における販売会社によって異なる。具体的な申込単位については、日本における販売会社に照会すること。

（７）【申込期間】

2026年８月１日（土曜日）から2027年７月30日（金曜日）まで

ただし、上記期間中の評価日に限り申込みの取扱いが行われる。

（注１）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（注２）日本における販売会社の定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は日本における販売会社に照会すること。

（８）【申込取扱場所】

ポートフォリオの申込取扱場所については、以下に照会すること。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目９番２号

ホームページ：<https://www.sc.mufg.jp/products/trust/index.html>

「外国投資信託運用報告書」

なお、以下、ポートフォリオの申込取扱場所となる金融商品取引業者を総称してまたは個別に「日本における販売会社」という。

（９）【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）（以下「日本における約定日」という。）から起算して日本における４営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする。「日本における営業日」とは、日本における金融商品取引業者の営業日をいう。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

（１０）【払込取扱場所】

前記「（８）申込取扱場所」に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

a．申込証拠金はない。

b．引受け等の概要

日本における販売会社は、管理会社およびブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（BlackRock Investment Management (UK) Limited）（以下「総販売会社」という。）との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集の取扱いを行う。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をポートフォリオに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいう。

c．申込みの方法

受益証券の購入申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い米ドル貨またはその円貨相当額で支払うものとし、円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社においては、口座毎に申込注文金額を受益証券１口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出することがある（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除く。）。一方、管理会社においては、日本における販売会社からの申込注文金額合計額を受益証券１口当たり純資産価格で除し、申込口数の合計を算出することがある。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店のポートフォリオ口座に米ドル貨で払い込まれる。

d．日本以外の地域における販売

クラスF 受益証券（米ドル建て）は、本募集に並行してアメリカ合衆国国民・居住者以外の者に対してのみ、総販売会社を通じて、海外（アメリカ合衆国を除く。）において、各申込注文が有効になった後最初に計算される１口当たり純資産価格で販売される。発行価額の総額の定めはない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

世界株式インカム・ポートフォリオ（以下「ポートフォリオ」または「GEIP」という。）は、アンブレラ・ファンドであるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。ファンドは、2026年5月末日現在、ポートフォリオを含む5本のサブ・ファンドにより構成されている。管理会社は、随時、他のサブ・ファンドを追加設定することができる。

ファンドは、ルクセンブルグの法律に基づき、ファンド受益者（以下「受益者」という。）のため、管理会社およびステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店（以下「保管受託銀行」という。）との間の契約（以下「約款」という。）によって設定されるオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンドは、2010年12月17日の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律（以下「ルクセンブルグ投信法」または「2010年法」という。）のパートの下で設定されている。オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）ならびにルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に従い、ファンドは、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

ポートフォリオは、クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスF受益証券（米ドル建て）の2種類の受益証券を発行する。

第三者の管理会社に宛てたファンドに対する請求は、当該クラス受益証券またはポートフォリオの勘定に計上される。

異なるカテゴリーおよび受益証券クラスによって表章されるファンドのポートフォリオは、その発行および買戻しの基礎として各々の1口当たり純資産価格を決定するため、資産、負債、収益および費用に関して個別のものとみなされる。

管理会社、保管受託銀行、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド（以下「オルタナティブ投資ファンド運用会社」または「AIFM」という。）および受益者の権利および義務の詳細は約款に規定される。オルタナティブ投資ファンド運用会社および管理会社は、すべての受益者が約款に基づく権利および義務について情報を得られるように、各受益者により約款が参照可能であることを確保する。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、約款の条項および適用法令を遵守することにより、すべての受益者に対する公正な取扱いを確保することを目指す。

さらに、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、（契約上の拘束力を持たず、投資家により執行可能ではないものの）ブラックロック・グループ全体に適用されるポリシーである、顧客（必要に応じてファンドおよびその投資者を含む。）を公正に取り扱う原則に従い運営される。顧客を公正に取り扱う原則には、とりわけ以下が含まれる。

- （ ）責任を持って商品の開発およびマーケティングを行い、取扱商品を常に見直し、また市場および規制の変化に対応する。
- （ ）すべてのマーケティング上のコミュニケーションが明確、公平で、誤導的でなく、また意図された対象者に合わせて慎重に調整されたものであることを確保する。
- （ ）従業員が、適切な専門的基準に基づき職務を遂行するために、適切に訓練を受け監督されていることを確保する。

（ ）依頼者への公平な成果を確保するために、重大な利益相反は特定され、可能な場合には回避され、管理され、また開示されることを確保する。

上記の顧客を公正に取り扱う原則は、主にリスク分析、技術およびビジネス・プロセス・エンジニアリングに重点を置き、オルタナティブ投資ファンド運用会社の戦略および商業的な目的を設定する際に考慮される。

信託金の限度額については特に定めがなく、随時受益証券を発行することができる。

ファンドの目的及び基本的性格

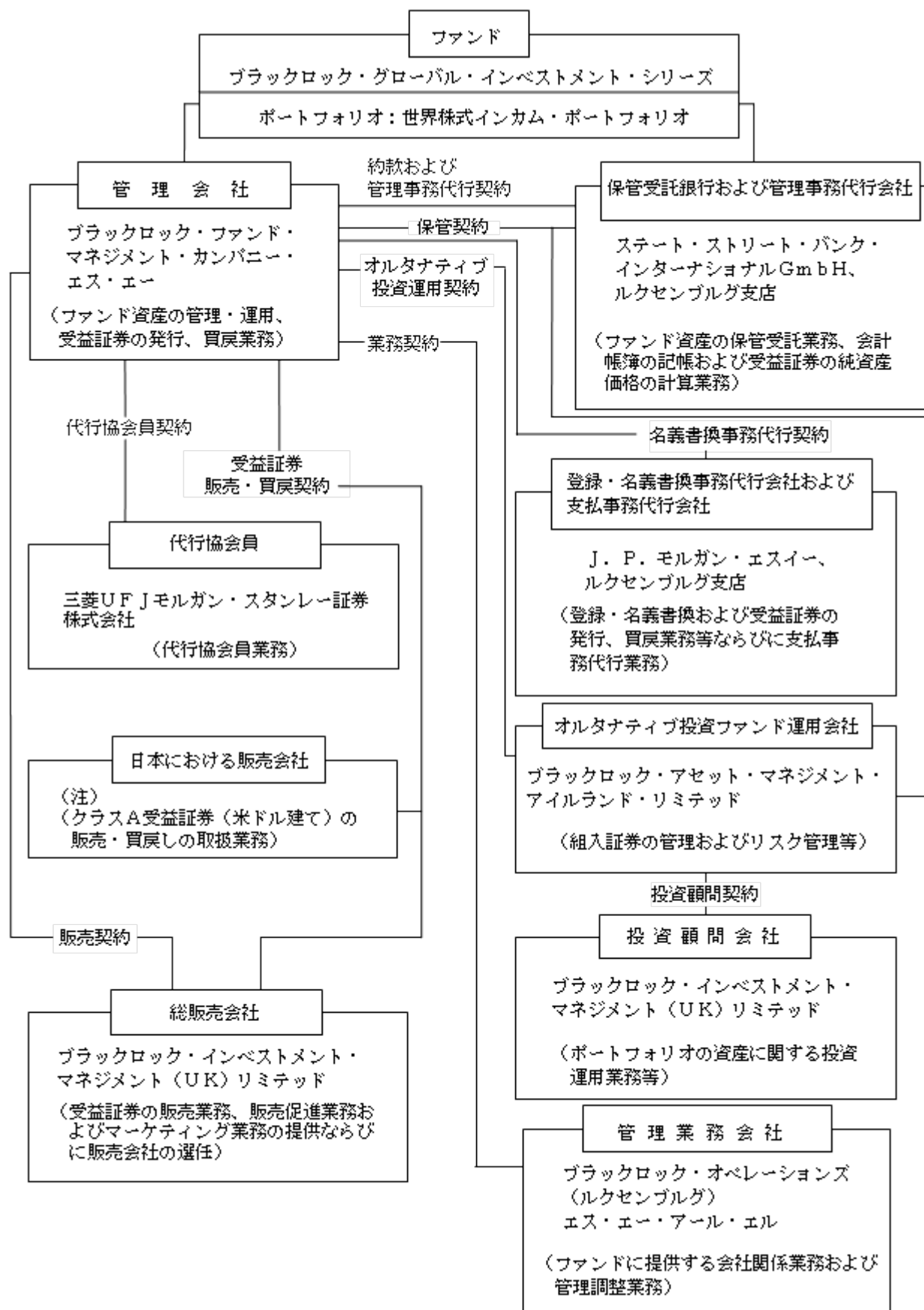
ポートフォリオは、世界各国の株式に分散投資することにより継続的な利回りを維持することを追求する。ポートフォリオは、配当利回りに関して、MSCI ACWIを上回る運用成果の獲得を追求する。

（２）【ファンドの沿革】

1990年 6 月15日	約款締結
1990年 8 月24日	約款変更
1991年 7 月 3 日	約款変更
1996年 3 月29日	約款変更
1997年10月29日	ファンド再編成のためのファンド約款締結
1998年 2 月24日	約款変更
1998年 5 月15日	約款変更
1998年12月 9 日	約款変更
1999年 2 月23日	約款変更
1999年 8 月31日	約款変更
2000年 2 月21日	約款変更
2000年10月31日	約款変更
2001年 4 月10日	約款変更
2002年 7 月31日	約款変更
2004年 2 月13日	約款変更
2004年 3 月15日	約款変更
2004年 4 月 1 日	約款変更
2004年 7 月 1 日	約款変更
2005年 7 月 8 日	約款変更
2005年 8 月26日	約款変更
2005年 9 月29日	約款変更
2005年 9 月29日	ポートフォリオの運用開始
2006年 2 月21日	約款変更
2006年10月 1 日	約款変更
2007年 8 月 1 日	約款変更（メリルリンチ・グローバル・インベストメント・シリーズからブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズへの名称変更を含む。）
2009年 5 月29日	約款変更
2009年 8 月 1 日	約款変更
2011年 7 月29日	約款変更
2012年 8 月 1 日	約款変更
2014年 7 月22日	約款変更
2015年 8 月 1 日	約款変更
2019年 1 月17日	約款変更
2019年 7 月 1 日	約款変更
2020年 1 月15日	約款変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



（注）前記「第一部 証券情報 （８）申込取扱場所」を参照すること。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・ファンド・ マネジメント・カンパニー・ エス・エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)	管理会社	2019年12月10日付で保管受託銀行との間で改訂約款を締結（2020年1月15日に効力発生）。ファンドの管理および運用、ならびに受益証券の発行および買戻業務を行う。
ブラックロック・アセット・ マネジメント・アイルランド・ リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	オルタナティブ投資 ファンド運用会社	2019年1月17日付で管理会社との間でオルタナティブ投資運用契約（注１）を締結。組入証券およびリスクの管理について、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての業務を規定している。2019年1月17日付で投資顧問会社との間で投資顧問契約（注２）を締結。
ブラックロック・ インベストメント・マネジメント (UK) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	投資顧問会社	2019年1月17日付でオルタナティブ投資ファンド運用会社との間で投資顧問契約（注２）を締結。ポートフォリオの資産に関する投資運用業務、ならびにポートフォリオの組入証券の選択および運用等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・ インターナショナルGmbH、 ルクセンブルグ支店 (State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)	保管受託銀行および 管理事務代行会社	2019年1月17日付で管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社との間で保管契約（注３）を締結。ファンド資産の保管受託業務について規定している。 1996年4月10日付で管理会社との間で管理事務代行契約（注４）を締結（1997年10月13日改訂。随時改正済）。管理事務代行会社としての業務について規定している。
J.P. モルガン・エスイー、 ルクセンブルグ支店 (J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch)	登録・名義書換事務代 行会社および支払事務 代行会社	2002年3月29日付で管理会社との間で名義書換事務代行契約（注５）を締結。ファンドの登録・名義書換事務および支払事務代行会社として受益証券の発行、買戻しおよび乗換えについて規定している。支払事務代行会社として支払事務代行業務等を行う。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・オペレーションズ （ルクセンブルグ） エス・エー・アール・エル （BlackRock Operations （Luxembourg）S.à r.l.）	管理業務会社	1998年5月15日付で管理会社との間で業務契約（注6）を締結。ファンドに提供する会社関係業務および管理調整業務について規定している。
ブラックロック・ インベストメント・マネジメント （UK）リミテッド （BlackRock Investment Management（UK）Limited）	総販売会社	2016年1月18日効力発生で管理会社との間で販売契約（注7）を締結。受益証券の販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務の提供ならびに販売会社の選任について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	代行協会員	2011年7月12日付で管理会社との間で代行協会員契約（2015年9月15日付代行協会員契約の変更契約により変更済）（注8）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
前記「第一部 証券情報（8）申 込取扱場所」を参照すること。	日本における販売会社	管理会社および総販売会社との間で受益証券販売・買戻契約（注9）を締結。日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

（注1）オルタナティブ投資運用契約とは、管理会社によって任命されたオルタナティブ投資ファンド運用会社が、組入証券およびリスクの管理を行うことを約する契約である。本契約に基づき、その業務を行うために代理人を用いることができる。

（注2）投資顧問契約とは、オルタナティブ投資ファンド運用会社によって任命された投資顧問会社が、投資方針および投資制限に従ってポートフォリオの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

（注3）保管契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約である。

（注4）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務に関する業務を行うことを約する契約である。

（注5）名義書換事務代行契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、名義書換業務を行うことを約する契約である。

（注6）業務契約とは、管理会社によって任命された管理業務会社が、ファンドに提供する業務の調整を行うことを約する契約である。

（注7）販売契約とは、管理会社によって任命された総販売会社が、受益証券の販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務を提供すること、ならびに販売会社を選任することを約する契約である。

（注8）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ポートフォリオに関し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注9）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社および総販売会社によって任命された日本における販売会社が、日本において受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行うことを約する契約である。

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1990年6月8日に設立された。1991年7月4日、1993年1月12日、1994年10月28日、1995年7月21日、1997年10月28日、1998年3月18日、同年5月15日、2003年4月11日、2005年4月8日、2006年8月17日、2009年1月30日および2015年3月23日に定款を改正した。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。ルクセンブルグ投信法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。

（ロ）事業の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ籍投資信託の設定、管理および運用を行うことである。

管理会社は、ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者ではなく、A I F M Dの意味する範囲において組入証券およびリスクの管理機能を遂行するためにブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドを任命した。ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドは、アイルランド中央銀行によって認可されている。

（ハ）資本金の額

資本金は、50万米ドル（約7,970万円）で、2026年5月末日現在全額払込済である。なお、1株12.5米ドル（約1,992円）で記名株式40,000株を発行済である。

（ニ）会社の沿革

1990年6月8日 設立

2006年10月1日 メリルリンチ・ファンド・マネジメント・カンパニーより、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーに名称変更

（ホ）大株主の状況

（2026年5月末日現在）

名称	住所	保有株式数 （株）	比率（％）
ブラックロック・グループ・リミテッド ルクセンブルグ支店 （BlackRock Group Limited - Luxembourg Branch）	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J . F . ケネディ通り 35 A 番 （35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）	40,000	100.00

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ルクセンブルグ投信法、勅令、規則、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の通達等の規制に従っている。

準拠法の内容

（イ）民法

ファンドは法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）およびルクセンブルグ投信法に従っている。

（ロ）ルクセンブルグ投信法

2002年12月20日の投資信託に関する法律（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、U C I T S 指令85 / 611 / C E E を改正する2001 / 107 / C E および2001 / 108 / C E を実施した。この法律は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月4日から施行された。2010年法により、ルクセンブルグは、U C I T S 指令85 / 611 / C E E を改正する2009 / 65 / E C を実施した。2010年法は、2010年12月28日に施行された条項と2011年7月1日に施行された条項がある。2002年法は、2012年7月1日に廃止されている。

ルクセンブルグ投信法は、5つのパートから構成されている。

パート - U C I T S

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社

パート - U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2013年法は、2013年7月15日に公布された。同法は、ルクセンブルグ法にA I F M Dを導入し、同時に、特に2010年法および2007年2月13日法を改正するものである。

2013年法は13章から構成される。

第1章： 総則

第2章： A I F Mの認可

第3章： A I F Mの運営条件

第4章： 透明性要件

第5章： 特定タイプのA I Fを運用するA I F M

第6章： E UにおけるE U A I F Mの販売権限およびE U A I Fの運用権限

第7章： 第三国に関する具体的規則

第8章： 個人投資家に対する販売

第9章： 監督組織

第10章： 暫定規定

第11章： 刑罰規定

第12章： 改正および各種規定

第13章： 廃止および最終規定

（５）【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

（イ）C S S Fに対する開示

ルクセンブルグ内においてもしくはルクセンブルグから受益証券の公募を居住者もしくは非居住者に対して行う場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求される。いずれの場合も、英文目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をC S S Fに提出しなければならない。ただし、2005年4月6日以降、公衆に配布される予定の広告類（ファンドにより受益者に送付される英文目論見書および通知を除く。）については、承認を得るためC S S Fに提出する必要がなくなっている。更に、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、C S S Fにより承認された独立監査人により監査されなければならない。ファンドの独立監査人は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ（Deloitte Audit S.à r.l.）が任命されている。更に、ファンドは、金融庁（現C S S F）が発令した1997年6月13日付通達97 / 136（C S S F通達08 / 348により改正済。随時改正または置き換えられることがある。）に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および無監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行のルクセンブルグの事務所において、受益者はこれを要求して入手することができる。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および会社登録機関において、約款（その変更を含む。）を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対するすべての通知は、要求があれば、管理会社の決定により、受益証券が販売された国の新聞に公告される。

ファンドの監査済財務諸表を含む年次報告書は、管理会社の登記上の事務所において、1月31日に終了した前会計年度に関して、年度末から4か月以内に、受益者が入手可能となる。

未監査の半期報告書は、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において、7月31日に終了した期間に関して、同日から2か月以内に、受益者が入手可能となる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、A I F M Dに基づき、ファンドに関連する特定の情報を受益者に対して定期的に開示しなければならない。これには、各ポートフォリオのリスク特性についての開示（すなわち、A I F M Dレベル2に規定されるとおり、（ ）ポートフォリオがさらされている、またはさらされる可能性がある最も関連性の高いリスクに対するポートフォリオの感応性の評価に用いられた手段、ならびに（ ）オルタナティブ投資ファンド運用会社により設定されたリスク制限を上回った、または上回る可能性が高い場合には、これらのリスク制限を上回ったときの状況およびとられる改善措置の説明を概説するもの）が含まれる。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、以下の方法によって定期開示義務を遵守する方針である。

以下の情報は、各ポートフォリオの定期報告の過程の一環として受益者に対して公表される。

- （ ）流動性が低いという性質に起因する特別な取決めの影響を受ける各ポートフォリオの資産の割合
- （ ）各ポートフォリオの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するためにオルタナティブ投資ファンド運用会社が採用するリスク管理システム
- （ ）各ポートフォリオが用いるレバレッジの総計

上記の情報は、中間報告書または年次報告書のいずれかに記載される（ファンドの定期報告のサイクルにおいて次にいずれの報告書を作成予定であるかによる。）。

受益者は、（ ）ポートフォリオ、またはファンドのためにオルタナティブ投資ファンド運用会社が利用することのできるレバレッジの最大水準、（ ）ファンドのレバレッジに係る取決めにに基づく担保を再利用する権利、または（ ）ファンドのレバレッジに係る取決めにに基づく保証が変更される場合、当該変更について通知を受ける。

かかる情報は、英文目論見書を更新することにより、変更の発生後不当な遅延なく、受益者に対し公表される。必要な場合には、かかる変更は事前に受益者に対する通知がなされる。

ファンドが買戻制限もしくは同様の取決めに有効化する場合、または管理会社が買戻しの延期を決定する場合、直ちに受益者に通知を行うことが予定されている。ポートフォリオに関して採用された流動性管理システムおよび手続についてオルタナティブ投資ファンド運用会社が重大な変更を行う場合にも、受益者に対する通知がなされる。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、財務状況等を開示するために、ポートフォリオの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、またポートフォリオの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、ポートフォリオに関する一定の重要事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ポートフォリオにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容およ

び理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ポートフォリオの資産について、ポートフォリオの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のポートフォリオの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。ポートフォリオの運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

（ハ）日本における投資者は、請求次第、日本における代行協会から他のポートフォリオの英文目論見書および情報としてファンドのアンブレラ用目論見書（英語版）を入手することができる。

日本における販売会社は、日本の法令上認可され、かかる認可がファンドまたは投資顧問会社により文書により明白に規定されている場合でない限り、英文目論見書、ファンドの年次財務報告書もしくは半期財務報告書、またはファンドの委任状もしくは通知を除いて、いずれかのポートフォリオ、投資顧問会社、総販売会社および各社のあらゆる関連会社または代行会社に関してのいかなる文書または情報も顧客に渡すことを認められていない。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、ＣＳＳＦの監督に服している。監督の主な内容は、次のとおりである。

登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければならない。

（ロ）2011年7月1日以降、ＵＣＩＴＳで、ＥＵ加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州理事会および欧州議会による欧州共同体指令2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるＵＣＩＴＳは、ＵＣＩＴＳの所在国であるＥＵ加盟国の監督機関によりＣＳＳＦに事前通知し、かつ所定の書類を提出し、また所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命する場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法のパート として登録されている。

（ハ）外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、ＣＳＳＦへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

ＣＳＳＦが保有する投資信託のリストへの掲載および維持は、投資信託の設定および運営、ならびに受益証券の販売、募集または売出しに関する法律、規則および契約の遵守に服する。特に、ＣＳＳＦは、ファンドの独立監査人がルクセンブルグ投信法により課される義務を履行しない場合には当該リストへの登録を拒絶することができる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がＣＳＳＦにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。更に、投資信託の仕組または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、ルクセンブルグにおける登録廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

英文目論見書に対する査証の交付

受益証券の販売に際し使用される英文目論見書または説明書等は、その使用前に、C S S F に提出されなければならない。ただし、2005年4月6日以降、公衆に配布される予定の広告類（ファンドによる受益者に送付される英文目論見書および通知を除く。）については、承認を得るためC S S F に提出する必要がなくなっている。C S S F は書類が適用ある法律、勅令、規則および通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、英文目論見書に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S F に提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S F に直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S F が要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をC S S F に提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ポートフォリオは、世界各国の株式に分散投資することにより継続的な利回りを維持することを追求する。ポートフォリオは、配当利回りに関して、MSCI ACWIを上回る運用成果を獲得することを追求する。

ポートフォリオは、MSCI ACWI（日本を含む。）（以下「対象指数」という。）に含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式に投資を行う。

ポートフォリオは、

- その純資産価額の20%を上限として、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式に投資することができる。
- （各投資時の）市場価格でのその純資産価額の5%を上限として、OECD政府証券を除くいずれか一つの発行体の有価証券またはいずれか一つの発行体のコーポレート・ローンに投資することができる。ただし、本制限は、吸収合併、合併、買収または組織変更に関連して取得された有価証券には適用されない。
- その純資産価額の5%を上限として、UCITSおよび/または指令2009/65/EC（随時改正済）第1条2.項(a)および(b)に規定されているその他のUCIの受益証券に、UCITSおよびその他のUCIがEU加盟国に所在するか否かにかかわらず、投資することができる。ただし、以下を条件とする。
 - ・かかるその他のUCIが、EC法に規定されるものと同等であるとCSSFが判断する監督に服する旨および監督当局間の協力が十分に確保される旨を定める法律に基づき認可されていること。
 - ・他のUCIの受益者に対する保護水準が、UCITSの受益者に提供されるものと同等であり、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある有価証券および短期金融商品の無担保での売却に関する規則が、指令2009/65/EC（随時改正済）の要件と同等であること。
 - ・他のUCIの業務が、報告対象期間における資産および負債、収益ならびに運営についての評価を行うことができるよう、半期報告書および年次報告書において報告されていること。
 - ・取得が予定されているUCITSまたは他のUCIについて、その設立文書に従い、合計してその資産（またはそのサブ・ファンドの資産（ただし、第三者に関して異なるコンパートメントの負債の分離原則が確保されることを条件とする。））の10%を超えて、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資してはならないこと。

為替リスク（エクスポージャー）は、通常、ヘッジされない。ただし、投資顧問会社は、ポートフォリオの市場リスクをヘッジするため、またはそのリターンの上昇を追求するために様々な投資戦略を用いることができる。これらの戦略には、スワップ契約を含む単一の証券取引所で取引されているコール/プット・オプションおよびOTCデリバティブ等のデリバティブの利用が含まれる。

ポートフォリオの目的は、配当収益を生み出すことであるため、ポートフォリオは、投資元本の成長に関し、対象指数を上回る運用成果を追求するものではない。したがって、ポートフォリオにおける投資元本の成長の機会、主として投資元本の成長を追求する通常のグローバル・エクイティ商品に比して少なくなる。

ポートフォリオは、以下の種類の有価証券、短期金融商品、投資対象および投資手法に投資またはこれらを利用することができる。

- ・新興市場/フロンティア市場
- ・新規募集株式および新規発行債
- ・デリバティブ（金利リスクを調整するためのスワップ契約を含む。）
- ・クレジット・デフォルト・スワップ

ポートフォリオの基準通貨は、米ドルである。

規制上の義務に従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、以下の所定の2つのレバレッジ測定方法を用いて、ポートフォリオのレバレッジが超越しない水準を表示することを義務付けられている。ポートフォリオは、原則として、1：1（グロス計算法による。）および1：1（コミットメント計算法による。）の比率でレバレッジされることが予想されている（ポートフォリオの純資産価額に対するエクスポージャーとして表示されている。）。ポートフォリオは、変則的または不安定な市況等においては、より高水準のレバレッジを有することができるが、その場合であっても、レバレッジは2：1（グロス計算法による。）および2：1（コミットメント計算法による。）の比率を超えないものとする。かかる開示において、レバレッジとは、現金もしくは有価証券の借入れ、デリバティブポジションに組み込まれたレバレッジ、またはその他の手段により、ポートフォリオのエクスポージャーを増大させるあらゆる方法をいう。

一般的な投資方針および投資制限

投資顧問会社は、原則として、投資を評価する上で、各ポートフォリオの投資につき、関連するポートフォリオの受益証券の表示通貨に基づくトータル・リターンを最大化を追求する。管理会社の取締役会および総販売会社が、追加のポートフォリオにおいて受益証券を募集するのに十分な利益があると判断した場合、ファンドは、英文目論見書の変更によって、追加のポートフォリオの受益証券を募集する権限を与えられる。ポートフォリオのそれぞれの投資目的が達成される保証はない。

環境・社会・ガバナンス（ESG）統合

ESG投資は、しばしば「サステナブル投資」という用語と結び付けられ、または置換え可能な用語として用いられる。ブラックロック・グループは、サステナブル投資およびESGをそれぞれ、ブラックロック・グループのソリューションを特定し、報告するための全体的な枠組みおよびデータのツールキットとしている。ブラックロック・グループは、ESG統合を、リスク調整後のリターンを高めるために、重要なESG情報および持続可能性リスクに関する考慮事項を投資判断に取り入れる実務として定義している。ブラックロック・グループは、すべての資産クラスおよびポートフォリオ運用のスタイルにおいて、重要なESG情報が関連性を有することを認識している。投資顧問会社は、すべての投資プラットフォームにおける投資プロセスにおいて、サステナビリティに関する考慮事項を取り入れることができる。ESG情報および持続可能性リスクは、投資リサーチ、ポートフォリオ構築、ポートフォリオの見直しおよび投資スチュワードシップ・プロセスにおける検討対象に含まれる。

投資顧問会社は、調査プロセスにおいて、総合的な情報の一つとして持続可能性リスクを含むESGに関する考察およびデータを考慮に入れ、投資プロセスにおいてかかる情報の重要性を判断する。サブ・ファンドの投資決定の際に考慮すべき事項は、ESGの考察のみではなく、投資判断においてどの程度ESGに関する考察を考慮するかは、ESGの特性またはポートフォリオの目的により決定される。投資顧問会社によるESGデータの評価は主観的なものとなる場合があり、新たに発生する持続可能性リスクや変動する市況に照らして、時を経て変化することがある。このアプローチは、投資目的および投資方針に従って、かつポートフォリオの投資者の最善の利益のためにポートフォリオを運用するという投資顧問会社の規制上の義務と整合するものである。各ポートフォリオについて、会社のリスクおよび定量分析グループは、投資顧問会社と協力してポートフォリオの見直しを行い、持続可能性リスクが伝統的な財務上のリスクと同様に定期的に考慮されること、関連する持続可能性リスクを考慮して投資判断が下されていること、およびポートフォリオが持続可能性リスクにさらされるような決定が慎重に下されること、ならびにポートフォリオの投資目的に従ってリスクが分散および軽減されていることを確保する。

ブラックロック・グループのESG統合へのアプローチは、投資分析を進化させること、およびポートフォリオの投資に対して持続可能性リスクが与えるであろう影響を理解することを目標として、投資顧問会社が考慮する情報の総量を拡大するものである。投資顧問会社は、ポートフォリオの目的に適した投資決定を行うために、ESGデータおよび考察を含め、様々な経済・金融指標を評価

する。これには、関連する第三者の考察またはデータ、内部調査またはエンゲージメントに関する説明およびブラックロック・グループ投資スチュワードシップからの情報が含まれることがある。

持続可能性リスクは、調査、配分、選定、ポートフォリオ構築決定または運用におけるエンゲージメント等の投資プロセスの様々な段階で特定され、ポートフォリオのリスクおよびリターン目標に応じて考慮される。かかるリスクの評価は、その重要性（すなわち、投資リターンに影響を及ぼす可能性）に応じて、かつその他のリスク（流動性やバリュエーション等）の評価と併せて行われる。

ポートフォリオの文書に別段の記載がなく、またポートフォリオの投資目的および投資方針に別段の記載が含まれない限り、E S G統合により、ポートフォリオの投資目的が変更されることはなく、投資顧問会社が投資可能な分野が制限されることはなく、また、E S Gまたはインパクトに重点を置いた投資戦略または排除スクリーニングがポートフォリオによって採用されることは示唆されていない。インパクト投資とは、経済的なリターンに加えて、有益かつ測定可能な社会的および/または環境への影響を生み出すことを目指す投資をいう。同様に、ポートフォリオがどの程度持続可能性リスクの影響を受けるかは、E S G統合によっては決定されない。後記「3 投資リスク」の「持続可能性リスク」を参照のこと。

ブラックロック・グループは、法令により認められている場合には、商品ページにおいて公に入手可能な一連の統合ステートメントを通じて、またはその他既存および潜在的な投資者ならびに投資顧問会社によって入手可能な方法で、チームまたはプラットフォームレベルでの、およびそれぞれ独自の投資戦略のためのE S Gリスク統合の実務に関する詳細な情報を開示する。

英文目論見書の重大な変更

管理会社の取締役会は、自ら必要と判断する変更やファンドの最善の利益にかなう変更を反映するため、オルタナティブ投資ファンド運用会社と連携し、英文目論見書を随時変更することができる。これには、法令により義務付けられる更新の実施、ポートフォリオの投資目的もしくは投資方針の調整、またはその他の運営上、構造上もしくは手数料関連の特性の変更が含まれる。

重大とみなされ、投資者の利益に影響を与える可能性が高い変更は、適用ある法令に従い、受益者が変更の効力発生前に受益証券を手数料なしで買戻請求できるよう、事前に受益者に通知を行った後にのみ効力を生じる。

また、適用ある法令で要求される場合、または管理会社が（オルタナティブ投資ファンド運用会社または投資顧問会社（場合による。）と連携の上）別途決定した場合には、英文目論見書の重大でない変更についても、ポートフォリオまたは受益証券クラスの受益者に通知される。

投資スチュワードシップ

ブラックロック・グループは、投資家が投資している投資戦略に一致した投資スチュワードシップ活動を通じて、投資家の財務的利益の向上を目指している。そのために、公開企業との対話、ファンドのための議決権行使、スチュワードシップに関する業界対話への貢献、およびスチュワードシップ活動に関する報告を行っている。

ブラックロック・グループのスチュワードシップ・アプローチは、以下の主要な要素で構成されており、以下に詳述される。

- ・グローバル原則
- ・エンゲージメント
- ・議決権行使

グローバル原則

スチュワードシップ・プログラムの主な焦点は、健全なコーポレート・ガバナンス慣行および財務的回復力の促進である。コーポレート・ガバナンスの基準および規範は、市場によって異なる場合もあるが、ブラックロック・グループの経験上、投資家に対する長期的な財務的価値創造能力に寄与する、グローバルに適用可能なコーポレート・ガバナンスの基本原則が存在する。これらのグローバル原則における重点分野には、取締役会および取締役（その有効性および構成を含む。）、投資家提案（特に、財務的価値への影響）、ならびにサステナビリティに関連する重要なリスクおよび機会が

含まれる。グローバル原則の詳細は、ウェブサイト

(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/fact-sheet/blk-responsible-investment-engprinciples-global.pdf>) において入手可能である。

エンゲージメント

エンゲージメントは、企業のビジネスモデルならびに重大なリスクおよび機会をより深く理解する機会を提供するため、ブラックロック・グループのスチュワードシップ活動の中核をなす。重大なリスクおよび機会を評価する際、ブラックロック・グループは、企業のビジネスモデルおよび/または事業環境に特有で、長期的な財務パフォーマンスに影響を及ぼす可能性のある要因に焦点を当てている。

エンゲージメントは、特に企業の開示が十分に明確ではないもしくは完全でない場合、または経営陣のアプローチが投資家の財務的利益と一致していないように見える場合、ブラックロック・グループの議決権行使の意思決定に影響を与えることもある。

ブラックロック・グループのエンゲージメントの優先事項は、企業と最も頻繁にエンゲージメントを行うテーマを反映している。これらのテーマには関連性があり、ビジネスにおける重大なリスクまたは機会の源泉となっている。これらのテーマは、以下に重点を置いている。

- ・ 取締役会の品質および有効性：取締役会のパフォーマンスを評価する。これは、企業の長期的な財務的成功および投資家の経済的利益の保護に不可欠である。
- ・ 戦略、目的および財務的回復力：取締役会および経営陣が企業の目的に沿った事業上の意思決定を行い、必要に応じて戦略を調整する方法を理解する。
- ・ 財務的価値創造に沿ったインセンティブ：報酬方針および結果ならびに投資家の財務的利益との関連性に関する企業の開示情報を評価する。
- ・ 気候および自然資本：企業が、ビジネスモデルやセクターの観点から、気候に関連する重大なリスクおよび機会に対するアプローチおよび監督、ならびに自然に関連する重大なリスクおよび機会をどのように管理しているかを理解する。
- ・ 企業が人々に与える影響：企業が人的資本管理にどのようなアプローチを取っているか、および企業にとって重大な人権問題をどのように管理しているかを理解する。

ブラックロック・グループのエンゲージメントの優先事項に関する詳細は、ウェブサイト

(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blk-stewardship-priorities-final.pdf>) において入手可能である。

議決権行使

ブラックロック・グループは、企業が投資家の長期的な財務的利益にどのように貢献しているかについて、支持または懸念を表明するために議決権を行使する。ブラックロック・グループの地域別議決権行使ガイドラインでは、一般的な議決権行使に関する事項についての方針が定められている。ブラックロック・グループは、企業が事業を展開している文脈を考慮しているため、これらのガイドラインは規範的なものではない。

ブラックロック・グループの地域別議決権行使ガイドラインに関する詳細は、ウェブサイト

(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/fact-sheet/blk-responsible-investment-guidelines-emea.pdf>) において入手可能である。

タクソノミー規則

ポートフォリオの投資対象については、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

サステナビリティへの主要な悪影響（以下「PAIs」という。）の考慮

ブラックロック・グループは、すべてのポートフォリオについてESGリスクを考慮しており、これらのリスクはPAIsに関する環境または社会テーマと一致することがあるものの、ポートフォリオは、投資対象の選定にあたりPAIsを考慮することを約束するものではない。

ポートフォリオは、買戻しに対応するためまたはその他の流動性を満たすために適切と思われる流動資産に付随的に投資することができる。

市況または金融情勢により正当化される場合、ポートフォリオは、一時的な防衛法として、OECD加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある債券に、ポートフォリオの資産の100%までを投資することができる。

本書に記載のその他の投資制限にかかわらず、ポートフォリオが日本で募集される場合、

- (i) 一発行体から派生する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャー（各々、以下に定義される。）のそれぞれの合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の10%を超えてはならない。
- (ii) 一発行体から派生する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよび/またはデリバティブ・エクスポージャーを組み合わせた合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはならない。

ただし、(a) ポートフォリオがファンド・オブ・ファンズであり、その投資先のファンドに対し上記と同様の信用リスクに係る投資制限が課される場合、または(b) ポートフォリオがファンド・オブ・ファンズであり、投資者がポートフォリオの非分散の投資方針を容易に理解できるようにポートフォリオの名称に投資先のファンドの名称を含む場合を除く。また、ポートフォリオのエクスポージャーが上記(i)および(ii)に記載の制限を超える場合、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、1か月以内に、または、それが不可能もしくは実務上不可能な場合には、その後可能な限り速やかに、エクスポージャーを上記の関連する制限以下に減少させるために必要な調整を行う。

上記の段落の目的上、「株式エクスポージャー」とは、会社の株式または投資信託の受益証券等、ある発行体の持分証券（疑義を避けるため付言するならば、持分証券に係るデリバティブ契約を除く。）の評価額への直接的なエクスポージャーをいい、「債券エクスポージャー」とは、ある発行体の債務証券（株式エクスポージャーまたは債務証券に係るデリバティブ契約を除く。）、金銭債権（デリバティブ商品を除く。）および匿名組合出資持分の評価額（日本の商法に定められる。）から担保評価額および反対債務の金額を控除したものの直接的なエクスポージャーをいい、また、「デリバティブ・エクスポージャー」とは、(i)有価証券の発行者に関する、または(ii)相手方とのデリバティブ取引から、またはこれに関連して生じる債権の評価額から、担保評価額および反対債務の金額を控除したものをいう。

管理会社またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはポートフォリオもしくはファンドの資産の運用の適正を害する取引を行うことができない。

ポートフォリオはまた、プレミアム収入の獲得により、組入証券のみを保有している場合に得たであろう収益より多額の平均総収益の達成を目的として組入証券および株価指数の現物の裏付けのあるコール・オプションを発行することができる。ポートフォリオは、以下を除き、金融先物取引、ならびに関連するオプション取引および先物為替予約をヘッジの目的のためのみに遂行できるものとする。

・組入証券についてのオプション

ポートフォリオは、組入証券につき現物の裏付けのあるコール・オプションを売り付ける（発行することができる。現物の裏付けのあるコール・オプションとは、プレミアムを得て、一定期間、特定の価格でポートフォリオが保有する特定の組入証券を買い付ける権利を第三者に与えるオプションである。ポートフォリオは、オプションの発行による実現プレミアム収益を得るかわりに、オプションの行使期間中、オプションの権利行使価格を上回るオプションの対象証券の価格上昇による利益を得る機会を放棄する。更に、ポートフォリオのオプションの対象証券の売付けを行う権利は、オプションが終結または失効するまで制限される。

ポートフォリオは、組入証券につきプット・オプションの買付けを行うことができる。プレミアムの支払と引換えに、プット・オプションを買い付けた所持人（即ち、ポートフォリオ）は、プット・オプションが終結、失効または行使されるまで指定された価格で相手方にオプションの対象証券を売却する権利を付与される。ポートフォリオは、ポートフォリオが保有する対象証券の価格下落のリス

クを減少させる目的でプット・オプションを買い付ける。証券の総収益は、オプションにつき支払われたプレミアムの額だけ減少することがある。

・株価指数のオプション

ポートフォリオは、株式市場または特定の産業部門において予測される全般的な株価の下落の影響に対して、組入証券をヘッジするために、株価指数のコール・オプションを売り付け（発行し）、また、プット・オプションを購入することができる。株価指数のオプションは、証券のオプションと類似している。ただし、行使または譲渡に際しては、契約当事者は、株価指数の終値とオプションの行使価格の差額を一定の倍数で乗じた金額に相当する現金を支払うかまたは受領する。ヘッジされる株価指数のオプションの効果は、主に、オプションの裏付けとなっている指数の価格変動とヘッジされる組入証券の数量変動の相関関係に依存している。他の要素として、転換証券に関する相関関係は、他の要因もあるが、主として、組入証券の市場価格の転換価格への寄与の程度により影響を受ける。

・株価指数先物取引

ポートフォリオは、その組入証券を全般的な市場リスクに対しヘッジするために、株価指数先物取引の購入および売却を行うことができ、また、当該先物取引のプット・オプションおよびコール・オプションの購入ならびにコール・オプションの売却を行うことができる。ポートフォリオは、市場の下落が予想される場合または下落した場合、ポートフォリオの組入証券の市場価格の下落と相殺するために、株価指数先物を売却することができる。ポートフォリオが市場に十分な投資を行っていない場合および重大な市場の展開が予測される場合、ポートフォリオは、購入予定の証券のコスト増加の一部または全額を相殺しうる市場価格の急騰による利益獲得のために、株価指数先物を購入することができる。株価指数先物取引は双務契約であり、ポートフォリオは、かかる契約に従い、清算時において、一定のドル建ての金額に契約期間の最終取引日の株価指数の終値と先物取引の契約締結時の価格との差額を乗じた金額を現金で受領し、または交付することに合意する。ポートフォリオは、広域な市場における株価指数または一部の産業分野もしくは市場における株価指数に基づく先物取引を行うことができる。株価指数オプションについてと同様、ポートフォリオのヘッジ戦略の効果は、主にヘッジされている証券の価格変動と先物契約の裏付けとなっている株価指数の変動の相関関係に依存している。転換証券に関しては、主として、ヘッジされている証券の市場価格の転換価格への寄与の程度に依拠する。

・金融先物取引

ポートフォリオは、不利益な金利変動のヘッジとして金融先物契約の売買を行うことができる。金融先物契約は、将来の特定の日に、あらかじめ合意した価格で固定利付証券を売買するという二当事者間の契約である。

ポートフォリオは、一般的金利水準の上昇が予想される場合、金融先物契約を売却することができる。一般的に金利が上昇する場合、ポートフォリオが保有する債務証券の市場価格は下落し、それに伴いポートフォリオの純資産価格は減少することになる。ただし、金利が上昇した場合、ポートフォリオの金融先物契約のポジションの価値は同様に上昇傾向を示し、したがって、ポートフォリオのヘッジの対象である組入証券の市場価格の低下の全部または一部を相殺することになる。先物ポジションの売却および手仕舞いには手数料が発生するが、金利の上昇による影響を低減させるためポートフォリオが組入証券を売却する取引費用に比べ通常低廉である。ポートフォリオは、金利の低下が予想される場合、ポートフォリオが証券市場に十分な投資をしていない場合および重大な市場の展開が予測される場合には、金融先物契約を購入する。これらの取引のほとんどの場合、ポートフォリオは、金融先物契約の終結時に証券を買い付ける。当該ヘッジ技法活用の効果は、主に、ヘッジされている証券の価格変動と金融先物契約の価格変動の相関関係に依拠している。また、転換証券に関しては、ヘッジされている証券の市場価格のその投資額への寄与の程度に依拠する。

・金融先物契約のオプション

ポートフォリオは、金融先物契約のコール・オプションの買付けおよび発行ならびにプット・オプションの買付けを行うことができる。一般的に、これらの戦略は、ポートフォリオが先物契約を締結するのと同様の市況において行われる。ポートフォリオは、株式市場の下落もしくは通貨の価値の下落または金利の上昇が予測される場合、裏付けとなる金融先物契約を売却することなく、金融先物契約のプット・オプションの買付けまたはコール・オプションの発行を行うことができる。同様に、ポートフォリオは、株式の値上がりもしくはポートフォリオが購入を予定している証券の表示通貨の値上がりにより生じるコストの増加をヘッジするため、または金利の低下によりポートフォリオが投資を予定している証券の値上がりをヘッジするため、金融先物契約を買い付けるかわりに当該先物契約のコール・オプションを買い付けることができる。

ポートフォリオが金融先物契約またはそのコール・オプションを購入する際、現金または政府機関が発行もしくは保証する流動性のある証券は、ポートフォリオの保管受託銀行の分離勘定に預託され、この分離された金額にブローカーの勘定に保有されている当初および変動マージンを加えたものが金融先物契約の市場価格に等しくなるようにし、それによって当該先物の利用がレバレッジとしないことを確保する。

・為替リスクのヘッジ

ポートフォリオは、異なる国々の為替レートに関して潜在的に存在する不利な変動に対するヘッジとして、投資を行う各国の通貨間の先物為替予約を行うことができる。同取引は、一般的に特定の将来の日（１年以内）に、契約時の価格で特定の通貨を売買する契約を通して行われる。ポートフォリオの先物為替予約は、特定の取引または組入証券のポジションに関するヘッジに限定される。ヘッジ取引として、組入証券の売買、ポートフォリオの受益証券の売却および買戻し、またはポートフォリオによる配当金および分配金の支払に関して発生したポートフォリオの特定の受取金または支払金について先物為替の売買を行う。ポジションは、当該通貨建てのまたは当該通貨で相場の立つ組入証券のポジションについて先物為替を売却することによりヘッジされる。ポートフォリオは、投機的に先物為替予約を行わない。通貨価値の低下に対するヘッジは、組入証券の価格の変動を除去するものではなく、当該証券の価格が下落する場合に損失を回避するものでもない。当該取引はまた、ヘッジされた通貨価格が上昇すべき場合には、利益獲得の機会を妨げる。更に、ポートフォリオは、予想される通貨切下げのレベル以上の価格で通貨を売却する契約を締結することができなくなるような事態に対してヘッジを行うことはできない。

ポートフォリオは、また、外国為替レートの潜在的変動に対応する短期または長期のヘッジとして通貨プット・オプションを購入しまたは通貨コール・オプションを売却し、ならびに通貨先物の売買を行うことができる。当該取引は、ポートフォリオにより保有され、ポートフォリオにより売却されたがまだ引渡しのない、またはポートフォリオにより購入されることが約束されもしくは予想される米ドル建て以外の証券のヘッジについて効果的である。ポートフォリオは、また、当該通貨プット・オプションの取得価格の全部または一部と相殺するため通貨のコール・オプションを発行することができる。ポートフォリオは、投機的に通貨オプションまたは通貨先物を行わない。したがって、ポートフォリオは、所有もしくは購入を意図している当該通貨建ての証券の市場価格を実質的に超える、またはポートフォリオが売却したがまだ引渡しを行っていない証券の場合には表示通貨による手取金を実質的に超える通貨のヘッジを行うことはない。更に、ポートフォリオが組入証券をヘッジする場合、ポートフォリオは、ヘッジされた証券の市場価格の実質的な下落を表章している現市場価格を有する政府機関の証券を保管受託銀行において分離保管する。

ポートフォリオは、当該ポートフォリオにとってコストがより有利である場合、クロス取引（同一取引相手を通して実施される。）を通じて関係通貨を購入したり、または為替スワップを行うこともある。契約または通貨は証券取引所で相場付けされるか、規制市場で取引されるものでなければならないが、ポートフォリオがこの種の取引を専門とする高格付の金融機関との間で為替予約またはスワップ取決めを締結する場合にはこの限りではない。

・スワップ

ポートフォリオは、スワップ取引を行うことができる。スワップは、各当事者がインデックスもしくは資産の利回りに基づく期限付支払または異なるインデックスもしくは資産に基づく他方当事者からの期限付支払を行う旨を合意する私的契約である。スワップには、信用リスク、レバレッジ・リスク、流動性リスク、および為替リスクが伴う。ポートフォリオは、ポートフォリオが当事者であるスワップ取引の名目上の元金総額が、取引直後にポートフォリオの純資産総額の5%を超えない場合のみ、スワップ取引を行うことができる。

・レバレッジ

投資顧問会社の裁量により、ポートフォリオは、空売り、証券貸付、レポおよびリバース・レポ取引の利用を含む様々な手段ならびに先物、先渡契約、オプションおよびその他のデリバティブ商品を通じてレバレッジを用いる。

加えて、ポートフォリオは、（ ）さらなる買付申込みの受領を見込んだ取得のための資金調達、（ ）買戻請求への対応、（ ）投資者による買付申込みの決済の不履行に起因する不足分の資金調達、および（ ）組入証券の強制的な予期せぬ売却を回避するための費用の支払を目的とする借入れを含め、現金運用および投資の目的で借入れを行うことができる。かかる借入れには、ファンドに対する業務提供者または第三者たる金融機関との信用供与契約が締結されることが含まれる。ファンドは、かかる借入れに関して担保を提供する権限を有する。

ポートフォリオが利用するレバレッジの最高水準は、前記のとおりである。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照すること。

（３）【運用体制】

管理会社はオルタナティブ投資ファンド運用会社ではなく、AIFMDの目的の範囲内でファンドに係る組入証券およびリスクの管理機能を果たすため、オルタナティブ投資ファンド運用会社を任命している。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、アイルランド中央銀行により認可されている。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの組入証券の管理およびリスク管理を行い、以下に記載されるとおり、その機能を委任している。

ポートフォリオは、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドの株式運用部門のグローバル株式チーム（約10名程度）によって運用されている。

グローバル株式チームの概要

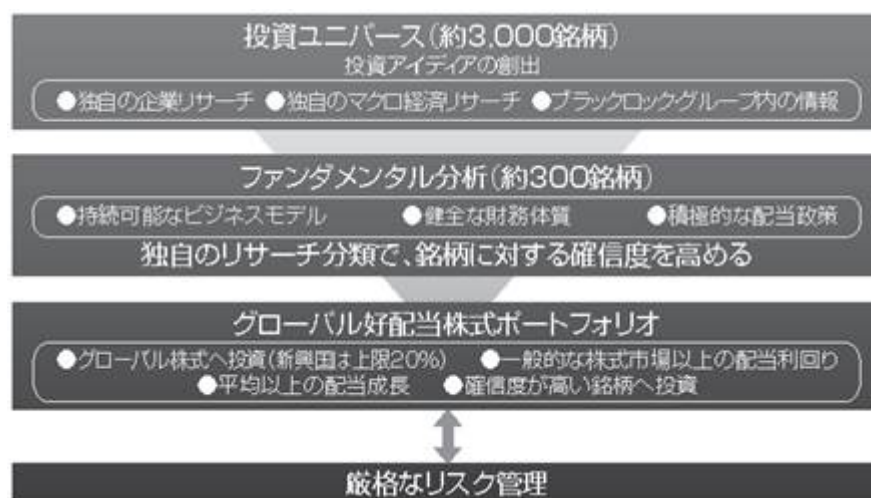
グローバル株式チームは、世界株式運用のスペシャリストで構成され、世界中に点在するブラックロック・グループの調査・運用拠点のメンバーと情報を共有しながら、運用を行っている。



運用プロセス

成長性が高いと考えられる銘柄の中から、配当利回りの高い銘柄を厳選するプロセス。

- 成長性、市場での優位性、資本コストを上回る収益力のある企業に注目
- これら企業の株式が本質的価値を下回る水準で取引されている場合に投資
- 魅力的かつ安定的な利回りを持つ銘柄に着目



< 運用に関する内部規制 >

法令に基づき、投資顧問会社として遵守すべき事項についてコンプライアンス・マニュアルをはじめとした内部規則を定めており、売買注文の管理、関係会社との取引の制限、議決権行使、情報管理、最良執行など、運用に関する各種事項について規定している。

< 管理体制 >

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、投資顧問契約に基づいてその運用業務を投資顧問会社に委託している。

(4) 【分配方針】

受益証券の分配金は、現金で支払われるが、支払日から5年間、請求されなかった場合、無効となり、ポートフォリオの財産に帰属する。

分配金は関連するクラス受益証券の表示通貨で支払われる。

ポートフォリオの純利益は、(i) 経過利息、取得割引(当初発行時割引および市場割引を含む。)またはその他の取得収益から() ポートフォリオの見積費用(管理報酬等を含む。)を差し引いた額とする。各分配金の宣言に関して、管理会社の取締役会は、未分配の純投資収益、実現・未実現売買益(場合により売買の純額相当分により増減する。)(下記の平準化の説明を参照すること。)から支払われるかかる分配金を決定する。

別段の規定がない限り、投資者は、通常、支払が要求される国において適用ある外国為替規則に基づき、関連する支払日から5営業日以内に小切手または銀行送金により分配金の支払を受ける。

受益証券については、買付注文が有効となった日から買戻請求が有効となる日までに宣言される範囲において、分配金が発生する。

ポートフォリオの受益証券の純利益の全部または一部が、分配金が宣言される評価日における純資産価格の決定の直前の登録受益者に対し、以下のように毎月分配金として宣言される。

ポートフォリオのクラスF受益証券(米ドル建て)の保有者について、純利益の全部または一部は、宣言日における日々の純資産価格の決定の直前に、分配金として宣言される。分配金は、毎宣言日の前日において受益者名簿に登録されているクラスF受益証券(米ドル建て)の受益者全員に対して、毎月20日、または同日が評価日ではない場合にはかかる日の翌評価日に宣言される。ポートフォリオのクラスA受益証券(米ドル建て)の保有者について、分配金は、宣言日の前日において受益者

名簿に登録されているクラスA受益証券（米ドル建て）の受益者全員に対して、毎月20日、または同日が評価日ではない場合にはかかる日の翌評価日に宣言される。クラスA受益証券（米ドル建て）の分配金は、報酬および費用込みの総収益、純実現キャピタル・ゲインおよび純未実現キャピタル・ゲインの全部または一部について宣言することができる。後記「3 投資リスク（1）リスク要因—資本からの分配金支払」を参照すること。

ポートフォリオは、受益証券1口当たりの未分配収益が受益証券の売買を理由としてのみ変動することを禁ずるため、平準化会計手法を採用することができる。かかる手法は、ポートフォリオにとって平準化された会計処理を維持することを内容とする。かかる平準勘定は、当該受益証券の1口当たりの純未分配収益が表章する購入受益証券代金を貸方に記入し、買い戻された受益証券の1口当たりの純未分配収益が表章する買戻代金を借方に記入する。ポートフォリオにより宣言される分配金には、事前に平準勘定の貸方に記入されるものがある。投資者に報告される利回りは、平準勘定から支払われる金額と同様、純利益から支払われる金額に含まれる。

日本における販売会社は、分配金支払を確認できまた必要な支払処理の完了次第、顧客に対して分配金を支払う予定である。日本における販売会社は、分配金が宣言される評価日における純資産価格の決定の直前の投資者に対し、原則として、毎月20日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）から日本における5営業日目以降より分配金の支払を開始する。分配金支払日は、日本における販売会社によって異なる。具体的な分配金支払日については、日本における販売会社に照会すること。

前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

また、分配金に関する留意事項については、以下を参照すること。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

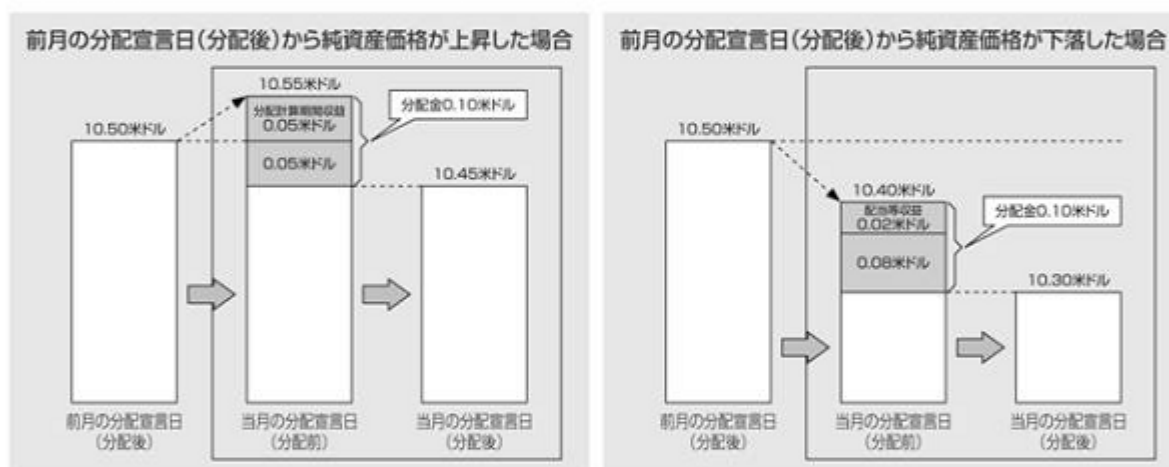
<投資信託の分配金が支払われるイメージ>



- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(実現益および未実現益)を超えて支払われる場合がある。その場合、分配宣言日の受益証券1口当たり純資産価格は前月の分配宣言日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるポートフォリオの収益率を示すものではない。

※「分配計算期間」とは、前月の分配宣言日から当月の分配宣言日までの期間をいう。

<分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(純資産価格が米ドル建ての場合で表示してある。)>



(注1) 分配金は、分配方針に基づき支払われる。

(注2) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

- 投資者のポートフォリオの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合がある。この場合においても、投資元本の一部払戻しに相当する部分を含め、分配金はすべて課税対象となる。ポートフォリオ購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりがいさかった場合も同様である。



（５）【投資制限】

ポートフォリオは、その資産の投資および運用行為に関する以下の制限および方針に従う。本制限は、当該受益者に１か月前に通知することを条件として、管理会社を変更することができる。

ポートフォリオの投資は以下のように制限される。

ポートフォリオは、

他の発行体の証券の引受を行うことができない。ただし、本制限上、ポートフォリオは、単に組入証券を売却することによってまたはコーポレート・ローンに投資することによって証券の引受人とはみなされない。

証券を信用で購入することができない（ただし、組入証券の売買の清算のため必要な短期与信を受けることができる。）。また、証券の空売りを行うことができず、またはショート・ポジションを維持することができない。

ポートフォリオの純資産価額の10%（時価基準による。）を超えて借入れを行うことができない。ただし、合併または併合の場合には、かかる10%の制限を一時的に超えて借入れを行うことができる。ポートフォリオによる借入れは、一時的かつ緊急の目的のためにのみまたは買戻しに対応するために行われる。

ポートフォリオは、リバース・レポ取引の契約締結時点において、少なくとも買戻価格（経過利息を含む。）に相当する価額を有する現金、現金等価物または流動性の高い高格付の債券を保持する分離口座を、保管受託銀行に開設および維持することができる。ポートフォリオがかかる分離口座を開設および維持する場合、リバース・レポ取引は、ポートフォリオによる借入れとはみなされない。ただし、ポートフォリオがかかる分離口座を開設および維持しない状況においては、そのようなリバース・レポ取引またはその他のレバレッジ手段は、ポートフォリオの借入れの制限の目的上、借入れとみなされる。

一発行会社の発行済証券（OECD政府証券および銀行金融証券を除く。）の10%を超えて購入することができない。商業銀行の債務証券は、アメリカ合衆国銀行、アメリカ合衆国外の銀行およびアメリカ合衆国銀行のアメリカ合衆国外支店もしくは国外子会社、またはアメリカ合衆国外の銀行のアメリカ合衆国内支店もしくは国内子会社により発行される。管理会社によりいくつかの投資信託またはポートフォリオが運用されている場合、管理会社は、かかる投資信託またはポートフォリオのため全体で一発行会社の議決権総数の15%を超えて保有しないものとする。

ポートフォリオの純資産価額の10%を超えて、流動性に欠ける、私募株式、抵当証券もしくは非上場株式またはその他の資産に投資を行うことができない。

ポートフォリオが所有もしくは保有する証券に、譲渡担保、質権もしくは抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡することができない。ただし、前記に規定されるとおり、かかる譲渡担保、抵当権もしくは質権が設定され、または譲渡された証券の時価総額が、ポートフォリオの純資産価額について、当該借入れを確保するために必要な割合を超えないものである場合を除く。また後記に従った証券の貸付は、本項に基づく担保を構成するものとはみなされない。ただし、当該制限は、管理会社に、ポートフォリオがデリバティブ取引または先渡取引を投資目的に従って活用する場合、証拠金要求のため、ポートフォリオが保有または所有する証券を預託し、抵当権を設定しまたは担保に供することを禁ずる。

ポートフォリオの純資産価額の33 1/3%を超えてポートフォリオの組入証券の貸付を行うことができない。ただし、当該貸付が本投資制限の規定に従い行われる場合にはこの限りではない。組入証券の借主は、ポートフォリオに対し、現金もしくはアメリカ合衆国政府証券もしくはアメリカ合衆国政府機関証券または現金および（もしくは）かかる証券の組合せによって担保を設定しなければならず、またその公正な時価が常に借入証券の価額の100%以上となるよう当該担保を維持することに同意しなければならない。当該貸付は、いつでも終了可能である場合を除いてその期間は30日を超えてはならず、かつクリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアまたはその他公認の証券決済機関もしくは（アメリカ合衆国連邦準備資金電信為替システムを含む）電信為替システムを通じて、ブローカー、ディーラーおよび金融機関に対して行われることが必要である。

支配または経営を行う目的で投資を行うことができない。

不動産の売買を行うことができない。ただし、ポートフォリオは、不動産もしくは不動産上の権利により担保されている証券または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する証券には投資することができる。

商品または商品契約の売買を行うことができない。

()ポートフォリオが、投資目的、投資方針および投資制限に従い、共同貸主その他としてコーポレート・ローンおよびその他の公社債を購入することにより貸付を行っているとはみなされることがある場合、ならびに()前記 の場合を除き、第三者に金銭の貸付を行うことができない。ただし、本制限において、アメリカ合衆国政府証券、アメリカ合衆国政府機関証券、銀行金融証書および短期債務証書の取得、レポ取引およびリバース・レポ取引の取得は貸付とはみなされない。

ポートフォリオは更に、受益証券が募集および販売のために日本で登録され、かつ日本の規制基準に基づく要件がある限り、ポートフォリオの純資産価額の50%を超えて、米国政府証券および米国機関証券、譲渡性預金証書、銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー、社債およびその他の債務ならびに金融機関の公社債を含む金融商品取引法上の「有価証券」の定義に該当する投資証券に投資する。

上記に記載された投資方針または資産の投資もしくは利用についての制限比率が、取引の実行時点で遵守される場合、投資顧問会社が管理できない事由や、または価額の変動もしくは受益証券の買戻しもしくは償還によって生じた投資比率のその後の変更は、制限違反とはみなされない。

ポートフォリオは、独自にOTCデリバティブ商品の価値を正確に評価するプロセスを採用しなければならない。ポートフォリオは、市場リスクおよび通貨リスクをヘッジするため、効率的な組入証券の運用を目的として高いリターンを追求するため、またはより複雑な効率的な組入証券の運用技術を利用することを目的として、以下の制限に従ってデリバティブを利用することができる。

- 上記取引によってポートフォリオの投資方針および投資制限から逸脱してはならない。

- ポートフォリオは、原資産のグローバル・エクスポージャーがポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保する。指数を基礎とする派生商品の原資産は上記の投資制限には織り込まれない。

譲渡性のある証券または短期金融証書に派生商品が組み込まれている場合、上記の制限を遵守する際にはかかる派生商品を考慮に入れなければならない。エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方のリスク、将来の相場の動向およびポジションを解消するための時間を考慮した上で計算される。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

投資者は、ポートフォリオに投資する前にこれらのリスク要因を読んでおかなければならない。

ポートフォリオの投資目的が達成される保証はない。また、過去の運用実績は将来の運用実績を示唆するものではない。

ポートフォリオが投資する市場および投資商品の価格は変動し易い可能性がある。ポートフォリオに対する投資は、ポートフォリオの受益証券の純資産価格の変動、信用リスク、レバレッジ・リスク、金利リスク、為替リスク、かかるポートフォリオの組入対象およびポートフォリオの受益証券の流動性リスク、ならびにその他のリスクを含む、重大なリスクを伴う。ポートフォリオに対する投資を、完全な投資プログラムとみなすべきではない。

課税に関連するリスク

後記「４ 手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」の項に記載された課税関係情報は、管理会社の知りうる限り、本書の日付現在の税法および税務上の慣行に基づくものである。税法、管理会社およびポートフォリオの税務上の地位、受益者の課税および免税、ならびに当該税務上の地位および免税の効果は、随時変更することがある。ポートフォリオが登録され、販売され、または投資対象となっている法域における税法の改正により、ポートフォリオの税制上の状況に影響を及ぼし、影響を受けた法域における関連するポートフォリオの投資対象の価額に影響を及ぼし、当該関連するポートフォリオがその投資目的を達成する能力に影響を及ぼし、かつ／または、受益者に対する税引後のリターンが変わるおそれがある。ポートフォリオがデリバティブに投資する場合、前文の記載は、デリバティブ契約および／もしくはデリバティブの取引相手方の準拠法の法域、ならびに／またはデリバティブの原エクスポージャーを構成している市場にも及ぶことがある。

受益者に利用可能な免税の利用可能性および価額は、各受益者個人の状況に依拠する。後記「４ 手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」の項に記載された情報は、包括的なものではなく、法律上または税務上の助言を構成するものではない。投資予定者は、自己の特定の税務上の立場およびファンドへの投資による税効果に関して自己の税務顧問に相談することを勧められる。

ポートフォリオが、中近東の法域等の税金制度が完全に発達していないかまたは十分に確立していない法域に投資する場合、ポートフォリオ、ファンド、管理会社、投資顧問会社および総販売会社は、いずれの受益者に対しても、ポートフォリオが当該ポートフォリオの公租公課として財政当局に対して誠実に行いまたは負担した支払について、当該支払を行うかまたは負担する必要がないこと、または行うべきでなくもしくは負担すべきでなかったことが後で判明したとしても、説明責任を負わない。反対に、納税義務、後に異議が申し立てられた（確立された最善の慣行がない中での）最善のまたは共通の市場慣行の遵守または実質的で適時の納税メカニズムの発達の欠如に関するファンダメンタルの不確定性を通じて、ポートフォリオまたはファンドが過年度について納税する場合には、あらゆる関連する利息または申告遅延の罰金が同様にファンドに課せられる。かかる納税遅延は、通常、ファンドの勘定において負担する旨が決定された時点において、ファンドの債務として計上される。

受益者は、一部のクラス受益証券が報酬および費用込みで分配金を支払う場合があることに留意すべきである。これにより受益者は他の場合に受領したであろうよりも高い分配金を受領することがあり、したがって受益者は結果としてより高い所得税納税義務を負うことがある。更に、場合により、報酬および費用込みで分配金を支払うことは、ファンドが収益財産からではなく投資元本財産から分配金を支払うことを意味することがある。かかる分配金は、現地で施行されている税法によっては、受益者の手元に残存する収益分配とみなされることがあり、それにより投資者は、自己の限界所得税率により分配金に税金が課せられることがある。受益者は、この点について自己の専門家の税務アドバイスを受けるべきである。

受益証券の価格

受益証券の価格および受益証券からの収益は、上昇することも下落することもある。投資者は、自身にとっての基準通貨以外の通貨で投資する場合、当該投資が、かかる基準通貨に対して上昇することも下落することもある為替変動の影響を受けるということを認識すべきである。

サブ・ファンドの取引通貨以外の通貨建てで発行された証券への投資に伴う為替リスク

ファンドの各サブ・ファンドの純資産価格は特定の通貨建てである。i シェアーズ・エンハンスド・キャッシュ・ファンド / I S E C ポートフォリオ（以下「E C F I」という。）を除く各サブ・ファンドは、原則として、為替ヘッジのない米ドル建ての資産に投資する。したがって、例えば基準通貨建てでないクラスに当初投資する投資者の場合、サブ・ファンドの受益証券の価格は、当該当初投資通貨への換算の際に、為替市場における対米ドルの為替相場の変動による影響を受けることがある。

大規模な資金フロー

受益証券の大量買戻しが生じた場合、ポートフォリオは、かかる買戻しに対応するためにポートフォリオが保有する証券の主要部分を適宜換金しなければならない。かかる場合、ポートフォリオは、市況や流動性次第で、実勢市場価格を下回る価格で一部保有分の売却を強いられることがあり、それにより受益証券の純資産価格の大幅な変動をもたらすことがある。他方、受益証券の大量買付があった場合、ポートフォリオは、原則として可能な限り速やかに全額投資するよう努めるものの、市場の流動性によっては買付代金の投資にかなりの期間を要することがある。

買戻しの能力

受益証券は、買い戻すことができるが、純資産価格の決定が停止された場合、および／またはポートフォリオが純資産価格の決定を延期した場合、ポートフォリオへの投資は換金困難となることがあり、また受益証券の価格または受益証券に伴うリスクの範囲について信頼しうる情報を得ることが困難となることがある旨、投資者は留意すべきである。

取引相手方リスク

ポートフォリオは取引当事者の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負うことがある。信用リスクとは、金融商品の取引相手方がポートフォリオと締結している債務またはコミットメントを履行できなくなることである。これには、あらゆるデリバティブ、レポ取引、リバース・レポ取引または証券貸付契約を締結する相手方を含む。担保によって保証されないデリバティブ取引は、取引相手方との直接的なエクスポージャーを発生させる。少なくとも各々の取引相手方へのエクスポージャーと等価値で担保を受けることによって、ファンドはデリバティブの取引相手方に対してその信用リスクの大部分を削減するものの、いかなるデリバティブも完全には担保によって保証されない範囲において、取引相手方によるデフォルトはファンドの価値の縮小に終わることがある。新しい取引相手方の正式な精査は完了し、すべての承認された取引相手方は、継続的に監視され、精査される。ポートフォリオは、取引相手方へのエクスポージャーおよび担保管理プロセスについての積極的な監視を維持する。

国際投資

国際的な投資は、為替相場の変動、将来の政治的および経済的發展ならびに為替管理またはその他の国家の法律もしくは制限が課される可能性を含む一定のリスクを伴う。各国の証券価格は、その異なる経済、金融、政治および社会的要素により影響を受ける。ポートフォリオは、様々な通貨建ての証券に投資するため、為替相場の変動は、ポートフォリオの組入証券の価値に影響を及ぼす。更に、ポートフォリオの投資は、回収不能な源泉税の対象となることがある。

世界的金融市場危機および政府介入

2007年以降、世界的金融市場は、広範囲にわたるファンダメンタルの混乱および政府介入をもたらす相当の不安定な局面下にある。一部の法域の規制機関は、多くの緊急規制措置を実行または提案している。政府および規制機関の介入は、範囲および適用が不透明な場合があり、金融市場の効率的な機能を損なう混乱および不確実性をもたらした。どのような追加の暫定的または恒久的な政府規制が市場に課されるかおよび／または当該規制が投資顧問会社がポートフォリオの投資目的を実行する能力にどのような影響を及ぼすかを予測することは不可能である。

様々な法域の統治組織による現在の取組みまたは将来の取組みが金融市場を安定させる手助けになるか否かは不明である。投資顧問会社は、金融市場がこれらの事象の影響を受け続ける期間、また、これらまたは将来の同様の事象がポートフォリオ、ヨーロッパまたは世界経済および世界の証券市場に及ぼす影響を確実に予測することができない。

自然災害または人為的災害および感染症の流行の影響

一部の地域は、自然災害または壊滅的な自然事象の影響を受けるリスクにさらされている。一部の国では、インフラ、災害管理計画策定機関、災害対応および救援のリソース、自然災害に対する組織化された公的基金、ならびに自然災害早期警戒技術の開発が未熟で不均衡なものであることを考慮すると、個々のポートフォリオ企業またはより広範な地域の経済市場における自然災害の被害は、甚大なものになることがある。重要な通信、電力およびその他の動力源が復旧し、ポートフォリオ企業の営業が再開されるまでに、長期間を要することがある。災害が発生した場合には、ファンドの投資対象もリスクにさらされる可能性がある。自然災害による将来の経済的影響の規模は予測不可能であり、一部の会社に対するファンドの投資が遅れ、また最終的にかかる投資が一切できなくなることもある。

投資は、人為的災害によっても悪影響を受けることがある。人為的災害が公表されると、全般的な消費者マインドに重大な悪影響が及ぶことがあり、ひいては、当該投資対象が人為的災害に関連しているか否かを問わず、ファンドの投資対象のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすことがある。

感染症の急激な拡大もまた、ファンドの運用成績に悪影響を及ぼすことがある。例えば、COVID-19として知られる新型コロナウイルスによる感染性呼吸器疾患は、2019年12月に発見され、世界的なパンデミックを引き起こした。このパンデミックは、世界中の多数の国の経済に悪影響を及ぼし、個々の企業および資本市場のパフォーマンスに悪影響を与えた。将来の伝染病およびパンデミックも同様の影響を及ぼす可能性があり、その影響範囲は現時点では見えない。さらに、COVID-19で明らかになったように、特定の新興発展途上国や新興市場国では、保健医療システムが確立されていないために、感染症の影響がより深刻になることがある。これらの国においては、感染症によって引き起こされた公衆衛生上の危機が、既存の政治的、社会的および経済的リスクを悪化させ、回復期間の長期化およびこれらの地域における投資リスクの増大につながる可能性がある。このような感染症の発生による長期的な影響には、不確実性および急激な状況の変化に対する投資家の反応によるボラティリティの上昇、ならびに潜在的な投資価値の損失が含まれる。

政府および規制当局は、公衆衛生上の危機に対応して新たな政策および規制を実施することがあり、それが様々な産業および投資戦略に影響を与える可能性がある。こうした対応には、財政刺激策、医療政策の変更、ならびに貿易規制および移動規制の調整などが含まれる。

投資顧問会社への依存：受益者はファンドの管理に関与しない

投資顧問会社は、ファンドの投資プログラムの日々の管理を行う。ファンドの成功は、投資顧問会社がファンドの投資プログラムを開発し、成功裏に実施することができるかにかかっている。投資顧問会社がそのように成功するとの保証はない。さらに、投資顧問会社の機能はオルタナティブ投資ファンド運用会社による全体的な監督を受けるものの、投資顧問会社による日々の判断によって、ファンドが損失を被るまたは利益を得る可能性のあった収益機会を逃すことがある。受益者は、日々の運用もしくはファンドの業務のコントロール、またはファンドが行った特定の投資もしくはかかる投資の条件を評価する機会へ関与する権利または権限を有しない。

新興市場 / フロンティア市場

以下の勘案事項は、すべての国際投資に一定の範囲において適用されるが、特定の小規模な新興市場 / フロンティア市場において特に重要である。株式に投資するポートフォリオは、特定の小規模な新興市場 / フロンティア市場（それらは、典型的には、経済および / または資本市場の発達水準が低く、かつ、株価および通貨変動性が高い開発途上の国々の市場である。）の投資対象を含むことがある。

かかる市場の一部については、相当程度の経済成長が見込まれ、成長が達成されることにより、株式リターンが、成熟した市場を超える可能性を有している。ただし、株価および通貨のボラティリティは、一般に、新興市場 / フロンティア市場の方が高い。政府によっては、民間経済部門に重大な影響力を行使することもあり、多くの発展途上国に存在する政治的かつ社会的な不安定性は特に重大である。かかる国々の大部分に共通な別リスクとして、経済の極端な輸出偏向と、これに伴う国際取引への依存がある。過負荷のインフラおよび時代遅れな金融制度の存在もまた、気候変動により悪化する環境問題と同様に、一部の国々においてはリスクをもたらす。

一部の経済はまた、一次産品の輸出にかなりの程度依存しており、そのため、一次産品価格の変動に対して脆弱であり、ひいては様々な要因の影響を受けることがある。

新興市場／フロンティア市場は、投資リスクを増大させる可能性があり、かつ、一般に成熟市場では稀な、以下の要因が見られることがある。

- ・ 民間部門における著しい政府介入
- ・ 政治的かつ社会的な不安定性（収用政策、没収課税、国有化、証券市場および貿易決済への介入、ならびに外国投資規制の実施および為替管理を含む。）
- ・ 過負荷のインフラ
- ・ 極端な輸出偏向
- ・ 時代遅れな金融制度
- ・ 気候変動により悪化する環境問題
- ・ 一次産品への依存
- ・ 課税上の偏り（外国人投資家に対して異なるキャピタル・ゲイン税を課すこと。）
- ・ 異なる会計、監査および金融報告慣行
- ・ インサイダー取引につながる可能性がある投資家活動に関する規制、規制の実施および監視の水準が低いこと
- ・ 確立されていない証券市場（取引量が少ない、流動性が乏しい、価格の変動が大きい、集中的な時価総額（小規模の産業への参加者が少ないのに対して投資家および金融仲介会社が高度に集中している。）のために証券の投資タイミングおよび価格算定に影響が及ぶことがある。）
- ・ 未発達の決済／仲介サービス（資本市場が十分発達しておらず、資産の保管／登録の信頼度が低い。）
- ・ 政府による登録機関の監督の少なさ、および発行体からの非独立性（株式保有の喪失につながる詐欺、過失、不当な圧力、所有権の拒絶の可能性）

上記の要因は、個々の小規模な新興市場／フロンティア市場に関して一般的に高レベルのリスクを招くことがあるが、かかる市場における活動間の相関関係が低い場合および／またはポートフォリオ内における投資対象の分散によって軽減することができる。

社会的かつ政治的に不利な環境において、収用政策、没収課税、国有化、証券市場および貿易決済への介入、ならびに外国投資規制の実施および為替管理に政府が関与したことがあり、これらは将来も繰り返される可能性がある。投資収益に対する源泉税に加えて、一部の新興市場およびフロンティア市場では、外国人投資家に対して異なるキャピタル・ゲイン税を課すこともある。

新興市場およびフロンティア市場において一般的に認められている会計、監査および財務報告慣行は、先進国のそれとは大きく異なることがある。成熟市場と比較して、一部の新興市場およびフロンティア市場では、投資家活動に関する規制、規制の実施および監視の水準が低いことがある。かかる投資家活動には、一定のカテゴリーの投資家による重要な未公開情報に基づく取引のような慣行を含むことがある。

発展途上国の証券市場は、より確立された証券市場ほど小さくなく、取引量も著しく少ないため、流動性が乏しく、また価格変動も大きい。そこでは、時価総額および取引量が、限られた数の産業を代表する少数の発行体に高度に集中し、また投資家および金融仲介会社も高度に集中している。これらの要因は、ポートフォリオが有価証券を取得または処分するタイミングおよび価格に悪影響を及ぼすことがある。

一部の新興市場およびフロンティア市場では、登録機関は政府による効果的な監督に服しておらず、また常に発行体から独立しているわけでもない。発行体による詐欺、過失、不当な圧力または所有権の認識拒絶の可能性があり、その結果、その他要因と相まって、株式保有の登録を完全に喪失する可能性がある。投資家は、関連するポートフォリオがこれらの登録関係の問題から損害を被ることがあること、また、旧態依然とした法制度の結果、ポートフォリオが効果的な補償を請求することができない可能性があることに留意しなければならない。

ポートフォリオがロシアの現地株式に直接投資する場合、ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%以下にまでエクスポージャーを制限する。ただし、規制ある市場として認められてい

るロシア取引システムまたはモスクワ銀行間通貨取引所のいずれかの上場証券に投資する場合を除く。

外国投資に対する制限

国によっては、ポートフォリオなどの外国事業体による投資に対し禁止したり、または相当の制限を課したりする。実際に、一定の国々は外国人による投資に先立って政府の承認を要求したり、外国人による特定の会社に対する投資額を制限したり、外国人による会社への投資を自国民が購入できる会社の証券よりも不利な条件の特定クラスの証券のみに制限している。一定の国々は、投資機会を、自国の利益にとって重要とみなされる発行体または産業に制限することができる。外国の投資家が一定の国々の会社に投資できる方法およびかかる投資に対する制限がポートフォリオの運営に不利な影響を及ぼすことがある。例えば、ポートフォリオは、このような国々においては、まず現地ブローカーまたはその他の事業体を通じて投資を行うよう求められ、その後株式の購入をポートフォリオの名義で再登録させられることがある。再登録は、場合によっては、適時に行うことができず、遅滞期間が発生する場合があります。かかる遅滞期間中、ポートフォリオが自らの投資家としての権利（配当に関する権利または一定の会社行為について知識を得る権利を含む。）の一部を付与されないことがある。また、ポートフォリオが購入注文を行ったものの、その後、再登録の時点で、外国人投資家に認められた投資枠が埋まってしまった旨を通知され、ポートフォリオが当該時点で希望する投資を行う能力が奪われてしまう場合がある。国によっては、ポートフォリオが投資収益、投資元本または外国人投資家による証券の売却代金を本国に送る能力に関する相当の制限が存在することがある。ポートフォリオは、投資元本を本国に送付するために必要な政府による承認が遅滞またはその付与が拒否された場合、およびポートフォリオに対する投資制限が適用された場合に悪影響を受ける可能性がある。いくつかの国々では、自らの資本市場における間接的外国投資を促進するためにクローズドエンド型投資信託会社を設立する権限を認めている。特定のクローズドエンド型投資信託会社の株式は、その純資産価額に対するプレミアムを表章する市場価格のみで取得できることがある。ポートフォリオがクローズドエンド型投資信託会社の株式を取得した場合、受益者は、ポートフォリオに係る費用（運用報酬を含む。）および間接的に当該クローズドエンド型投資信託会社の費用を自らの保有株式に按分して負担することとなる。

ロシアにおける投資は、現在、証券の所有および保管に関して特定の高リスクにさらされている。ロシアにおいて、このことは、企業またはその登録機関（代理人ではなく、保管受託銀行に対し責任を負うこともない。）の帳簿への記入によって証明されている。ロシア企業の所有権を表章する券面は、保管受託銀行もしくは取引代行機関において、または効果的な中央預託制度によって保有されることはない。かかる制度ならびに政府による不十分な規制および強制力の結果、ポートフォリオは、詐欺、過失または単なる誤りによって、2013年法に基づく保管受託銀行の責任および義務に影響を与えることなく、自らのロシアの有価証券の登録および所有権を喪失する可能性がある。

ロシアの欧州での行動の結果、2026年4月16日現在、ロシアは米国、欧州連合およびその他の世界中の国々によって経済制裁を課されている。制裁の範囲および程度は拡大する可能性があり、このことがロシア経済に悪影響を及ぼすリスクがある。こうした制裁に対し、ロシアが欧米その他の諸国に対しより広範に対抗措置を講ずることもあり得る。ロシアがどのような措置を講じるかによって、ポートフォリオを含むロシア国外の投資家が、ロシアへの投資を継続すること、および/またはロシア国内の投資対象を売却して資金をロシア国外に送金することが困難となる可能性がある。これが生じた場合、管理会社の取締役会は、（その裁量により）ロシアに対する投資エクスポージャーを有するポートフォリオの受益者の利益になると考える措置を講じることができる。かかる措置には、必要に応じ、ポートフォリオにおける取引の停止が含まれる。

新規募集株式および新規発行債

ポートフォリオは、新規募集株式または新規発行債に投資することがある。新規募集株式または新規発行債に含まれる証券の価格は、しばしば、より確立された既存の証券に比して大きなまたは予想外の価格変動を伴うことがある。

デリバティブ

ポートフォリオは、市場リスクおよび為替リスクをヘッジし、および効率的なポートフォリオ運用の目的のためデリバティブを活用することができる。

デリバティブの活用により、ファンドはより高い割合でリスクにさらされることがある。特に、デリバティブ契約は価格変動幅が大きく、一般的に、契約金額に比べ当初証拠金が少額で、取引にレバレッジ効果がかかる。比較的小さな市場変動により、デリバティブは、標準の債券または株式に比して大きく影響を受ける可能性がある。

デリバティブは、変動しやすく、また以下の重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク：デリバティブ取引の取引相手方（取引の相手方となる当事者）が、ポートフォリオに対するその金銭債務を履行することができないというリスク。
- ・為替リスク：通貨間における為替相場の変動が、投資対象の（米ドル建ての）価値に悪影響を及ぼすというリスク。
- ・レバレッジ・リスク：特定の種類の投資対象または取引戦略に関連するもので、比較的小さな市場変動により、投資対象の価値が大きく変動するというリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または取引戦略は、当初投資された金額を大きく超過する損失を生む可能性がある。
- ・流動性リスク：特定の証券について、売り手が希望する時期においてまたは売り手により当該証券が現在有するとみなされる価格により、売却することが難しいかまたは売却不可能である場合があるというリスク。

マージン・ローン

一部の地域では、投資者は、受益証券の購入のために、マージン・ローンを組むことができる。市場その他の変動により、ポートフォリオは、かかる借入金の返済を希望する投資者から買戻注文を受領することができる。買戻注文が相当量である限りにおいて、当該売却がポートフォリオにとって不利な時期の場合、ファンドは、組入証券の処分を要求されることがある。

資本からの分配金支払

ポートフォリオについての分配金は、資本ならびに純インカム収益、実現および未実現純キャピタル・ゲインに基づき宣言することができる。実現および未実現純キャピタル・ゲインからの分配金支払は、定期的またはさらなる分配を可能にすることがあるが、ポートフォリオの資本金額を減少することだけでなくキャピタル・ロスを増加することにより長期的な元本成長の可能性を削減することになる場合もある。

これは、例えば、以下の場合に発生することがある。

- ・ポートフォリオが投資する証券市場が、ポートフォリオが純キャピタル・ロスを被る程度に下落していた場合。
- ・分配金が手数料および費用を含んだ総額である場合、手数料および費用は、実現および未実現純キャピタル・ゲインまたは当初募集資本から支払われることを意味する。その結果、これに基づく分配金の支払は、ポートフォリオおよび／または関連するクラス受益証券の元本成長または資本を削減することがある。
- ・分配金にクラス受益証券の為替ヘッジから生じる利率格差が含まれる場合、分配金が多くなるものがあるものの、関連するクラス受益証券の資本は利率格差による恩恵を受けないことを意味する。クラス受益証券の為替ヘッジの純収益が分配金の金利差部分を全額補えない場合、当該不足は資本の減少をもたらす。

受益者は、資本から支払われる配当が、税務目的上、一部の法域では所得の受領として扱われる場合があることに留意すべきである。受益者は、この点に関して、自己の専門家に税務上の助言を求めるべきである。

ユーロおよびユーロ圏のリスク

ユーロおよびユーロ圏の成功は、各加盟国の全般的な経済および政治状況に加え、各加盟国の信用力と、加盟国が通貨同盟に引き続きコミットし、他の加盟国を支援する意思を有しているかに依拠している。いずれかの国によるユーロ債の不履行、またはユーロ圏のいずれかの国の信用格付の大幅な低下の場合、ファンドおよびその投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドの複数のサブ・ファンドの基準通貨はユーロであり、かつ／またはユーロ建て資産を直接または担保として保

有していることがあり、投資顧問会社または管理会社の取締役会がかかるリスクを軽減するために講じる措置にかかわらず、ユーロ圏での事象の結果として投資の価値および／または流動性が低下することがある。

ユーロ圏は、高インフレ、急な金融政策による引き締め、地政学的不安定性および不確実な経済見通し等、様々な傾向から生じるリスクにさらされており、新たなショックや資産価値の修正につながる可能性がある。

かかる状況は、欧州経済通貨同盟の安定性および全体的な状況に関して数多くの不確定要素を生み、ユーロ圏の構成に変化をもたらすことがある。ユーロ圏において一もしくは複数の国がユーロから離脱することまたは離脱する可能性によって、一もしくは複数のユーロ圏諸国が自国の通貨を再導入するか、またはより極端な状況下では、ユーロが完全に消滅する可能性がある。かかる事態の展開（ユーロから他の通貨への通貨単位変更のリスク、資本規制の可能性、ならびに債務および負債の強制執行可能性に関する法的な不確実性を含む。）またはかかる問題もしくは関連する問題に関する市場の認識によって、ファンドの投資対象の価値が悪影響を受けることがある。投資者は、ユーロ圏および欧州連合の変化がファンドへの投資に及ぼす影響を慎重に考慮すべきである。

持続可能性リスク

持続可能性リスクとは、環境、社会またはガバナンスの問題に関係する投資リスク（ある投資対象につき予想されるリターンに対して、重大な損失が発生する可能性またはその不確実性）を指す包括的な用語である。

環境問題に関する持続可能性リスクは、気候リスク（物理的リスクおよび移行リスクの双方）を含むが、これらに限定されない。物理的リスクは、短期的または長期的な気候変動がもたらす物理的な影響に起因する。例えば、頻繁かつ厳しい気候関連事象により、製品およびサービスならびにサプライチェーンが影響を受けることがある。移行リスクは、政策、技術、市場または評判リスクのいずれであれ、気候変動を軽減することを目的とした低炭素経済への移行から生じる。社会問題に関連するリスクには、労働者の権利および地域社会との関係が含まれるが、これらに限定されない。ガバナンスに関するリスクには、取締役会の独立、所有と支配、および監査・税務管理に関するリスクが含まれるが、これらに限定されない。上記のリスクは、発行体の運営効率および回復力、ならびに発行体に対する一般の認識および評判に影響を与えることがある。これらは、発行体の収益性ひいては資本増加にも影響し、最終的にはポートフォリオの保有銘柄の価値にも影響を与えるものである。

上記は持続可能性リスクの要因の例示に過ぎず、投資対象のリスク・プロファイルは、持続可能性リスクの要因のみによって決まるものではない。持続可能性リスクの要因およびその他のリスクの関連性、深刻度、重要性および対象期間は、ポートフォリオによって大きく異なる。

持続可能性リスクは、異なる種類の既存のリスク（市場リスク、流動性リスク、集中リスク、信用リスク、資産と負債の不釣り合いによるリスクなどを含むが、これらに限定されない。）として表すことができる。例えば、ポートフォリオは、物理的な気候リスク（例えば、サプライチェーンの乱れによる生産能力の低下、需要ショックによる売上の減少、または運営コストもしくは資本コストの増加）または移行リスク（例えば、炭素を多く排出する製品もしくはサービスに対する需要の低下、または原料価格の変化による生産コストの増加）により潜在的に減収または費用の増加にさらされる可能性のある発行体の株式または債務証券に投資することがある。その結果、持続可能性リスクの要因により、投資対象が重大な影響を受け、ボラティリティが高まり、流動性に影響し、ひいてはポートフォリオの受益証券の価値が損なわれることがある。

これらのリスクによる影響は、特定のセクターまたは地理への集中が見られるポートフォリオの場合に、より大きくなることがある。例えば、悪天候に影響されやすい場所に地理的に集中しているポートフォリオの場合、ポートフォリオの組入証券の価額が、物理的な不利な気候事象の影響をより受けやすい。また、炭素を多く排出している、または低炭素の代替形態に移行する際のコストが高い産業または発行体に投資しているなど、特定のセクターに集中しているポートフォリオの場合、気候に係る移行リスクの影響をより受けやすい。

これらの要因のすべてまたはいくつかが組み合わさり、関連するポートフォリオの組入証券に想定外の影響をもたらすことがある。その場合、通常の市況下では、ポートフォリオの受益証券の価額が重大な影響を受けることがある。

持続可能性リスクの評価は、対象となる資産クラスおよびポートフォリオの目的に応じた固有のものである。異なる資産クラスについては、より精密な調査を行い、重要性を評価し、発行体および資産によって有効な区別を付けるため、異なるデータおよび手段が必要となる。重要性およびポートフォリオの目的に基づき優先順位を付けることで、リスクを考慮すると同時に管理することとなる。

持続可能性リスクの影響は、時間の経過と共に増大することが見込まれ、また、持続可能性に関する要因およびその影響についてのさらなるデータおよび情報が入手可能となり、持続可能な金融に関連する規制環境が整備されるにつれ、新たな持続可能性リスクが特定される可能性がある。これらの新たに発生するリスクは、ポートフォリオの受益証券の価値に更なる影響を及ぼすことがある。

その他のリスク

ポートフォリオはその管轄地外のリスク - 例えば、不明瞭かつ変動する法制度を有する投資対象国または法的賠償の規定もしくは有効な手段に欠ける投資対象国からの法的リスク、経済および外交制裁の実施または一部の州への行使ならびに軍事行動の開始されるリスク - にさらされる。当該事象の影響は不明瞭ではあるが、一般的な経済状況および市場の流動性に重大な影響を及ぼすことがある。

規制機関および自主規制機関ならびに取引所は、市場の緊急事態の場合には臨時的措置をとる権限が付与されている。いずれの今後のファンドへの規制措置の影響は重大であり不利益であることがある。

（２）リスクに対する管理体制

投資顧問会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社のポートフォリオ・マネジャーおよびリスク管理部門は、リスクを管理し、ファンドが保有する証券に対する市場動向の影響具合をモニターしている。運用チームは、発行体の全体的な状況をモニターしている。これらの要因の継続的なモニターに基づき、ポートフォリオ・マネジャーは、特定の投資対象のリスク要因がファンドにとって適切であるか否かを積極的に決定する。リスクの水準が容認し難いほどまで上昇していると決定される場合、より適切と考えられる程度までリスク水準を低下させるため、ポートフォリオの再構築を行う。

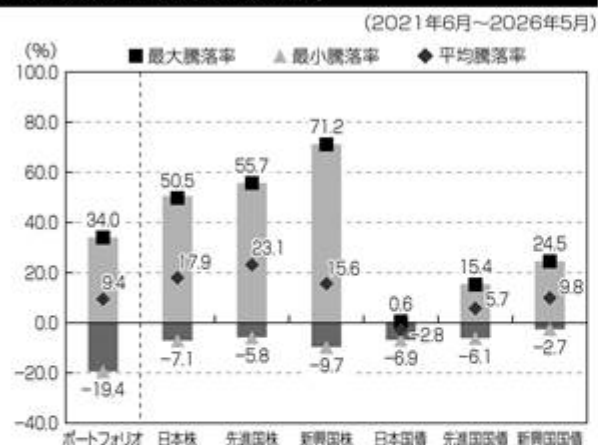
ポートフォリオは、ヘッジ目的およびヘッジ目的以外でデリバティブ取引等を行っている。投資顧問会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社は、UCITSに係るEU指令に準拠してデリバティブ取引等の管理を行っている。

（注）上記の記載は、2026年5月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

< 参考情報 >

ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

クラスA受益証券(米ドル建て)



※上記のグラフは、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を、ポートフォリオのクラスA受益証券(米ドル建て)(表示通貨ベース)および他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものである。ポートフォリオのクラスA受益証券(米ドル建て)については、税引前分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資1口当たり純資産価格を用いて算出しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて算出した年間騰落率とは異なることがある。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限らない。

※各資産クラスの指数

日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット指数
 (配当込み、円ベース)
 日本国債………… NOMURA-BPI国債
 先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス
 エマージング・マーケット・グローバル
 ディバーシファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしている。

ポートフォリオの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

クラスA受益証券(米ドル建て)



※上記のグラフは、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における分配金再投資1口当たり純資産価格の1年間の騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移を表示したものである。

※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額(実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。)について、2021年6月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

< 各指数について >

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数である。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有する。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数である。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数である。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属する。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有している。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数である。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属する。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負わない。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスである。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有している。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数である。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属している。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

a．海外における申込手数料

以下の当初申込手数料が徴収される（「C D S C」とは、偶発後払販売手数料をいう。）。

クラス受益証券	当初申込手数料	C D S C
クラスA 受益証券 （米ドル建て）	投資額の上限3.00%	なし
クラスF 受益証券 （米ドル建て）	なし	なし

b．日本における申込手数料

クラスA 受益証券（米ドル建て）について申込金額の3.30%（注）（税抜3.00%）を上限として、日本における販売会社が定める。具体的な申込手数料の金額または料率については、日本における販売会社に照会すること。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）に係る消費税に相当する料率（10%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

日本における販売会社の照会先：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目９番２号

ホームページ：<https://www.sc.mufig.jp/products/trust/index.html>

「外国投資信託運用報告書」

日本における申込手数料は、購入時の商品説明および販売に関する事務手続等の対価として、日本における販売会社に支払われる。

（２）【買戻し手数料】

a．海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b．日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

クラス受益証券	年間管理報酬	年間販売報酬	年間代行協会員報酬	その他の報酬
クラスA 受益証券 (米ドル建て)	0.60% クラスA 受益証券 (米ドル建て) に 帰属する G E I P の純資産価額から 毎日生じる。	0.55% クラスA 受益証券 (米ドル建て) に 帰属する G E I P の純資産価額から 毎日生じる。	0.05% クラスA 受益証券 (米ドル建て) に帰 属する G E I P の純 資産価額から毎日生 じる。	なし
クラスF 受益証券 (米ドル建て)	ファンドから報酬 は徴収されない。 (代わりに別に定 める契約の下で管 理会社またはその 関連会社に報酬が 支払われる。)	なし	なし	受益者との別に 定める契約の下 で支払われる管 理会社報酬

管理会社は、ファンドから、前記の表に記載の年率の管理報酬を毎月受領する権利を有する。管理報酬は、約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。管理会社は、オルタナティブ投資運用契約に基づき提供された業務の対価として毎月の管理報酬の一部または全部をオルタナティブ投資ファンド運用会社に支払うようファンドに指示することができる。管理会社は、投資顧問契約に基づき提供された業務の対価として、ファンドから受領する報酬の中から投資顧問報酬を支払う。

管理会社は、クラスF 受益証券（米ドル建て）について、クラスF 受益証券（米ドル建て）の投資者との別に定める契約に基づき報酬を受領する。

ファンドは、選任された販売会社に対し、前記の表に記載の年率の販売報酬を支払う。販売報酬は、ポートフォリオの当該クラスに帰属する平均純資産価額に基づき、毎日発生する。販売報酬は、関連する販売会社との契約に基づき、四半期毎に支払われる。支払われた金額は、当該販売会社を通じて販売された発行済受益証券の日々の価格の平均に基づき、販売会社間で分配される。特定のクラス受益証券につき販売報酬が支払われない場合、総販売会社は、自らの管理会社から受領した報酬から販売会社に対して報酬を支払うことができる。販売会社は、自らに支払われた報酬の一部または全部を副販売会社またはディーラーに再分配することができる。販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われる。

代行協会員報酬は、クラスA 受益証券（米ドル建て）について、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等の業務の対価として、四半期毎に代行協会員に支払われる。

ポートフォリオは、ブラックロックにより販売され運用されているUCIへのいかなる投資に関しても、購入または買戻された受益証券について販売報酬も買戻し手数料も支払わない。管理報酬（実績報酬がある場合には、同報酬を含む。）またはポートフォリオによる他のUCIへの投資に関連するその他の報酬を、ポートフォリオに払い戻すことは意図されていない。

a . 管理報酬

2026年1月31日に終了した会計年度中に支払われた管理報酬は、272,051米ドルであった。

b . 販売報酬

2026年1月31日に終了した会計年度中に支払われた販売報酬は、249,380米ドルであった。

c . 代行協会員報酬

2026年1月31日に終了した会計年度中に支払われた代行協会員報酬は、22,671米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

管理報酬に加えて、ファンドの運営に関するすべての費用はファンドにより支払われる。これらの費用は、とりわけ、適用ある場合（前記の表に記載される。）には年率での販売報酬、税金、法務および監査費用（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等）、委任状印刷費用、受益者報告書、英文目論見書その他の販促費用、保管受託銀行およびその取引代行機関、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および支払代理人の報酬および費用、管理業務会社の手数料、上場費用、受益証券買戻しにかかる費用、様々な法域での登録費用、管理会社の関係を有していない取締役の報酬および費用、管理会社の取締役会およびファンドの受益者集会への出席に関する管理会社の取締役および役員の費用、会計および価格決定費用（毎日の純資産価格の計算を含む。）、保険、支払利息を含む借入費用、金利、ブローカー費用、管理会社が承認したマーケティングおよび広告費用、ならびにその他の取引費用（投資および投資候補のデューディリジェンスに関連する手数料および費用、成立しなかった取引に関連する費用、ならびにかかる取引の交渉に関連する費用を含む。）、決済および清算費用ならびに取引に関連する税金および関税、訴訟およびその他の臨時的または一時的な費用、ならびにファンドにより適切に支払われるべきその他のすべての費用を含む。販売報酬がファンドによって支払われない場合（前記の表を参照すること。）、管理会社は、選任された販売会社に対してその管理報酬の中から販売報酬を支払うことがある。特定のサブ・ファンドに帰属しない経費および費用は、ファンドのサブ・ファンド間で公平に配分されるが、通常、関係するサブ・ファンドの純資産価額をベースに比例的に按分される。管理会社は、ポートフォリオの運営に関連して、ポートフォリオに直接または間接的に配分されるべき特定の手数料、費用および経費を随時請求されることがある。該当する場合、これには事務手数料が含まれることがある。

ファンドの一般的な管理費用は、各サブ・ファンドの受益証券の各クラスに、当該サブ・ファンドの全クラスの発行済み受益証券の総口数に基づき配分される。

ポートフォリオは、以下の費用を負担する。

- a．当該四半期末にポートフォリオの純資産価額に基づき、四半期毎に支払われる、適用あるルクセンブルグの年次税の支払を含むが、これに限定されることなく、ポートフォリオの資産および収益について課せられるすべての税金（すべての収益税および営業免許税を含むが、これらに限定されない。）
- b．ポートフォリオが所有する有価証券またはその他の資産に関する取引について発生する通常の銀行報酬、仲介手数料およびポートフォリオの資産の保管を委託されたその他の銀行または金融機関もしくは決済機関の取引関連手数料
- c．各評価日に計算されるファンドの毎日の資産の平均額に基づき、当該時の英文目論見書中の各ポートフォリオに関する記載のとおり、毎月支払われる前記「（３）管理報酬等」に開示されている料率の管理会社の報酬
- d．１口当たり純資産価格の決定のため提供される会計業務およびその他主要管理事務ならびに名義書換のそれぞれの業務に対する報酬を含む、書面により随時合意される慣行に基づく管理事務代行会社および名義書換事務代行会社の報酬
- e．管理会社およびその他の業務提供者の合理的範囲内の一切の立替費用およびファンドの取締役会および受益者集会（もしあれば）出席のための管理会社の取締役および法律顧問の合理的費用および旅費
- f．ファンドの資産価額に対する年率によって表わされ、取引代行機関と決済機関の実費と報酬に関する取引とは別個の保管受託銀行の慣例の割合に基づく報酬および実費
- g．前記「（３）管理報酬等」に開示されている受益証券販売会社の報酬
- h．管理会社、保管受託銀行、取引代行機関、管理事務代行会社およびその他の業務提供者が、受益者の利益のために業務執行中に負担する法的費用（法律顧問の報酬および立替金ならびにその他の訴訟費用を含むが、それらに限定されない。）
- i．受益者集会の招集および開催費用（もしあれば）

- j．法律違反または約款その他に基づく各々の義務の不履行に関する管理会社、保管受託銀行、取引代行機関、投資顧問会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および／または管理業務会社の責務、またはこれらに対して提起される損害賠償またはその他の救済措置によって発生する、またはポートフォリオに関する費用、経費または損失を保証する責任保険または身許保証金の費用
- k．ファンドの受益証券が公募および販売のために登録される管轄地域のすべての適用法令によって容認される場合その範囲内で管理会社が適切とみなす合理的販売促進費用および広告費用
- l．約款ならびに届出書、英文目論見書および説明書ならびにこれらの変更を含むが、それらに限定されないポートフォリオに関するその他一切の書類を受益証券の募集または販売に鑑み、適切な言語で作成し、および／またはこれらを受益証券が募集または販売される国の関係当局（各地の証券業協会を含むが、これに限定されない。）に届出、公告する費用
- m．券面印刷費用ならびに受益証券の実質的保有者を含むが、これらに限定されない受益者の利益のために要求され、また必要な言語で、約款に基づきまたは上記の関係当局の適用ある法令に基づき要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を作成し、配布する費用
- n．管理業務会社の報酬
- o．受益者に対する通知の作成、配布および公表費用ならびに受益証券の価格の公表費用
- p．上記に関する独立監査役の報酬、および印紙税または適用ある場合の各国における券面にかかる手数料を含むが、これらに限定されない類似の一切の管理運営手数料または税金
- q．ポートフォリオの当該時の現行英文目論見書に開示されたその他すべての報酬、経費および費用

費用は、管理会社により承認された評価規定または指示に定められている客観的基準に基づき、費用が発生した当該ポートフォリオ、クラスまたはカテゴリーの受益証券に按分により配分される。販売報酬または特定のポートフォリオもしくはカテゴリーの受益証券について執行されたヘッジ手法に関連する費用等特定の報酬は、当該ポートフォリオまたはカテゴリーが負担する。

すべての経常費用は、まず収益から、次に、キャピタル・ゲイン（もしあれば）、および資産から支払われる。ポートフォリオの設立費用およびその他の類似する費用は、ルクセンブルグの法律によって認められるところにより、また国際的な会計原則に従って、5年を超えない期間にわたり償却される。

2026年1月31日に終了した会計年度中に支払われた保管報酬は、61,649米ドルであった。

また、2026年1月31日に終了した会計年度中に支払われたその他の費用は、478,007米ドルであった。

保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手数料については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方法または上限額等も表示することができない。また、その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。

手数料および費用等の合計額についても、ポートフォリオの保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

設立費用

ファンドの設立費用は、ルクセンブルグ法が認めるとおり、また、一般に認められた会計原則に基づき、ポートフォリオに相応する純資産価額に基づきポートフォリオの資産に計上され、定額法で5年間にわたり償却される。同様に、ファンドの設立後に設定されたポートフォリオの組成費用は、ポートフォリオの資産に計上され、5年間にわたり償却される。

ポートフォリオの償還または他のポートフォリオとの合併の場合、ファンドの設立に関して当該ポートフォリオに配分された未償却設立費用は、通常、残るすべてのポートフォリオに相応する純資産に基づき各残存ポートフォリオに配分される。あるポートフォリオの設定に関して当該ポートフォリオに配分された未償却設立費用は、合併または償還前に当該ポートフォリオの資産から支払われ

る。当該費用が管理会社の取締役会により重要とみなされる場合、取締役会は、すべての状況に鑑み受益者に対して公正かつ妥当とみなされる方法で当該費用を配分することができる。

ポートフォリオの設立費用の残額は、償却済である。

（５）【課税上の取扱い】

以下の要約は、現行の法律および慣行に基づくものであり、変更されることがある。

投資者は、市民権、居住地または住所地に関する自国の法律に基づく株式の申込み、購入、保有、償還、転換または売却による税効果の可能性について自ら情報収集すべきであり、自己の専門アドバイザーに適宜相談するべきである。投資者は、税制のレベルおよび課税標準および税金の免除について変更されることがある点に留意すべきである。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ポートフォリオが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ポートフォリオの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ポートフォリオの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ポートフォリオが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ポートフォリオの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるポートフォリオの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ポートフォリオの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ポートフォリオは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について>

NISAで取り扱っている商品は販売会社によって異なる。詳しくは、日本における販売会社に照会すること。

ルクセンブルグ

ファンドは、ルクセンブルグ現行法および現行の慣行に基づき、ルクセンブルグの通常の所得税またはキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負っておらず、またファンドが支払った分配金にルクセンブルグ源泉徴収税が課されることもない。ただし、ファンドは、ルクセンブルグ投信法に従い、年率0.05%の登録税を各暦四半期末日にファンドの純資産価額に課されるが、スーパー・マネー・マーケット・ファンドおよび機関投資家のためのポートフォリオまたは受益証券クラスに関しては、年率0.01%の軽減税が課される。

他のルクセンブルグの投資信託において保有されている受益証券により表章される資産価額は、かかる受益証券に対して既に2010年法第174条に定める登録税が課されている場合、登録税が免除される。

米国

ファンドに対する課税

管理会社は、米国の取引または事業に関わらないよう、また米国連邦所得税の確定申告書の提出を要求されないようファンドを運営する予定である。ファンドが米国の取引または事業に関わったことが最終的に判明した場合、ファンドは、組入証券の販売からの利息および利益を含む所得に対して米国連邦所得税を課される。更に、ファンドは、有効に関連する利益および収益が米国に再投資されていない限りにおいて、米国の支店利益税が課される。ポートフォリオは、随時、米国における納税報告が必要となるような投資対象を取得または受領することがある。投資顧問会社は、通常、かかる状況を可能な限り制限することを目指す。

当初発行日から183日以内に満期となる「ポートフォリオ債務証券」または割引債務証券である投資対象に対してファンドが得た米国源泉の利息は、米国源泉徴収税を課されない。これらのカテゴリーに該当しない債務証券に対する米国源泉の利払いは30%の源泉徴収税が課される。また、米国法人により発行される株式に対してファンドが受け取る配当には一般に30%の米国源泉徴収税が課される。ファンドにその他の米国源泉の固定的、確定的、年間または期間毎の収益がある場合、かかる収益には30%の米国源泉徴収税が課される。ファンドによる組入投資対象の販売からの利益は、かかる投資対象が米国不動産および米国不動産に投資する特定の会社が発行する証券の両方を含む米国不動産持分を構成しない限り、米国の税金を課されない。ファンドは米国不動産持分への投資を行う予定はない。

受益者に対する課税

ファンドおよび投資者のいずれも米国の取引または事業に従事しておらず、かつ別途純利益ベースでの米国連邦所得税を課されないことを前提とすると、ポートフォリオの受益証券の配当および米国人でない投資者による受益証券の処分に対する利益または損失のいずれも通常は米国の課税または源泉徴収の対象とはならない。

ファンドの受益証券は、米国連邦所得税の目的における消極外国投資会社（以下「P F I C」という。）の持分を構成する。したがって、米国人により直接的または間接的に支配される投資予定者は税務顧問に相談すべきである。

F A T C A およびその他の国際的な報告体制

国際的な税務コンプライアンスの向上およびF A T C A実施のための米国およびルクセンブルグの間の協定（以下「米国 - ルクセンブルグ I G A」という。）が、米国の追加雇用対策法の外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）の規定のルクセンブルグによる実施を可能にすることを目的として締結された。F A T C Aは、報告の枠組みおよび米国源泉の（もしくはこれに帰属する）または米国資産に関する、特定のカテゴリーに属する受領者（F A T C Aの条項を遵守せずその他の方法によっても免除されない米国以外の金融機関（以下「外国金融機関」または「F F I」という。）を含む。）に対する特定の支払につき潜在的な30%の源泉徴収税を課す。一部の金融機関（以下「報告金融機関」という。）は、米国 - ルクセンブルグ I G Aに従い、その米国の口座保有者に関する特定の情報を直接税庁（以下「A C D」という。）に提供することを義務付けられている（当該情報は、その後米国税務当局に提供される。）。ファンドは、かかる目的のために、報告金融機関を構成することが見込まれる。したがって、ファンドは、その直接の、および特定の状況においては間接の米国の受益者に関する特定の情報をA C Dに提供しなければ

ばならず（当該情報はその後、米国税務当局に提供される。）、また、米国内国歳入庁への登録も要求される。ファンドおよび管理会社は、ファンドが、米国 - ルクセンブルグ I G A により予定されている報告体制の条項を遵守することにより、F A T C A の条項を遵守しているものとして扱われるよう整える意向である。但し、ファンドが F A T C A を遵守できるとの保証はなく、ファンドが F A T C A を遵守できない場合には、米国源泉の（もしくはこれに帰属する）または米国資産に関して受領した支払に、30%の源泉徴収税が課されることがあり、これにより受益者に支払を行うために利用できる金額が減ることがある。

多数の法域が、経済共同開発機構（以下「O E C D」という。）が公表した金融口座情報の自動交換のための共通報告基準を模範とした多国間協定を締結した。ファンドは、当該協定の当事者である法域の直接の、および特定の状況においては間接の受益者に関する特定の情報も A C D に提供することを要求される（当該情報は、その後関連税務当局に提供される。）。

上記に照らして、ファンドの受益者は、報告体制の条件を遵守するために、特定の情報をファンドに提供することを要求される。

その他の法域における課税

組入証券に関してファンドが受け取る配当およびキャピタル・ゲインにつき、源泉国の還付不能の源泉徴収税を課されることがあり、また、組入証券に対して受け取る利息についてもかかる源泉徴収税を課されることがある。ファンドは、可能な限りにおいて、ファンドが投資する国に居住する会社に課される税金に対する責任を回避するように運営を管理する意向である。更に、受益者が市民権、居住地または住所を有する法域は、一般にファンドの受益証券の取得、所有または処分に対して税金（米国連邦所得税に基づき P F I C の受益証券の保有者に課されるものに類似する税金を含むことがある。）が課される。投資予定者はかかる税金に関して自らの税務顧問に相談すべきである。

第2の柱

O E C D は、多国籍企業に対する最低限の課税を確保する制度（以下「第2の柱」という。）の導入に関する制度を発表した。第2の柱ルール^(注)は、法域ごとに決定される実効税率が、第2の柱に定められた最低税率を下回るときは常にトップアップ税を課すことで、大規模な多国籍企業（M N E）グループが、その事業活動を行う各法域で生じた利益について、最低水準の税金を支払うことを確保することを目的とする。

投資者である企業（または該当する場合には、その最終的な親会社）がその連結財務諸表（以下「連結財務諸表」という。）にファンドを連結する場合（または連結するとみなされる場合）、ファンドが第2の柱による課税の対象となるリスクがある。

ファンドが第2の柱の対象となる場合、その構造内の実効税率は、納税金額の増加または控除が否認される可能性により、高くなる可能性がある。税務コンプライアンスコストもまた増加することがあり、これにより投資者の収益が悪影響を受けることがある。ファンドが第2の柱による納税義務を負う場合、投資者に対する分配に利用可能な金額が減少することがある。

各投資者は、当該投資者に関する連結財務諸表に対する（みなし）連結の結果としてファンドが負担する可能性のある、いかなる第2の柱による納税義務および税務コンプライアンスコストについても、請求に応じてファンドに対して補償することに同意する。

投資者である企業のレベルで（または該当する場合には、当該投資者が属する M N E グループのレベルで）、ファンドへの投資の結果として、第2の柱による納税義務が生じる場合、かかる納税義務はそれを生じさせた投資者のみが負担するものとする（ファンドまたは他の投資者は負担しない。）。投資者は、自らの連結財務諸表においてファンドを項目ごとに連結することを要求される可能性があるか否かを含めて、ファンドへの投資に関する自らの第2の柱における課税上の地位を、自らの責任において確認する責任を負う。投資者は、かかる（みなし）連結の必要性が確認され次第、ブラックロック・グループに通知しなければならない。

ブラックロック・グループは、ある投資者による投資がファンドのレベルで第2の柱による追加的な税金を生じさせる場合および/またはファンドに追加的な申告義務もしくは法令遵守義務を生じさせる場合、当該投資者についてその投資受益証券を償還する権利を有する。

（注）OECDの2021年「経済のデジタル化に伴う課税上の課題—グローバル税源浸食防止モデルルール（第2の柱）：BEPSに関する包摂的枠組み」（モデルルール）、ならびにEU域内の多国籍企業グループおよび大規模国内グループに対するグローバルミニム課税水準の確保に関する2022年12月14日付理事会指令2022 / 2523（第2の柱指令）ならびにEUおよび非EU法域に関する現行または将来の同様もしくは関連する法規、および各場合において、これらに関連する現行または将来の法律、規則、指針もしくは公的解釈。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年 5 月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（注）（％）
株式	米国	419,708,784	52.80
	英国	76,190,275	9.58
	日本	49,962,563	6.29
	台湾	47,380,569	5.96
	韓国	38,404,640	4.83
	スペイン	23,117,879	2.91
	フランス	22,790,714	2.87
	カナダ	17,314,121	2.18
	ドイツ	17,192,787	2.16
	香港	17,135,918	2.16
	オランダ	13,508,696	1.70
	インド	11,897,656	1.50
	中国	8,152,240	1.03
	メキシコ	6,968,905	0.88
	小計	769,725,747	96.83
集団投資スキーム	アイルランド	16,152,642	2.03
投資資産合計		785,878,389	98.86
現金およびその他の資産（負債控除後）		9,050,416	1.14
合計（純資産総額）		794,928,805 (126,704百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(a) 株式

(2026年 5 月末日現在)

	銘柄	国・地域名	業種	株数	米ドル				投資比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	BROADCOM INC	米国	半導体	87,791.00	224.55	19,713,868.05	444.64	39,035,390.24	4.91
2	MICROSOFT CORP	米国	ソフトウェア	86,393.00	377.71	32,631,531.90	440.87	38,087,649.95	4.79
3	ALPHABET INC	米国	コングロ マリット	97,872.00	208.23	20,379,757.96	384.73	37,653,805.20	4.74
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	半導体	482,000.00	29.09	14,019,065.50	75.18	36,235,973.89	4.56
5	APPLE INC	米国	ソフトウェア	83,647.00	213.43	17,852,903.23	313.46	26,219,570.39	3.30
6	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	電子機器	154,398.00	100.21	15,472,114.63	134.37	20,746,911.08	2.61
7	BAE SYSTEMS PLC	英国	航空宇宙	743,612.00	20.88	15,527,109.43	27.34	20,328,846.11	2.56
8	SHELL PLC	英国	石油	453,752.00	38.18	17,323,106.42	42.00	19,057,792.26	2.40
9	COCA-COLA CO	米国	飲料	235,255.00	70.69	16,629,335.14	79.80	18,773,349.00	2.36
10	ASTRAZENECA PLC	英国	医薬品	95,247.00	141.78	13,503,780.14	185.61	17,679,109.03	2.22
11	SK HYNIX INC	韓国	半導体	11,406.00	690.86	7,879,933.56	1,548.11	17,657,729.26	2.22
12	TECK RESOURCES LIMITED	カナダ	金属	264,168.00	56.53	14,934,350.43	65.54	17,314,120.57	2.18
13	ALLIANZ SE	ドイツ	金融	38,860.00	431.78	16,778,793.81	442.43	17,192,787.41	2.16
14	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	香港	ソフトウェア	1,110,596.00	16.36	18,165,063.18	15.43	17,135,918.07	2.16
15	APPLIED MATERIALS INC	米国	半導体	37,425.00	200.09	7,488,187.84	456.68	17,091,249.00	2.15
16	JOHNSON & JOHNSON	米国	医薬品	73,701.00	236.41	17,423,543.31	228.10	16,811,198.10	2.11
17	THE TJX COMPANIES INC	米国	小売業	103,976.00	155.11	16,127,937.17	155.56	16,174,506.56	2.03
18	PARKER HANNIFIN CORP	米国	製造業	18,139.00	736.24	13,354,659.00	851.90	15,452,614.10	1.94
19	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA	スペイン	金融サービス	655,832.00	13.47	8,833,129.15	23.45	15,378,887.31	1.93
20	AIR LIQUIDE SA	フランス	化学製品	71,843.00	179.35	12,884,972.57	209.66	15,062,506.35	1.89
21	CHARLES SCHWAB CORP	米国	金融サービス	173,248.00	77.72	13,464,805.25	86.59	15,001,544.32	1.89
22	META PLATFORMS INC	米国	通信	23,533.00	547.82	12,891,922.81	628.14	14,782,018.62	1.86
23	SONY GROUP CORP	日本	コングロ マリット	680,300.00	23.61	16,063,163.22	21.62	14,708,265.80	1.85
24	HITACHI LTD	日本	資本財	452,100.00	32.63	14,751,404.57	32.43	14,661,782.23	1.84
25	WILLIAMS COS INC	米国	石油	204,407.00	54.03	11,044,128.20	71.62	14,639,629.34	1.84
26	PROCTER & GAMBLE CO	米国	生活必需品	97,716.00	146.63	14,327,706.05	143.61	14,032,994.76	1.77
27	CMS ENERGY CORP	米国	エネルギー	191,147.00	69.42	13,270,070.17	72.61	13,879,183.67	1.75
28	KONINKLIJKE KPN NV	オランダ	通信	2,610,636.00	3.94	10,286,172.37	5.17	13,508,695.52	1.70
29	SHIN-ETSU CHEMICAL CO LTD	日本	基本素材	265,500.00	35.82	9,508,922.47	48.70	12,930,405.85	1.63

(b) 投資信託

(2026年 5 月末日現在)

	銘柄	国・地域名	種類	口数	米ドル				投資比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	BLACKROCK ICS US DOLLAR LIQUID ENVIRONMENTALLY AWARE FUND	アイルラン ド	ミューチュア ル・ファンド	161,436.02	100.06	16,152,518.12	100.06	16,152,642.42	2.03

【投資不動産物件】

該当事項なし（2026年5月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2026年5月末日現在）。

（３）【運用実績】

以下は、クラスＡ受益証券（米ドル建て）に関する運用実績である。クラスＡ受益証券（米ドル建て）は、2011年８月26日から運用を開始した。

以下に記載する運用実績は、本書作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではない。

【純資産の推移】

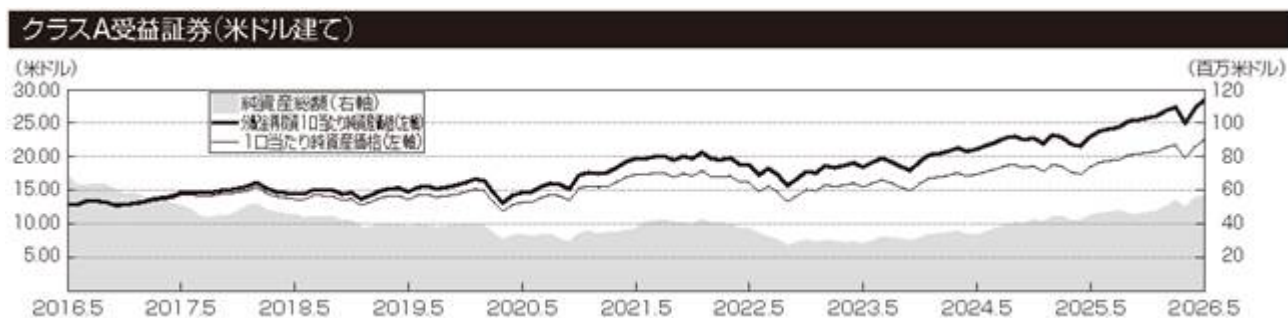
下記の各会計年度末および2026年５月末日前１年間の各月末における純資産の推移は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建て）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第12会計年度末 （2017年1月末日）	56,100,279	8,941,823	13.00	2,072
第13会計年度末 （2018年1月末日）	51,781,761	8,253,495	15.43	2,459
第14会計年度末 （2019年1月末日）	38,005,128	6,057,637	13.27	2,115
第15会計年度末 （2020年1月末日）	38,532,969	6,141,770	14.95	2,383
第16会計年度末 （2021年1月末日）	33,807,455	5,388,570	15.44	2,461
第17会計年度末 （2022年1月末日）	40,520,691	6,458,593	17.02	2,713
第18会計年度末 （2023年1月末日）	30,188,735	4,811,782	15.79	2,517
第19会計年度末 （2024年1月末日）	33,885,121	5,400,949	16.92	2,697
第20会計年度末 （2025年1月末日）	43,927,982	7,001,681	18.83	3,001
第21会計年度末 （2026年1月末日）	50,287,651	8,015,349	21.41	3,413
2025年6月末日	46,231,274	7,368,803	19.17	3,056
7月末日	47,005,946	7,492,278	19.38	3,089
8月末日	47,680,131	7,599,736	19.55	3,116
9月末日	45,881,731	7,313,089	20.26	3,229
10月末日	45,811,974	7,301,971	20.36	3,245
11月末日	46,562,343	7,421,572	20.59	3,282
12月末日	47,435,267	7,560,707	20.79	3,314
2026年1月末日	50,287,651	8,015,349	21.41	3,413
2月末日	53,835,404	8,580,825	21.75	3,467
3月末日	49,467,595	7,884,640	19.85	3,164
4月末日	55,344,286	8,821,326	21.48	3,424
5月末日	56,648,960	9,029,278	22.55	3,594

（注）ポートフォリオは、日本国内ではクラスA受益証券（米ドル建て）のみを募集する。

< 参考情報 >



2016年5月末から2026年5月末まで月末ベース

分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額（実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。）について、2016年5月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

【分配の推移】

下記の各会計年度および2026年5月末日前1年間における受益証券1口当たりの分配金（税引前）は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建て）

	1口当たり分配金（税引前）	
	米ドル	円
第12会計年度	0.360000	57.38
第13会計年度	0.360000	57.38
第14会計年度	0.360000	57.38
第15会計年度	0.360000	57.38
第16会計年度	0.360000	57.38
第17会計年度	0.360000	57.38
第18会計年度	0.360000	57.38
第19会計年度	0.360000	57.38
第20会計年度	0.360000	57.38
第21会計年度	0.360000	57.38
2025年6月20日	0.030000	4.78
7月22日	0.030000	4.78
8月20日	0.030000	4.78
9月22日	0.030000	4.78
10月20日	0.030000	4.78
11月20日	0.030000	4.78
12月22日	0.030000	4.78
2026年1月20日	0.030000	4.78
2月20日	0.030000	4.78
3月23日	0.030000	4.78
4月20日	0.030000	4.78
5月20日	0.030000	4.78

< 参考情報 >

クラスA受益証券(米ドル建て)

第17会計年度 (2024年1月1日-2024年1月末日)	第18会計年度 (2024年2月1日-2024年1月末日)	第19会計年度 (2024年3月1日-2024年1月末日)	第20会計年度 (2024年3月1日-2025年1月末日)	第21会計年度 (2024年3月1日-2024年1月末日)	直近1年間の累計	設定来の累計
0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	5.195米ドル

（注1）上記は、受益証券1口当たりの、税引前の数値である。

（注2）「直近1年間の累計」は、2025年6月1日から2026年5月末日までの、「設定来の累計」は、2011年8月26日から2026年5月末日までの期間における分配金の累計額である。

【収益率の推移】

下記の各会計年度における収益率は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建て）

	収益率（％）（注）
第12会計年度	9.87
第13会計年度	21.46
第14会計年度	- 11.67
第15会計年度	15.37
第16会計年度	5.69
第17会計年度	12.56
第18会計年度	- 5.11
第19会計年度	9.44
第20会計年度	13.42
第21会計年度	15.61

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）。

< 参考情報 >

クラスA受益証券(米ドル建て)



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記暦年末の1口当たり純資産価格（当該暦年の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）

（注2）2026年については年初から5月末日までの収益率を記載している。

ポートフォリオにはベンチマークはない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

クラスA 受益証券（米ドル建て）

	販売口数	本邦内における販売口数	買戻口数	本邦内における買戻口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
第12会計年度	795,955	795,955	2,630,108	2,630,108	4,314,929	4,305,125
第13会計年度	5,045,339	3,482,507	6,004,810	4,503,825	3,355,458	3,283,806
第14会計年度	476,623	476,623	968,734	897,083	2,863,347	2,863,347
第15会計年度	184,128	184,128	470,798	470,798	2,576,677	2,576,677
第16会計年度	234,516	234,516	622,111	622,111	2,189,082	2,189,082
第17会計年度	573,389	573,389	382,270	382,270	2,380,201	2,380,201
第18会計年度	41,704	41,704	510,121	510,121	1,911,784	1,911,784
第19会計年度	376,241	376,241	285,632	285,632	2,002,393	2,002,393
第20会計年度	592,953	592,953	263,236	263,236	2,332,110	2,332,110
第21会計年度	380,886	380,886	364,582	364,582	2,348,413	2,348,413

（注１）上記の各数値は、小数点以下を四捨五入して記載している。そのため、ある会計年度の発行済口数が、販売口数および買戻口数ならびに直前の会計年度の発行済口数に基づき算出される数値と必ずしも一致しない場合がある。

（注２）第13会計年度については、本邦内と本邦外の口座間で行われた受益証券の振替を販売および買戻しの各口数に反映した数値を記載している。そのため、これを反映していないファンドの財務書類に記載された数値とは異なっている。

（注３）第19会計年度以降については、決済日を基準として算出された数値であり、会計年度末時点において未決済の取引に関する受益証券の口数が算入されていない。そのため、取引日を基準として算出された、ファンドの財務書類に記載された数値とは異なっている。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

海外における申込（販売）手続等

クラス受益証券	クラス A 受益証券（米ドル建て）	クラス F 受益証券（米ドル建て）
表示通貨	米ドル	米ドル
投資者適格	日本の目論見書に従って日本で募集することがある。	ファンド・オブ・ファンズのみ。 日本では公衆に募集されない。
当初購入最低単位	100米ドルまたは管理会社により決定されるその他の最低単位	100口もしくは100米ドルまたは管理会社により決定されるその他の最低単位
追加購入最低単位	0.01米ドルまたは管理会社により決定されるその他の最低単位	1口もしくは100米ドルまたは管理会社により決定されるその他の最低単位
1口当たり当初募集価格	10米ドル	10米ドル
取引締切時点	ルクセンブルグ時間午前12時（正午）	
評価時点	ルクセンブルグ時間午後 4 時	
評価日	各営業日	
受益証券発行決済日	申込注文を受諾した評価日の後 3 営業日以内	
受益証券買戻決済日	買戻注文が有効となる評価日の後 3 営業日以内	

ポートフォリオの受益証券は、適用ある評価日に販売される。受益証券は、以下に記載される手数料をもって販売される。

クラス受益証券	クラス A 受益証券（米ドル建て）	クラス F 受益証券（米ドル建て）
当初申込手数料	投資額の上限3.00%	なし
C D S C	なし	なし

受益証券の各クラスの募集価格は、管理会社および総販売会社の登記上の事務所において閲覧可能である。募集価格は、申込注文が有効となる評価日に後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算」に従って決定された受益証券 1 口当たり純資産価格である。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、請求に応じて、また投資が行われる前に、最新の受益証券 1 口当たり純資産価格、オルタナティブ投資ファンド運用会社が通常の業務の過程において作成する過去の実績に関するデータおよびファンドの最新の年次報告書を投資者が入手できるようにする。当該情報は、投資者に直接送付されるか、またはオルタナティブ投資ファンド運用会社が投資者に対し投資に先立ち通知を行うウェブサイト、またはその他の公表物もしくは設備において入手可能としなければならない。

投資者は、ポートフォリオの受益証券の申込注文書および／または購入者が米国人でないことを示す総販売会社または管理会社が満足するその他の書類に記入することを要求される。後記「所有に関する制限」を参照すること。受益証券についての注文は、投資者からの適式に記入された申込書が名義書換事務代行会社またはインベスター・サービス・センターに、ポートフォリオの評価日の取引締切時点までに受領された場合に、有効となる。適式に記入された申込書が取引締切時点までに名義書換事務代行会社に受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。注文が扱われるオフィスによって随時設定された締切までに販売会社に受領された場合、当該注文は、原則として同日に、販売会社から名義書換事務代行会社に取り次がれる。注文は、「ストレート・スルー・プロセス」（STP）の

承認プロバイダーを通じて、または名義書換事務代行会社に対する書面によっても行うことができる。管理会社がポートフォリオにつき純資産価格の決定を停止または延期した場合、申込みは、ポートフォリオについての注文の受領後最初の評価日に決定された純資産価格に基づく。

資金は、受益証券が発行されるべき日の決済日の取引締切時点までに、前記の表に記載される通貨で、管理会社または管理会社の代わりに保管受託銀行により受領されなければならない。複数の販売会社は、総販売会社および管理会社によって承認された追加的手続を設定することもできる。ファンドへの支払日（また、ファンドによる買戻金の支払日）は、法令または慣習により支払日が設定されている法域の投資者について、当該法域で使用される募集書類において関連する販売会社から当該投資者に通知され、管理会社により変更されることがある。

管理会社は、その裁量により、ファンドの既存の投資者の利益を保護するため必要とみなす場合、追加申込みを拒絶することができる。いずれの注文も総販売会社またはポートフォリオにより拒絶されることがある。ファンドは、証券市場その他の状況により公衆へのポートフォリオの受益証券の販売を中止する権利を有する。

受益証券確認書は、受益証券の発行後5評価日以内（GEIPについては実務上翌評価日）に登録受益者へ送付される。ファンドが受益証券の券面の発行を決定した場合には、かかる券面には購入者の名前が登録され、購入者の注文に対して、名義書換事務代行会社（もしくはその指示のとおり）または受益者（もしくはその指示のとおり）に対する購入者の要求およびその費用負担により、ファンドのかかる要求の適法な受領後1か月以内に引き渡される。

ファンドが、ポートフォリオについて前記の表に記載されている申込注文の決済日までに、投資予定者またはその代理人の何らかの作為、不作為および/または過失により、有効な資金を受領できなかった場合、投資者は、それに対して適用ある申込注文を信頼したファンドまたはその代理人によりなされる行為から生じまたは関連するファンドによるいかなる利息、手数料、損失または負債に対しても単独でファンドに対して責任を負う。

評価日の申込みに従って配分された受益証券は、前記の表に記載される決済日から（同日を含む。）分配を受領することができる。

販売会社は、価格変動による利益を得るため注文を留保することができない。販売会社は、投資者から受領した資金を、管理会社または管理会社に代わる保管受託銀行に、総販売会社および管理会社によって承認された手続に従って、送金することを授權されている。

管理会社は、将来いかなるサブ・ファンドのクラス受益証券にも投資できるように、投資者のクラスを変更する権利を有する。管理会社は、特定の法域の投資者による購入が現地の法律、慣習またはビジネス・プラクティスを遵守するよう、一ポートフォリオのークラス受益証券のみを販売する権利を有している。更に、管理会社または総販売会社は、投資者のクラスまたは一ポートフォリオの特定のクラス受益証券の購入を許可もしくは要求する取引に適用ある基準を採用することがある。

投資者は、購入対象とするポートフォリオのクラス受益証券に関する情報について、その財務コンサルタントに相談するか、または、ルクセンブルグ、セニガーバーグ L-2633、トレヴェス通り6C番所在のファンドの名義書換事務代行会社であるJ.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店または現地のブラックロックのインベスター・サービス・チームに書簡を送付するべきである。

ファンドの各ポートフォリオにつき、各種クラス証券が販売される。以下は、発行可能なポートフォリオのクラス証券である。

クラスA受益証券（米ドル建て）は、GEIPについて販売される。当初販売手数料は、受益証券が販売される国における法律と慣習により認められる当初販売手数料の上限に服する。管理会社は、特定の販売会社に、ポートフォリオの受益証券を、当該クラスの純資産価格の8.5%を超えない額で、当該金額が現地の法律および慣習の下で受諾される場合、より高額の当初手数料で販売することを授權する権利を有する。販売報酬は、毎日発生し、年率0.55%で選任された販売会社に四半期毎に支払われる。販売会社は、販売報酬の全部または一部を、その他の副販売会社またはディーラーに再分配することができる。管理会社は、その管理報酬の中から、販売会社に対して追加の販売報酬を支払うことができる。販売会社は、契約関係にある副販売会社またはディーラーに割引価格により販売させることができ、割引後の残額を取得することができる。更に、クラスA受益証券（米ドル建て）は、

メリルリンチ・アンド・カンパニーおよび（メリルリンチ・アンド・カンパニーが直接または間接に完全所有し管理する）その子会社ならびにそのパートナー、取締役および従業員、ならびにブラックロックが投資顧問をつとめるミューチュアル・ファンドの取締役会の特定の役員に対しては、純資産価格で販売される。

クラスF 受益証券（米ドル建て）は、G E I Pについて販売される。クラスF 受益証券（米ドル建て）は、管理会社の裁量により機関投資家に対してのみ発行され、日本では公衆に募集されない。

過当取引に関する方針

ポートフォリオは、すべての受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性がある過当取引慣行に関連した投資を意図的に認めることはない。過当取引とは、個人投資者または個人投資者のグループが、短期売買を繰り返していると思われる証券取引、または、過度に頻繁な取引もしくは大口取引のことである。

ポートフォリオが、アセット・アロケーションを目的とした特定の投資者により、または、ストラクチャード・プロダクト・プロバイダーにより利用される可能性があることを、投資者は認識しておくべきである。（受益証券の）買付けおよび解約により、ポートフォリオ資産の定期的な配分調整（リバランス）が必要となることがあるためである。かかる調整は、管理会社が過当取引または短期売買の疑いがあると判断した場合を除いて、通常、過当取引とはみなされない。

管理会社がその裁量で買付けを拒否することができる一般的な権限に加え、解約の停止および延期を含んだ過当取引に対する受益者の利益の保護を確保するため、本書の他の項にも管理会社の権限が存在する。

なお、管理会社は、過当取引が疑われた場合、以下の対応策を講じることができる。

- 個人投資者または個人投資者のグループが、過当取引に関わったとみなすことができるかどうかを確認する目的で、共同所有または管理下にある受益証券を統合する。したがって、管理会社は、過当取引を行ったものと判断した投資者に対し、受益証券買付けの一切の申込みを拒否する権利を留保する。
- 評価時点におけるポートフォリオの組入証券の公正な価格をより正確に反映するため、受益証券1口当たり純資産価格を調整する。かかる調整は、組入証券の市場価格の変動が、公正価格の評価により、全受益者の利益に適うものと管理会社が判断した場合に限って行われる。
- 管理会社が、その公正な判断で、過当取引を行った疑いがあるとみなした受益者に対しては、買戻金額の2%に相当する手数料を徴収する。当該手数料は、ポートフォリオの利益のために徴収されるものであり、手数料が徴収される可能性がある場合には、当該影響が及ぶ受益者に対して、事前通知が行われる。

所有に関する制限

管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限られないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限または妨げることを許可されている。約款において、「米国人」とは、米国居住者または1933年米国証券法（随時改正済）に基づくレギュレーションSに明記されるその他の者と定義され、約款において随時追加補足されることがある。ファンドの受益証券が単独もしくは他者と共同で米国人により実質的に所有されていることがいずれかの時点で管理会社の知るところとなった場合、または現在米国の居住者ではない受益者が米国の居住者となった場合（およびその結果として米国人の定義に該当する場合）、管理会社は、当該受益証券をその純資産価格で強制的に買い戻す。管理会社がかかる強制的買い戻しを通知した場合、当該受益者は当該受益証券の所有者ではなくなる。

また、管理会社は、その裁量により、いつでも、以下の者（本段落の目的上、個別のパートナーシップ、法人、信託または組合を含む。）に対する受益証券の発行を一時的に中止する、完全に停止する、または制限することができる。

（ ）特定の国および地域において居住もしくは設立された者ならびに / または

() E Uおよび/もしくは米国の制裁リストに掲載されている者、もしくはE Uおよび/もしくは米国の制裁リストに掲載されている国もしくは地域において居住しもしくは設立された者
ファンドおよび受益者全体の保護に必要な場合、管理会社は、特定の者による受益証券の取得を禁止することができる。

上記に関して、管理会社は、以下を行うことができる。

(a) その裁量による受益証券の申込みの拒絶

(b) その時点を問わず、受益証券の購入または保有が禁止されている受益者が保有している受益証券、および特にルクセンブルグの居住者である、またはその居住者となる個人投資家が保有する受益証券の買戻し

金融仲介業者として行為する販売会社以外の者が（法的にまたは実質的に）発行済受益証券の10%超を所有していることが管理会社の知るところとなった場合、管理会社は、10日以上前に書面による通知を行うことにより、かかる者の保有する10%を超える受益証券の一部または全部を当該通知の効力発生日に有効な買戻価格で強制的に買い戻すことができる。

クラスF 受益証券は、2010年法第174条に規定された機関投資家に対してのみ発行される。英文目論見書の日付現在、機関投資家には以下のものが含まれる。

- (a) 自らのために申込みを行う銀行およびその他の金融セクターの専門家、保険会社および再保険会社、社会保障機構および年金基金、産業振興機構、慈善団体、商業および金融グループ企業ならびにかかる投資家が自身の資産の運用のために設置する組織。
- (b) ルクセンブルグまたはルクセンブルグ国外で設立され、自らの名前で機関投資家（上記に定義される。）のために投資する金融機関およびその他の金融セクターの専門家。
- (c) ルクセンブルグまたはルクセンブルグ国外で設立され、一任運用の指図に基づき自らの名前でその顧客のために投資する金融機関およびその他の金融セクターの専門家。
- (d) ルクセンブルグまたはルクセンブルグ国外で設立された集団投資スキーム。
- (e) 持株会社または同様の事業体（ルクセンブルグに本拠地を置くか否かを問わない。）で、その株主/実質所有者が富裕な個人であって洗練された投資家として合理的にみなし得る者であり、かかる持株会社が個人または家族のために財務上の利益/投資を保有することを目的とするもの。
- (f) 持株会社または同様の事業体（ルクセンブルグに本拠地を置くか否かを問わない。）で、その構造、活動および実体から、機関投資家を構成するもの。
- (g) 持株会社または同様の事業体（ルクセンブルグに本拠地を置くか否かを問わない。）で、その株主が前各号に定める機関投資家であるもの。
- (h) 国および地方公共団体、中央銀行、国際機関または超国家的機関およびその他同様の組織。

マネーロンダリングの防止

あらゆる適用法域におけるマネーロンダリング防止を目的とした規則を遵守するため、管理会社、登録・名義書換事務代行会社および/またはブラックロック（場合による。）は、投資希望者に対して、自らの身元を証明する証拠の提出を要求することができる。したがって、管理会社、登録・名義書換事務代行会社および/またはブラックロックは、投資希望者の身元を確認するために必要と考える情報を要求する権利を留保する。管理会社、登録・名義書換事務代行会社および/またはブラックロックは、身元確認の目的で自らが要求する情報について、投資希望者による提供が遅延した場合または提供されない場合、出資および/または購入申込みの受諾を拒絶することができ、その場合、投資希望者から受領したすべての資金は、適用法令に従い、当該資金の支払元口座へ利息を付さずに返金される。

ファンドへの投資が、C S S F 規則12 / 02（C S S F 規則20 / 05により改正済）第3条に規定された金融仲介業者を通じて行われた場合、管理会社、登録・名義書換事務代行会社および/またはブラックロックは、より厳格なカスタマー・デューディリジェンス措置を適用する。より厳格なカスタマー・デューディリジェンスのプロセスは、特に金融仲介業者を通じて販売が行われる場合に実施される。

A I F Mおよび／または投資顧問会社は、ファンドの投資に関して適用されるすべてのマネーロンダリング防止法令を遵守する。

原則として、すべての業務提供者は、自らに適用されるマネーロンダリング防止規定を遵守するために、関連するデューディリジェンスを継続的に行うことを法律上要求される。かかる継続的なデューディリジェンスのプロセスは、ファンドのポートフォリオの資産面についても確保されている。投資者に対するデューディリジェンス措置に加え、2004年法第3条（7）およびC S S F 規則12/02（C S S F 規則20/05により改正済）第34条（2）に基づき、ファンドおよびオルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの資産に関しても予防措置を講じなければならない。ファンドは、リスクベース・アプローチを用いて、その商品およびサービスの提供が、金融システムへの犯罪収益のプレースメント、レイヤリングまたはインテグレーションに対して潜在的な脆弱性をどの程度有しているかを評価し、監視する。

投資顧問会社は、ブラックロック・グループが運用する投資信託全体に多額の出資を行っている顧客とクライアント契約を締結しており、かつこれを継続する。かかるクライアント契約は、適用法に従い、かつ、他の受益者に通知を行うことなく締結されるが、受益者に課される手数料を放棄、変更もしくは修正し、または異なる手数料、運用成績に基づく分配もしくは対価を受益者に課す（リベートによるものを含む。）という効力を有する。その結果、ある受益者によるファンドへの投資に係る条件がその他の受益者に係る条件と異なることがある。

受益者は、公正な取扱いが、必ずしも同等または同一の取扱いを意味するものではないこと、また、ある受益者によるファンドへの投資に係る条件が他の受益者に係る条件と異なる場合があることに留意すべきである。

日本における申込（販売）手続等

日本においてはクラスA受益証券（米ドル建て）の募集が日本における販売会社を通じて行われる。日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、当該投資者から口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における販売会社が定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は日本における販売会社に照会すること。申込単位は、100米ドル以上0.01米ドル単位、または管理会社が決定するその他の申込単位である。申込単位は、日本における販売会社によって異なる。具体的な申込単位については、日本における販売会社に照会すること。

適用ある申込価格は、クラスA受益証券（米ドル建て）について、当該注文が有効となる評価日（申込日）の純資産価格に基づくものとする。

申込手数料は、クラスA受益証券（米ドル建て）について申込金額の3.30%（注）（税抜3.00%）を上限として、日本における販売会社が定める。詳細は、日本における販売会社に照会すること。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）に係る消費税に相当する料率（10%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

日本における販売会社の照会先：

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

ホームページ：<https://www.sc.mufig.jp/products/trust/index.html>

「外国投資信託運用報告書」

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに受渡しを行うものとする。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

日本における販売会社は、口座約款を差し入れた投資者に対し、買付代金の受領と引換えに取引報告書を交付する。申込金額は、口座約款に従い米ドル貨またはその円貨相当額で支払うものとし、円

貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限られないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限または妨げることを許可されている。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

受益者は、名義書換事務代行会社に対する申込みにより、評価日において、適用ある純資産価格での受益証券の買戻請求を行う権利を有する。ただし、関連する受益証券の買付が決済されるまで、買戻しを請求することができない。買戻請求は、「ストレート・スルー・プロセス」(STP)の承認プロバイダーを通じて、または登記上の事務所をルクセンブルグ、セニガーバーグ L - 2633、トレヴェス通り6C番に置く名義書換事務代行会社に対する書面により行うことを要し、後記の買戻しの停止期間を除いて取消不能である。販売会社は、投資者に代わって、買戻請求を名義書換事務代行会社に送ることができる。受益証券の買戻しは0.01口、または管理会社が決定するその他の買戻単位とする。

買戻し時の受益証券の価格は、当該時にポートフォリオが保有する証券の時価により、受益者のコストを上回る場合も下回る場合もある。

支払は、通常、受益証券の表示通貨で行われるが、販売会社を通して買戻しを行った受益者は、同社との間で、他の通貨による支払の換算を手配できる。ただし、為替換算手数料は、受益者への支払金額より控除される。販売会社はまた、彼らを通じて買い戻された米ドル建て受益証券の買戻金の支払を、米ドルに制限することができる。

為替管理または保管受託銀行の支配が及ばないその他の状況により法的規定が支払を禁止しない場合にのみ、支払が行われる。

適式に記入された注文書が、投資者または販売会社からファンドの名義書換事務代行会社により、前記「1 申込（販売）手続等」に記載される関連する取引締切時点以前に受領された場合、買戻注文はある特定の評価日に有効となる。

適式に記入された買戻注文書が、関連する時間までに名義書換事務代行会社により受領されなかった場合、翌評価日に有効となる。

管理会社は、ポートフォリオのいかなるクラスにおいても、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時点で発行済みの受益証券口数の10%を超えて買い戻す義務を負わないものとする（以下「買戻制限」という。）。買戻しは、買戻請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができる。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の適用ある受益証券1口当たり純資産価格（適用される手数料（もしあれば）控除後）で買い戻される。フィーダー・ファンドが、買戻しに関して買戻制限または類似の流動性制限を適用する投資対象ファンドに投資している場合、特に、当該フィーダー・ファンドが投資対象ファンドに相当な割合で投資している場合には、当該投資対象ファンドから提供される流動性によって、当該フィーダー・ファンドが、投資者の買戻請求に応じる能力が制限されることがある。このような場合、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、当該投資対象ファンドから受領した流動性の割合に応じて、当該フィーダー・ファンドからの買戻しを比例配分方式で処理することが求められる場合がある。買戻請求のうち充足されなかった部分は、上記の規定に従って繰り延べられることがある。

受益証券の適用ある買戻価格は、買戻注文が有効となる評価日における評価時点に決定される受益証券1口当たり純資産価格とする。純資産価格の決定停止期間中買戻しが行われた受益証券は、管理会社が純資産価格の決定を再開次第、再開後最初的评价日に適用ある受益証券1口当たり純資産価格により買い戻される。

買戻価格は、米国外においては、名義書換事務代行会社または総販売会社の登記上の事務所において請求次第入手可能である。

受益証券の買戻しについての管理会社の義務は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止」に記載される停止に服する。

上記のとおり管理会社により買戻しが停止されている場合、販売会社による買戻注文の受諾もまた停止される。

ポートフォリオの買い戻された受益証券についての支払は、通常、前記の表に記載される受益証券買戻決済日までに小切手または銀行振込によって投資者が受領するよう行われる。

流動性の管理

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの流動性リスクを監視するため、流動性の管理に関する方針を維持する。かかる方針には、測定に関するその他の手法および手段に加え、通常および例外的な流動性の状況下双方におけるストレス・テストの利用が含まれる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、自らが用いる流動性管理のシステムおよび手続により、買戻請求に適切に対応するために必要な多様な手法および取決めを適用することができる。通常の状況下では、買戻請求は、上記のとおり処理される。ポートフォリオの流動性をより適切に管理し、市場環境が悪化した際の買戻圧力に対処し、および／または受益者の利益を保護するため、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、本書に記載される流動性に関する手法および措置を行うことができる。かかる手法および措置には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算」に記載されるスウィング・プライシング。これは、ファンドのすべてのサブ・ファンド（スーパー・マネー・マーケット・ファンドを除く。）に適用することができる。
- ・前記の買戻制限。これは、ファンドのすべてのサブ・ファンドに適用することができる。

買戻請求に応じて、その他の取決め（適用された場合、通常は投資者に利益をもたらす買戻しの権利を制限することとなる、買戻制限または（本書に記載される）類似の取決めの使用が含まれる。）が用いられることがある。また、管理会社は、「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止」に記載の特定の状況下において、買戻しを一時的に停止することができる。

日本における買戻し手続等

投資者は、各評価日に買戻し（換金）を請求することができる。受益証券の買戻しは0.01口、または管理会社が決定するその他の買戻単位とする。買戻単位は、日本における販売会社によって異なる。具体的な買戻単位については、日本における販売会社に照会すること。買戻しは、手数料なしで、各評価日に日本における販売会社を通じて名義書換事務代行会社に対して請求することができる。日本における販売会社の定める買戻請求締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は日本における販売会社に照会すること。

受益証券1口当たりの買戻価格は、原則として、買戻注文が有効となる評価日に計算される受益証券の1口当たり純資産価格とする。買戻価格については、日本における販売会社に照会することができる。ファンドは、米ドル貨でのみ買戻代金を支払う。買戻代金は、日本における販売会社の顧客に対して、口座約款の定めるところに従って、日本において買戻請求の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）から起算して原則として4営業日目以降に、日本における販売会社を通じて支払われるものとする。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

管理会社は、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時時点でポートフォリオの発行済みの受益証券口数の10%を超えて買い戻す義務を負わないものとする。したがって、買戻しは、買戻請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期す

ることができる（ただし、常に上記上限に服する。）。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の1口当たり純資産価格で買い戻される。

3【乗換え手続等】

受益証券は、買戻しおよび買戻代金の他の受益証券への再投資の場合を除いて、別のクラスまたは別のポートフォリオの受益証券に乗り換えることができない。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

ポートフォリオの各種クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、分配方針、関連受益証券についての販売報酬およびクラス特有のヘッジ方法などにより異なることがある。ポートフォリオが保有する債務証券についての金利は毎日発生し、受取配当金は配当が宣言された日に発生する。

評価業務は、オルタナティブ投資ファンド運用会社によって、AIFMDレベル2により施行され、AIFMD規則により置換されたAIFMDに従い行われる。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、評価額決定委員会を用いて、評価業務が、機能的にも組織的にもオルタナティブ投資ファンド運用会社の組入証券運用業務から独立していることを確保する。

受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券のクラスに割り当てられるポートフォリオの純資産価額の該当額（後記の方法に従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社が決定につき責任を負う。）について、当該クラス証券に割り当てられる負債控除後の額を、関連する評価日の当該クラス証券の発行済み総口数で除して決定される。

ポートフォリオの負債は、ポートフォリオ・ベースで分離され、第三者である債権者はポートフォリオの資産についてのみ償還請求権を有する。

各クラス受益証券の純資産価格は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の取締役、授権された役員または代表者により認証され、一切のかかる認証は、明白な間違いのある場合を除き、最終的なものとする。オルタナティブ投資ファンド運用会社の一般管理費用は、各クラス受益証券のファンド全体に対する価額に按分して、各クラス受益証券に配分される。

ポートフォリオの各クラス受益証券の純資産価格ならびに販売価格および買戻価格は、ファンドおよび総販売会社の主たる事務所において入手することができ、管理会社は、ヨーロッパにおいて発行されている主要な金融関連新聞および／または取締役会が随時決定するその他の新聞に、ポートフォリオの純資産価格の定期的な発表の手配を行う。

下記のオルタナティブ投資ファンド運用会社による決定は、オルタナティブ投資ファンド運用会社が随時採用する、役員またはオルタナティブ投資ファンド運用会社の指定する他の者による公正価値の暫定的な計算に係る一般的な指針を記載した方針に従って行われる。

純資産価額の計算に誤りがあった場合、適用ある投資方針および投資制限への違反があった場合、ならびに／またはファンド（もしくはポートフォリオ）レベルでその他の誤りがあった場合、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、純資産価額の計算の誤り、投資規則違反、およびUCIレベルでのその他の誤りが発生した場合における投資者保護に関するC S S F 通達24 / 856を適用し、同通達に記載された手順に従い、かかる誤りおよび／または違反を是正するものとする。

特定のポートフォリオに関する投資方針および投資制限において別段の定めがない場合において、（C S S F 通達24 / 856の定義に基づく）受動的違反が発生した場合、オルタナティブ投資ファンド運用会社または投資顧問会社は、当該受動的違反の是正が当該ポートフォリオおよびその受益者の最善の利益にかなうと判断する場合に限り、かかる是正を図る。同様に、ポートフォリオの清算段階において投資対象が処分された結果として、当該ポートフォリオに適用される投資方針および投資制限に違反した場合には、積極的な違反とはみなされない。

上記にかかわらず、ポートフォリオに適用される投資制限の積極的違反があった場合、当該違反の治癒に関して、C S S F 通達24 / 856（随時改正、修正、追補または廃止・変更される。）が適用される。

管理会社および／またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、ポートフォリオに対する「希薄化」の影響を軽減するため、ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格を調整することができる。希薄化は、取引手数料および仲介手数料、税金および関税、市場変動、ならびに投資対象資産の売買価格差といった要因により、ポートフォリオの投資対象資産の実際の売買コストが、ポートフォリオの評価における当該資産の帳簿価額から乖離した場合に生じる。希薄化は、ポートフォリオの価額に悪影響を及ぼし、ひいては受益者に影響を与えることがある。受益証券1口当たり純資産価格を調整することにより、かかる影響を軽減または防止することができ、受益者を希薄化の影響から守ることができる。

管理会社および／またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、いずれかの取引日にポートフォリオの全受益証券のキャッシュフローの合計額が、管理会社および／またはオルタナティブ投資ファンド運用会社がポートフォリオに関して設定した1つ以上の閾値を超える純増または純減となった場合、ポートフォリオの純資産価格を調整することができる。特定の取引日においてポートフォリオの純資産価格が調整されうる額は、ポートフォリオの市場取引に要する予想コストに関連する。かかる状況において、ポートフォリオの純資産価格は、その純資産価格の3%を超えない範囲で調整されることがある。例外的な状況下においては、管理会社および／またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、受益者の利益のために、上記の最大スウィング・ファクターを一時的に引き上げることを決定し、投資家にその旨を通知することができる。かかる調整は、純変動によりポートフォリオの全受益証券の価額が増加した場合には加算となり、減少した場合には減算となる。特定の株式市場および法域では、特に関税や税金に関して、買い手側と売り手側で異なる課金体系が適用される場合があるため、その結果として生じる調整は、純流入と純流出で異なる場合がある。さらに、管理会社および／またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、調整額に特別会計費用を含めることに合意することがある。これらの特別会計費用は市場によって異なり、現時点では当該純資産価格の3%を超えないものと見込まれている。ポートフォリオが、国債やマネー・マーケット証券等の特定の資産種別を主たる投資対象としている場合、管理会社および／またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、そのような調整を行うことが適切ではないと判断することがある。受益者は、受益証券1口当たり純資産価格に対して調整が行われた結果、受益証券1口当たり純資産価格の変動に、ポートフォリオの投資対象資産の真のパフォーマンスが完全に反映されない場合があることに留意すべきである。

コーポレート・ローンとは、一般に証券取引所に上場されていない。純資産価額決定の際、ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用会社により承認された価格決定機関が提供するコーポレート・ローンの評価額を利用する。価格決定機関は、通常、相場価格が容易に入手可能な場合、買い呼び値でコーポレート・ローン进行评估する。コーポレート・ローンの相場価格が容易に入手可能ではない場合、コーポレート・ローンは、価格決定のための価格決定マトリックスを利用して価格決定機関により決定される一貫性のある公正な市場価額によって評価される。価格決定手続およびその評価は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の総括的監督の下で投資顧問会社により精査される。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法である旨誠実に決定した。

株式、債券およびその他の公社債（短期債務を除くが、上場証券を含む。）から成る組入証券は、当該証券の通常の、機関投資家による取引の規模の単位について、市場情報、匹敵する証券の取引および機関トレーダーにより一般に認識されている証券間のさまざまな関係を用いてその価格を決定する一または複数の価格決定機関により提供される価格に基づき評価される。

評価時点にかかわらず、証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている組入証券は、評価日の直前の営業日の営業終了時において当該証券取引所または市場において直近の終値により評価される。なお、G E I Pについては、組入証券は、評価日における午後4時

（ルクセンブルグ時間）現在の入手可能な終値により評価される。それぞれの時間を「関連時刻」という。

特定の有価証券の売却がない場合、当該有価証券の価格は、直近の入手可能な関連時刻現在の買い呼び値とし、一定の状況において、当該有価証券は、当該有価証券の流通市場である取引所の最終の売値、またはNASDAQ等の当該有価証券の流通市場であるOTC市場における最終の買い呼び値とする。

規制ある市場において取引されていない固定利付証券は、一もしくは複数のディーラーまたは価格決定機関から入手した利用可能な直近の買い呼び値またはそれと同等の利回りによって評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な最終の買い呼び値で評価される。有価証券が複数の取引所で取引されている場合、有価証券は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の指示に基づき流通市場として指定されている取引所で評価される。OTC市場および証券取引所の両方において取引されている組入証券は、最も広範で最も代表的な市場に従って評価される。

ポートフォリオがオプションを発行する場合、受領するプレミアムの金額が資産およびそれと同等の負債としてポートフォリオの会計帳簿に記帳される。負債の価格は、取引所で取引されているオプションについては最終の売値、またはOTC市場において取引されているオプションについては最終の売り呼び値に基づき、発行済オプションの現在の市場価格を反映して爾後評価される。ポートフォリオにより購入されるオプションは、取引所で取引されているオプションについては最終の売値、またはOTC市場において取引されているオプションについては最終の買い呼び値で評価される。

オープン・エンド型UCIへの投資は、その直近の入手可能な純資産価格で評価される。

金利スワップ、キャップおよびフロアの価額は、公式に従って決定され、その後、定期的に銀行の相場を入手することにより確認される。

先物契約および関連するオプションを含むその他の投資証券は、市場価格で決定される。

満期までの残存期間が60日未満の債券については、償還費用で評価される。ただし、かかる方法が公正な評価を提供できない場合でないものとする。

レボ取引は、原価と経過利息により評価される。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、市場相場が容易に入手できない場合、または独立した市場相場が公正な市場価格を反映していないと自ら判断する場合、適用法に従い、当該資産または負債の公正な市場価格を決定する。当該資産または負債の価格の決定時、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、（その資産の種類等を含む要因によって）1つまたは複数の種類の評価方法を使用することができる。例えば、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、かかる投資の取得原価に基づき当該資産の価格を決定する、または独自もしくは第三者のモデル（ポートフォリオ管理の直接の価格決定要因に依拠し、かつ、資産または負債の評価時にオルタナティブ投資ファンド運用会社が考慮する多様な要因に起因する重要性および特定の前提を反映するモデルを含む。）を使用することができる。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、当該資産または負債（または関連するもしくは同等な資産または負債）に関する実際の、執行された、過去の取引価格を評価の基礎として使用し、また適切な場合には、類似する資産または負債の評価における第三者の鑑定額を使用することもできる。

資産または負債の公正な市場価格の決定に使用される評価方法（上記の方法を含むが、これらに限られない。）は、個別の資産および/または負債の事情および状況に基づき、適用法に従い行為するオルタナティブ投資ファンド運用会社の単独の裁量により選択される。

ポートフォリオの基準通貨以外の通貨によって表示される資産または負債は、基準通貨に換算される。

一般に、組入証券の取引は、関連時刻以前に概ね完了する。ポートフォリオの受益証券の純資産価格の計算に使用される証券の価格は、かかる時間に決定される。時折り証券の価格に影響を与える事態が、決定時と評価時点との間に発生するが、それらはポートフォリオの純資産価格の計算に反映される。

日本の投資者は、受益証券の1口当たり純資産価格について、日本における販売会社に照会することができる。

受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止

約款の下で、管理会社は、以下の期間中、受益証券1口当たり純資産価格の決定および受益証券の発行を停止することができ、かつポートフォリオの受益証券の買戻しを請求する受益者の権利を停止することができる。

- ・ポートフォリオの組入証券の相当部分が当該時取引されている主たる市場または証券取引所が、通常の休日以外に閉鎖されている期間、または取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。
- ・緊急事態の存在によってポートフォリオにより組入証券の売却ができない期間。
- ・ポートフォリオの組入証券の価格または市場もしくは証券取引所における時価を決定するため通常使用されている通信手段が故障している期間。
- ・ポートフォリオの組入証券の売却または支払に関する送金ができない期間。
- ・管理会社の取締役会が、純資産価格の決定が実行不可能、または、その他ポートフォリオの受益者の最善の利益に反するとみなす期間。
- ・ポートフォリオの組入証券の重要な部分を形成するUCIの受益証券または投資証券の価格を決定することが不可能な場合（特に、当該UCIの純資産価格の決定が停止される場合）。
- ・ファンドまたはポートフォリオの解散決定の場合、当該解散決定について受益者への最初の通知が公告された日以後の期間。

管理会社は、ポートフォリオまたはファンドを解散せしめる事由の発生またはルクセンブルグ監督官庁の命令があった場合には、直ちにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止するものとする。

受益証券の買戻し請求をした受益者は、請求後7日以内に当該停止の書面による通知を受け、かつ、当該停止終了後には、直ちに通知を受けることになる。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外市場においては、確認書または券面（発行されている場合）は受益者の責任において受益者により保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面（発行されている場合）またはその確認書は、日本における販売会社の名義で保管されかつ名義書換事務代行会社により取り扱われる。

日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引報告書が交付される。

（３）【信託期間】

ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されている。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は、毎年2月1日に開始し翌年1月31日に終了する。

（５）【その他】

（a）解散および合併

ファンドは存続期間を限定せず、そのポートフォリオの資産も限定せずに設立された。管理会社はいつでもファンドを終了することができる。管理会社は、（i）ポートフォリオの純資産総額が連続して30暦日以上の間減少し、3,000万米ドルを下回った場合、もしくは管理会社の取締役会が各受益者に対して30日前に通知を行って決定するそれを上回るもしくは下回る金額を下回った場合、または（ii）ポートフォリオに影響を及ぼす経済的もしくは政治的状況の変化を理由として管理会社の取締役会が適切であるとみなす場合、ポートフォリオの資産を換金し、また影響あるクラスの

受益証券を払い戻す場合には当該受益証券のすべての保有者に対して、30日の事前通知を送付することにより、ポートフォリオを償還することができる。

管理会社の取締役会は、上記と同様の理由から、関連する評価日における受益証券1口当たりのそれぞれの純資産価格で、ポートフォリオまたはクラス受益証券を、ファンドの別のポートフォリオもしくはクラスとまたはルクセンブルグの他のUCIと合併することを決定することができる。

強制的買戻しまたは合併による終了の場合、当該ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格は、終了または合併の1か月前の通知が郵送および公表された日から、終了されるポートフォリオの資産の名目上の実現原価を反映するものとする。強制的に買い戻された受益証券に関する資金で、当該受益者から請求されなかった資金は、保管受託銀行により、これが関係するルクセンブルグの供託機関に預託され、30年間請求されなかった場合には当該資金は没収されるものとする。

管理会社、または解散の場合、清算人は、ファンドの資産を換金し、純清算手取金は、清算報酬と費用を控除した後、ファンドの各受益証券保有者の間にその保有する受益証券の割合に応じて分配される。清算終了時において未請求で保管受託銀行の口座に残存する金額は、ユーロに転換され、ルクセンブルグの預託機関に保管受託銀行により預託される。ルクセンブルグ投信法第146条に基づき、それらは30年後に請求されなければ没収されることになる。

管理会社は、合併手続その他を通じて、受益証券の発行を対価とする、関連するポートフォリオへの出資により、他のUCIの資産の出資を受けることを決定できる。ただし、投資制限にかかる出資を理由として違反できず、出資は出資される資産の純資産総額に基づき行われ、ルクセンブルグの「reviseur d'entreprises」の特別監査報告書によって確認される。

管理会社は、関連する監督機関から事前の許可を受けて、EUの他のUCIとの間で、ポートフォリオまたはファンドの合併を決定することもできる。

(b) 約款

約款は、ファンドの登記上の事務所において営業時間中閲覧が可能である。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、いつでも約款の全部または一部を修正することができる。

修正は、保管受託銀行および管理会社による署名、または合意において記載されるそれ以降の他の日に効力を生じる。修正約款は、ルクセンブルグの商業および会社登記簿に記録されるものとする。修正約款がルクセンブルグの商業および会社登記簿に記録された旨の記載は、ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（以下「RESA」という。）において公表される。

(c) ワラント、新受益証券引受権およびオプションの発行

ワラント、新受益証券引受権またはオプションに基づいて受益証券を買付ける権利は付与されない。

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続

・オルタナティブ投資運用契約

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、管理会社に180日前までに書面で通知することにより、本契約を終了することができる。

本契約に基づく権利または義務は、他方当事者の事前の承認があり、かつアイルランド中央銀行の要求事項および他の関連する規制当局の要求事項に従った場合を除き、いずれの当事者によっても譲渡することができない。

本契約は、アイルランドの法律に準拠し、これに従い解釈される。

・投資顧問契約

投資顧問契約は、オルタナティブ投資ファンド運用会社が投資顧問会社に対して書面で指示することによりいつでも終了することができ、また、投資顧問会社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に対して3か月前に書面で通知することにより終了することができる。

本契約は、本契約当事者が署名した証書によってのみ変更することができる。

本契約は、英国の法律に準拠し、これに従い解釈されおよび執行されるものとする。

・保管契約

保管契約は、当事者の一方が他方に90日以上前に書面で通知をすることによりいつでも終了する。

本契約は、本契約当事者が署名した証書によってのみ変更することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈および実施されるものとし、同じに基づき発生するいかなる紛争も、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

・管理事務代行契約

管理事務代行契約は、本契約のいずれの当事者も90日前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでもこれを終了させることができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠するものとし、紛争事項は、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

・名義書換事務代行契約

名義書換事務代行契約は、当事者の一方が他方に180日以上前に書面で通知することによりいつでも終了することができる。

本契約は、本契約当事者の署名した書面による場合を除き、変更することができない。いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による同意なくして、本契約または本契約で創設される権利を譲渡しまたは変更することができない。かかる譲渡または変更と称する行為は、書面で裁可されない限り無効である。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従って解釈される。本契約の当事者は、ルクセンブルグの裁判所の非専属的管轄権に服する。

・業務契約

業務契約は、本契約のいずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、これを終了させることができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、紛争事項は、ルクセンブルグの地方裁判所に提起されるものとする。

・販売契約

販売契約は、本契約のいずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、これを終了させることができる。

本契約は、ジャージーの法律に準拠し、紛争事項は、ジャージーの王立裁判所に提起されるものとする。

・代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が90日前に他の当事者に対し指定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈される。

・受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が90日前に他の当事者に対し、指定の住所宛に書面により通知をなすことにより解約できる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、これにより解釈される。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券名義人として、ファンドに登録されているかまたは受益証券を保有していなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接権利を行使することはできない。これらの受益者は日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして権利を自己のために行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、自らの責任において権利行使を行う。受益者の有する主な権利は、以下のとおりである。

（a）収益分配請求権

各受益者は、配当という形で管理会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有する。

(b) 買戻請求権

受益者は、ファンドに対し、前記の制限に従って受益証券の買戻しを請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

ファンドが償還された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

管理会社は、ファンドの受益者が、ファンドの受益者名簿に自己名義で登録されている場合のみ、ファンドに対して直接、受益者としての権利を完全に行使することができることについて、投資希望者の注意を喚起する。投資者（本段落において、以下「実質的受益者」という。）が仲介業者を通じてファンドに投資する場合（仲介業者が、自己の名義で、実質的受益者に代わって受益証券を保有する場合）、（ ）実質的受益者が、ファンドの受益者権利の一部を行使できないことがあり、また、（ ）2024年3月28日付C S S F 通達24 / 856に規定される、純資産価額の計算の誤り、投資規則違反、および / またはその他の誤りが発生した場合において、実質的受益者の補償を受ける権利に影響を及ぼすことがある。したがって、実質的受益者は、上記に関して法的助言を求めることが推奨される。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

(a) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限

(b) 日本における受益証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、以下のとおりである。

弁護士 十枝 美紀子

弁護士 三宅 章仁

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを、管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法令に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

a．本書記載のファンドの邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年5月29日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル＝159.39円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b．原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ（ファンドの本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

1【財務諸表】

(1)【2026年 1 月31日に終了した計算期間の財務諸表】

【貸借対照表】

世界株式インカム・ポートフォリオ

純資産計算書

2026年 1 月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオ - 原価		572,282,327	91,216,080
未実現利益		120,252,766	19,167,088
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	692,535,093	110,383,168
銀行預金	2(a)	121	19
未収利息及び未収配当金	2(a)	339,480	54,110
ファンド受益証券販売未収入金	2(a)	230,642	36,762
資産合計		693,105,336	110,474,060
負債			
当座借越	2(a)	3,202,922	510,514
未払費用及びその他の負債	2(a), 4, 5, 6, 7, 8	476,377	75,930
負債合計		3,679,299	586,443
純資産合計		689,426,037	109,887,616

42ページから47ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ

3年間の純資産価額の要約

2026年1月31日現在

	2026年1月31日現在		2025年1月31日現在		2024年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	689,426,037	109,887,616	492,803,757	78,547,991	389,152,304	62,026,986

1口当たり純資産額：

	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA 分配型受益証券	21.41	3,413	18.83	3,001	16.92	2,697
クラスF 分配型受益証券	26.84	4,278	23.31	3,715	20.63	3,288

42ページから47ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

【損益計算書】

世界株式インカム・ポートフォリオ
 損益計算書及び純資産変動計算書
 2026年1月31日に終了した年度

	注記	米ドル	千円
期首純資産		492,803,757	78,547,991
収益			
銀行受取利息	2(c)	475	76
受取配当金（源泉税控除後）	2(c)	10,561,915	1,683,464
収益合計		10,562,390	1,683,539
費用			
管理報酬	4	272,051	43,362
販売報酬	4	272,051	43,362
事務管理報酬	6	234,407	37,362
監査報酬	7	18,285	2,914
弁護士報酬		46,835	7,465
印刷費及びその他の報告費用		42,745	6,813
税金	10	80,829	12,883
管理調整報酬	5	11,335	1,807
保管報酬	8	61,649	9,826
名義書換事務代行報酬		5,594	892
その他の報酬		37,977	6,053
費用合計		1,083,758	172,740
投資純利益		9,478,632	1,510,799
投資実現利得	2(a), 2(b)	60,317,019	9,613,930
投資実現損失	2(a), 2(b)	(21,963,428)	(3,500,751)
実現純利得：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	3,808,113	606,975
当期実現純利得		42,161,704	6,720,154

(続く)

	注記	米ドル	千円
投資未実現利益の変動		55,229,814	8,803,080
投資未実現損失の変動		(8,889,378)	(1,416,878)
未実現損失の純変動：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	(62,887)	(10,024)
当期の未実現利益の純変動		46,277,549	7,376,179
営業活動による純資産の増加		97,917,885	15,607,132
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額	2(h)	172,117,061	27,433,738
受益証券の買戻による正味支払額	2(h)	(63,248,633)	(10,081,200)
受益証券の増減による純資産の増加		108,868,428	17,352,539
分配金宣言額	11	(10,164,033)	(1,620,045)
期末純資産		689,426,037	109,887,616

42ページから47ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ

発行済受益証券変動計算書

2026年 1 月31日に終了した年度

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラス A 分配型受益証券	2,332,603	380,886	364,583	2,348,906
クラス F 分配型受益証券	19,258,884	6,916,037	2,363,254	23,811,667

42ページから47ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

【投資有価証券明細表等】

世界株式インカム・ポートフォリオ

投資明細表

2026年1月31日現在

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品			
普通株式			
	カナダ		
142,108	TELUS Corp.	1,973,605	0.29
		1,973,605	0.29
	ケイマン諸島		
679,040	Alibaba Group Holding Ltd. (traded in Hong Kong)	14,715,418	2.14
31,182	Alibaba Group Holding Ltd. (traded in United States)	5,399,163	0.78
		20,114,581	2.92
	フランス		
50,025	Air Liquide SA	9,426,726	1.36
117,717	BNP Paribas SA	12,741,840	1.85
94,474	Sanofi SA	8,884,487	1.29
		31,053,053	4.50
	ドイツ		
38,860	Allianz SE	17,173,774	2.49
36,456	SAP SE	7,383,538	1.07
		24,557,312	3.56
	インド		
1,999,935	Kotak Mahindra Bank Ltd.	8,859,612	1.29
		8,859,612	1.29
	アイルランド		
38,984	Accenture PLC Class A	10,159,620	1.47
		10,159,620	1.47

(続く)

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
日本			
403,300	Hitachi Ltd.	13,994,571	2.03
995,700	Honda Motor Co. Ltd.	10,021,771	1.45
294,100	Shin-Etsu Chemical Co. Ltd.	9,763,675	1.42
565,700	Sony Group Corp.	12,647,191	1.83
		46,427,208	6.73
メキシコ			
677,659	Grupo Financiero Banorte SAB de CV Class O	7,914,380	1.15
		7,914,380	1.15
オランダ			
2,749,616	Koninklijke KPN NV	13,516,371	1.96
		13,516,371	1.96
韓国			
61,286	Kia Corp.	6,497,321	0.94
		6,497,321	0.94
スペイン			
577,997	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	14,825,551	2.15
140,284	Industria de Diseno Textil SA	9,170,155	1.33
		23,995,706	3.48
台湾			
264,000	MediaTek, Inc.	14,764,538	2.14
483,000	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	27,242,612	3.95
		42,007,150	6.09
英国			
109,031	AstraZeneca PLC	20,274,415	2.94
420,952	BAE Systems PLC	11,415,310	1.66
236,626	British American Tobacco PLC	14,215,101	2.06
265,005	Shell PLC	10,175,516	1.48
6,253,823	Taylor Wimpey PLC	9,188,283	1.33
		65,268,625	9.47

(続く)

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
	米国		
92,150	Alphabet, Inc. Class A	31,050,864	4.50
55,778	Apple, Inc.	14,275,821	2.07
58,073	Applied Materials, Inc.	19,568,278	2.84
45,601	Assurant, Inc.	10,895,447	1.58
132,322	Baker Hughes Co.	7,374,305	1.07
80,546	Broadcom, Inc.	26,854,036	3.90
182,336	Carrier Global Corp.	10,903,693	1.58
104,793	Charles Schwab Corp.	10,939,341	1.59
171,106	Citizens Financial Group, Inc.	10,827,588	1.57
264,928	CMS Energy Corp.	18,741,007	2.72
242,431	Coca-Cola Co.	17,869,589	2.59
46,378	Equifax, Inc.	9,397,110	1.36
33,417	General Electric Co.	10,106,972	1.47
18,034	Home Depot, Inc.	6,674,203	0.97
62,980	Intercontinental Exchange, Inc.	10,923,251	1.58
49,376	M&T Bank Corp.	10,921,971	1.58
17,900	Meta Platforms, Inc. Class A	12,933,287	1.88
59,909	Microsoft Corp.	26,065,208	3.78
20,165	Moody's Corp.	10,389,815	1.51
35,664	Oracle Corp.	5,911,308	0.86
146,712	Otis Worldwide Corp.	12,733,134	1.85
15,154	Parker-Hannifin Corp.	14,168,990	2.06
70,548	Procter & Gamble Co.	10,549,748	1.53
67,536	Progressive Corp.	14,025,876	2.03
124,074	Service Corp. International	9,770,828	1.42
40,949	UnitedHealth Group, Inc.	11,800,273	1.71
57,421	Walmart, Inc.	6,721,128	0.97
212,464	Williams Cos., Inc.	14,237,213	2.06
		376,630,284	54.63
普通株式合計		678,974,828	98.48
公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡 可能有価証券及びマネー・マーケット商品合計		678,974,828	98.48

(続く)

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
その他の譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品			
普通株式			
	カナダ		
81,721	TELUS Corp.	1,134,947	0.17
		1,134,947	0.17
普通株式合計		1,134,947	0.17
その他の譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品合計		1,134,947	0.17
集団投資スキーム			
	アイルランド		
124,158	BlackRock ICS U.S. Dollar Liquid Environmentally Aware Fund~	12,425,318	1.80
		12,425,318	1.80
集団投資スキーム合計		12,425,318	1.80
有価証券ポートフォリオ - 時価		692,535,093	100.45
その他の純負債		(3,109,056)	(0.45)
純資産合計（米ドル）		689,426,037	100.00

~関連当事者のファンドに対する投資である。詳細は注記9を参照。

セクター別内訳

2026年1月31日現在

	純資産比率（%）
技術	22.08
金融	18.86
非耐久消費財	16.41
通信	11.72
工業	10.65
耐久消費財	8.82
エネルギー	4.61
素材	2.78
ユーティリティ	2.72
集団投資スキーム	1.80
有価証券ポートフォリオ - 時価	100.45
その他の純負債	(0.45)
	100.00

42ページから47ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務諸表に対する注記

2026年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託（*fonds commun de placement*）である。当ファンドは、投資信託に関連した2010年12月17日付の法律（改正後）（以下「2010年法」という。）のパート 1 に基づいて設定されている。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号（以下「AIFMD」という。）、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律（改正後）（以下「2013年法」という。）に準拠して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

管理会社は、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド（以下「AIFM」という。）をオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命した。AIFMは、当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行う。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

2026年1月31日現在、当ファンドは、4つのポートフォリオの受益証券を販売している。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンド（以下それぞれを「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）である。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の投資に投資を行っている。

各ポートフォリオは、独立した資産プールであり、各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。独立した受益証券は、51ページ（訳者注：原文のページ）に詳述の通り、受益証券クラスに細分化されている。

各受益証券クラスは全ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述している。

当年度中の重要な事象

- ・ 当年度において、重要な事象はなかった。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、ポートフォリオは、AIFMが承認した価格決定機関により提供されるターム・ローンの評価額を利用する。通常、価格決定機関は、相場が容易に入手できる場合には、買呼値でターム・ローンを評価する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、価格決定機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して決定した一貫性のある公正な市場価値で評価している。価格決定機関の手續及び評価方法は、AIFMの全般的な監督のもと、関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）のレビューを受ける。AIFMは、価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であると誠実に判断している。
- ・ 組入証券は、持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債券を除き、上場証券を含む。）で構成されている。これらの有価証券は、1つ又は複数の価格決定機関が市場情報や、類似の証券取引、機関トレーダー間で一般に認識されている証券間の多様な関係性を用いて通常の機関投資家の取引規模を単位として決定した価格に基づき評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、世界株式インカム・ポートフォリオ（評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時（以下「4PM CET」、又は各場合において「関連時刻」という。）時点で入手可能な最終の価格で評価される。）を除き、評価日の直前営業日の営業終了時点で入手可能な最終の当該取引所又は市場の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合の有価証券の価額は、関連時刻において入手可能な直近の買呼値とするか、一定の場合には、当該有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である上場有価証券については直近の買呼値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手した利用可能な直近の買呼値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買呼値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、AIFMにより又はその指示により主要な市場に指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- ・ AIFMは、市場相場を容易に入手できない又は独立の市場相場が公正な市場価値を反映していないと判断する場合には、適用法に従い当該資産又は負債の公正な市場価値を算定している。資産又は負債の価格算定にあたり、AIFMは（資産の種類等の要因に応じて）1つ又は複数の公正価値評価手法を使用し得る。例えば、資産の価格を、投資の当初取得原価を基に算定する場合や、独自の又は第三者のモデルを使用する場合もある。このモデルには、直接ポートフォリオ管理の価格算定インプットに基づくモデルや、資産及び／又は負債の評価時にAIFMが考慮する複数の要因の重要性及び一定の仮定を反映したモデルがある。また、AIFMは、資産及び／又は負債（又は関連若しくは同等の資産及び／若しくは負債）について実際に行われた過去の取引価格を評価の基礎として使用する、又は適切な場合には第三者が評価した類似資産及び／又は負債の評価額を使用する場合もある。

2026年1月31日現在の公正価値調整を行った一部の有価証券の公正価値は、下表に開示の通りである。

ポートフォリオ	通貨	公正価値で測定された 有価証券の時価	純資産比率 (%)
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	156,278	0.08

公正価値で測定された有価証券は、投資明細表において「*」で示されている。

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ A I F Mは、募集及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、マネー・マーケット・ファンド規制（以下「MMF R」という。）に従い、1米ドル（以下「安定NAV」という。）に安定させる手続を確立している。NAVは小数点以下四捨五入、又は当該金額相当の通貨とする。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価値に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価額が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ このポートフォリオは、短期公債CNAV MMFに分類されており、MMF Rの規定に準拠している。これに伴い、A I F Mは、慎重かつ厳格な流動性管理手続を新たに導入し、当該ポートフォリオに適用されるあらゆる流動性基準への遵守を確保している。
- ・ このポートフォリオの資産の流動性が十分である（合理的に予見可能な買戻に対応可能であり、割引価格での無理な現金化は行わない）かの判断を行うため、当該ポートフォリオの資産のボラティリティを頻繁にモニターしている。また、A I F Mは、以下の方法のうち1つ又は複数を適用し得る。

²⁵_{B8} 買戻に対して流動性手数料を賦課する。流動性手数料には、ポートフォリオが流動性を維持するためのコストを適切に反映させ、当該期間に他の受益者が受益証券の買戻請求を行った場合に、ポートフォリオに残る受益者が不当に不利益を被らないようにする。

²⁵_{B8} 90日の期間のうち停止期間の合計が15日を超える場合、スーパー・マネー・マーケット・ファンドは自動的に短期公債CNAV MMFではなくなり、A I F Mはその旨を受益者に通知するものとする。

²⁵_{B8} このポートフォリオの管理会社の取締役会は、上記取決めにに関する方針を決定後、その詳細をポートフォリオの所管官庁に直ちに報告するものとする。

²⁵_{B8} 買戻に関する買戻制限条項を設定する。これにより、最大15日間、1営業日における受益証券の買戻額を当該ポートフォリオの受益証券の最大10%までに制限する。

²⁵_{B8} 最大15日間の買戻停止

²⁵_{B8} MMF R第24項(2)に定められた義務を履行する以外の緊急措置を講じない。

- ・ このポートフォリオは、シャドウNAV（このポートフォリオに組み入れられている有価証券及びマネー・マーケット商品の時価に基づく評価額）を算定している。MMF Rの規定に従い、1口当たり安定NAVと時価により算定した1口当たりNAVとの差額をモニターするとともに、MMFのウェブサイト（<https://www.blackrock.com/cash/en-lm/client-reporting>）に毎日公表している。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ レポ契約及びリバース・レポ契約は、取得原価に経過利息を加算して評価される。レポ契約及びリバース・レポ契約に関連する債権債務の残高は、それぞれ純資産計算書の「投資売却未収入金」及び「投資購入未払金」に計上されている。リバース・レポ契約に係る未収利息は、純資産計算書の「未収利息及び未収配当金」に計上されている。
- ・ マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- ・ 特に未収利息及び未収配当金、投資売却未収入金並びにファンド受益証券販売未収入金等の資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金、未払利息及び未払分配金等の負債は額面価額で評価される。

(b) 投資実現利得及び損失

投資売却に係る実現利得及び損失は、平均原価法に基づき算定されている。

(c) 投資からの収益 / 費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上している。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれている。
- ・ 銀行受取利息は発生主義に基づき認識され、これには、リバース・レポ契約に係る受取利息が含まれている。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上され源泉税控除後で表示される。

(d) 金融デリバティブ商品

当年度において、当ファンドは多くの為替予約及び先物契約を締結した。未決済の先物契約は決算日に契約を評価するため公正な市場価値で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じる評価益 / 評価損は未実現利益 / (損失) に計上されるとともに、純資産計算書の資産又は負債のいずれかに計上されている。未実現利益又は損失の純変動並びに為替予約及び先物契約の決済又は反対売買による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

当年度中に、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ取引を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び / 又は買建てる場合、信用事象（契約において事前に定められる。）発生時の偶発的支払いと引き換えに、一連のプレミアムが当ファンドに対して又は当ファンドから支払われる。このプレミアムはCDSのコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現純利得又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオでは、組入証券について、株式市場又はその個々の業種において予想される通常の価格下落の影響をヘッジするために、株価指数コール・オプションの売却及び株価指数プット・オプションの購入を行う場合がある。指数オプションは、契約当事者が、行使時又は割当時に、指数の終値とオプションの行使価格との差額に所定の倍数を乗じた額の現金を支払う又は受領する点を除き、有価証券オプションに類似する。株価指数オプションを利用したヘッジの有効性は、主にオプションの原指数値の変動とポートフォリオのヘッジ対象部分の変動の間の相関度に左右される。とりわけ、転換証券に関する相関度は、組入証券の市場価値がその転換価値に起因する程度に影響を受ける。未実現利益又は損失の純変動及びオプションの満期時又は反対売買時の実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2026年1月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

為替レートが異なっているのは、ポートフォリオ間で価格決定マトリックス及び評価時点が異なるためである。下表には、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及び世界株式インカム・ポートフォリオに関しては2026年1月31日の4PM CET時点の為替レートを、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関しては2026年1月30日の5PM CET時点の為替レートを表示している。

以下の為替レートは、2026年1月31日現在、全ポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資並びにその他の資産及びその他の負債の換算に使用されている。

	グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及び世界株式インカム・ポートフォリオ	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンド
通貨	米ドル	米ドル
豪ドル	0.701050	0.700550
カナダ・ドル	0.739317	0.738471
ユーロ	1.190249	1.189651
英ポンド	1.373751	1.372250
香港ドル	0.128079	0.128046
インドネシア・ルピア	0.000060	0.000060
インド・ルピー	0.010871	0.010871
日本円	0.006473	0.006483
韓国ウォン	0.000695	0.000695
メキシコ・ペソ	0.057817	0.057647
シンガポール・ドル	0.788053	0.788022
新台湾ドル	0.031776	0.031776

(f) 合算財務諸表

当ファンドの合算財務諸表は米ドル建てで表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる（訳者注：原文11ページ及び13ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。2026年1月31日現在、全ポートフォリオが繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の販売及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

3 管理会社及び投資顧問会社

(a) 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドの管理会社である。管理会社は、運用規則に従い、対象受益者専用口座の当ファンドのポートフォリオを運用することに合意している。管理会社は、保管会社及び必要に応じてその他のエージェント（日本国内外の当ファンドの受益証券の販売会社を含む。）を任命しており、販売会社の選任は総販売会社に委任している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は金融監督委員会（*Commission de Surveillance du Secteur Financier*）（以下「CSSF」という。）により規制されている。

(b) AIFM

管理会社は、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行うため、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドをオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命している。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

AIFMは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社であり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

AIFMは、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中から支払いを受ける。

(c) 投資顧問会社

AIFMが全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。

ポートフォリオ	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	ブラックロック・ジャパン株式会社
世界株式インカム・ポートフォリオ	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド

インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

投資顧問会社は、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

4 管理報酬及び販売報酬

(a) 管理報酬

当年度中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの年率0.12%から1.20%の範囲である。ただし、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めにに基づき投資顧問会社又は関係会社に報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。当ファンドのAIFM及び投資顧問会社に対する報酬は、管理会社が負担しており、管理報酬から支払われる。

(b) 販売報酬

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（以下「総販売会社」という。）との間で販売契約を締結している。総販売会社は、米国外での受益証券の販売については、日本の販売会社（3ページから4ページ（訳者注：原文のページ））に開示）等の一定の販売会社と契約上の取決めに締結する場合がある。

販売報酬の水準はNAVの年率0.15%から1.00%の範囲である。ただし、クラスAD受益証券、クラスD受益証券、クラスF受益証券及びインスティテューショナルI受益証券については販売報酬を支払っていない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、四半期ごとに支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬及び販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

5 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ（以下「BROL」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、当ファンドのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である（クラスF受益証券を除く）。BROLはブラックロック・インクの完全子会社であり、投資顧問会社の関係会社である。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務（これらのサービスには通常の報酬が課される。）によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHをルクセンブルグにおける当ファンドの事務管理代行会社に任命している。

7 監査報酬

下表は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテに支払った2026年1月31日終了年度の報酬の内訳である。

2026年1月31日
ユーロ

監査業務及び監査関連業務（VATを除く）	54,840
非監査業務	-

8 保管報酬

管理会社は、保管会社であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店と保管契約を締結している。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金（他の銀行において保持される場合がある。）を除く、当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。AIFM及び当ファンドによるAIFMDへの準拠と同様に、AIFMDに基づく保管会社の役割には、受益証券保有者保護の充実のほか、当ファンド資産の分別管理と当ファンドのすべての金融商品、現金、及びその他の資産の保管責任（以下「分別保管機能」という。）が含まれることになった。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。また分別保管機能の一環として、保管会社は、保管する金融商品の紛失について当ファンドに対して責任を負う。

9 関連当事者との取引

管理会社、総販売会社、AIFM、管理調整会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオは、「フィーダー・ファンド」として、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンド（当ファンドの関連当事者）のクラスXに投資している。

当年度中、通常の業務範囲外又は通常の取引条件外の重要な取引は行われていない。

10 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉税の対象とならない。ただし、当ファンドは、2010年法に従い年次税（taxe d'abonnement）の対象になっており、暦年の各四半期末現在の各ポートフォリオのNAVに対して年率0.05%が課される（スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法第174条の意義の範囲の機関投資家向けポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。）。

2026年1月31日終了年度では、グローバル・アロケーション・ポートフォリオはルクセンブルグの税金を支払っていないが、これは既にルクセンブルグの年次税の対象となっている他の集団投資に当ポートフォリオが保有する資産について年次税の支払を行っていないためである。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉税が課される場合がある。

11 分配金

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

純収益（未払費用控除後の発生利息収益）が各評価日の分配金となり、1口当たりNAVの日次の算定直前に記録されていた受益証券保有者を対象に、各評価日現在発行済みの全受益証券に関して宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の午後12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び買い戻された受益証券は当該買戻の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。

マネー・マーケット・ポートフォリオ以外

関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引（当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む。）又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用（管理報酬を含む。）を控除した額で構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準化勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを決定することができる。

12 信用枠

2026年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用枠40,000,000米ドルを使用する権利を有していた。2026年1月31日現在、当該信用枠からの引出はなかった。

ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して日次で費用計上し、損益計算書及び純資産変動計算書に含めている。ローン・コミットメント費用の内訳としては、信用枠の未使用部分に対しては0.15%、使用部分に対してはフェデラル・ファンド実効金利又は翌日物銀行調達金利（いずれか高い方）にマージン・スプレッド0.90%を上乗せした利率が課される。

ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して費用計上し、損益計算書及び純資産変動計算書の「ローン・コミットメント費用」に含めている。

13 取引コスト

投資目的を達成するために、ポートフォリオは、投資ポートフォリオに係るトレーディング活動に関する取引コストを負担する。下表に開示されているのは、2026年1月31日終了年度における各ポートフォリオについて個別に識別可能な取引コストである。これらには委託費用、決済手数料及びブローカー手数料が含まれている。

ポートフォリオ	通貨	取引コスト
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	米ドル	－
世界株式インカム・ポートフォリオ	米ドル	474,179
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	10
スーパー・マナー・マーケット・ファンド	米ドル	－

すべての取引コストが個別に識別可能なわけではない。スワップ、為替予約、先物契約、オプション及びスワップションについては、取引コストが投資の購入及び売却価格に含まれる。これらの取引コストは個別に識別可能ではないが、各ポートフォリオの実績に含まれている。マーケット・インパクト・コストは個別に識別可能ではなく、したがって当該コストも上表には開示されていない。

14 ブローカーに対する債権 / 債務

全ポートフォリオは、多様な相手先とデリバティブ取引を行っている。為替予約及びスワップ取引の相手先は投資明細表に表示されている。

相手先の当ファンドに対するエクスポージャー又は当ファンドの相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップに係る現金担保を支払又は受領している。

純資産計算書のブローカーに対する債権 / 債務は、当ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払った / 相手先から受領した現金担保及び証拠金で構成されている。

15 後発事象

2026年2月2日付で、当ファンドの目論見書の更新版が発行された。

2026年2月2日付で、iシェアーズ・エンハnst・キャッシュ・ファンド / I S E C ポートフォリオが販売開始した。

管理会社取締役会の見解では、財務諸表日後財務諸表承認日までの間に、2026年1月31日終了年度の財務諸表に重要な影響を与える他の後発事象は発生していない。

16 承認日

当財務諸表は、2026年4月22日に管理会社の取締役会の承認を得ている。

[次へ](#)

付録 - 受益証券クラス（無監査）

発行済受益証券クラス

2026年1月31日現在、当ファンドは以下の受益証券クラスを提供している。

クラス A

米ドル建クラス A 分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラス A 分配型受益証券（ヘッジ有）

豪ドル建クラス A 無分配型受益証券

日本円建クラス A 無分配型受益証券

米ドル建クラス A 無分配型受益証券

クラス A D

米ドル建クラス A D 分配型受益証券

クラス B

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス C

米ドル建クラス C 分配型受益証券

クラス A 受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

クラス B 受益証券

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス F¹

米ドル建クラス F 分配型受益証券

インスティテューショナル I 受益証券¹

米ドル建インスティテューショナル I 分配型受益証券

クラス J

米ドル建クラス J 分配型受益証券

¹ 機関投資家が利用可能

販売開始した受益証券クラス

当年度に販売開始した受益証券クラスはなかった。

販売終了した受益証券クラス

当年度に販売終了した受益証券クラスはなかった。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

as at 31 January 2026

		BlackRock Global Investment Series Combined	Global Allocation Portfolio	Global Equity Income Portfolio	Income Strategies Portfolio	Super Money Market Fund
	Note	USD	USD	USD	USD	USD
Assets						
Securities portfolio at cost		3,884,621,240	347,781,234	572,262,327	201,347,162	2,763,210,517
Unrealised appreciation/(depreciation)		255,836,128	143,997,171	120,252,766	(8,413,809)	—
Securities portfolio at market value	2(a)	4,140,457,368	491,778,405	692,535,093	192,933,353	2,763,210,517
Cash at bank	2(a)	187,603,768	4,619	121	2,900,042	184,698,986
Interest and dividends receivable	2(a)	4,488,850	—	339,480	2,844,681	1,304,689
Receivable for investments sold	2(a)	1,176,986,331	801,616	—	1,184,715	1,175,000,000
Receivable for Fund units subscribed	2(a)	838,110	562,616	230,642	44,852	—
Unrealised appreciation on:						
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	1,758	—	—	1,758	—
Market value / unrealised appreciation on swaps		1,952	—	—	1,952	—
Other assets	2(a)	29,474	—	—	—	29,474
Total assets		5,510,407,611	493,147,256	693,105,336	199,911,353	4,124,243,666
Liabilities						
Cash owed to bank	2(a)	4,744,822	1,541,900	3,202,922	—	—
Outstanding loan		172,814	—	—	172,814	—
Payable for investments purchased	2(a)	1,337,326,295	558,598	—	2,245,846	1,334,521,851
Payable for Fund units redeemed	2(a)	889,590	810,260	—	79,330	—
Dividends payable	2(a)	8,082,665	—	—	—	8,082,665
Unrealised depreciation on:						
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	126,689	—	—	126,689	—
Accrued expenses and other liabilities	2(a) 4, 5, 6, 7, 8	9,543,313	2,588,706	476,377	1,199,689	5,278,541
Total liabilities		1,360,886,188	5,499,464	3,679,299	3,824,368	1,347,883,057
Total net assets		4,149,521,423	487,647,792	689,426,037	196,086,985	2,776,360,609

Approved on behalf of the Board



Director

Leon Schwab

Date 22 April 2026



Director

Benjamin Gregson

Date 22 April 2026

The notes on pages 42 to 47 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [11]

Three Year Summary of Net Asset Values

as at 31 January 2026

	Currency	31 January 2026	31 January 2025	31 January 2024
Global Allocation Portfolio				
Total net assets	USD	487,647,792	368,225,454	300,340,270
Net asset value per:				
A Class non-distributing unit	USD	25.60	21.80	19.56
A Class non-distributing unit AUD	AUD	26.22	22.58	20.56
A Class non-distributing unit JPY	JPY	143.39	127.28	120.26
Global Equity Income Portfolio				
Total net assets	USD	689,426,037	492,803,757	389,152,304
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	21.41	18.83	16.92
F Class distributing unit	USD	26.84	23.31	20.63
Income Strategies Portfolio				
Total net assets	USD	196,086,985	203,126,904	207,183,702
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	5.21	5.21	5.15
A Class distributing unit SGD hedged	SGD	9.08	9.30	9.36
AD Class distributing unit	USD	8.90	8.89	8.79
B Class distributing unit	USD	5.22	5.22	5.16
C Class distributing unit	USD	9.31	9.31	9.20
J Class distributing unit	USD	5.43	5.36	5.19
Super Money Market Fund⁽¹⁾				
Total net assets	USD	2,776,360,609	2,932,502,054	2,512,066,955
Net asset value per:				
Common distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Current distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Institutional I distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00

⁽¹⁾ Super Money Market Fund publishes constant NAV as USD 1 and effective 1 July 2019 is classified as short term Public Debt Constant Net Asset Value Money Market Fund. Please refer to Note 2(a).

The notes on pages 42 to 47 form an integral part of these financial statements.

[12] BlackRock Global Investment Series

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 January 2026

	Note	BlackRock Global Investment Series Combined	Global Allocation Portfolio	Global Equity Income Portfolio
		USD	USD	USD
Net assets at the beginning of the year		3,996,658,169	368,225,454	492,803,757
Income				
Bank interest	2(c)	59,300,855	—	475
Bond and loan interests	2(c)	75,729,288	—	—
Dividends (net of withholding tax)	2(c)	10,561,915	—	10,561,915
Other income		16,487	—	—
Total income		145,608,545	—	10,562,390
Expenses				
Bank interest	2(c)	8,932	8,932	—
Management fees	4	14,711,801	3,105,451	272,051
Distribution fees	4	7,958,212	3,105,451	272,051
Administration fees	6	836,207	199,916	234,407
Audit fees	7	88,626	18,206	18,285
Legal fees		215,626	50,989	48,835
Printing and other reporting fees		199,725	40,427	42,745
Taxes	10	460,046	—	80,829
Coordination fees	5	867,331	103,515	11,335
Depository fees	8	436,511	39,451	61,649
Transfer agent fees		142,394	62,224	5,594
Loan commitment fees	12	125,398	—	—
Miscellaneous fees		117,691	38,912	37,977
Total expenses before reimbursement		26,168,500	6,773,474	1,083,758
Reimbursement of expenses	4	—	—	—
Total expenses after reimbursement		26,168,500	6,773,474	1,083,758
Net investment income/(deficit)		119,440,045	(6,773,474)	9,478,632
Realised gain on Investments	2(a), 2(b)	77,003,920	12,365,493	60,317,019
Realised (loss) on Investments	2(a), 2(b)	(27,119,648)	(72,510)	(21,963,428)
Net realised gain/(loss) on:				
Futures contracts	2(d)	(537)	—	—
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d), 2(e)	796,892	(2,711,637)	3,808,113
Net realised gain/(loss) for the year		50,680,629	9,581,146	42,161,704
Change in unrealised appreciation on Investments		124,787,755	68,987,112	55,229,814
Change in unrealised (depreciation) on Investments		(5,387,305)	2,904,685	(8,889,378)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d), 2(e)	(240,777)	(155)	(62,887)
Swap transactions	2(d)	(291)	—	—
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		119,159,382	71,891,642	46,277,549
Increase/(Decrease) in net assets as a result of operations		289,280,056	74,699,314	97,917,885
Movements in unit capital				
Net receipts as a result of issue of units	2(h)	3,375,501,712	88,873,315	172,117,061
Net payments as a result of repurchase of units	2(h)	(3,387,640,695)	(44,150,291)	(63,248,633)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in unit capital		(12,138,983)	44,723,024	108,868,428
Dividends declared	11	(124,277,819)	—	(10,164,033)
Net assets at the end of the year		4,149,521,423	487,647,792	689,426,037

The notes on pages 42 to 47 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [13]

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 January 2026 continued

	Note	Income Strategies Portfolio	Super Money Market Fund
		USD	USD
Net assets at the beginning of the year		203,126,904	2,932,502,054
Income			
Bank interest	2(c)	64,248	59,230,132
Bond and loan interests	2(c)	14,508,624	61,220,664
Dividends (net of withholding tax)	2(c)	—	—
Other income		13,018	3,469
Total income		14,585,890	120,460,265
Expenses			
Bank interest	2(d)	—	—
Management fees	4	1,194,285	10,140,014
Distribution fees	4	996,788	3,583,922
Administration fees	6	166,722	235,162
Audit fees	7	38,362	13,773
Legal fees		71,088	46,714
Printing and other reporting fees		49,126	67,427
Taxes	10	99,823	279,394
Coordination fees	5	49,762	702,719
Depository fees	8	103,939	231,472
Transfer agent fees		—	74,576
Loan commitment fees	12	125,398	—
Miscellaneous fees		32,292	8,510
Total expenses before reimbursement		2,927,585	15,383,683
Reimbursement of expenses	4	—	—
Total expenses after reimbursement		2,927,585	15,383,683
Net investment income/(deficit)		11,658,305	105,076,582
Realised gain on investments	2(a), 2(b)	4,321,408	—
Realised (loss) on investments	2(a), 2(b)	(5,083,708)	—
Net realised gain/(loss) on:			
Futures contracts	2(d)	(537)	—
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d), 2(e)	(291,737)	(7,647)
Net realised gain/(loss) for the year		(1,054,574)	(7,647)
Change in unrealised appreciation on investments		570,829	—
Change in unrealised (depreciation) on investments		597,386	—
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:			
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d), 2(e)	(177,735)	—
Swap transactions	2(d)	(291)	—
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		990,191	—
Increase/(Decrease) in net assets as a result of operations		11,593,922	105,068,935
Movements in unit capital			
Net receipts as a result of issue of units	2(h)	11,669,203	3,102,642,133
Net payments as a result of repurchase of units	2(h)	(21,258,193)	(3,258,983,578)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in unit capital		(9,588,990)	(156,141,445)
Dividends declared	11	(9,044,851)	(105,068,935)
Net assets at the end of the year		196,086,985	2,776,360,609

The notes on pages 42 to 47 form an integral part of these financial statements.

[14] BlackRock Global Investment Series

Statement of Changes in Units Outstanding

for the year ended 31 January 2026

	Units outstanding at the beginning of the year	Units issued	Units redeemed	Units outstanding at the end of the year
Global Allocation Portfolio				
A Class non-distributing unit	13,696,822	3,406,108	1,134,678	15,968,352
A Class non-distributing unit AUD	3,882,738	537,054	854,019	3,565,773
A Class non-distributing unit JPY	18,329,616	1,500,504	5,543,338	14,286,782
Global Equity Income Portfolio				
A Class distributing unit	2,332,603	380,886	364,583	2,348,906
F Class distributing unit	19,258,884	6,916,037	2,363,254	23,811,667
Income Strategies Portfolio				
A Class distributing unit	2,014,429	55,354	342,950	1,726,833
A Class distributing unit SGD hedged	20,000	—	—	20,000
AD Class distributing unit	64,010	125,234	6,416	182,828
B Class distributing unit	351,509	—	214,292	137,217
C Class distributing unit	1,549	—	—	1,549
J Class distributing unit	35,474,615	1,922,256	3,408,111	33,988,760
Super Money Market Fund				
Common distributing unit	411,369	15,580	—	426,949
Current distributing unit	2,290,547,546	2,394,998,916	2,582,113,864	2,103,432,478
Institutional I distributing unit	641,543,139	707,827,638	676,869,594	672,501,183

The notes on pages 42 to 47 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [15]

[次へ](#)

Global Equity Income Portfolio

Portfolio of Investments as at 31 January 2026

Holding	Description	Market Value USD	% of Net Assets	Holding	Description	Market Value USD	% of Net Assets
Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Stock Exchange Listing or Dealt in on Another Regulated Market				United Kingdom continued			
COMMON STOCKS				236,626	British American Tobacco PLC	14,215,101	2.06
				265,005	Shell PLC	10,175,516	1.48
				6,253,623	Taylor Wimpey PLC	9,188,283	1.33
						65,268,625	9.47
				United States			
				92,150	Alphabet, Inc. Class A	31,050,864	4.50
				55,778	Apple, Inc.	14,275,821	2.07
				58,073	Applied Materials, Inc.	19,568,278	2.84
				45,601	Assurant, Inc.	10,895,447	1.58
				132,322	Baker Hughes Co.	7,374,305	1.07
				80,546	Broadcom, Inc.	26,854,036	3.90
				182,336	Carrier Global Corp.	10,903,693	1.58
				104,793	Charles Schwab Corp.	10,939,341	1.59
				171,106	Citizens Financial Group, Inc.	10,827,588	1.57
				264,928	CMS Energy Corp.	18,741,007	2.72
				242,431	Coca-Cola Co.	17,869,589	2.59
				46,378	Equifax, Inc.	9,397,110	1.36
				33,417	General Electric Co.	10,106,972	1.47
				18,034	Home Depot, Inc.	6,674,203	0.97
				62,980	Intercontinental Exchange, Inc.	10,923,251	1.58
				49,376	M&T Bank Corp.	10,621,971	1.58
				17,900	Meta Platforms, Inc. Class A	12,933,287	1.88
				59,909	Microsoft Corp.	26,065,208	3.78
				20,165	Moody's Corp.	10,389,815	1.51
				35,664	Oracle Corp.	5,911,308	0.86
				146,712	Otis Worldwide Corp.	12,733,134	1.85
				15,154	Parker-Hannifin Corp.	14,168,990	2.06
				70,548	Procter & Gamble Co.	10,549,748	1.53
				67,536	Progressive Corp.	14,025,876	2.03
				124,074	Service Corp. International	9,770,828	1.42
				40,949	UnitedHealth Group, Inc.	11,800,273	1.71
				57,421	Walmart, Inc.	6,721,128	0.97
				212,464	Williams Cos., Inc.	14,237,213	2.06
						376,630,284	54.63
					Total Common Stocks	678,974,828	98.48
					Total Transferable Securities and Money Market Instruments Admitted to an Official Stock Exchange Listing or Dealt in on Another Regulated Market	678,974,828	98.48
				Other Transferable Securities and Money Market Instruments			
				COMMON STOCKS			
				Canada			
				81,721	TELUS Corp.	1,134,947	0.17
						1,134,947	0.17
					Total Common Stocks	1,134,947	0.17
					Total Other Transferable Securities and Money Market Instruments	1,134,947	0.17
				Collective Investment Schemes			
				Ireland			
				124,158	BlackRock ICS U.S. Dollar Liquid Environmentally Aware Fund	12,425,318	1.80
						12,425,318	1.80
					Total Collective Investment Schemes	12,425,318	1.80
					Securities portfolio at market value	692,535,093	100.45
					Other Net Liabilities	(3,109,056)	(0.45)
					Total Net Assets (USD)	689,426,037	100.00
				" Investment in related party fund, see further information in Note 9.			

The notes on pages 42 to 47 form an integral part of these financial statements

Annual report and audited financial statements [17]

Global Equity Income Portfolio continued

Portfolio of Investments as at 31 January 2026
Sector Breakdown
as at 31 January 2026

	% of Net Assets
Technology	22.08
Financial	18.86
Consumer, Non-cyclical	16.41
Communications	11.72
Industrial	10.65
Consumer, Cyclical	8.82
Energy	4.61
Basic Materials	2.78
Utilities	2.72
Collective Investment Schemes	1.80
Securities portfolio at market value	100.45
Other Net Liabilities	(0.45)
	100.00

The notes on pages 42 to 47 form an integral part of these financial statements.

[18] BlackRock Global Investment Series

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements

1. Organisation

BlackRock Global Investment Series (the "Fund") is a *fonds commun de placement* formed under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg. The Fund is set up under Part II of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended (the "2010 Law"). The Fund qualifies as an alternative investment fund ("AIF") in accordance with Directive 2011/61/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on Alternative Investment Fund Managers ("AIFMD") and the Luxembourg law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers as amended (the "2013 Law").

The Management Company appointed BlackRock Asset Management Ireland Limited (the "AIFM") as the alternative investment fund manager. The AIFM will provide and procure the provision of investment management services, including portfolio and risk management functions, for the Fund. The AIFM is entitled to delegate its functions, powers, discretions, duties and obligations, subject to AIFMD requirements.

As at 31 January 2026, the Fund offered units in four Portfolios, Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio, Income Strategies Portfolio, Super Money Market Fund (each a "Portfolio" and collectively the "Portfolios"). Each Portfolio has different investment objectives and invests in different types of investments.

Each Portfolio is a separate pool of assets and is represented by separate units of each Portfolio which are divided into unit classes as detailed on page 51.

The classes of units have equivalent rights in the Portfolios but carry different features and charging structures, which are more fully described in the Fund's Prospectus.

Significant events during the year

- There have been no significant events during the reporting year.

2. Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and with the legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements as prescribed by the Luxembourg authorities for Luxembourg investment companies and include the following significant accounting policies:

(a) Valuation of Investments and Other Assets

The Fund's investments and other assets are valued as follows:

Non-Money Market Portfolios

- Term loans are not listed on any securities exchange. In determining the Net Asset Value ("NAV"), the Portfolio utilises the valuations of term loans furnished by a pricing service approved by the AIFM. The pricing service typically values term loans at the bid price when quotations are readily

available. Term loans for which quotations are not readily available are valued at fair market value on a consistent basis as determined by the pricing service using pricing matrices to determine valuations. The procedures of the pricing services and its evaluations are reviewed by the Investment Adviser of the relevant Portfolio (the "Investment Adviser") under the general supervision of the AIFM. The AIFM has determined in good faith that the use of a pricing service is a fair method of determining the valuation of term loans;

- Portfolio securities consisting of equities, bonds and other debt instruments (other than short-term obligations but including listed issues) may be valued on the basis of prices furnished by one or more pricing services which determine prices for normal, institutional-size trading units of such securities using market information, transactions for comparable securities and various relationships between securities that are generally recognised by institutional traders;
- Portfolio securities that are listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last known price on such exchanges or markets as of the close of the business day immediately preceding the valuation date with the exception of Global Equity Income Portfolio for which securities are valued at the valuation date at the last known price as of 4.00 p.m. Luxembourg time ("4PM CET" or, in each case, the "Relevant Time"). If there are no such sales of a particular security, the value of such security will be the last available bid price of the Relevant Time or, in certain circumstances, such portfolio securities are valued at the last sale price on the exchange that is the primary market for such securities, or the last quoted bid price for those securities for which the Over-the-Counter ("OTC") market such as NASDAQ, is the primary market for listed securities;
- Investments in open-ended collective investment schemes are valued on the basis of the last available net asset value of the units of such collective investment scheme;
- Fixed income securities that are not listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last available bid price or yield equivalents obtained from one or more dealers or pricing services. Securities traded in the OTC market are valued at the last available bid price. In cases where securities are traded on more than one exchange, the securities are valued on the exchange designated by or under the direction of the AIFM as the primary market. Portfolio securities that are traded both in the OTC market and on a stock exchange are valued according to the broadest and most representative market;
- When market quotations are not readily available or the AIFM determines that the independent market quotation does not reflect fair market value, the AIFM will, in accordance with applicable laws, determine a fair market value for that asset or liability. When determining the price for such an asset or liability, the AIFM may use one or more of a variety of fair valuation methodologies (depending on factors including the

Notes to the Financial Statements continued

asset type). The AIFM might, for example, price the asset based on the original cost of the investment or it might use proprietary or third-party models, including models that rely upon direct portfolio management pricing inputs and which reflect the significance attributed to the various factors being considered by the AIFM when it values the asset and/or liability, as well as certain assumptions. The AIFM might also use prices of actual, executed, historical transactions in the asset and/or liability (or related or comparable assets and/or liabilities) as a basis for valuation or even use, where appropriate, an appraisal by a third party experienced in the valuation of similar assets and/or liabilities.

As at 31 January 2026, the adjusted fair value applied to certain securities is disclosed in the table below:

Portfolio	Currency	Market Value of fair valued securities	% of Net Assets
Income Strategies Portfolio	USD	156,278	0.08

The fair valued securities are evidenced by a *** in the Portfolio of Investments.

Super Money Market Fund

- The AIFM has established procedures designed to stabilise, to the extent reasonably possible and in accordance with the Money Market Funds Regulation (the "MMFR"), the Super Money Market Fund's price per unit as computed for the purpose of subscriptions and redemptions at USD 1 (the "constant NAV"). NAV is rounded to the nearest percentage point, or its equivalent in currency terms;
- The Portfolio's underlying securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Super Money Market Fund would receive if it sold the instrument;
- The Portfolio is classified as a short term Public Debt CNAV MMF and complies with the requirements under MMFR. As a result of this, the AIFM has introduced additional prudent and rigorous liquidity management procedures to ensure compliance with any liquidity thresholds applicable to the Portfolio;
- To assess whether the assets of the Portfolio are sufficiently liquid to meet reasonably foreseeable redemptions and not force assets from being liquidated at discounted prices, the volatility of the Portfolio's assets is frequently monitored. The AIFM may also apply one or more of the following measures:
 - imposing liquidity fees on redemptions that adequately reflect the cost to the Portfolio of achieving liquidity and ensure that the unitholders who remain in the relevant Portfolio are not unfairly disadvantaged when other unit holders redeem their units during the period;
 - If, within a period of 90 days, the total duration of suspensions exceeds 15 days, the Super Money Market Fund shall automatically cease to be a short-term Public Debt CNAV MMF and the AIFM shall inform unitholders of this fact;
 - after the Board of Directors of the Management Company of the Portfolio has determined its course of action with regard to above appoints, it shall promptly provide details of its decision to the competent authority of the Portfolio;
 - imposing redemption gates that limit the amount of units to be redeemed on any one working day to a maximum of 10% of the units of the Portfolio for any period up to 15 working days;
 - imposing a suspension of redemptions for any period of up to 15 working days; or
 - taking no immediate action other than fulfilling the obligation laid down in Article 24 (2) of the MMFR.
- The Portfolio calculates a shadow NAV whereby underlying securities and money market instruments are valued based upon a mark-to-market price. In compliance with MMFR requirements, the difference between the constant NAV per unit and the NAV per unit calculated using mark-to-market is monitored and published daily on the website of the MMF: <https://www.blackrock.com/cash/en-ir/client-reporting>

All Portfolios

- Cash is valued at its nominal amount;
- Repurchase agreements and reverse repurchase agreements are valued at cost plus accrued interest. Receivable and payable balances related to repurchase agreements and reverse repurchase agreements are included in the Statement of Net Assets respectively under the captions "Receivable for investments sold" and "Payable for investments purchased". The accrued interest from reverse repurchase agreements is included in the Statement of Net Assets under the caption "Interest and dividends receivable";
- Liquid assets such as money market instruments are valued on an amortised cost basis;
- Assets which include, in particular, interest and dividends receivable, receivable for investments sold and receivable for Fund units subscribed are valued at nominal value;
- Liabilities which include, in particular, payable for investments purchased, payable for Fund units redeemed, interest and dividends payable are valued at nominal value.

Notes to the Financial Statements continued

(b) Realised gains and losses on Investments

Realised gains and losses on sales of investments have been determined on the basis of the average cost method.

(c) Income/Expense from Investments

The Fund takes credit for income from its investments on the following basis:

- interest income is accrued daily and includes the amortisation on a straight-line basis of premiums and accretion of discounts;
- bank interest is recognised on an accruals basis and includes interest income from reverse repurchase agreements;
- dividend income is accrued on the ex-dividend date and is shown net of withholding tax.

(d) Financial Derivative Instruments

During the year, the Fund has entered into a number of forward foreign exchange transactions and futures contracts. Open futures contracts are valued at the fair market value to close the contracts on the accounting date. Surpluses/deficits arising from these and closed unsettled contracts are taken to unrealised appreciation/(depreciation) and are included under assets or liabilities (as appropriate) in the Statement of Net Assets. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on settlement or closing transactions of forward foreign exchange transactions and futures contracts are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

During the year, the Fund has entered into swap transactions to exchange the return generated by one instrument for the return generated by another investment. The Fund can write credit default swaps ("CDS") and purchase CDS. When the Fund writes and/or purchases a CDS, a series of premiums is paid to or paid by the Fund, in return for a payment contingent on a credit event (predefined in the agreement). The premiums are included in the cost of CDS. Where possible, swaps are marked to market based upon daily prices obtained from third party pricing agents and verified against the actual market maker. Where such quotations are not available swaps are priced based upon daily quotations from the market maker. In both cases changes in quotations are recorded as net change in unrealised appreciation or depreciation in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Net realised gains or losses on maturity or termination of the swaps and the interest earned in relation to the swaps are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Each Portfolio may sell call options and purchase put options on stock indices to seek to hedge portfolio securities against the impact of anticipated general price declines in equity markets or specific industry sectors thereof. Options on indices are similar to options on securities except that on exercise or assignment, the parties to the contract pay or receive an amount of cash equal to the difference between the closing value of the index and the exercise price of the option times a specified multiple. The effectiveness of a hedge employing stock index options will depend primarily on the degree of correlation between movements in the value of the index underlying the option and in the portion of the portfolio being hedged. Among other factors, the degree of correlation with respect to convertible

securities will be affected by the degree to which the market value of portfolio securities is attributable to their conversion value. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on expiration or closing transactions of options are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

(e) Foreign Exchange

The cost of investments in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio has been translated at the rates of exchange ruling at the time of purchase. Market value of investments and other assets in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio have been translated at the exchange rate prevailing at the Portfolios valuation point in Luxembourg as at 31 January 2026. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on disposal or settlement of other assets or liabilities in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Income and expenses in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio have been translated at the rates of exchange prevailing on transaction date.

Different exchange rates are resulting from the pricing matrix and different valuation points between the different Portfolios. In the below table, the 4PM CET exchange rates on 31 January 2026 are presented for Global Allocation Portfolio and Global Equity Income Portfolio, the 5PM CET exchange rates on 30 January 2026 are presented for Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund.

The following exchange rates were used to translate the investments and other assets and other liabilities for all Portfolios denominated in currencies other than the base currency of the respective Portfolio as at 31 January 2026:

CYY	Global Allocation Portfolio and Global Equity Income Portfolio	Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund
	USD	USD
AUD	0.701050	0.700550
CAD	0.739317	0.738471
EUR	1.190249	1.189651
GBP	1.373751	1.372250
HKD	0.128079	0.128046
IDR	0.000090	0.000090
INR	0.010871	0.010871
JPY	0.006473	0.006483
KRW	0.000695	0.000695
MXN	0.057817	0.057647
SGD	0.788053	0.788022
TWD	0.031776	0.031776

(f) Combined Financial Statements

The Combined Financial Statements of the Fund are expressed in USD and include the total of the financial statements of the different Portfolios.

(g) Deferred Organisational Expenses

Deferred organisational expenses are capitalised and are amortised on a straight-line basis over a five year period. As at 31 January 2026, all Portfolios had fully amortised their deferred organisational expenses.

Notes to the Financial Statements continued

(h) Income Equalisation

Each Portfolio follows the accounting practice of equalisation to prevent the undistributed income per unit from fluctuating solely by reason of subscriptions and redemptions of its units. This is accomplished by maintaining an equalisation account for the relevant Portfolio. The equalisation account is credited with that portion of the proceeds of subscribed units representing the net undistributed income per unit of those units, and is debited with that portion of any redemption payment representing net undistributed income per unit of the redeemed units. A portion of the dividends declared by a Portfolio may consist of amounts previously credited to the equalisation account. The yield reported to investors will include amounts paid from net income as well as any amount paid from the equalisation account.

The income Equalisation is included in the Movements in unit capital in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

3. Management Company and Investment Advisers

(a) Management Company

BlackRock Fund Management Company S.A. is the Management Company of the Fund. Pursuant to the Management Regulations, the Management Company has agreed to manage the Fund's Portfolios for the exclusive account of the relevant Unitholders. The Depositary and such other agents as appropriate, including Distributors of the Fund's Units in and outside Japan are appointed by the Management Company. The Management Company has delegated the appointment of Distributors to the Principal Distributor.

BlackRock Fund Management Company S.A. is a wholly owned subsidiary within the BlackRock Group and is regulated by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* ("CSSF").

(b) AIFM

The Management Company has appointed BlackRock Asset Management Ireland Limited as the alternative investment fund manager to provide and procure the provision of investment management services, including portfolio and risk management functions, for the Fund within the meaning of the AIFMD. The AIFM is entitled to delegate its functions, powers, discretions, duties and obligations, subject to AIFMD requirements.

The AIFM is a wholly owned subsidiary within the BlackRock Group and is authorised by the Central Bank of Ireland.

The AIFM is paid out of the management fee due to the Management Company, as outlined in Note 4.

(c) Investment Advisers

Subject to the overall responsibility of the AIFM, each of the Portfolios receives investment advisory services from the Investment Advisers:

Portfolio	Investment Adviser
Global Allocation Portfolio	BlackRock Japan Co., Ltd.
Global Equity Income Portfolio	BlackRock Investment Management (UK) Limited
Income Strategies Portfolio	BlackRock Financial Management, Inc.
Super Money Market Fund	BlackRock Financial Management, Inc.

The Investment Advisers form part of the BlackRock Group.

The Investment Advisers are each paid out of the management fee due to the Management Company, as outlined in Note 4.

4. Management and Distribution Fees

(a) Management fees

During the year, the Fund paid management fees to the Management Company.

The level of management fee varies from 0.12% to 1.20% per annum of the NAV, with the exception of Class F units, which do not pay a management fee but rather a fee to the Investment Adviser or affiliates under a separate agreement. The level of management fee varies according to which Portfolio and unit class the investor buys. These fees accrue daily, are based on the NAV of the relevant Portfolio and are paid monthly. The Fund's AIFM and Investment Adviser fees are borne by the Management Company and paid through the management fee.

(b) Distribution fees

The Management Company has also entered into a Distribution Agreement with BlackRock Investment Management (UK) Limited (the "Principal Distributor"). The Principal Distributor may conclude contractual arrangements with certain Distributors for the distribution of units outside the U.S. such as the Japanese Distributors (as disclosed on pages 3 to 4).

The level of distribution fee varies from 0.15% to 1.00% per annum of the NAV, with the exception of Classes AD units, D units, F units, Institutional I units, which do not pay a distribution fee. The level of distribution fee varies according to which Portfolio and unit class the investor buys. These fees accrue daily, are based on the NAV of the relevant Portfolio and are paid quarterly.

The management and distribution fees per unit class for each Portfolio are disclosed in detail in the Fund's Prospectus.

5. Coordination Fees

The Management Company has entered into an agreement with BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l. ("BROL") pursuant to which BROL, under the direction of the Board of Directors of the Management Company, provides certain corporate and administrative coordination services on behalf of the Fund.

The coordination fee rate is 0.025% of the average daily NAV of the Fund (excluding Class F units), per annum. BROL is a wholly owned subsidiary of BlackRock, Inc. and an affiliate of the Investment Advisers.

6. Administration Fees

The Management Company has appointed State Street Bank International GmbH as the Fund's Administrative Agent in Luxembourg to assist the Management Company at its principal office in Luxembourg with general administrative tasks pursuant to the Administration Agreement, against charging usual fees for these services.

7. Audit Fees

Detailed below are the fees paid to Deloitte Audit S.à r.l. for the year ended 31 January 2026.

	31 January 2026 EUR
Audit and audit related services (excluding VAT)	54,840

Notes to the Financial Statements continued

31 January 2026
EUR

Non-audit services

8. Depositary Fees

The Management Company has entered into the Depositary Agreement with the Depositary, State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch.

The Depositary Agreement provides that all securities and cash of the Fund, other than cash held in trading accounts or held in any operating accounts for expenses or dividend disbursement accounts (which may be maintained at other banks), are to be held by or to the order of the Depositary provided that the Management Company may place cash in overnight call accounts or on term deposit with other banks approved by the Depositary, who shall continue to supervise such funds. The Depositary is responsible for the collection of principal and income on, and the payment for and collection of proceeds of securities bought and sold for the Fund, in line with the compliance of the AIFM and the Fund's compliance with AIFMD, the Depositary's role pursuant to AIFMD enhances Unitholder protection and includes the responsibility to safekeep the assets of the Fund and hold in custody all financial instruments, cash and other assets of the Fund (the "Safekeeping Function").

The Depositary charges the Fund fees for these services in accordance with its usual rates expressed as a fraction of a percentage per annum of the net assets of the Fund. The Depositary may appoint one or more correspondent banks, and it is expected that the Depositary retains a correspondent bank in the United States, whose fees shall be borne by the Fund. As part of its Safekeeping function, the Depositary is liable to the Fund for the loss of financial instruments which are held in custody.

9. Transactions with Related Parties

The ultimate holding company of the Management Company, the Principal Distributor, the AIFM, the Coordinator and the Investment Advisers is BlackRock, Inc., a company incorporated in Delaware, USA.

The Global Allocation Portfolio invests as a 'feeder fund' into the X Class of the Global Allocation Fund, a sub-fund of BlackRock Global Funds, a related party of the Fund.

During the year there have been no significant transactions which were outside the ordinary course of business or which were not on normal commercial terms.

10. Taxes

Under present Luxembourg law and practice, the Fund is not liable to any Luxembourg ordinary income or capital gains tax, nor are dividends paid by the Fund subject to any Luxembourg withholding tax. However, the Fund is subject to a subscription tax ("taxe d'abonnement") of 0.05% per annum levied on the NAV of each Portfolio at the last day of each calendar quarter, in accordance with the 2010 Law, except in respect of Super Money Market Fund as well as in respect of the Portfolios or unit classes reserved for institutional investors within the meaning of Article 174 of the 2010 Law, on which a reduced tax of 0.01% per annum is levied.

For the year ended 31 January 2026, Global Allocation Portfolio has not paid Luxembourg taxes, as no subscription tax is paid on the assets held by the Portfolio in other undertakings for collective investment already subject to that tax in Luxembourg.

Under applicable foreign tax laws, withholding taxes may be imposed on interest, dividends and capital gains at various rates.

11. Dividends

Super Money Market Fund

The net income (i.e., accrued interest income net of accrued expenses) is declared as a dividend on each valuation date on all units outstanding on that day to the Unitholders of record immediately prior to the daily determination of NAV per unit, provided always that units shall be entitled to a dividend only from the day on which their subscription is settled prior to 12PM Luxembourg time and that units redeemed shall not be entitled to receive the daily dividend declared on the settlement day of their redemption.

Non-Money Market Portfolios

The net income of the relevant other Portfolios consists of (i) interest accrued, discount earned (including both original issue and market discount) or other income earned, (ii) less the estimated expenses of the Portfolio (including management fees). In respect of each dividend declared, the Board of Directors of the Management Company may determine if, and to what extent, such dividend is to be paid out of undistributed net investment income, realised and unrealised capital gains, respectively increased or decreased by net equalisation credits or debits.

12. Credit Facility

As at 31 January 2026, Income Strategies Portfolio was entitled to a credit facility of USD 40,000,000 from State Street Bank and Trust Company. As at 31 January 2026, there were no draw down from the credit facility.

A loan commitment fee is charged on a daily basis in relation to this credit facility which is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The loan commitment fee consists of 0.15% charged on the unused portion of the credit facility and the Federal Funds Effective Rate or the Overnight Bank Funding Rate (depending on which is higher) + 0.90% margin spread on the used portion of the credit facility.

A loan commitment fee is charged in relation to this credit facility which is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under caption "Loan commitment fees".

13. Transaction costs

In order to achieve its investment objective, a Portfolio will incur transactions costs in relation to trading activity on its Portfolio of investments. Disclosed in the table below are separately identifiable transaction costs incurred by each Portfolio for the year ended 31 January 2026. These include commission costs, settlement fees and broker fees.

Portfolios	CCY	Transaction costs
Global Allocation Portfolio	USD	—
Global Equity Income Portfolio	USD	474,179
Income Strategies Portfolio	USD	10
Super Money Market Fund	USD	—

Not all transaction costs are separately identifiable. For swaps, forward foreign exchange transactions, futures contracts, options and swaptions, transaction costs are included in the purchase and sales price of the investment. Whilst not

Notes to the Financial Statements continued

separately identifiable these transaction costs are captured within the performance of each Portfolio. Market impact costs are not separately identifiable and are therefore also not disclosed in the above table.

14. Amounts due from/to broker

The Portfolios trade derivatives with a range of counterparties. The counterparties to forward foreign exchange transactions and swap transactions are shown in the Portfolio of Investments.

Cash collateral is paid or received on swaps to cover any exposure by the counterparty to the Fund or by the Fund to the counterparty.

Due from/to Broker on the Statement of Net Assets consists of cash collateral and margin paid/received from the Fund's clearing brokers and various counterparties.

15. Subsequent events

Effective 2 February 2026, an updated Prospectus of the Fund was issued.

Effective 2 February 2026, iShares Enhanced Cash Fund/ISEC Portfolio was launched.

There have been no other events subsequent to the financial year end, and up to the date of the approval of the financial statements, which in the opinion of the Board of Directors of the Management Company may have had a material impact on the financial statements for the financial year ended 31 January 2026.

16. Approval date

The financial statements were approved by the Board of Directors of the Management Company on 22 April 2026.

Appendix I – Unit Classes (Unaudited)

Unit Classes In Issue

As at 31 January 2026, the Fund offers the following unit classes:

A Class	C Class
A Class distributing unit in USD	C Class distributing unit in USD
A Class distributing unit in SGD hedged	Common Units
A Class non-distributing unit in AUD	Common distributing unit in USD
A Class non-distributing unit in JPY	Current Units
A Class non-distributing unit in USD	Current distributing unit in USD
AD Class	F Class ¹
AD Class distributing unit in USD	F Class distributing unit in USD
B Class	Institutional I Units ¹
B Class distributing unit in USD	Institutional I distributing unit in USD
	J Class
	J Class distributing unit in USD

¹ Available to institutional investors.

Unit Classes Launched

There were no unit classes launched during the year.

Unit Classes Closed

There were no unit classes closed during the year.

(2) 【2025年 1 月31日に終了した計算期間の財務諸表】

【貸借対照表】

世界株式インカム・ポートフォリオ

純資産計算書

2025年 1 月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオ - 原価		418,261,188	66,666,651
未実現利益		73,912,331	11,780,886
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	492,173,519	78,447,537
銀行預金	2(a)	723,860	115,376
未収利息及び未収配当金	2(a)	281,686	44,898
ファンド受益証券販売未収入金	2(a)	121,481	19,363
資産合計		493,300,546	78,627,174
負債			
未払費用及びその他の負債	2(a), 4, 5, 6, 7, 8	496,789	79,183
負債合計		496,789	79,183
純資産合計		492,803,757	78,547,991

41ページから46ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ

3年間の純資産価額の要約

2025年1月31日現在

	2025年1月31日現在		2024年1月31日現在		2023年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	492,803,757	78,547,991	389,152,304	62,026,986	98,074,553	15,632,103

1口当たり純資産額：

	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA 分配型受益証券	18.83	3,001	16.92	2,697	15.79	2,517
クラスF 分配型受益証券	23.31	3,715	20.63	3,288	19.01	3,030

41ページから46ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

【損益計算書】

世界株式インカム・ポートフォリオ
 損益計算書及び純資産変動計算書
 2025年1月31日に終了した年度

	注記	米ドル	千円
期首純資産		389,152,304	62,026,986
収益			
銀行受取利息	2(c)	425	68
受取配当金（源泉税控除後）	2(c)	8,345,427	1,330,178
収益合計		8,345,852	1,330,245
費用			
管理報酬	4	224,820	35,834
販売報酬	4	224,820	35,834
事務管理報酬	6	206,200	32,866
監査報酬	7	11,475	1,829
弁護士報酬		116,859	18,626
印刷費及びその他の報告費用		46,937	7,481
税金	10	59,778	9,528
管理調整報酬	5	9,367	1,493
保管報酬	8	50,071	7,981
名義書換事務代行報酬		3,814	608
その他の報酬		24,411	3,891
費用合計		978,552	155,971
投資純利益		7,367,300	1,174,274
投資実現利得	2(a), 2(b)	25,965,461	4,138,635
投資実現損失	2(a), 2(b)	(11,874,299)	(1,892,645)
実現純損失：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	(220,129)	(35,086)
当期実現純利得		13,871,033	2,210,904

（続く）

	注記	米ドル	千円
投資未実現利益の変動		42,137,916	6,716,362
投資未実現損失の変動		(1,916,011)	(305,393)
未実現利益の純変動：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	9,178	1,463
当期の未実現利益の純変動		40,231,083	6,412,432
営業活動による純資産の増加		61,469,416	9,797,610
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額	2(h)	83,621,544	13,328,438
受益証券の買戻による正味支払額	2(h)	(33,445,806)	(5,330,927)
受益証券の増減による純資産の増加		50,175,738	7,997,511
分配金宣言額	11	(7,993,701)	(1,274,116)
期末純資産		492,803,757	78,547,991

41ページから46ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ

発行済受益証券変動計算書

2025年 1 月31日に終了した年度

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラス A 分配型受益証券	2,002,886	592,953	263,236	2,332,603
クラス F 分配型受益証券	17,217,007	3,345,844	1,303,967	19,258,884

41ページから46ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務諸表に対する注記

2025年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託（*fonds commun de placement*）である。当ファンドは、投資信託に関連した2010年12月17日付の法律（改正後）（以下「2010年法」という。）のパート 1 に基づいて設定されている。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号（以下「AIFMD」という。）、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律（改正後）（以下「2013年法」という。）に準拠して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

管理会社は、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド（以下「AIFM」という。）をオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命した。AIFMは、当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行う。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

2025年1月31日現在、当ファンドは、4つのポートフォリオの受益証券を販売している。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンド（以下それぞれを「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）である。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の投資に投資を行っている。

各ポートフォリオは、独立した資産プールであり、各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。独立した受益証券は、48ページ（訳者注：原文のページ）に詳述の通り、受益証券クラスに細分化されている。

各受益証券クラスは全ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述している。

当年度中の重要な事象

- ・ 2024年2月2日付で、ジェフリー・ラドクリフが管理会社の取締役を退任している。
- ・ 2024年2月27日付で、ベンジャミン・グREGソンが管理会社の取締役に任命されている。
- ・ 2024年10月1日付で、スコット・マッシューズが管理会社の取締役に任命されている。
- ・ 2024年10月1日付で、タレク・マフムードが管理会社の取締役を退任している。
- ・ 2024年12月20日付で、スコット・マッシューズが管理会社の取締役を退任している。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、ポートフォリオは、AIFMが承認した価格決定機関により提供されるターム・ローンの評価額を利用する。通常、価格決定機関は、相場が容易に入手できる場合には、買呼値でターム・ローンを評価する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、価格決定機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して決定した一貫性のある公正な市場価値で評価している。価格決定機関の手續及び評価方法は、AIFMの全般的な監督のもと、関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）のレビューを受ける。AIFMは、価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であると誠実に判断している。
- ・ 組入証券は、持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債券を除き、上場証券を含む。）で構成されている。これらの有価証券は、1つ又は複数の価格決定機関が市場情報や、類似の証券取引、機関トレーダー間で一般に認識されている証券間の多様な関係性を用いて通常の機関投資家の取引規模を単位として決定した価格に基づき評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、世界株式インカム・ポートフォリオ（評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時（以下「4PM CET」、又は各場合において「関連時刻」という。）時点で入手可能な最終の価格で評価される。）を除き、評価日の直前営業日の営業終了時点で入手可能な最終の当該取引所又は市場の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合の有価証券の価額は、関連時刻において入手可能な直近の買呼値とするか、一定の場合には、当該有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である上場有価証券については直近の買呼値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手した利用可能な直近の買呼値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買呼値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、AIFMにより又はその指示により主要な市場に指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- ・ AIFMは、市場相場を容易に入手できない又は独立の市場相場が公正な市場価値を反映していないと判断する場合には、適用法に従い当該資産又は負債の公正な市場価値を算定している。資産又は負債の価格算定にあたり、AIFMは（資産の種類等の要因に応じて）1つ又は複数の公正価値評価手法を使用し得る。例えば、資産の価格を、投資の当初取得原価を基に算定する場合や、独自の又は第三者のモデルを使用する場合もある。このモデルには、直接ポートフォリオ管理の価格算定インプットに基づくモデルや、資産及び／又は負債の評価時にAIFMが考慮する複数の要因の重要性及び一定の仮定を反映したモデルがある。また、AIFMは、資産及び／又は負債（又は関連若しくは同等の資産及び／若しくは負債）について実際に行われた過去の取引価格を評価の基礎として使用する、又は適切な場合には第三者が評価した類似資産及び／又は負債の評価額を使用する場合もある。

2025年1月31日現在の公正価値調整を行った一部の有価証券の公正価値は、下表に開示の通りである。

ポートフォリオ	通貨	公正価値	純資産比率 (%)
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	147,292	0.08

当該有価証券の詳細は、インカム・ストラテジー・ポートフォリオの投資明細表を参照。

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ A I F Mは、募集及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、マネー・マーケット・ファンド規制（以下「MMFR」という。）に従い、1米ドル（以下「安定NAV」という。）に安定させる手続を確立している。NAVは小数点以下四捨五入、又は当該金額相当の通貨とする。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価値に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価額が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ このポートフォリオは、短期公債CNAV MMFに分類されており、MMFRの規定に準拠している。これに伴い、A I F Mは、慎重かつ厳格な流動性管理手続を新たに導入し、当該ポートフォリオに適用されるあらゆる流動性基準への遵守を確保している。
- ・ このポートフォリオの資産の流動性が十分である（合理的に予見可能な買戻に対応可能であり、割引価格での無理な現金化は行わない）かの判断を行うため、当該ポートフォリオの資産のボラティリティを頻繁にモニターしている。また、A I F Mは、以下の方法のうち1つ又は複数を適用し得る。

²⁵_{B8} 買戻に対して流動性手数料を賦課する。流動性手数料には、ポートフォリオが流動性を維持するためのコストを適切に反映させ、当該期間に他の受益者が受益証券の買戻請求を行った場合に、ポートフォリオに残る受益者が不当に不利益を被らないようにする。

²⁵_{B8} 90日の期間のうち停止期間の合計が15日を超える場合、スーパー・マネー・マーケット・ファンドは自動的に短期公債CNAV MMFではなくなり、A I F Mはその旨を受益者に通知するものとする。

²⁵_{B8} このポートフォリオの管理会社の取締役会は、上記取決めにに関する方針を決定後、その詳細をポートフォリオの所管官庁に直ちに報告するものとする。

²⁵_{B8} 買戻に関するゲート条項を設定する。これにより、最大15日間、1営業日における受益証券の買戻額を当該ポートフォリオの受益証券の最大10%までに制限する。

²⁵_{B8} 最大15日間の買戻停止

²⁵_{B8} MMFR第24項(2)に定められた義務を履行する以外の緊急措置を講じない。

- ・ このポートフォリオは、シャドウNAV（このポートフォリオに組み入れられている有価証券及びマネー・マーケット商品の時価に基づく評価額）を算定している。MMFRの規定に従い、1口当たり安定NAVと時価により算定した1口当たりNAVとの差額をモニターするとともに、MMFのウェブサイト（<https://www.blackrock.com/cash/en-lm/client-reporting>）に毎日公表している。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ レポ契約及びリバース・レポ契約は、取得原価に経過利息を加算して評価される。レポ契約及びリバース・レポ契約に関連する債権債務の残高は、それぞれ純資産計算書の「投資売却未収入金」及び「投資購入未払金」に計上されている。リバース・レポ契約に係る未収利息は、純資産計算書の「未収利息及び未収配当金」に計上されている。
- ・ マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- ・ 特に未収利息及び未収配当金、投資売却未収入金並びにファンド受益証券販売未収入金等の資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金、未払利息及び未払分配金等の負債は額面価額で評価される。

(b) 投資実現利得及び損失

投資売却に係る実現利得及び損失は、平均原価法に基づき算定されている。

(c) 投資からの収益／費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上している。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれている。
- ・ 銀行受取利息は発生主義に基づき認識され、これには、リバース・レポ契約に係る受取利息が含まれている。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上され源泉税控除後で表示される。
- ・ リバース・レポ取引に係る収益は、損益計算書の「銀行受取利息」に計上されている。

(d) 金融デリバティブ商品

当年度において、当ファンドは多くの為替予約及び先物契約を締結した。未決済の先物契約は決算日に契約を評価するため公正な市場価値で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じる評価益／評価損は未実現利益／（損失）に計上されるとともに、純資産計算書の資産又は負債のいずれかに計上されている。未実現利益又は損失の純変動並びに為替予約及び先物契約の決済又は反対売買による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

当年度中に、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ取引を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び／又は買建てする場合、信用事象（契約において事前に定められる。）発生時の偶発的支払いと引き換えに、一連のプレミアムが当ファンドに対して又は当ファンドから支払われる。このプレミアムはCDSのコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現純利得又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオでは、組入証券について、株式市場又はその個々の業種において予想される通常の価格下落の影響をヘッジするために、株価指数コール・オプションの売却及び株価指数プット・オプションの購入を行う場合がある。指数オプションは、契約当事者が、行使時又は割当時に、指数の終値とオプションの行使価格との差額に所定の倍数を乗じた額の現金を支払う又は受領する点を除き、有価証券オプションに類似する。株価指数オプションを利用したヘッジの有効性は、主にオプションの原指数値の変動とポートフォリオのヘッジ対象部分の変動の間の相関度に左右される。とりわけ、転換証券に関する相関度は、組入証券の市場価値がその転換価値に起因する程度に影響を受ける。未実現利益又は損失の純変動

及びオプションの満期時又は反対売買時の実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2025年1月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

為替レートが異なっているのは、ポートフォリオ間で価格決定マトリックス及び評価時点が異なるためである。下表には、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及び世界株式インカム・ポートフォリオに関しては2025年1月31日の4PM CET時点の為替レートを、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関しては2025年1月30日の5PM CET時点の為替レートを表示している。

以下の為替レートは、2025年1月31日現在、全ポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資並びにその他の資産及びその他の負債の換算に使用されている。

	グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及び世界株式インカム・ポートフォリオ	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンド
通貨	米ドル	米ドル
豪ドル	0.621750	0.623350
カナダ・ドル	0.688563	0.693938
スイス・フラン	1.098961	1.102232
デンマーク・クローネ	0.138942	0.139799
ユーロ	1.036750	1.043150
英ポンド	1.239500	1.246850
インドネシア・ルピア	0.000061	0.000062
日本円	0.006467	0.006488
シンガポール・ドル	0.737110	0.741400
新台湾ドル	0.030555	0.030555

(f) 合算財務諸表

当ファンドの合算財務諸表は米ドル建てで表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる（訳者注：原文10ページ及び12ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。2025年1月31日現在、全ポートフォリオが繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の販売及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

3 管理会社及び投資顧問会社

(a) 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドの管理会社である。管理会社は、運用規則に従い、対象受益者専用口座の当ファンドのポートフォリオを運用することに合意している。管理会社は、保管会社及び必要に応じてその他のエージェント（日本国内外の当ファンドの受益証券の販売会社を含む。）を任命しており、販売会社の選任は総販売会社に委任している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は金融監督委員会（*Commission de Surveillance du Secteur Financier*）（以下「CSSF」という。）により規制されている。

(b) AIFM

管理会社は、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行うため、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドをオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命している。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

AIFMは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社であり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

AIFMは、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中から支払いを受ける。

(c) 投資顧問会社

AIFMが全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。

ポートフォリオ	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	ブラックロック・ジャパン株式会社
世界株式インカム・ポートフォリオ	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ＵＫ）リミテッド
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

投資顧問会社は、注記４に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

４ 管理報酬及び販売報酬

（ａ）管理報酬

当年度中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はＮＡＶの年率0.33%から0.75%の範囲である。ただし、クラスＦ受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めにに基づき投資顧問会社又は関係会社に報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのＮＡＶに基づき日次で発生し、月次で支払われる。当ファンドのＡＩＦＭ及び投資顧問会社に対する報酬は、管理会社が負担しており、管理報酬から支払われる。

（ｂ）販売報酬

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ＵＫ）リミテッド（以下「総販売会社」という。）との間で販売契約を締結している。総販売会社は、米国外での受益証券の販売については、日本の販売会社（３ページから４ページ（訳者注：原文のページ）に開示）等の一定の販売会社と契約上の取決めに締結する場合がある。

販売報酬の水準はＮＡＶの年率0.1667%から1.00%の範囲である。ただし、クラスＡＤ受益証券、クラスＤ受益証券、クラスＦ受益証券及びインスティテューショナルＩ受益証券については販売報酬を支払っていない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのＮＡＶに基づき日次で発生し、四半期ごとに支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス１口当たりの管理報酬及び販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

５ 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（以下「ＢＲＯＬ」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってＢＲＯＬは、管理会社の取締役会の指示により、当ファンドのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均ＮＡＶの年率0.025%である（クラスＦ受益証券を除く）。ＢＲＯＬはブラックロック・インクの完全子会社であり、投資顧問会社の関係会社である。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務（これらのサービスには通常の報酬が課される。）によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHをルクセンブルグにおける当ファンドの事務管理代行会社に任命している。

7 監査報酬

下表は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテに支払った2025年1月31日終了年度の報酬の内訳である。

	2025年1月31日 ユーロ
監査業務及び監査関連業務（VATを除く）	65,591
非監査業務	-

8 保管報酬

管理会社は、保管会社であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店と保管契約を締結している。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金（他の銀行において保持される場合がある。）を除く、当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。AIFM及び当ファンドによるAIFMDへの準拠と同様に、AIFMDに基づく保管会社の役割には、受益証券保有者保護の充実のほか、当ファンド資産の分別管理と当ファンドのすべての金融商品、現金、及びその他の資産の保管責任（以下「分別保管機能」という。）が含まれることになった。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。また分別保管機能の一環として、保管会社は、保管する金融商品の紛失について当ファンドに対して責任を負う。

9 関連当事者との取引

管理会社、総販売会社、AIFM、管理調整会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。

当年度中、通常の業務範囲外又は通常の取引条件外の重要な取引は行われていない。

10 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉税の対象とならない。ただし、当ファンドは、2010年法に従い年次税（taxe d'abonnement）の対象になっており、暦年の各四半期末現在の各ポートフォリオのNAVに対して年率0.05%が課される（スーパー・マナー・マーケット・ファンド及び2010年法第174条の意義の範囲の機関投資家向けポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。）。

2025年1月31日終了年度では、グローバル・アロケーション・ポートフォリオはルクセンブルグの税金を支払っていないが、これは既にルクセンブルグの年次税の対象となっている他の集団投資に当ポートフォリオが保有する資産について年次税の支払を行っていないためである。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉税が課される場合がある。

11 分配金

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

純収益（未払費用控除後の発生利息収益）が各評価日の分配金となり、1口当たりNAVの日次の算定直前に記録されていた受益証券保有者を対象に、各評価日現在発行済みの全受益証券に関して宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の午後12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び買い戻された受益証券は当該買戻の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。

マネー・マーケット・ポートフォリオ以外

関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引（当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む。）又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用（管理報酬を含む。）を控除した額で構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準化勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを決定することができる。

12 信用枠

2025年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用枠40,000,000米ドルを使用する権利を有していた。2025年1月31日終了年度において使用された信用枠はなかった。

ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して日次で費用計上し、損益計算書及び純資産変動計算書に含めている。ローン・コミットメント費用の内訳としては、信用枠の未使用部分に対しては0.15%、使用部分に対してはフェデラル・ファンド実効金利又は翌日物銀行調達金利（いずれか高い方）にマージン・スプレッド0.90%を上乗せした利率が課される。

コミットメント費用は、損益計算書の「ローン・コミットメント費用」に開示されている。

13 取引コスト

投資目的を達成するために、ポートフォリオは、投資ポートフォリオに係るトレーディング活動に関する取引コストを負担する。下表に開示されているのは、2025年1月31日終了年度における各ポートフォリオについて個別に識別可能な取引コストである。これらには委託費用、決済手数料及びブローカー手数料が含まれている。

ポートフォリオ	通貨	取引コスト
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	米ドル	-
世界株式インカム・ポートフォリオ	米ドル	306,955
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	-
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	米ドル	-

すべての取引コストが個別に識別可能なわけではない。スワップ、為替予約、先物契約、オプション及びスワップションについては、取引コストが投資の購入及び売却価格に含まれる。これらの取引コストは個別に識別可能ではないが、各ポートフォリオの実績に含まれている。マーケット・インパクト・コストは個別に識別可能ではなく、したがって当該コストも上表には開示されていない。

14 ブローカーに対する債権 / 債務

全ポートフォリオは、多様な相手先とデリバティブ取引を行っている。為替予約及びスワップ取引の相手先は投資明細表に表示されている。

相手先の当ファンドに対するエクスポージャー又は当ファンドの相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップに係る現金担保を支払又は受領している。

純資産計算書のブローカーに対する債権 / 債務は、当ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払った / 相手先から受領した現金担保及び証拠金で構成されている。

ファンド	通貨	ブローカーに対する 現金債権	ブローカーに対する 現金債務
インカム・ストラテジー・ポート フォリオ	米ドル	537	-

15 後発事象

管理会社取締役会の見解では、財務諸表日後財務諸表承認日までの間に、2025年1月31日終了年度の財務諸表に重要な影響を与える後発事象は発生していない。

16 承認日

当財務諸表は、2025年4月23日に管理会社の取締役会の承認を得ている。

[次へ](#)

付録 - 受益証券クラス（無監査）

発行済受益証券クラス

2025年1月31日現在、当ファンドは以下の受益証券クラスを提供している。

クラス A

米ドル建クラス A 分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラス A 分配型受益証券（ヘッジ有）

豪ドル建クラス A 無分配型受益証券

日本円建クラス A 無分配型受益証券

米ドル建クラス A 無分配型受益証券

クラス A D

米ドル建クラス A D 分配型受益証券

クラス B

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス C

米ドル建クラス C 分配型受益証券

クラス A 受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

クラス B 受益証券

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス F¹

米ドル建クラス F 分配型受益証券

インスティテューショナル I 受益証券¹

米ドル建インスティテューショナル I 分配型受益証券

クラス J

米ドル建クラス J 分配型受益証券

¹ 機関投資家が利用可能

販売開始した受益証券クラス

当年度に販売開始した受益証券クラスはなかった。

販売終了した受益証券クラス

発効日	ファンド	種類
2024年11月21日	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル建クラスD分配型受益証券

[次へ](#)

Statement of Net Assets

as at 31 January 2025

		BlackRock Global Investment Series Combined	Global Allocation Portfolio	Global Equity Income Portfolio	Income Strategies Portfolio	Super Money Market Fund
	Note	USD	USD	USD	USD	USD
Assets						
Securities portfolio at cost		3,820,114,862	298,859,318	419,261,188	209,055,198	2,893,939,158
Unrealised appreciation/(depreciation)		136,435,679	72,105,373	73,912,331	(9,582,025)	—
Securities portfolio at market value	2(a)	3,956,550,541	370,964,691	492,173,519	199,473,173	2,893,939,158
Cash at bank	2(a)	63,015,459	140	723,860	4,591,031	57,700,428
Due from broker	14	537	—	—	537	—
Interest and dividends receivable	2(a)	4,753,910	—	281,686	2,903,545	1,568,679
Receivable for investments sold	2(a)	1,435,354,780	154,072	—	2,200,708	1,433,000,000
Receivable for Fund units subscribed	2(a)	223,236	3,200	121,481	98,555	—
Unrealised appreciation on:						
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	62,259	—	—	62,259	—
Market value / unrealised appreciation on swaps		2,158	—	—	2,158	—
Other assets	2(a)	37,103	946	—	—	36,157
Total assets		5,459,999,983	371,123,049	493,300,546	209,331,966	4,386,244,422
Liabilities						
Cash owed to bank	2(a)	200,857	200,857	—	—	—
Outstanding loan		97,899	—	—	97,899	—
Payable for investments purchased	2(a)	1,440,058,461	739	—	4,402,164	1,435,655,558
Payable for Fund units redeemed	2(a)	386,908	182,762	—	204,146	—
Dividends payable	2(a)	10,691,916	—	—	—	10,691,916
Unrealised depreciation on:						
Open forward foreign exchange transactions	2(d)	3,970	—	—	3,970	—
Accrued expenses and other liabilities	2(a), 4.5, 6, 7, 8	11,901,803	2,513,237	496,789	1,496,883	7,394,894
Total liabilities		1,463,341,814	2,897,595	496,789	6,205,062	1,453,742,368
Total net assets		3,996,658,169	368,225,454	492,803,757	203,126,904	2,932,502,054

Approved on behalf of the Board



Director

Jon Griffin

Date 23 April 2025



Director

Benjamin Gregson

Date 23 April 2025

The notes on pages 41 to 46 form an integral part of these financial statements.

[10] BlackRock Global Investment Series

Three Year Summary of Net Asset Values

as at 31 January 2025

	Currency	31 January 2025	31 January 2024	31 January 2023
Global Allocation Portfolio				
Total net assets	USD	368,225,454	300,340,270	319,251,840
Net asset value per:				
A Class non-distributing unit	USD	21.80	19.56	18.07
A Class non-distributing unit AUD	AUD	22.58	20.56	19.38
A Class non-distributing unit JPY	JPY	127.28	120.26	118.23
Global Equity Income Portfolio				
Total net assets	USD	492,803,757	389,152,304	98,074,553
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	18.83	16.92	15.79
F Class distributing unit	USD	23.31	20.63	19.01
Income Strategies Portfolio				
Total net assets	USD	203,126,904	207,183,702	220,827,293
Net asset value per:				
A Class distributing unit	USD	5.21	5.15	5.07
A Class distributing unit SGD hedged	SGD	9.30	9.36	9.35
AD Class distributing unit	USD	8.89	8.79	8.65
B Class distributing unit	USD	5.22	5.16	5.08
C Class distributing unit	USD	9.31	9.20	9.05
J Class distributing unit	USD	5.36	5.19	5.00
Super Money Market Fund⁽¹⁾				
Total net assets	USD	2,932,502,054	2,512,066,955	1,769,359,592
Net asset value per:				
Common distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Current distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00
Institutional I distributing unit	USD	1.00	1.00	1.00

⁽¹⁾ Super Money Market Fund publishes constant NAV as USD 1 and effective 1 July 2019 is classified as short term Public Debt Constant Net Asset Value Money Market Fund. Please refer to Note 2(a).

The notes on pages 41 to 46 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [11]

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 January 2025

	Note	BlackRock Global Investment Series Combined	Global Allocation Portfolio	Global Equity Income Portfolio
		USD	USD	USD
Net assets at the beginning of the year		3,408,743,231	300,340,270	389,152,304
Income				
Bank interest	2(c)	68,936,325	—	425
Bond and loan interests	2(c)	94,391,094	—	—
Dividends (net of withholding tax)	2(c)	8,345,427	—	8,345,427
Other income		1,024	—	—
Total Income		171,673,870	—	8,345,852
Expenses				
Bank interest	2(c)	1,469	1,469	—
Management fees	4	13,975,217	2,271,670	224,820
Distribution fees	4	7,199,479	2,271,670	224,820
Administration fees	6	792,294	159,693	206,200
Audit fees	7	61,230	11,569	11,475
Legal fees		487,417	123,789	116,859
Printing and other reporting fees		223,509	41,608	46,937
Taxes	10	459,268	—	59,778
Coordination fees	5	848,715	75,722	9,367
Depository fees	8	413,495	26,343	50,071
Transfer agent fees		160,294	60,899	3,814
Loan commitment fees	12	61,000	—	—
Miscellaneous fees		69,717	14,873	24,411
Total expenses before reimbursement		24,753,104	5,059,305	978,552
Reimbursement of expenses	4	—	—	—
Total expenses after reimbursement		24,753,104	5,059,305	978,552
Net investment income/(deficit)		146,920,766	(5,059,305)	7,367,300
Realised gain on Investments	2(a),2(b)	37,676,223	8,985,870	25,965,461
Realised (loss) on Investments	2(a),2(b)	(29,176,114)	(101,176)	(11,874,299)
Net realised gain/(loss) on:				
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	(3,379,223)	(3,398,149)	(220,129)
Swap transactions	2(d)	435	—	—
Net realised gain/(loss) for the year		5,121,321	5,486,545	13,871,033
Change in unrealised appreciation on Investments		65,949,443	23,158,628	42,137,916
Change in unrealised (depreciation) on Investments		16,687,128	2,613,670	(1,916,011)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:				
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	17,318	46	9,178
Swap transactions	2(d)	2,439	—	—
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		82,656,328	25,772,344	40,231,083
Increase/(Decrease) in net assets as a result of operations		234,698,415	26,199,584	61,469,416
Movements in unit capital				
Net receipts as a result of issue of units	2(h)	5,738,820,120	78,685,727	83,621,544
Net payments as a result of repurchase of units	2(h)	(5,236,831,480)	(37,000,127)	(33,445,806)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in unit capital		501,988,640	41,685,600	50,175,738
Dividends declared	11	(148,772,117)	—	(7,993,701)
Net assets at the end of the year		3,996,658,169	368,225,454	492,803,757

The notes on pages 41 to 46 form an integral part of these financial statements.

[12] BlackRock Global Investment Series

Statement of Operations and Changes in Net Assets

for the year ended 31 January 2025 continued

	Note	Income Strategies Portfolio	Super Money Market Fund
		USD	USD
Net assets at the beginning of the year		207,183,702	2,512,066,955
Income			
Bank interest	2(c)	27,806	68,908,094
Bond and loan interests	2(c)	16,240,334	78,150,760
Dividends (net of withholding tax)	2(c)	—	—
Other income		—	1,024
Total income		16,268,140	147,059,878
Expenses			
Bank interest	2(c)	—	—
Management fees	4	1,225,184	10,253,543
Distribution fees	4	1,027,813	3,675,176
Administration fees	6	190,217	236,184
Audit fees	7	24,445	13,741
Legal fees		118,768	128,001
Printing and other reporting fees		52,880	82,084
Taxes	10	100,825	298,665
Coordination fees	5	51,049	712,577
Depositary fees	8	99,326	237,755
Transfer agent fees		9,881	85,700
Loan commitment fees	12	61,000	—
Miscellaneous fees		23,375	7,058
Total expenses before reimbursement		2,984,763	15,730,484
Reimbursement of expenses	4	—	—
Total expenses after reimbursement		2,984,763	15,730,484
Net investment income/(deficit)		13,283,377	131,329,394
Realised gain on Investments	2(a),2(b)	2,724,892	—
Realised (loss) on Investments	2(a),2(b)	(17,200,639)	—
Net realised gain/(loss) on:			
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	239,055	—
Swap transactions	2(d)	435	—
Net realised gain/(loss) for the year		(14,236,257)	—
Change in unrealised appreciation on Investments		652,899	—
Change in unrealised (depreciation) on Investments		15,989,469	—
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:			
Foreign currencies and forward foreign exchange transactions	2(d),2(e)	8,094	—
Swap transactions	2(d)	2,439	—
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year		16,652,901	—
Increase/(Decrease) in net assets as a result of operations		15,700,021	131,329,394
Movements in unit capital			
Net receipts as a result of issue of units	2(h)	13,492,355	5,563,020,494
Net payments as a result of repurchase of units	2(h)	(23,800,152)	(5,142,585,395)
Increase/(Decrease) in net assets as a result of movements in unit capital		(10,307,797)	420,435,099
Dividends declared	11	(9,449,022)	(131,329,394)
Net assets at the end of the year		203,126,904	2,932,502,054

The notes on pages 41 to 46 form an integral part of these financial statements.

Annual report and audited financial statements [13]

Statement of Changes in Units Outstanding

for the year ended 31 January 2025

	Units outstanding at the beginning of the year	Units issued	Units redeemed	Units outstanding at the end of the year
Global Allocation Portfolio				
A Class non-distributing unit	11,481,837	3,355,547	1,140,462	13,696,922
A Class non-distributing unit AUD	4,008,272	329,620	455,154	3,882,738
A Class non-distributing unit JPY	25,907,431	1,057,038	8,634,853	18,329,616
Global Equity Income Portfolio				
A Class distributing unit	2,002,886	592,953	263,236	2,332,603
F Class distributing unit	17,217,007	3,345,844	1,303,967	19,258,884
Income Strategies Portfolio				
A Class distributing unit	2,591,820	79,284	656,675	2,014,429
A Class distributing unit SGD hedged	20,000	—	—	20,000
AD Class distributing unit	38,315	25,695	—	64,010
B Class distributing unit	356,134	—	4,625	351,509
C Class distributing unit	1,549	—	—	1,549
J Class distributing unit	36,914,004	2,430,169	3,869,558	35,474,615
Super Money Market Fund				
Common distributing unit	392,821	18,548	—	411,369
Current distributing unit	1,894,443,409	4,820,445,663	4,424,341,526	2,290,547,546
Institutional I distributing unit	617,230,724	742,556,284	718,243,869	641,543,139

The notes on pages 41 to 46 form an integral part of these financial statements.

[14] BlackRock Global Investment Series

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements

1. Organisation

BlackRock Global Investment Series (the "Fund") is a *fonds commun de placement* formed under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg. The Fund is set up under Part II of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended (the "2010 Law"). The Fund qualifies as an alternative investment fund ("AIF") in accordance with Directive 2011/61/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on Alternative Investment Fund Managers ("AIFMD") and the Luxembourg law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers as amended (the "2013 Law").

The Management Company appointed BlackRock Asset Management Ireland Limited (the "AIFM") as the alternative investment fund manager. The AIFM will provide and procure the provision of investment management services, including portfolio and risk management functions, for the Fund. The AIFM is entitled to delegate its functions, powers, discretions, duties and obligations, subject to AIFMD requirements.

As at 31 January 2025, the Fund offered units in four Portfolios, Global Allocation Portfolio, Global Equity Income Portfolio, Income Strategies Portfolio, Super Money Market Fund (each a "Portfolio" and collectively the "Portfolios"). Each Portfolio has different investment objectives and invests in different types of investments.

Each Portfolio is a separate pool of assets and is represented by separate units of each Portfolio which are divided into unit classes as detailed on page 48.

The classes of units have equivalent rights in the Portfolios but carry different features and charging structures, which are more fully described in the Fund's Prospectus.

Significant events during the year

- Effective 2 February 2024, Geoffrey Radcliffe resigned as Director of the Board of the Management Company.
- Effective 27 February 2024, Benjamin Gregson was appointed as a Director of the Board of the Management Company.
- Effective 1 October 2024, Scott Matthews was appointed as a Director of the Board of the Management Company.
- Effective 1 October 2024, Tarek Mahmoud resigned as Director of the Board of the Management Company.
- Effective 20 December 2024, Scott Matthews resigned as Director of the Board of the Management Company.

2. Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and with the legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements as prescribed by the Luxembourg authorities for Luxembourg investment companies and include the following significant accounting policies:

(a) Valuation of Investments and Other Assets

The Fund's investments and other assets are valued as follows:

Non-Money Market Portfolios

- Term loans are not listed on any securities exchange. In determining the Net Asset Value ("NAV"), the Portfolio utilises the valuations of term loans furnished by a pricing service approved by the AIFM. The pricing service typically values term loans at the bid price when quotations are readily available. Term loans for which quotations are not readily available are valued at fair market value on a consistent basis as determined by the pricing service using pricing matrices to determine valuations. The procedures of the pricing services and its evaluations are reviewed by the Investment Adviser of the relevant Portfolio (the "Investment Adviser") under the general supervision of the AIFM. The AIFM has determined in good faith that the use of a pricing service is a fair method of determining the valuation of term loans;
- Portfolio securities consisting of equities, bonds and other debt instruments (other than short-term obligations but including listed issues) may be valued on the basis of prices furnished by one or more pricing services which determine prices for normal, institutional-size trading units of such securities using market information, transactions for comparable securities and various relationships between securities that are generally recognised by institutional traders;
- Portfolio securities that are listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last known price on such exchanges or markets as of the close of the business day immediately preceding the valuation date with the exception of Global Equity Income Portfolio for which securities are valued at the valuation date at the last known price as of 4.00 p.m. Luxembourg time ("4PM CET" or, in each case, the "Relevant Time"). If there are no such sales of a particular security, the value of such security will be the last available bid price of the Relevant Time or, in certain circumstances, such portfolio securities are valued at the last sale price on the exchange that is the primary market for such securities, or the last quoted bid price for those securities for which the Over-the-Counter ("OTC") market such as NASDAQ, is the primary market for listed securities;
- Investments in open-ended collective investment schemes are valued on the basis of the last available net asset value of the units of such collective investment scheme;
- Fixed income securities that are not listed on stock exchanges or traded on other regulated markets are valued at the last available bid price or yield equivalents obtained from one or more dealers or pricing services. Securities traded in the OTC market are valued at the last available bid price. In cases where securities are traded on more than one exchange, the securities are valued on the exchange designated by or under the direction of the AIFM as the

Notes to the Financial Statements continued

primary market. Portfolio securities that are traded both in the OTC market and on a stock exchange are valued according to the broadest and most representative market;

- When market quotations are not readily available or the AIFM determines that the independent market quotation does not reflect fair market value, the AIFM will, in accordance with applicable laws, determine a fair market value for that asset or liability. When determining the price for such an asset or liability, the AIFM may use one or more of a variety of fair valuation methodologies (depending on factors including the asset type). The AIFM might, for example, price the asset based on the original cost of the investment or it might use proprietary or third-party models, including models that rely upon direct portfolio management pricing inputs and which reflect the significance attributed to the various factors being considered by the AIFM when it values the asset and/or liability, as well as certain assumptions. The AIFM might also use prices of actual, executed, historical transactions in the asset and/or liability (or related or comparable assets and/or liabilities) as a basis for valuation or even use, where appropriate, an appraisal by a third party experienced in the valuation of similar assets and/or liabilities.

As at 31 January 2025, the adjusted fair value applied to certain securities is disclosed in the table below:

Portfolio	Currency	Fair value	% of Net Assets
Income Strategies Portfolio	USD	147,292	0.08

Please refer to the Portfolio of Investments section for further details of the securities.

Super Money Market Fund

- The AIFM has established procedures designed to stabilise, to the extent reasonably possible and in accordance with the Money Market Funds Regulation (the "MMFR"), the Super Money Market Fund's price per unit as computed for the purpose of subscriptions and redemptions at USD 1 (the "constant NAV"). NAV is rounded to the nearest percentage point, or its equivalent in currency terms;
- The Portfolio's underlying securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Super Money Market Fund would receive if it sold the instrument;
- The Portfolio is classified as a short term Public Debt CNAV MMF and complies with the requirements under MMFR. As a result of this, the AIFM has introduced additional prudent and rigorous liquidity management procedures to ensure compliance with any liquidity thresholds applicable to the Portfolio;

- To assess whether the assets of the Portfolio are sufficiently liquid to meet reasonably foreseeable redemptions and not force assets from being liquidated at discounted prices, the volatility of the Portfolio's assets is frequently monitored. The AIFM may also apply one or more of the following measures:
 - imposing liquidity fees on redemptions that adequately reflect the cost to the Portfolio of achieving liquidity and ensure that the unitholders who remain in the relevant Portfolio are not unfairly disadvantaged when other unit holders redeem their units during the period;
 - if, within a period of 90 days, the total duration of suspensions exceeds 15 days, the Super Money Market Fund shall automatically cease to be a short-term Public Debt CNAV MMF and the AIFM shall inform unitholders of this fact;
 - after the Board of Directors of the Management Company of the Portfolio has determined its course of action with regard to above appoints, it shall promptly provide details of its decision to the competent authority of the Portfolio;
 - imposing redemption gates that limit the amount of units to be redeemed on any one working day to a maximum of 10% of the units of the Portfolio for any period up to 15 working days;
 - imposing a suspension of redemptions for any period of up to 15 working days; or
 - taking no immediate action other than fulfilling the obligation laid down in Article 24 (2) of the MMFR.

- The Portfolio calculates a shadow NAV whereby underlying securities and money market instruments are valued based upon a mark-to-market price. In compliance with MMFR requirements, the difference between the constant NAV per unit and the NAV per unit calculated using mark-to-market is monitored and published daily on the website of the MMF: <https://www.blackrock.com/cash/en-lm/client-reporting>

All Portfolios

- Cash is valued at its nominal amount;
- Repurchase agreements and reverse repurchase agreements are valued at cost plus accrued interest. Receivable and payable balances related to repurchase agreements and reverse repurchase agreements are included in the Statement of Net Assets respectively under the captions "Receivable for investments sold" and "Payable for investments purchased". The accrued interest from reverse repurchase agreements is included in the Statement of Net Assets under the caption "Interest and dividends receivable";
- Liquid assets such as money market instruments are valued on an amortised cost basis;
- Assets which include, in particular, interest and dividends receivable, receivable for investments sold and receivable for Fund units subscribed are valued at nominal value;
- Liabilities which include, in particular, payable for investments purchased, payable for Fund units redeemed, interest and dividends payable are valued at nominal value.

Notes to the Financial Statements continued

(b) Realised gains and losses on Investments

Realised gains and losses on sales of investments have been determined on the basis of the average cost method.

(c) Income/Expense from Investments

The Fund takes credit for income from its investments on the following basis:

- interest income is accrued daily and includes the amortisation on a straight-line basis of premiums and accretion of discounts;
- bank interest is recognised on an accruals basis and includes interest income from reverse repurchase agreements;
- dividend income is accrued on the ex-dividend date and is shown net of withholding tax;
- income from reverse repurchase transactions is included in the Statement of Operations under the caption "Bank Interest".

(d) Financial Derivative Instruments

During the year, the Fund has entered into a number of forward foreign exchange transactions and futures contracts. Open futures contracts are valued at the fair market value to close the contracts on the accounting date. Surpluses/deficits arising from these and closed unsettled contracts are taken to unrealised appreciation/(depreciation) and are included under assets or liabilities (as appropriate) in the Statement of Net Assets. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on settlement or closing transactions of forward foreign exchange transactions and futures contracts are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

During the year, the Fund has entered into swap transactions to exchange the return generated by one instrument for the return generated by another investment. The Fund can write credit default swaps ("CDS") and purchase CDS. When the Fund writes and/or purchases a CDS, a series of premiums is paid to or paid by the Fund, in return for a payment contingent on a credit event (predefined in the agreement). The premiums are included in the cost of CDS. Where possible, swaps are marked to market based upon daily prices obtained from third party pricing agents and verified against the actual market maker. Where such quotations are not available swaps are priced based upon daily quotations from the market maker. In both cases changes in quotations are recorded as net change in unrealised appreciation or depreciation in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Net realised gains or losses on maturity or termination of the swaps and the interest earned in relation to the swaps are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Each Portfolio may sell call options and purchase put options on stock indices to seek to hedge portfolio securities against the impact of anticipated general price declines in equity markets or specific industry sectors thereof. Options on indices are similar to options on securities except that on exercise or assignment, the parties to the contract pay or receive an amount of cash equal to the difference between the closing value of the index and the exercise price of the option times a specified multiple. The effectiveness of a hedge employing stock index options will

depend primarily on the degree of correlation between movements in the value of the index underlying the option and in the portion of the portfolio being hedged. Among other factors, the degree of correlation with respect to convertible securities will be affected by the degree to which the market value of portfolio securities is attributable to their conversion value. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on expiration or closing transactions of options are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

(e) Foreign Exchange

The cost of investments in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio has been translated at the rates of exchange ruling at the time of purchase. Market value of investments and other assets in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio have been translated at the exchange rate prevailing at the Portfolios valuation point in Luxembourg as at 31 January 2025. The net change in unrealised appreciation or depreciation and the net realised gains or losses on disposal or settlement of other assets or liabilities in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio are presented in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Income and expenses in currencies other than the currency of denomination of the respective Portfolio have been translated at the rates of exchange prevailing on transaction date.

Different exchange rates are resulting from the pricing matrix and different valuation points between the different Portfolios. In the below table, the 4PM CET exchange rates on 31 January 2025 are presented for Global Allocation Portfolio and Global Equity Income Portfolio, the 5PM CET exchange rates on 30 January 2025 are presented for Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund.

The following exchange rates were used to translate the investments and other assets and other liabilities for all Portfolios denominated in currencies other than the base currency of the respective Portfolio as at 31 January 2025:

CYY	Global Allocation Portfolio and Global Equity Income Portfolio	Income Strategies Portfolio and Super Money Market Fund
	USD	USD
AUD	0.621750	0.623350
CAD	0.688563	0.693938
CHF	1.098961	1.102232
DKK	0.138942	0.139799
EUR	1.036750	1.043150
GBP	1.239500	1.246850
IDR	0.000061	0.000062
JPY	0.006467	0.006488
SGD	0.737110	0.741400
TWD	0.030555	0.030555

(f) Combined Financial Statements

The Combined Financial Statements of the Fund are expressed in USD and include the total of the financial statements of the different Portfolios.

Notes to the Financial Statements continued

(g) Deferred Organisational Expenses

Deferred organisational expenses are capitalised and are amortised on a straight-line basis over a five year period. As at 31 January 2025, all Portfolios had fully amortised their deferred organisational expenses.

(h) Income Equalisation

Each Portfolio follows the accounting practice of equalisation to prevent the undistributed income per unit from fluctuating solely by reason of subscriptions and redemptions of its units. This is accomplished by maintaining an equalisation account for the relevant Portfolio. The equalisation account is credited with that portion of the proceeds of subscribed units representing the net undistributed income per unit of those units, and is debited with that portion of any redemption payment representing net undistributed income per unit of the redeemed units. A portion of the dividends declared by a Portfolio may consist of amounts previously credited to the equalisation account. The yield reported to investors will include amounts paid from net income as well as any amount paid from the equalisation account.

The Income Equalisation is included in the Movements in unit capital in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

3. Management Company and Investment Advisers

(a) Management Company

BlackRock Fund Management Company S.A. is the Management Company of the Fund. Pursuant to the Management Regulations, the Management Company has agreed to manage the Fund's Portfolios for the exclusive account of the relevant Unitholders. The Depositary and such other agents as appropriate, including Distributors of the Fund's Units in and outside Japan are appointed by the Management Company. The Management Company has delegated the appointment of Distributors to the Principal Distributor.

BlackRock Fund Management Company S.A. is a wholly owned subsidiary within the BlackRock Group and is regulated by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* ("CSSF").

(b) AIFM

The Management Company has appointed BlackRock Asset Management Ireland Limited as the alternative investment fund manager to provide and procure the provision of investment management services, including portfolio and risk management functions, for the Fund within the meaning of the AIFMD. The AIFM is entitled to delegate its functions, powers, discretions, duties and obligations, subject to AIFMD requirements.

The AIFM is a wholly owned subsidiary within the BlackRock Group and is authorised by the Central Bank of Ireland.

The AIFM is paid out of the management fee due to the Management Company, as outlined in Note 4.

(c) Investment Advisers

Subject to the overall responsibility of the AIFM, each of the Portfolios receives investment advisory services from the Investment Advisers:

Portfolio	Investment Adviser
Global Allocation Portfolio	BlackRock Japan Co., Ltd.
Global Equity Income Portfolio	BlackRock Investment Management (UK) Limited
Income Strategies Portfolio	BlackRock Financial Management, Inc.
Super Money Market Fund	BlackRock Financial Management, Inc.

The Investment Advisers form part of the BlackRock Group.

The Investment Advisers are each paid out of the management fee due to the Management Company, as outlined in Note 4.

4. Management and Distribution Fees

(a) Management fees

During the year, the Fund paid management fees to the Management Company.

The level of management fee varies from 0.33% to 0.75% per annum of the NAV, with the exception of Class F units, which do not pay a management fee but rather a fee to the Investment Adviser or affiliates under a separate agreement. The level of management fee varies according to which Portfolio and unit class the investor buys. These fees accrue daily, are based on the NAV of the relevant Portfolio and are paid monthly. The Fund's AIFM and Investment Adviser fees are borne by the Management Company and paid through the management fee.

(b) Distribution fees

The Management Company has also entered into a Distribution Agreement with BlackRock Investment Management (UK) Limited (the "Principal Distributor"). The Principal Distributor may conclude contractual arrangements with certain Distributors for the distribution of units outside the U.S. such as the Japanese Distributors (as disclosed on pages 3 to 4).

The level of distribution fee varies from 0.1667% to 1.00% per annum of the NAV, with the exception of Classes AD units, D units, F units, Institutional I units, which do not pay a distribution fee. The level of distribution fee varies according to which Portfolio and unit class the investor buys. These fees accrue daily, are based on the NAV of the relevant Portfolio and are paid quarterly.

The management and distribution fees per unit class for each Portfolio are disclosed in detail in the Fund's Prospectus.

5. Coordination Fees

The Management Company has entered into an agreement with BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l. ("BROL") pursuant to which BROL, under the direction of the Board of Directors of the Management Company, provides certain corporate and administrative coordination services on behalf of the Fund.

The coordination fee rate is 0.025% of the average daily NAV of the Fund (excluding Class F units), per annum. BROL is a wholly owned subsidiary of BlackRock, Inc. and an affiliate of the Investment Advisers.

6. Administration Fees

The Management Company has appointed State Street Bank International GmbH as the Fund's Administrative Agent in Luxembourg to assist the Management Company at its principal office in Luxembourg with general administrative tasks pursuant to the Administration Agreement, against charging usual fees for these services.

Notes to the Financial Statements continued

7. Audit Fees

Detailed below are the fees paid to Deloitte Audit S.à r.l. for the year ended 31 January 2025.

	31 January 2025 EUR
Audit and audit related services (excluding VAT)	65,591
Non-audit services	—

8. Depositary Fees

The Management Company has entered into the Depositary Agreement with the Depositary, State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch.

The Depositary Agreement provides that all securities and cash of the Fund, other than cash held in trading accounts or held in any operating accounts for expenses or dividend disbursement accounts (which may be maintained at other banks), are to be held by or to the order of the Depositary provided that the Management Company may place cash in overnight call accounts or on term deposit with other banks approved by the Depositary, who shall continue to supervise such funds. The Depositary is responsible for the collection of principal and income on, and the payment for and collection of proceeds of securities bought and sold for the Fund. In line with the compliance of the AIFM and the Fund's compliance with AIFMD, the Depositary's role pursuant to AIFMD enhances Unitholder protection and includes the responsibility to safekeep the assets of the Fund and hold in custody all financial instruments, cash and other assets of the Fund (the "Safekeeping Function").

The Depositary charges the Fund fees for these services in accordance with its usual rates expressed as a fraction of a percentage per annum of the net assets of the Fund. The Depositary may appoint one or more correspondent banks, and it is expected that the Depositary retains a correspondent bank in the United States, whose fees shall be borne by the Fund. As part of its Safekeeping function, the Depositary is liable to the Fund for the loss of financial instruments which are held in custody.

9. Transactions with Related Parties

The ultimate holding company of the Management Company, the Principal Distributor, the AIFM, the Coordinator and the Investment Advisers is BlackRock, Inc., a company incorporated in Delaware, USA.

During the year there have been no significant transactions which were outside the ordinary course of business or which were not on normal commercial terms.

10. Taxes

Under present Luxembourg law and practice, the Fund is not liable to any Luxembourg ordinary income or capital gains tax, nor are dividends paid by the Fund subject to any Luxembourg withholding tax. However, the Fund is subject to a subscription tax ("taxe d'abonnement") of 0.05% per annum levied on the NAV of each Portfolio at the last day of each calendar quarter, in accordance with the 2010 Law, except in respect of Super Money Market Fund as well as in respect of the Portfolios or unit classes reserved for institutional investors within the meaning of Article 174 of the 2010 Law, on which a reduced tax of 0.01% per annum is levied.

For the year ended 31 January 2025, Global Allocation Portfolio has not paid Luxembourg taxes, as no subscription tax is paid on the assets held by the Portfolio in other undertakings for collective investment already subject to that tax in Luxembourg.

Under applicable foreign tax laws, withholding taxes may be imposed on interest, dividends and capital gains at various rates.

11. Dividends

Super Money Market Fund

The net income (i.e., accrued interest income net of accrued expenses) is declared as a dividend on each valuation date on all units outstanding on that day to the Unitholders of record immediately prior to the daily determination of NAV per unit, provided always that units shall be entitled to a dividend only from the day on which their subscription is settled prior to 12PM Luxembourg time and that units redeemed shall not be entitled to receive the daily dividend declared on the settlement day of their redemption.

Non-Money Market Portfolios

The net income of the relevant other Portfolios consists of (i) interest accrued, discount earned (including both original issue and market discount) or other income earned, (ii) less the estimated expenses of the Portfolio (including management fees). In respect of each dividend declared, the Board of Directors of the Management Company may determine if, and to what extent, such dividend is to be paid out of undistributed net investment income, realised and unrealised capital gains, respectively increased or decreased by net equalisation credits or debits.

12. Credit Facility

As at 31 January 2025, Income Strategies Portfolio was entitled to a credit facility of USD 40,000,000 from State Street Bank and Trust Company. No portion of the credit facility was used during the financial year ended 31 January 2025.

A loan commitment fee is charged on a daily basis in relation to this credit facility which is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The loan commitment fee consists of 0.15% charged on the unused portion of the credit facility and the Federal Funds Effective Rate or the Overnight Bank Funding Rate (depending on which is higher) + 0.90% margin spread on the used portion of the credit facility.

The commitment fee is disclosed in the Statement of Operations under the caption "Loan commitment fees".

13. Transaction costs

In order to achieve its investment objective, a Portfolio will incur transactions costs in relation to trading activity on its Portfolio of Investments. Disclosed in the table below are separately identifiable transaction costs incurred by each Portfolio for the year ended 31 January 2025. These include commission costs, settlement fees and broker fees.

Portfolios	CCY	Transaction costs
Global Allocation Portfolio	USD	—
Global Equity Income Portfolio	USD	306,955
Income Strategies Portfolio	USD	—
Super Money Market Fund	USD	—

Not all transaction costs are separately identifiable. For swaps, forward foreign exchange transactions, futures contracts, options and swaptions, transaction costs are included in the

Notes to the Financial Statements continued

purchase and sales price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs are captured within the performance of each Portfolio. Market impact costs are not separately identifiable and are therefore also not disclosed in the above table.

14. Amounts due from/to broker

The Portfolios trade derivatives with a range of counterparties. The counterparties to forward foreign exchange transactions and swap transactions are shown in the Portfolio of Investments.

Cash collateral is paid or received on swaps to cover any exposure by the counterparty to the Fund or by the Fund to the counterparty.

Due from/to Broker on the Statement of Net Assets consists of cash collateral and margin paid/received from the Fund's clearing brokers and various counterparties.

Fund	CCY	Cash due from broker	Cash due to broker
Income Strategies Portfolio	USD	537	-

15. Subsequent events

There have been no events subsequent to the financial year end, and up to the date of the approval of the financial statements, which in the opinion of the Board of Directors of the Management Company may have had a material impact on the financial statements for the financial year ended 31 January 2025.

16. Approval date

The financial statements were approved by the Board of Directors of the Management Company on 23 April 2025.

Appendix I – Unit Classes (Unaudited)

Unit Classes In Issue

As at 31 January 2025, the Fund offers the following unit classes.

A Class
A Class distributing unit in USD
A Class distributing unit in SGD hedged
A Class non-distributing unit in AUD
A Class non-distributing unit in JPY
A Class non-distributing unit in USD
AD Class
AD Class distributing unit in USD
B Class
B Class distributing unit in USD

C Class
C Class distributing unit in USD
Common Units
Common distributing unit in USD
Current Units
Current distributing unit in USD
F Class ¹
F Class distributing unit in USD
Institutional I Units ¹
Institutional I distributing unit in USD
J Class
J Class distributing unit in USD

¹ Available to institutional investors.

Unit Classes Launched

There were no unit classes launched during the year.

Unit Classes Closed

Effective date	Fund	Type
21 November 2024	Income Strategies Portfolio	D Class distributing unit in USD

[48] BlackRock Global Investment Series

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年5月末日現在)

		米ドル(を除く)	千円(および を除く)
資産総額		795,813,155	126,844,659
負債総額		884,350	140,957
		794,928,805	126,703,702
純資産総額(-)	クラスA 受益証券 (米ドル建て)	56,648,960	9,029,278
	クラスF 受益証券 (米ドル建て)	738,279,845	117,674,424
発行済口数	クラスA 受益証券 (米ドル建て)	2,511,960口	
	クラスF 受益証券 (米ドル建て)	26,024,831口	
1口当たり純資産価格 (/)	クラスA 受益証券 (米ドル建て)	22.55	3,594円
	クラスF 受益証券 (米ドル建て)	28.37	4,522円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換

受益証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関 J．P．モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

取扱場所 セニンガーバークL - 2633、トレヴェス通り6C番

受益証券に関する確認書を含む（これらに限定されない。）受益証券の名義書換または譲渡は、ファンドの受益証券登録簿に記帳されるものとする。

受益証券の名義書換は、譲渡者および譲受者またはそれらの各ブローカーによって署名される譲渡証券を名義書換事務代行会社に対して交付することによって、または管理会社もしくは管理会社が指名する一もしくは複数の者によって署名される書面による譲渡承認書によって、有効となる。

各受益証券は、ポートフォリオの不可分の共有権を表章する。受益証券が複数の者によって共同所有されるか、または登録受益者以外の一もしくは複数の者によって実質的に所有される場合、各共同所有者または各実質所有者は、管理会社および名義書換事務代行会社との関係における当該共同所有者または実質所有者を代表する者を、名義書換事務代行会社または当該目的のため管理会社が指名する一または複数の者に対し指名することを要し、共同所有者の場合は、管理会社は、共同所有者の中の単一代表者の当該指名の受領時まで、当該受益証券に関する権利の行使の全部または一部を停止することができる。当節の第二文に従い、管理会社および保管受託銀行は、受益証券登録簿に登録されている名義人を、当該受益証券の絶対所有者として扱うことができ、またそう扱うことにより全面的に保護されるものとし、当該受益証券におけるもしくは当該受益証券に対する他の者の権利、利益または請求を無視し、顧慮しないことができるものとする。

受益証券の各所持人は、各所持人が所有する受益証券の自己名義での受益証券登録簿への登録時またはそれ以前に、また受益証券の各買付申込者は、各申込みの受諾時またはそれ以前に、名義書換事務代行会社または管理会社が当該目的のため指名する一もしくは複数の者に対し、ファンドの受益証券登録簿に記載され、管理会社および名義書換事務代行会社からの一切の通知および通信が送付される各買付申込者の住所を通知するものとする。受益者が上記のとおり住所を通知しない場合、名義書換事務代行会社に別の住所を通知するまでは、受益証券登録簿には「名義書換事務代行会社気付」として記載されるものとする。受益者は、名義書換事務代行会社に対する書面による通知によって、受益証券登録簿上の登録住所を随時変更することができる。

日本における販売会社に受益証券の保管を委託する日本の受益者については、日本における販売会社を通じて名義書換を行い、その他の受益者は、自己の責任により手配する。

名義書換の費用は徴収されない。

2 受益者集会

受益証券には議決権が付与されていない。

3 受益者に対する特典はない。

4 受益証券についての譲渡制限

適用される法律により禁止されている場合を除き、米国人（下記に定義される。）ならびに発行済受益証券の10%以上を保有する者（日本人、販売会社および（または）その金融仲介業者を除く。）に対する場合以外譲渡制限はない。

「米国人」とは、1933年米国証券法（随時改正済）のレギュレーションSで規定される米国居住者またはその他の者をいう。

第三部【特別情報】

第 1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

a．資本金の額

管理会社の資本金は、50万米ドル（約7,970万円）で、2026年5月末日現在全額払込済である。なお、1株12.5米ドル（約1,992円）の記名株式40,000株を発行済である。

最近5年間に於いて資本金の額の増減はない。

b．会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役会の構成員は管理会社の株主である必要はない。取締役は、翌年の年次株主総会でその後任者が選任され就任するまでの期間を任期として年次株主総会において選任されるものとする。ただし、取締役は、株主総会の決議により、事由の有無に拘らず、解任されおよび（または）更迭されることがある。死亡、引退その他の事由により取締役に欠員が生じた場合は、残りの取締役が会議を開き、多数決により、翌年の年次株主総会までの期間、かかる欠員を補充するため取締役を選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名および1名ないしそれ以上の副会長を選出することができる。取締役会はまた秘書役を選任することができる。秘書役は取締役である必要はなく取締役会と株主総会の議事録を保管する責任を有する。

取締役会は、会長または2名の取締役の招集により招集通知に指定する場所において開催される。

取締役会会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務める。

取締役会は、管理会社の運営および管理に必要なとみなされるジェネラル・マネジャーおよびアシスタント・ジェネラル・マネジャーその他の役員を含む管理会社役員を随時任命することができる。いずれのかかる任命も取締役会の決定により取り消すことができる。役員は管理会社の取締役または株主である必要はない。任命された役員は管理会社の定款に特段の規定がない限り、取締役会によって役員に与えられた権限と義務を有する。

取締役会の通知は、緊急時を除き少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役会にあてて書面によりなされるものとする。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載するものとする。招集通知は、ケーブル、テレックス、電報またはファクシミリによる各取締役の同意により省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

いずれの取締役もケーブル、テレックス、電報またはファクシミリにより別の取締役をその代理人として指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の少なくとも過半数が出席もしくは代理出席している場合にのみ、審議を行い有効に行為することができる。決議は取締役会に出席もしくは代理出席している取締役の多数決によるものとする。

前記にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議と全部の各取締役による署名を含んだ一通または数通の書面から構成されることができる。当該決議の日付は、最後の署名の日付である。

取締役会は、特に、管理会社の利益のために管理および業務の一切の行為を遂行するための最も広範囲な権限を有している。法または定款によって明示的に留保されていない権限は、取締役会の権限とする。

管理会社は、管理会社のいずれか2名の取締役の共同の署名によって拘束され、取締役会によってかかる権限が授けられた者の個人の署名にも拘束される。

2019年1月17日付で、管理会社はA I F Mとオルタナティブ投資運用契約を締結し、2019年1月17日付で、A I F Mは投資顧問会社と投資顧問契約を締結した。

投資顧問会社は、常にA I F Mの指示に従うものとするが、投資顧問契約の規定によれば、投資顧問会社は、証券またはその他の資産に投資されたファンドのポートフォリオの運用に責任を持つことになっている。特定の証券の売買もしくは保有の決定は、投資顧問会社の責任においてなされるが、A I F Mの監督を受ける。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドの管理および運用を行う。管理会社は、ファンドの管理業務を、管理事務代行会社ならびに登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社に委託しており、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行に委託している。

2026年5月末日現在、管理会社は、ルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託であるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの5本のポートフォリオを管理している。ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ全体の純資産総額は、4,269,619,603.23米ドルである。

3【管理会社の経理状況】

a．本書記載の管理会社の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、欧州連合が承認した国際財務報告基準に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。管理会社の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年5月29日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝159.39円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b．原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ（管理会社の本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

（１）【貸借対照表】

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

財政状態計算書

2025年12月31日現在

	注記	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
資産					
非流動資産					
金融資産	9	—	—	923	147,117
流動資産					
売掛金及びその他の債権	11	6,492	1,034,760	8,549	1,362,625
現金及び現金同等物	12	5,054	805,557	1,899	302,682
		11,546	1,840,317	10,448	1,665,307
資産合計		11,546	1,840,317	11,371	1,812,424
資本及び負債					
資本					
資本金	13	500	79,695	500	79,695
その他の準備金	14	387	61,684	286	45,586
利益剰余金		3,717	592,453	3,189	508,295
資本合計		4,604	733,832	3,975	633,575
流動負債					
買掛金及びその他の債務	15	6,942	1,106,485	7,396	1,178,848
資本及び負債合計		11,546	1,840,317	11,371	1,812,424

2026年4月22日に取締役会の承認を得て、下記の者が代表して署名した。

ベンジャミン・グレグソン

取締役

レオン・シュワブ

取締役

17ページから33ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(2) 【損益計算書】

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
損益計算書

2025年12月31日に終了した年度

	注記	2025年度		2024年度	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
収益	4	23,410	3,731,320	21,747	3,466,254
売上原価		(22,637)	(3,608,111)	(21,019)	(3,350,218)
売上総利益		773	123,208	728	116,036
管理費用		(118)	(18,808)	(83)	(13,229)
営業利益	5	655	104,400	645	102,807
金融収益		35	5,579	42	6,694
デリバティブ金融商品に係 る純利得 / (損失)		4	638	(19)	(3,028)
税引前利益		694	110,617	668	106,473
法人所得税費用	8	(65)	(10,360)	(210)	(33,472)
当期純利益		629	100,256	458	73,001

上記の業績は、すべて継続事業から生じたものであった。

17ページから33ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

持分変動計算書

2025年12月31日に終了した年度

	資本金	その他の準備金	利益剰余金	合計
	千米ドル	千米ドル	千米ドル	千米ドル
2025年 1 月 1 日現在	500	286	3,189	3,975
当期純利益	—	—	629	629
包括利益合計	—	—	629	629
その他の準備金への振替	—	101	(101)	—
2025年12月31日現在	500	387	3,717	4,604

	資本金	その他の準備金	利益剰余金	合計
	千米ドル	千米ドル	千米ドル	千米ドル
2024年 1 月 1 日現在	500	199	2,818	3,517
当期純利益	—	—	458	458
包括利益合計	—	—	458	458
その他の準備金からの振替	—	87	(87)	—
2024年12月31日現在	500	286	3,189	3,975

	資本金	その他の準備金	利益剰余金	合計
	千円	千円	千円	千円
2025年 1 月 1 日現在	79,695	45,586	508,295	633,575
当期純利益	—	—	100,256	100,256
包括利益合計	—	—	100,256	100,256
その他の準備金への振替	—	16,098	(16,098)	—
2025年12月31日現在	79,695	61,684	592,453	733,832

	資本金	その他の準備金	利益剰余金	合計
	千円	千円	千円	千円
2024年 1 月 1 日現在	79,695	31,719	449,161	560,575
当期純利益	—	—	73,001	73,001
包括利益合計	—	—	73,001	73,001
その他の準備金からの振替	—	13,867	(13,867)	—
2024年12月31日現在	79,695	45,586	508,295	633,575

17ページから33ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日に終了した年度

	注記	2025年度		2024年度	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
営業活動による キャッシュ・フロー					
当期純利益		629	100,256	458	73,001
非資金項目によるキャッシュ・ フローに対する調整：					
為替差損／（益）	5	10	1,594	(25)	(3,985)
金融収益		(35)	(5,579)	(42)	(6,694)
法人所得税費用	8	65	10,360	210	33,472
		669	106,632	601	95,793
運転資本に関する調整：					
売掛金及びその他の債権の減少／ （増加）	11	2,056	327,706	(3,560)	(567,428)
買掛金及びその他の債務の（減 少）／増加	15	(454)	(72,363)	3,975	633,575
事業による現金の増減		2,271	361,975	1,016	161,940
法人所得税支払額		(65)	(10,360)	(210)	(33,472)
営業活動による正味キャッシュ・ フロー		2,206	351,614	806	128,468
現金及び現金同等物の純増		2,206	351,614	806	128,468
現金及び現金同等物 1 月 1 日残高		1,899	302,682	1,068	170,229
保有するマネー・マーケット・ ファンドの現金及び現金同等物 への振替		959	152,855	—	—
保有現金に対する為替レートの変動の影響		(10)	(1,594)	25	3,985
現金及び現金同等物12月31日残高		5,054	805,557	1,899	302,682

17ページから33ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

財務諸表に対する注記

2025年12月31日に終了した年度

1 全般的情報

当社は、ルクセンブルグで設立し同地を拠点とする、非公開有限責任株式会社である。

登記上の事務所の住所は、以下の通りである。

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1855 ジョン・エフ・ケネディ通り 35 A 番 (35A, Avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

当財務諸表は、2026年4月22日に取締役会により発行の承認を受けている。

主な事業

当社の主な事業は、ルクセンブルグの投資信託への投資運用・事務管理サービスの提供、及びこれらのファンドに対する持分の分割できない共有権者であることの証書又は文書の発行を行うことである。

当社は、商業登記簿 (Registre de Commerce et des Sociétés) に登記しており、C S S F による規制の対象下にある。また当社は、日本におけるファンド取引の結果として、日本の金融庁が課す最低所要自己資本比率の対象となっている。当社は、2022年6月に更新されたA L F I の行動規範に定められた原則を遵守している。

当期において当社の主な事業に重要な変更はなく、取締役は2026年度も主な事業活動を継続する予定であることを提案している。ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ (以下「当該ファンド」という。) は、A I F M D に関する2011年6月8日付欧州議会・理事会指令 (2011/61/E U)、及びオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法が定めるオルタナティブ投資ファンドに該当する。

当社は、当該ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者ではなく、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド (以下「A I F M」という。) を任命し、A I F M が A I F M D に規定される当該ファンドのポートフォリオ管理及びリスク管理機能を担っている。A I F M は、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

2 会計方針

重要な会計方針及び主要な会計上の見積りの要約

当財務諸表の作成に適用した重要性のある会計方針は以下に記載されている。これらの方針は、特段の記載がない限り、すべての表示年度に首尾一貫して適用されている。

作成の基礎

財務諸表は、欧州連合が承認し採択している国際財務報告基準 (以下「I F R S」という。) に準拠し、かつ取得原価主義会計 (ただし、公正価値で測定している保有金融商品の再評価を除く。) に従い作成している。取得原価は、通常、資産と交換に引き渡した対価の公正価値に基づいている。

気候リスクに関する検討

取締役報告書に記載されている通り、当社は気候関連リスクを見直し管理している。財務諸表を作成するに当たり、取締役は、気候関連リスクの兆候を検討し、財務報告に係る判断及び見積り又は当社の資産及び負債の評価に対して識別された重要な影響はなかったと結論付けた。

継続企業の前提

当社の事業活動は、将来の成長、業績及びポジションに影響を与える可能性のある要因と共に、当社が直面している重要なリスク及び不確実性と併せて、取締役報告書に記載されている。

適切な調査の結果、取締役は、当社が予見可能な将来、少なくとも本報告書の承認日から12ヶ月間は事業を継続させるための十分な資力を有していると合理的に予測している。このため、当社は、年次報告書及び財務諸表の作成において会計上の継続企業の前提を引き続き適用している。

会計基準の変更

新会計基準、解釈指針及び修正の適用

国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表した、2025年1月1日から初回適用が開始となった基準、解釈指針及び修正のいずれも、当財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。

未適用の新会計基準、解釈指針及び修正

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を除いて、IASBが公表した、2025年1月1日から開始する期間に適用開始となり、早期適用されていない基準、解釈指針及び修正のいずれも、当財務諸表に重要な影響を及ぼさないと見込まれている。

IFRS第18号は2027年1月1日以降に開始する期間に適用開始となる。IFRS第18号は財務諸表におけるコミュニケーション及び比較可能性の改善を目的としている。IFRS第18号の適用により、当社の認識又は測定方針を変更することはないが、基本財務諸表及び財務諸表注記における情報の表示及び開示を変更することになる。当該影響については現在評価中である。

収益の認識

認識

当社は、サービスの提供により、投資管理及び事務管理報酬、並びに販売報酬関連の収益を稼得している。収益は、約束したサービスに対する支配を顧客に移転した時点、すなわち、履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）、当該サービスと交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額（以下「取引価格」という。）で認識する。当社は、複数のサービスを含んでいる可能性のある契約を締結しているが、一定の場合には、これらのサービス全体を対象に「単一報酬」を請求することがある。これらのサービスが別個のものであると判断した場合には、それらを区分して会計処理を行っている。当社のサービスに対する報酬は、その額が当社の影響力の及ばない市況に応じて変動し得ることから、通常変動対価の形式をとる。変動対価については、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合（すなわち、関連する不確実性が解消された場合）に、取引価格の一部に含めている。一部の顧客との契約に関しては、顧客へのサービス提供に当たり第三者や関連当事者を関与させているが、当社は、約束したサービスを顧客に移転する前に支配しているため、通常これらの契約において本人と見なされる。したがって、収益と関連コストを総額で表示している。

報酬に関する契約

サービスの提供から生じる収益は、以下で構成される。

- ・投資管理及び事務管理報酬：報酬は、サービスを一定の期間にわたり履行するにつれて認識している。当該報酬は、主に純資産価額、AUM又は受託資本に対する当社の料率に基づいており、純資産価額、AUM又は受託資本の増減（市場価値の増加若しくは減少、為替換算、又は正味インフロー若しくはアウトフロー等）の影響を受ける。投資ファンドに係る投資管理及び事務管理報酬は、当該ファンドの契約上の費用上限額に従い放棄又は自発的に放棄した純額の報酬額を表示している。報酬は通常、未収額を月次で請求している。
- ・販売報酬：当社は、ファンドに係る販売業務及び受益者向けサービスを、ファンドの管理業務とは分けて別個のサービスとして会計処理を行っている。これは、顧客がサービスからの便益をそれ単独で得ることができ、かつ当該サービスを区分して識別可能（すなわち、約束したサービスの性質がサービスのそれぞれを個々に移転すること。）であるためである。当社は、当社が管理している一定のミューチュアル・ファンドの元引受会社及び／又は販売会社を務めている場合の販売報酬収益を計上している。販売報酬は通常、純資産価額に基づいており、サービスを履行し金額が判明した時点で認識している。このため、当社が認識した販売報酬の一部は、（当期に収益認識基準を充足した）過年度に履行したサービスに関連している場合がある。継続的な受益者向けサービスに係る報酬収益については、当該サービスを一定期間にわたり履行した時点又は履行するにつれて認識している。当社は、当社が管理するファンドに代わって、様々なファンドの販売及び受益者向けのサービスを行う契約を第三者と締結している。当該契約は、通常ファンドが支払う管理報酬の一部として又は純資産価額に対する所定の料率により金額が定められる。これらの取引において当社は本人と見なされるため、販売報酬と発生した販売及びサービス提供コストを総額で表示している。

外貨建取引及び残高

当財務諸表は、当社の機能通貨でもある米ドルで表示している。

当社の機能通貨以外の通貨（外貨）での取引は、取引日の実勢為替レートで認識している。各財政状態計算書日において、外貨建貨幣性資産及び負債は当該日現在の実勢レートで換算替えしている。貨幣性項目に係る為替差額は発生した期の損益計算書に認識している。取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は換算替えを行っていない。公正価値で計上している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日現在の実勢レートで換算している。純損益を通じて公正価値（以下「FVTPL」という。）で測定する非貨幣性項目に係る為替差額は、発生した期の損益計算書に、公正価値測定による利得又は損失の一部として計上している。

税金

法人所得税費用は、現在の未払税金の合計金額を表している。

当期の法人所得税費用は、当社が営業活動を行い課税所得が生じる国において、報告日までに制定され、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて算定している。

現金及び現金同等物

現金は、手許現金と要求払預金からなり、現金同等物とは、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わないものをいう。

金融商品

認識及び認識の中止

金融資産及び金融負債は、取引日（当社が契約条項の当事者になった時）に認識している。

金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当該金融資産を譲渡し、かつリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合に、認識を中止している。金融負債は、義務が消失、免責、取消し、又は失効となった時に認識を中止している。

金融資産の分類及び当初測定

重大な金融要素を含んでいないため取引価格で測定する売掛金を除き、すべての金融資産は、公正価値（取引コストがある場合調整後）で当初測定を行っている。

金融資産は、事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローの特性に基づき、償却原価で測定するもの、又はF V T P Lで測定するもののいずれかに分類し事後測定を行っている。

損益計算書に認識する金融資産に係る収益及び費用はすべて、「金融費用」、「金融収益」、又は「デリバティブ金融商品に係る純利得又は損失」に認識している（ただし、「管理費用」に表示している売掛金の減損を除く。）。

償却原価で測定する金融資産に生じた為替差損益は、損益計算書の「管理費用」に表示するとともに、注記5に開示している。F V T P Lで測定する金融資産の外国為替部分は公正価値測定による利得又は損失の一部を構成しており、損益計算書の「デリバティブ金融商品に係る純利得／（損失）」に認識している。

金融資産の事後測定

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであり、かつ当該資産が金融資産を保有して契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とする事業モデルの中で保有されている場合（さらにF V T P Lで測定するものとして指定されていない場合）に、償却原価で測定している。

当社の現金及び現金同等物並びに売掛金及びその他の債権は、実効金利法による償却原価で測定し、収益はこれを基に認識している。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

「回収するために保有」又は「回収と売却のために保有」以外で保有している金融資産は、F V T P Lで測定するものに分類している。さらに、事業モデルに関わらず、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払いのみでない金融資産は、F V T P Lで会計処理を行っている。

当社がF V T P Lで測定するものに指定している、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値（以下「F V T O C I」という。）で測定する金融資産はない。

金融資産の減損

すべての負債性金融資産（F V T P Lで測定するものを除く。）について、予想信用損失（以下「E C L」という。）の識別という将来予測的な手法により、各報告日において減損評価を実施している。

売掛金の減損引当金は、単純化したアプローチ（全期間のE C Lを適用）、かつ単一の損失率を用いる手法に基づき認識している。

その他の金融資産のうち、当初認識以降に信用リスクが著しく増大していないものについては、12ヶ月のE C Lを認識する。信用リスクが著しく増大している場合には、全期間のE C Lを認識する。

償却原価で測定する保有資産のE C Lは損益計算書に認識し、対応する当該資産の帳簿価額の調整は引当金勘定を通じて行っている。F V T O C Iで測定する保有資産の損失はその他の包括利益に認識し、投資再評価準備金に累積計上する。

金融負債の分類及び測定

金融負債は、公正価値で当初測定し、（該当がある場合）取引コストを調整する（ただし、F V T P Lとして指定した場合を除く。）。

その後金融負債は、実効金利法による償却原価で測定する（ただし、企業結合において負担した条件付対価、デリバティブを含む売買目的保有負債、及びF V T P Lで測定するものに指定した金融負債（公正価値で測定し利得又は損失は損益計算書に認識）を除く。）。

当社が償却原価で測定する金融負債は、買掛金及びその他の債務である。当社がF V T P Lで測定する金融負債は、デリバティブ金融商品である。

利息関連費用は、損益計算書の「金融費用」に計上し、公正価値の変動は「デリバティブ金融商品に係る純利得」に計上している。

償却原価で測定する金融負債に生じた為替差損益は、損益計算書の「管理費用」に表示するとともに、注記5に開示している。F V T P Lで測定する金融負債の外国為替部分は公正価値測定による利得又は損失の一部を構成しており、損益計算書の「デリバティブ金融商品に係る純利得」に認識している。

デリバティブ金融商品

当社のデリバティブ金融商品は為替予約であり、F V T P Lで測定している。財政状態計算書上、公正価値がプラス（未実現利得）のデリバティブ金融商品は資産に計上し、公正価値がマイナス（未実現損失）のデリバティブ金融商品は負債に計上している。

当社は、特定のシード投資に関して、為替変動に係るリスク及び市場価格エクスポージャーに関連するリスクを経済的にヘッジする目的で、デリバティブ金融商品を使用している。当社の方針により、トレーディング目的のデリバティブは行っていないため、ヘッジ会計は適用していない。

資本性金融商品

当社が発行する資本性金融商品は、受領した収入額（発行に直接起因するコスト控除後）で認識している。当社の普通株式は、資本性金融商品に分類している。

3 重要な会計上の判断及び見積りの不確実性の主要な要因

上述の当社の会計方針の適用に際して、取締役は、他の情報源から容易に明確とならない資産及び負債の帳簿価額に関する判断や見積り、仮定を実施することが要求されている。見積り及び関連する仮定は、過去の実績及び関連があると考えられるその他の要因に基づいている。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合がある。

これらの見積り及び仮定は継続的に見直されている。会計上の見積りの修正は、当該見積りを修正した期間に認識している。

重要な会計上の判断

重要な会計上の判断はない。

見積りの不確実性の主要な要因

財政状態計算書日現在の将来に関する主要な仮定、及び見積りの不確実性のその他の主要な要因は、来期以降の会計年度における資産及び負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすことになる重要なリスクを有しており、以下に記載している。

法人所得税

当社は複数の法定管轄区域の法人所得税の対象となっており、納税引当金の算定には判断が要求される。通常取引過程において、最終的な税額の決定が不確実な多数の取引が存在する。税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くない場合、当社は、どの方法が不確実性の解消により良い予測を提供するかに応じて、不確実性の影響を、最も可能性の高い金額又は期待値を用いて測定している。最終的な税額が計上額と異なる範囲まで、当該差額は当該決定が行われた期の法人所得税費用に影響を及ぼす。

明細は注記8に記載している。

4 収益

	(単位：千米ドル)	
	2025年度	2024年度
投資管理報酬及び販売報酬	23,410	21,747

投資形態毎の内訳

	(単位：千米ドル)	
	2025年度	2024年度
現金運用	14,516	14,375
株式	548	451
債券	2,246	2,312
複合資産	6,100	4,609
	23,410	21,747

契約資産

契約資産は、サービスと交換に受け取る対価に対する当社の条件付権利であり、主にサービスと交換に受け取る未だ請求を行っていない未収収益に関連するものである。これは、注記11で未収収益として開示している。

5 営業利益**費用 / (収益) に計上した金額**

	(単位：千米ドル)	
	2025年度	2024年度
為替差損 / (益)	10	(25)

6 取締役への報酬

当社の取締役を支払った報酬は、会社法第65条第1項18o第2項（Article 65(1)18o(2)）に準拠して省略されている。

7 監査人への報酬

	(単位：千米ドル)	
	2025年度	2024年度
財務諸表監査	50	43

8 法人所得税

当社はルクセンブルグの法人所得税、地方事業税及び富裕税の対象となっている。当社が属する連結納税主体の一員として当社に配分された費用（法人所得税、地方事業税及び富裕税）は、以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年度	2024年度
当期税金		
ルクセンブルグの法人税	58	207
ルクセンブルグの法人税の過年度の修正	7	3
当期法人所得税合計	65	210

当期の税引前利益に対する税額は、ルクセンブルグの法人税の標準税率23.87%（2024年度：24.94%）よりも低い（2024年度：より高い）。

	(単位：千米ドル)	
	2025年度	2024年度
税引前利益	694	668
標準税率での法人税	165	167
過年度の修正による当期税金の増加	7	3
課税所得の算定の際に損金不算入となる費用の影響による減少	(1)	—
財政状態計算書上の税額の換算により生じる未認識の為替差損益による当期税金の（減少）/増加	(106)	40
税金費用合計	65	210

2024年12月にルクセンブルグの法人税率を引き下げる法律が制定され、2025年1月1日より法定実効税率が24.94%から23.87%に減少することとなった。

当社は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の第2の柱のモデルルール（グローバル税源浸食防止規則、又は「G10BE」という。）の適用範囲にある。第2の柱のルールは、当社の設立の地であり、事業活動を行っている法定管轄区域のルクセンブルグで、2024年1月1日に発効された。

第2の柱のルールに基づいて、当社は、法定管轄区域毎のG l o B Eの実効税率と15%の最低税率との差額に対して上乗せするトップアップ税額を支払う義務を負う場合がある。

当年度における当社の第2の柱の当期税金費用はゼロであった（2024年度：ゼロ）。当社は、2023年5月に公表されたI A S第12号の修正に規定されている通り、第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関する認識及び情報の開示に対する例外規定を適用している。

9 金融資産

	(単位：千米ドル)	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
非流動金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	923

非流動金融資産の増減

	(単位：千米ドル)	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
取得原価		
1月1日現在	923	881
増加	36	42
現金及び現金同等物への振替	(959)	—
12月31日現在	—	923

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、注記10に記載の通り、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズのスーパー・マネー・マーケット・ファンドに対する当社の持分である。増加は、分配金の再投資である。ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズのスーパー・マネー・マーケット・ファンドに対する持分は、2025年に現金及び現金同等物に振り替えられている。

10 非連結の組成された企業への関与

2025年12月31日現在の当社の運用対象資産は、40億米ドル（2024年度：38億米ドル）であった。

当社は、I F R S第12号「他の企業への関与の開示」に定義される組成された企業とみなされる投資ファンドを管理している。当社は、I F R S第10号「連結財務諸表」で定める「支配」を有していないため、組成された企業を連結していない。当社は、管理報酬の受領を通じて、当該非連結の組成された企業の利益を受け取っている。当該非連結の組成された企業は、オープン・エンド型及びクローズ・エンド型の投資会社として設定されている。

当該非連結の組成された企業は多様な投資目的及び投資方針を有しており、これらは販売に係る各書類の条件の適用を受ける。ただし、すべての非連結の組成された企業は、主に第三者の投資者からの資金を資産ポートフォリオに投資し、当該投資者に対して、当該資産の値上り益、当該資産からの配当収益又はその両方からの収益を提供している。このため、投資者は、その保有する資産の将来価値に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。

当該非連結の組成された企業は、投資者からの出資により資金調達を行っている。また、当社は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズのスーパー・マネー・マーケット・ファンドに対する投資959千米ドル（2024年度：923千米ドル）、口数958,875（2024年度：923,394）を保有している。詳細は注記9を参照のこと。

2025年12月31日までの当年度に上記に関連して受領した報酬は、23,410千米ドル（2024年度：21,747千米ドル）であった。2025年12月31日現在の財政状態計算書上の帳簿価額は、5,846千米ドル（2024年度：8,053千米ドル）であり、未収収益に表示している。

損失に対する最大エクスポージャー

当社のこれらの非連結の組成された企業への関与に関連する最大損失エクスポージャーは、上述の帳簿価額に限定されている。

財政的支援

当社は、当年度中に同社の非連結の組成された企業に対して財政的支援を一切提供しておらず、将来において財政的支援を提供する契約上の義務又は現在の意図を有していない。

その他の情報

当社が保有する持分に付随する経済的権利又は議決権は、他の投資者の保有する経済的権利又は議決権と違いはない。当社の非連結の組成された企業に対する持分の公正価値又はリスクに影響を及ぼす可能性のある流動性の取決め、保証又はその他のコミットメントはない。

11 売掛金及びその他の債権

	(単位：千米ドル)	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
グループ会社に対する債権	567	428
未収収益	5,846	8,053
前払い債権	79	68
	6,492	8,549

売掛金及びその他の債権に係る当社の信用リスク及び市場リスクに対するエクスポージャーは、注記18に開示している。

2024年1月1日現在の未収収益は4,550千米ドルであった。

12 現金及び現金同等物

	(単位：千米ドル)	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
銀行預金	4,095	1,899
その他の現金及び現金同等物	959	—
	5,054	1,899

当社のマネー・マーケット・ファンドに対する投資は、短期、高い流動性、容易に一定の金額に換金可能、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、及び短期のキャッシュ・コミットメントを充足する目的で保有されていることにより、現金同等物と見なされている。

13 資本金

割当済・全額払込済株式

	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	千株	千米ドル	千株	千米ドル
普通株式				
1株当たり12.50米ドル	40	500	40	500

14 その他の準備金

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済資本金の10%に達するまで、最低でも年間純利益（前期繰越損失控除後）の5%を法定準備金に繰り入れることが要求されている。

当該準備金は、会社の存続期間中は、現金配当その他の形で分配することはできない。

すでに上限額である50千米ドルに達していたため、2024年度及び2025年度に繰入は行っていない。当該準備金は財政状態計算書のその他の準備金に含まれている。

富裕税準備金

年次総会の構成員は、当社が富裕税の控除を受けるために、富裕税特別準備金の設定を承認している。この特別準備金の額は、予想される富裕税控除額の5倍である。富裕税負債に関して当該税額控除の恩恵を受けるには、この富裕税特別準備金は5年間分配できない。当該準備金は財政状態計算書のその他の準備金に含まれている。

当年度に101千米ドル（2024年度：87千米ドル）を富裕税準備金に繰り入れている。

2025年12月31日現在の富裕税準備金は、337千米ドル（2024年度：236千米ドル）である。

15 買掛金及びその他の債務

	(単位：千米ドル)	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
流動負債		
未払費用	50	52
関連当事者に対する債務	6,892	7,344
	6,942	7,396

グループ会社に対する債務はすべて無担保、無利息及び要求払いである。

金融商品に分類される買掛金及びその他の債務の公正価値は注記16に開示している。

買掛金及びその他の債務に係る当社の市場リスク及び流動性リスクに対するエクスポージャー（満期分析を含む。）は、注記18に開示している。

16 公正価値測定

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下の通り算定している。

レベル 1 - 同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）により算出した公正価値測定

レベル 2 - レベル 1 に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接（すなわち、価格）又は間接（すなわち、価格から算出）に観察可能なインプットにより算出した公正価値測定

レベル 3 - 資産又は負債に関する、観察可能でないインプットにより算出した公正価値測定

当社の資産及び負債の公正価値測定のヒエラルキーは、下表の通りである。

公正価値で測定する資産

2025年度

		(単位：千米ドル)
	レベル 2	合計
資本性金融商品	959	959

公正価値で測定する資産

2024年度

		(単位：千米ドル)
	レベル 2	合計
資本性金融商品	923	923

当年度に評価技法の変更は行っていない。

17 金融資産及び非金融資産並びに金融負債及び非金融負債の分類

2025年12月31日終了年度の会計上の区分別の金融資産及び金融負債の分類は、以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	償却原価で測定する 金融資産及び金融負債 - 強制	F V T P Lで測定する 金融資産及び金融負債 - 強制
資産		
非流動資産		
その他の金融資産	—	959
流動資産		
現金及び現金同等物	4,095	—
売掛金及びその他の債権	6,492	—
資産合計	10,587	959
負債		
流動負債		
買掛金及びその他の債務	6,942	—
負債合計	6,942	—

2024年12月31日終了年度の会計上の区分別の金融資産及び金融負債の分類は、以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	償却原価で測定する 金融資産及び金融負債 - 強制	F V T P Lで測定する 金融資産及び金融負債 - 強制
資産		
非流動資産		
その他の金融資産	—	923
流動資産		
現金及び現金同等物	1,899	—
売掛金及びその他の債権	428	—
資産合計	2,327	923
負債		
流動負債		
買掛金及びその他の債務	7,396	—
負債合計	7,396	—

公正価値で測定する金融商品

公正価値ヒエラルキー並びに評価方法及び仮定の詳細は、注記16を参照のこと。

公正価値で測定していない金融商品

現金及び現金同等物、売掛金及びその他の債権、並びに買掛金及びその他の債務の帳簿価額は、性質が短期であるためそれらの公正価値（ECL考慮後）に近似している。財政状態計算書日現在、ECLは軽微と判断し、売掛金及びその他の債権に対する引当金の認識は行っていない。

18 財務リスクについての検討

この注記では、当社の財務リスクに対するエクスポージャー及び資本管理に関する情報を表示している。

信用リスク及び減損

信用リスクは、売掛金、銀行口座又は通常の財務業務の一環として他のブラックロックのグループ会社の口座に保有する余剰資金及びその他の資産投資に関連して発生する。売掛金に係る不履行リスク（報酬収益取引債権に起因）は低いと考えており、当社は基礎となる契約条件の範囲で未回収の管理報酬の決済に積極的に努め、売掛金に関する信用リスクに対するエクスポージャーを最小化している。関係会社間残高は集中管理されており、合意の上で定期的に決済されている。

期日経過債権の大半について減損しているとは判断していない。債権は、当初の実効金利で割り引いた予想キャッシュ・フローが帳簿価額を下回らない限り減損にはならない。売掛金について、当社は単純化した単一の損失率を使用するアプローチの適用により平均実績損失率を算定しており、この計算に将来の事象及び債権の将来の回収可能性を織り込んでいる。この結果のECL率は当社にとって軽微であるため、引当金の認識は行っていない。

当社は、関係会社債権のECLの評価に実務上の便法を適用している。関係会社債権に債務不履行実績がないこと及び将来の業績予測を前提に、関係会社残高の全額についてECL引当金を認識しないこととしている。その他の債権のECLは僅少であると判断し、財務諸表に引当金の認識は行っていない。

担保も信用補完も有していないため、注記17に開示されている金融資産の帳簿価額は、当社の信用リスクに対する最大エクスポージャーを表している。

以下の表は、S & Pグローバルの信用格付に基づいて、当社の信用リスクに対するエクスポージャーを要約している。

	(単位：千米ドル)
2025年12月31日現在	A - 1
現金及び現金同等物	4,095
	(単位：千米ドル)
2024年12月31日現在	A - 1
現金及び現金同等物	1,899

流動性リスク

流動性リスクとは、支払期日が到来する支払義務を履行するために、当社の現金及び確保済みの資金調達枠では不十分となる場合があるリスクである。

当社はキャッシュ・フロー予測を監視しており、株主への分配可能額を算定するに当たり、将来の資金流動性を考慮している。

当社は資金及び流動性需要額を一元的に管理することに努めており、その結果、十分な流動性資産を維持し、正味キャッシュ・アウトフローの慎重な見積りに対応することを確実にしている。

金融負債及び金融資産の満期分析

以下の表は、当社の金融負債の種別毎の契約上の満期までの日数を示している。

		(単位：千米ドル)	
		30日以上60日未満	60日以上1年以下
2025年度			
デリバティブ以外の負債			
流動金融負債		6,892	50
		(単位：千米ドル)	
		30日以上60日未満	60日以上1年以下
2024年度			
デリバティブ以外の負債			
流動金融負債		7,344	52

市場リスク

市場リスクとは、為替レート、金利、及び市場価格の変動が当社の資本及び／又は利益に影響を及ぼすリスクである。

為替リスク

為替リスクは、当社の外貨建資産が同一通貨建の負債と一致しない場合に発生する。また、為替エクスポージャーは、主に機能通貨以外の通貨建ての報酬収益に関して取引毎に発生する。当社は、投資管理報酬及び販売報酬からの収益を米ドル建てで稼得している。費用は主にユーロ建てであるため、当社の収益はユーロと米ドルの為替の動向に伴い変動する。

為替エクスポージャーは定期的に監視され、最小化されている。通常、非経常項目に関連して生じる為替エクスポージャーは性質上大きく、案件毎に管理されている。ブラックロック・グループの他の企業との会社間債権債務に関連する為替エクスポージャーの管理に、為替予約を利用している。

感応度分析

感応度分析では、各財政状態計算書日における金融商品を対象とし、市場変数の変動を想定している。ただし、世界的金融市場固有の不確実性により、特に市場リスクは相互依存的な傾向があり単独で変動する可能性は低いことから、設定した仮定が実際の結果と大幅に異なる可能性がある点に留意が必要である。

ユーロの為替レートが20%上昇又は下落することを想定する。20%は、為替リスクについて経営幹部に社内報告する際に用いる感応率であり、経営者が判断する為替レートの合理的に起こり得る変動を表している。

ユーロの為替レートが20%上昇した場合、利益及び資本は7千米ドル増加する。

ユーロの為替レートが20%下落した場合、利益及び資本は10千米ドル減少する。

19 関連当事者取引

当年度中に発生した関連当事者との取引は、最終親会社が支配する他の企業とのサービス費用に関するものであった。

関連当事者からの利益及び債権

	(単位：千米ドル)
2025年度	兄弟会社
関連当事者に対する債権	567

	(単位：千米ドル)
2024年度	兄弟会社
関連当事者に対する債権	428

関連当事者に対する支出及び債務

	(単位：千米ドル)
2025年度	兄弟会社
A I F Mに委託しているサービス及び割戻	22,637
その他の費用	60
	22,697
関連当事者に対する債務	6,892

	(単位：千米ドル)
2024年度	兄弟会社
A I F Mに委託しているサービス及び割戻	21,019
その他の費用	54
	21,073
関連当事者に対する債務	7,344

当年度中に関連当事者に対する貸付金はなかった。

20 親会社及び最終親会社

当社の直接的な持株会社はブラックロック・グループ・リミテッド・ルクセンブルグ支店である。最終親会社及び支配当事者はアメリカ合衆国デラウェア州で設立された会社であるブラックロック・インクである。ブラックロック・インクは当社を含む最大かつ最小のグループの親会社で、グループの財務諸表を作成している。当グループの財務諸表の写しは、ウェブサイトであればwww.blackrock.comのインベスター・リレーションズから請求することにより、又は50 ハドソン ヤーズ ニューヨーク ニューヨーク州 10055、アメリカ合衆国宛てに、若しくはinvrel@blackrock.comに電子メールで請求することにより入手できる。

[次へ](#)

BlackRock Fund Management Company S.A.

Statement of Financial Position as at 31 December 2025

	Note	31 December 2025 \$ 000	31 December 2024 \$ 000
Assets			
Non-current assets			
Financial assets	9	-	923
Current assets			
Trade and other receivables	11	6,492	8,549
Cash and cash equivalents	12	5,054	1,899
		<u>11,546</u>	<u>10,448</u>
Total assets		<u>11,546</u>	<u>11,371</u>
Equity and liabilities			
Equity			
Share capital	13	500	500
Other reserves	14	387	286
Retained earnings		<u>3,717</u>	<u>3,189</u>
Total equity		4,604	3,975
Current liabilities			
Trade and other payables	15	<u>6,942</u>	<u>7,396</u>
Total equity and liabilities		<u>11,546</u>	<u>11,371</u>

Approved by the Board on 22 April 2026 and signed on its behalf by:



 Mr Benjamin Gregson
 Director



 Ms Leon Schwab
 Director

The notes on pages 17 to 33 form an integral part of these financial statements.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Income Statement for the Year Ended 31 December 2025

	Note	2025 \$ 000	2024 \$ 000
Revenue	4	23,410	21,747
Cost of sales		<u>(22,637)</u>	<u>(21,019)</u>
Gross profit		773	728
Administrative expenses		<u>(118)</u>	<u>(83)</u>
Operating profit	5	655	645
Finance income		35	42
Net gains/(losses) on derivative financial instruments		<u>4</u>	<u>(19)</u>
Profit before tax		694	668
Income tax expense	8	<u>(65)</u>	<u>(210)</u>
Profit for the year		<u>629</u>	<u>458</u>

The above results were derived wholly from continuing operations.

The notes on pages 17 to 33 form an integral part of these financial statements.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Statement of Changes in Equity for the Year Ended 31 December 2025

At 1 January 2025
 Profit for the year
 Total comprehensive income
 Transfer to other reserves
 At 31 December 2025

	Share capital \$ 000	Other reserves \$ 000	Retained earnings \$ 000	Total \$ 000
	500	286	3,189	3,975
	-	-	629	629
	-	-	629	629
	-	101	(101)	-
	500	387	3,717	4,604

At 1 January 2024
 Profit for the year
 Total comprehensive income
 Transfer from other reserves
 At 31 December 2024

	Share capital \$ 000	Other reserves \$ 000	Retained earnings \$ 000	Total \$ 000
	500	199	2,818	3,517
	-	-	458	458
	-	-	458	458
	-	87	(87)	-
	500	286	3,189	3,975

The notes on pages 17 to 33 form an integral part of these financial statements.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Statement of Cash Flows for the Year Ended 31 December 2025

	Note	2025 \$ 000	2024 \$ 000
Cash flows from operating activities:			
Profit for the year		629	458
Adjustments to cash flows from non-cash items:			
Foreign exchange loss/(gain)	5	10	(25)
Finance income		(35)	(42)
Income tax expense	8	65	210
		<u>669</u>	<u>601</u>
Working capital adjustments:			
Decrease/(increase) in trade and other receivables	11	2,056	(3,560)
(Decrease)/increase in trade and other payables	15	<u>(454)</u>	<u>3,975</u>
Cash generated from operations		2,271	1,016
Income taxes paid		<u>(65)</u>	<u>(210)</u>
Net cash flow from operating activities		<u>2,206</u>	<u>806</u>
Net increase in cash and cash equivalents		2,206	806
Cash and cash equivalents at 1 January		1,899	1,068
Reclassification of money market fund holding to cash and cash equivalents		959	-
Effect of exchange rate fluctuations on cash held		<u>(10)</u>	<u>25</u>
Cash and cash equivalents at 31 December		<u>5,054</u>	<u>1,899</u>

The notes on pages 17 to 33 form an integral part of these financial statements.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****1 General information**

The Company is a private company limited by share capital incorporated and domiciled in Luxembourg.

The address of its registered office is:

35A, Avenue J.F. Kennedy

Luxembourg

L-1855

Grand Duchy of Luxembourg

These financial statements were authorised for issue by the Board on 22 April 2026.

Principal activity

The principal activity of the Company is the provision of investment management administrative services to Luxembourg collective investment undertakings and the issue of certificated or statements of undivided co-proprietorship interests in these funds.

The Company is registered by the Registre de Commerce et des Sociétés and regulated by the CSSF. Additionally, the Company is subject to a minimum net asset requirement imposed by the Japanese Financial Services Authority, as a result of marketing funds in Japan. The Company complies with the principles set out in the ALFI Code of Conduct as updated in June 2022.

There have not been any significant changes in the Company's principal activities in the period under review and the directors propose that the principal activities will continue during 2026. BlackRock Global Investment Series ("the Funds") qualifies as an alternative investment fund in accordance with Directive 2011/61/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on AIFMD and the Luxembourg law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers.

The Company is not the alternative investment fund manager of the fund and has appointed BlackRock Asset Management Ireland Limited (the "AIFM") to perform portfolio and risk management functions for the fund within the meaning of the AIFMD. The AIFM is authorised by the Central Bank of Ireland.

2 Accounting policies**Summary of significant accounting policies and key accounting estimates**

The material accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

Basis of preparation

The financial statements have been prepared in accordance with adopted IFRSs as approved by the EU and under historical cost accounting rules, except for the revaluation of any financial instruments held at fair value. Historical cost is generally based on the fair value of the consideration given in exchange for assets.

Consideration of climate risk

As discussed in the Directors' Report the Company reviews and manages climate related risks. In preparing the financial statements, the directors have considered the implications of climate related risk and have concluded that there has been no material impact identified on the financial reporting judgements and estimate or on the valuation of the Company's assets and liabilities.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****2 Accounting policies (continued)****Going concern**

The Company's business activities, together with the factors likely to affect its future development, performance and position, are set out in the Directors' Report along with principal risks and uncertainties.

After making appropriate enquiries, the directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future, being at least 12 months from the date of approval of this report. Accordingly, the Company continues to adopt the going concern basis of accounting in preparing the annual report and financial statements.

Changes in accounting standards*New standards, interpretations and amendments adopted*

None of the standards, interpretations and amendments issued by the International Accounting Standards Board ("IASB") which are effective for the first time from 1 January 2025 have had a material effect on the financial statements.

New standards, interpretations and amendments not yet adopted

With the exception of IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements, none of the standards, interpretations and amendments issued by the IASB which are effective for periods beginning after 1 January 2025 and which have not been adopted early are expected to have a material effect on the financial statements.

IFRS 18 is effective for periods commencing on or after 1 January 2027. It aims to improve communication and comparability in financial statements. The adoption of IFRS 18 will not change the recognition or measurement policies of the Company, but will result in changes to the presentation and disclosure of information in the primary financial statements and the notes to the financial statements. The impact is currently being assessed.

Revenue recognition*Recognition*

The Company earns revenue from the provision of services relating to investment management and administration fees, and distribution fees. Revenue is recognised upon transfer of control of promised services to customers, i.e. when (or as) a performance obligation is satisfied, in an amount that reflects consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those services (the "transaction price"). The Company enters into contracts that can include multiple services and, in certain instances, may charge a unitary fee to cover these services. Such fees are accounted for separately if they are determined to be distinct. Consideration for the Company's services is generally in the form of variable consideration because the amount of fees is subject to market conditions that are outside the Company's influence. The Company includes variable consideration as part of its transaction price when it is highly probable that a significant reversal will not occur, i.e. when the associated uncertainty is resolved. For some contracts with customers, the Company involves third parties and related parties in providing services to the customer. Generally, the Company is deemed to be the principal in these arrangements because the Company controls the promised services before they are transferred to customers, and accordingly presents the revenue gross of related costs.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****2 Accounting policies (continued)***Fee arrangements*

Revenue from the provision of services comprises:

- Investment management and administration fees: Fees are recognised as the services are performed over time. Such fees are primarily based on agreed-upon percentages of net asset value, AUM or committed capital. These fees are affected by changes in net asset value, AUM or committed capital, including market appreciation or depreciation, foreign exchange translation and net inflows or outflows. Investment management and administration fees for investment funds are shown net of fees waived pursuant to contractual expense limitations of the funds or voluntary waivers. Fees are generally invoiced monthly in arrears.
- Distribution fees: The Company accounts for fund distribution services and shareholder servicing as distinct services, separate from fund management services, because customers can benefit from each of the services on their own and because the services are separately identifiable (that is, the nature of the promised services is to transfer each service individually). The Company records distribution fee revenue for serving as the principal underwriter and/or distributor for certain mutual funds that it manages. Distribution fees are generally based on net asset values and are recognised when the services are performed and the amount is known. Consequently, a portion of the distribution fees recognised by the Company may be related to the services performed in prior periods that met the recognition criteria in the current period. The Company recognises ongoing shareholder servicing fee revenue when and as shareholder services are performed over time. The Company contracts with third parties for various fund distribution services and shareholder servicing to be performed on its behalf. These arrangements are generally priced as a portion of the fee paid to the Company by the fund or as an agreed-upon percentage of net asset value. The Company presents its distribution fees and distribution and servicing costs incurred on a gross basis as it is deemed to be the principal in such transactions.

Foreign currency transactions and balances

The financial statements are presented in US dollar, which is also the functional currency of the Company.

Transactions in currencies other than the Company's functional currency (foreign currencies) are recognised at the rates of exchange prevailing on the dates of the transactions. At each statement of financial position date, monetary assets and liabilities that are denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing at that date. Exchange differences on monetary items are recognised in the income statement in the period in which they arise. Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are not retranslated. Non-monetary items carried at fair value that are denominated in foreign currencies are translated at the rates prevailing at the date when the fair value was determined. Exchange differences on non-monetary items, measured at fair value through profit or loss ("FVTPL"), are reported as part of the fair value gain or loss in the income statement in the period in which they arise.

Tax

Income tax expense represents the sum of the tax currently payable.

The current income tax charge is calculated on the basis of tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the reporting date in the countries where the Company operates and generates taxable income.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash on hand and call deposits, and other short-term highly liquid investments that are readily convertible to a known amount of cash and are subject to an insignificant risk of changes in value.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****7 Accounting policies (continued)****Financial instruments***Recognition and derecognition*

Financial assets and financial liabilities are recognised on the trade date when the Company becomes party to the contractual provisions.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows expire, or when the financial asset and substantially all the risks and rewards are transferred. Financial liabilities are derecognised when the obligation is extinguished, discharged, cancelled or expired.

Classification and initial measurement of financial assets

All financial assets are initially measured at fair value adjusted for transaction costs (where applicable), except for trade receivables that do not contain a significant financing component which are measured at transaction price.

Financial assets are classified and subsequently measured, based on business model and contractual cash flow characteristics, at amortised cost or FVTPL.

All income and expenses relating to financial assets that are recognised in the income statement are presented within finance costs, finance income or net gains or losses on derivative financial instruments, except for impairment of trade receivables which is presented within administrative expenses.

Foreign exchange gains or losses arising on financial assets at amortised cost are presented in the income statement within administrative expenses and disclosed in note 5. For financial assets at FVTPL, the foreign exchange component forms part of the fair value gains or losses and is recognised in the income statement within net gains/(losses) on derivative financial instruments.

*Subsequent measurement of financial assets**Financial assets at amortised cost*

Financial assets are measured at amortised cost when their contractual cash flows are solely payments of principal and interest and they are held within a business model designed to hold the asset and collect its cash flows (and are not designated as FVTPL).

The Company's cash and cash equivalents and trade and other receivables are measured at amortised cost using the effective interest method and income is recognised on this basis.

Financial assets at fair value through profit or loss

Financial assets that are held other than 'hold to collect' or 'hold to collect and sell' are categorised at FVTPL. Further, irrespective of business model, financial assets whose contractual cash flows are not solely payments of principal and interest are accounted for at FVTPL.

The Company has not designated any amortised cost or fair value through other comprehensive income ("FVTOCI") financial assets at FVTPL.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****2 Accounting policies (continued)***Impairment of financial assets*

All debt-type financial assets not measured at FVTPL are assessed for impairment at each reporting date using a forward-looking approach by identifying expected credit losses ("ECLs").

Impairment provisions for trade receivables are recognised based on the simplified approach using the lifetime ECLs and the single loss-rate approach.

For other financial assets, where credit risk has not increased significantly since initial recognition, twelve month ECLs are recognised. For those where credit risk has increased significantly, lifetime ECLs are recognised.

For assets held at amortised cost any ECL is recognised in the income statement with a corresponding adjustment to the asset's carrying value through a provision account. For assets held at FVTOCI, the loss is recognised in other comprehensive income and accumulated in the investment revaluation reserve.

Classification and measurement of financial liabilities

Financial liabilities are initially measured at fair value and, where applicable, adjusted for transaction costs unless designated at FVTPL.

Subsequently, financial liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method except for contingent consideration acquired in a business combination, held for trading liabilities (including derivatives) and financial liabilities designated at FVTPL, which are at fair value with gains or losses recognised in the income statement.

The Company's financial liabilities at amortised cost are trade and other payables. The Company's financial liabilities at FVTPL are derivative financial instruments.

In the income statement interest-related charges are included within finance costs and changes in fair value are included within net gains on derivative financial instruments.

Foreign exchange gains or losses arising on financial liabilities at amortised cost are presented in the income statement within administrative expenses and disclosed in note 5. For financial liabilities at FVTPL, the foreign exchange component forms part of the fair value gains or losses and is recognised in the income statement within net gains on derivative financial instruments.

Derivative financial instruments

The Company's derivative financial instruments, forwards and foreign exchange are measured at FVTPL. In the statement of financial position, derivative financial instruments with positive fair values (unrealised gains) are included as assets and derivative financial instruments with negative fair values (unrealised losses) are included as liabilities.

The Company uses derivative financial instruments to economically hedge risk associated with foreign exchange movements and market price exposure with respect to certain seed investments. It is not the Company's policy to trade in derivative instruments and hedge accounting is not applied.

Equity instruments

Equity instruments issued by the Company are recognised at the proceeds received, net of direct issue costs. The Company's ordinary shares are classified as equity instruments.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****3 Critical accounting judgements and key sources of estimation uncertainty**

In the application of the Company's accounting policies, which are described above, the directors are required to make judgements, estimates and assumptions about the carrying amount of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and other factors that are considered to be relevant. Actual results may differ from these estimates.

These estimates and assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised.

Critical accounting judgements

There are no critical accounting judgements.

Key sources of estimation uncertainty

The key assumptions concerning the future, and other key sources of estimation uncertainty at the statement of financial position date, that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities within the next financial year, are set out below.

Income taxes

The Company is subject to income tax in numerous jurisdictions and judgement is required in determining the provision for tax. During the ordinary course of business, there are many transactions for which the ultimate tax determination is uncertain. If it is not probable that the tax authority will accept an uncertain tax treatment, the Company measures the effect of the uncertainty using either the most likely amount or expected value method, depending on which method provides a better prediction of the resolution of uncertainty. To the extent that the final tax outcome is different from the amounts that were recorded, such differences will impact the income tax expense in the period in which such determination is made.

Full details are set out in note 8.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****4 Revenue**

	2025	2024
	\$ 000	\$ 000
Investment management and distribution fees	23,410	21,747

Analysis by investment style	2025	2024
	\$ 000	\$ 000
Cash management	14,516	14,375
Equity	548	451
Fixed income	2,246	2,312
Multi-asset	6,100	4,609
	23,410	21,747

Contract assets

Contract assets relate to the Company's conditional rights to consideration for services, primarily relating to accrued income for unbilled services. These are disclosed as accrued income in note 11.

5 Operating profit

Arrived at after charging/(crediting)

	2025	2024
	\$ 000	\$ 000
Foreign exchange losses/(gains)	10	(25)

6 Directors' remuneration

The emoluments paid to directors of the Company have been omitted in compliance with Article 65(1)18o(2) of the Company Law.

7 Auditor's remuneration

	2025	2024
	\$ 000	\$ 000
Audit of the financial statements	50	43

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025

8 Income tax

The Company is subject to Luxembourg corporate income tax, municipal business tax and net wealth tax. The charge allocated to the Company as part of the fiscal unity to which it forms a part of, representing corporate income tax, municipal business tax and net wealth tax is shown below:

	2025 \$ 000	2024 \$ 000
Current taxation		
Luxembourg corporation tax	58	207
Luxembourg corporation tax adjustments in respect of prior periods	7	3
Total current income tax	65	210

The tax on profit before tax for the period is lower than (2024: higher than) the standard rate of corporation tax in Luxembourg of 23.87% (2024: 24.94%).

	2025 \$ 000	2024 \$ 000
Profit before tax	694	668
Corporation tax at standard rate	165	167
Increase in current tax from adjustment in respect of prior periods	7	3
Decrease from effect of expenses not deductible in determining tax loss	(1)	-
(Decrease)/increase in current tax from unrecognised foreign exchange gains or losses from tax statement of financial position revaluation	(106)	40
Total tax charge	65	210

In December 2024, legislation was enacted to reduce the Luxembourg corporate income tax rate, resulting in a decrease in the combined corporate income tax rate from 24.94% to 23.87% with effect from 1 January 2025.

The Company is within the scope of the Organisation for Economic Co-operation and Development ("OECD") Pillar Two model rules (the Global Anti-Base Erosion Rules, or "GloBE"). Pillar Two legislation came into effect on 1st January 2024 in Luxembourg, the jurisdiction in which the Company is incorporated and operates.

Under the Pillar Two legislation, a company may be liable to pay a top-up tax for the difference between its GloBE effective tax rate per jurisdiction and the 15% minimum rate.

The Pillar Two current tax expense for the Company for the year was nil (2024: nil). The Company applies the exception to recognising and disclosing information about deferred tax assets and liabilities related to Pillar Two income taxes, as provided in the amendments to IAS 12 issued in May 2023.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025

9 Financial assets

	31 December 2025 \$ 000	31 December 2024 \$ 000
Non-current financial assets		
Financial assets at fair value through profit and loss	-	923

Movement in non-current financial assets

	31 December 2025 \$ 000	31 December 2024 \$ 000
Cost		
At 1 January	923	881
Additions	36	42
Reclassification to cash and cash equivalents	(959)	-
At 31 December	-	923

Financial assets at fair value through profit and loss represent the Company's holdings in the BlackRock Global Investment Series Super Money Market Fund, as outlined in note 10. Additions represent reinvested distributions. The holding in the BlackRock Global Investment Series Super Money Market Fund has been reclassified to cash and cash equivalents in 2025.

10 Interests in unconsolidated structured entities

The AUM of the Company as at 31 December 2025 was \$4.0bn (2024: \$3.8bn).

The Company manages investment funds which are considered to be structured entities within the definition of IFRS 12 'Disclosure of Interests in Other Entities'. Structured entities are not consolidated as the Company does not have "control" as defined under IFRS 10 'Consolidated Financial Statements'. The Company receives an interest in these unconsolidated structured entities through the receipt of management fees. The unconsolidated structured entities are constituted as open-ended and closed-ended investment companies.

The unconsolidated structured entities have various investment objectives and policies and are subject to the terms and conditions of their respective offering documentation. However, all unconsolidated structured entities invest capital primarily from third-party investors in a portfolio of assets in order to provide a return to those investors from capital appreciation of those assets, income from those assets, or both. Accordingly, they are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future values of the assets they hold.

The unconsolidated structured entities are financed through equity capital provided by investors. Additionally, the Company holds an investment of 958,875 units (2024: 923,394) in BlackRock Global Investment Series Super Money Market Fund with a value of \$959k (2024: \$923k). See note 9 for details.

The fees received during the year to 31 December 2025, in relation to the above, were \$23,410k (2024: \$21,747k). The carrying value on the statement of financial position as at 31 December 2025 is \$5,846k (2024: \$8,053k), as represented by accrued income.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025

10 Interests in unconsolidated structured entities (continued)*Maximum exposure to loss*

The Company's maximum exposure to loss associated with its interest in these unconsolidated structured entities is limited to the carrying amounts shown above.

Financial support

The Company has not provided financial support to any of its unconsolidated structured entities during the year, and has no contractual obligations or current intention of providing financial support in the future.

Other information

There are no differences to the economic or voting rights attaching to the equity held by the Company from those held by other investors. There are no liquidity arrangements, guarantees or other commitments that may affect the fair value or risk of the Company's interest in the unconsolidated structured entities.

11 Trade and other receivables

	31 December 2025 \$ 000	31 December 2024 \$ 000
Amounts due from group companies	567	428
Accrued income	5,846	8,053
Prepayments	79	68
	<u>6,492</u>	<u>8,549</u>

The Company's exposure to credit and market risks relating to trade and other receivables is disclosed in note 18.

As at 1 January 2024, accrued income amounted to \$4,550k.

12 Cash and cash equivalents

	31 December 2025 \$ 000	31 December 2024 \$ 000
Cash at bank	4,095	1,899
Other cash and cash equivalents	959	-
	<u>5,054</u>	<u>1,899</u>

The Company's investments in money market funds are considered to be cash equivalents as they are: short-term; highly liquid; readily convertible to known amounts of cash; subject to insignificant risk of changes in value; and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****13 Share capital****Allotted, called up and fully paid shares**

	31 December		31 December	
	No. 000	2025 \$ 000	No. 000	2024 \$ 000
Ordinary shares of \$12.50 each	40	500	40	500

14 Other reserves**Legal reserve**

Luxembourg companies are required to appropriate to the legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until such reserve equals 10% of subscribed capital.

This reserve may not be distributed, in the form of cash dividends or otherwise, during the life of the Company.

No allocations were made in 2024 or 2025 as the maximum \$50k had already been reached. This reserve is included as other reserves in the statement of financial position.

Net wealth tax reserve

The members' general meeting has ratified the creation of a special net wealth tax reserve in order to reduce the net wealth tax payable by the Company. This special reserve amounts to five times the envisaged net wealth tax credit. This special net wealth tax reserve has to remain unavailable for distribution for five years to take advantage of the reduction in net wealth tax liability. This reserve is included as other reserves in the statement of financial position.

During the year, amounts totalling \$101k (2024: \$87k) were allocated to the net wealth tax reserve.

The net wealth tax reserve at 31 December 2025 amounted to \$337k (2024: \$236k).

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025

15 Trade and other payables

	31 December 2025	31 December 2024
Current liabilities	\$ 000	\$ 000
Accrued expenses	50	52
Amounts due to related parties	6,892	7,344
	<u>6,942</u>	<u>7,396</u>

All amounts due to group companies are unsecured, interest free and repayable on demand.

The fair value of the trade and other payables classified as financial instruments is disclosed in note 16.

The Company's exposure to market and liquidity risks, including maturity analysis, related to trade and other payables is disclosed in note 18.

16 Fair value measurement

The fair values of financial assets and financial liabilities are determined as follows:

Level 1 - fair value measurement derived from quoted prices (unadjusted) in active market prices for identical assets or liabilities.

Level 2 - fair value measurement derived from inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as price) or indirectly (i.e. derived from prices).

Level 3 - fair value measurement derived from unobservable inputs for the asset or liability.

The following tables provide the fair value measurement hierarchy of the Company's assets and liabilities.

Assets measured at fair value

2025

	Level 2 \$ 000	Total \$ 000
Equity instruments	959	959

Assets measured at fair value

2024

	Level 2 \$ 000	Total \$ 000
Equity instruments	923	923

There were no changes to the valuation techniques during the year.

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025

17 Classification of financial and non-financial assets and financial and non-financial liabilities

The classification of financial assets and financial liabilities by accounting categorisation for the year ending 31 December 2025 was as follows:

	Financial assets & liabilities at amortised cost - Mandatory \$ 000	Financial assets & liabilities at FVTPL - Mandatory \$ 000
Assets		
Non-current assets		
Other financial assets	-	959
Current assets		
Cash and cash equivalents	4,095	-
Trade and other receivables	6,492	-
Total assets	10,587	959
Liabilities		
Current liabilities		
Trade and other payables	6,942	-
Total liabilities	6,942	-

The classification of financial assets and financial liabilities by accounting categorisation for the year ending 31 December 2024 was as follows:

	Financial assets & liabilities at amortised cost - Mandatory \$ 000	Financial assets & liabilities at FVTPL - Mandatory \$ 000
Assets		
Non-current assets		
Other financial assets	-	923
Current assets		
Cash and cash equivalents	1,899	-
Trade and other receivables	428	-
Total assets	2,327	923

BlackRock Fund Management Company S.A.

Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025

17 Classification of financial and non-financial assets and financial and non-financial liabilities (continued)

	Financial assets & liabilities at amortised cost - Mandatory \$ 000	Financial assets & liabilities at FVTPL - Mandatory \$ 000
Liabilities		
Current liabilities		
Trade and other payables	7,396	-
Total liabilities	7,396	-

Financial instruments measured at fair value

For details of the fair value hierarchy and valuation methods and assumptions refer to note 16.

Financial instruments not measured at fair value

Due to their short-term nature, the carrying value of cash and cash equivalents, trade and other receivables, and trade and other payables approximates their value after taking into account ECLs. At the statement of financial position date, no allowance has been recognised for impairment of trade and other receivables as ECLs are considered to be immaterial.

18 Financial risk review

This note presents information about the Company's exposure to financial risks and management of capital.

Credit risk and impairment

Credit risk arises in relation to trade receivables, surplus cash held in bank accounts or held on account with other BlackRock group companies as part of normal treasury operations, and other asset investments. The risk of default in relation to trade receivables arising from fee income receivables is considered low and the Company minimises exposure to credit risk with respect to trade receivables by actively pursuing settlement of outstanding management fee invoices within the terms and conditions of the underlying agreement. Intercompany balances are managed centrally and agreed upon and settled on a regular basis.

Most receivables that are overdue are not considered to be impaired. A receivable will not be impaired unless the expected cash flows, discounted at the original effective interest rate, are less than the carrying value. For trade receivables, the Company adopts the simplified single loss rate approach to determine its average historical loss rate, building into this calculation future events and the likelihood that debt will be recovered in the future. The resulting ECL rate is immaterial to the Company and no allowance has been recognised.

The Company applies a practical expedient to its assessment of ECLs for intercompany receivables: Given the lack of intercompany defaults in the past and future projected results, the Company does not propose recognising an ECL allowance on any of its intercompany positions. The ECLs on other receivables are considered to be immaterial and no allowance has been recognised in the financial statements.

The carrying amount of the financial assets disclosed in note 17 represents the Company's maximum exposure to credit risk as no collateral or credit enhancements are held.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****18 Financial risk review (continued)**

The following tables summarise the credit risk exposure of the Company based on S&P Global's credit ratings:

	A-1
	\$ 000
At 31 December 2025	
Cash and cash equivalents	4,095
	A-1
	\$ 000
At 31 December 2024	
Cash and cash equivalents	1,899

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company's cash and committed facilities may be insufficient to meet its payment obligations as they fall due.

The Company monitors cash flow projections and has regard to forthcoming liquidity when determining the amounts available for distribution to shareholders.

The Company seeks to manage funds and liquidity requirements on a pooled basis and as such ensures that sufficient liquid assets are maintained to meet a prudent estimate of its net cash outflows.

Maturity analysis for financial liabilities and financial assets

The following tables set out the remaining contractual maturities of the Company's financial liabilities by type:

	Between 30 and	Within 1 year
	60 days	
2025	\$ 000	\$ 000
Non-derivative liabilities		
Current financial liabilities	6,892	50
	Between 30 and	Within 1 year
	60 days	
2024	\$ 000	\$ 000
Non-derivative liabilities		
Current financial liabilities	7,344	52

Market risk

Market risk is the risk that the Company's capital and/or earnings may be impacted by changes in foreign exchange rates, interest rates and market prices.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****18 Financial risk review (continued)*****Foreign exchange risk***

Foreign exchange risk arises where the Company's foreign currency assets are not matched by liabilities denominated in the same currency. In addition, foreign exchange exposures arise on a transactional basis largely in relation to fee income which is denominated in non-functional currencies. The Company derives revenues from investment management and distribution fees denominated in US dollar. Expenses are mainly denominated in Euro and as a consequence the Company's revenues may fluctuate as a result of Euro and US dollar exchange movements.

Foreign currency exposures are monitored regularly and minimised. Foreign currency exposures that arise in relation to non-operational items are usually large in nature and are managed on a case-by-case basis. Foreign currency exposures relating to intercompany payables and receivables with other BlackRock group entities are managed utilising foreign exchange forward contracts.

Sensitivity analysis

The sensitivity analysis covers the financial instruments at each of the statement of financial position dates and assumes changes in market variables. It should however be noted that due to the inherent uncertainty in the world of financial markets the assumptions made may differ significantly from the actual outcome particularly as market risks tend to be interdependent and are therefore unlikely to move in isolation.

Euro exchange rates are assumed to increase or decrease by 20%. 20% is the sensitivity rate used when reporting foreign currency risk internally to key management personnel and represents management's assessment of a reasonably possible change in foreign exchange rates.

If the Euro exchange rate increased by 20%, profit and equity would increase by \$7k.

If the Euro exchange rate decreased by 20%, profit and equity would decrease by \$10k.

BlackRock Fund Management Company S.A.**Notes to the Financial Statements for the Year Ended 31 December 2025****19 Related party transactions**

The transactions with related parties that occurred during the year related to service charges with other entities controlled by the ultimate parent undertaking.

Income and receivables from related parties

	Fellow subsidiaries \$ 000
2025	
Amounts receivable from related party	567

	Fellow subsidiaries \$ 000
2024	
Amounts receivable from related party	428

Expenditure with and payables to related parties

	Fellow subsidiaries \$ 000
2025	
Outsourced AIFM services and retrocessions	22,637
Other expenses	60
	<u>22,697</u>

Amounts payable to related party	<u>6,892</u>
----------------------------------	--------------

	Fellow subsidiaries \$ 000
2024	
Outsourced AIFM services and retrocessions	21,019
Other expenses	54
	<u>21,073</u>

Amounts payable to related party	<u>7,344</u>
----------------------------------	--------------

There were no loans to any related parties during the period.

20 Parent and ultimate parent undertaking

The Company's immediate holding company is BlackRock Group Limited - Luxembourg Branch. The ultimate parent company and controlling party is BlackRock, Inc., a company incorporated in the State of Delaware in the United States of America. The parent company of the largest and smallest group that includes the Company and for which group accounts are prepared is BlackRock, Inc. Copies of the group financial statements are available upon request from the Investor Relations website at www.blackrock.com or requests may be addressed to Investor Relations at 50 Hudson Yards, New York, NY 10055, USA or by email at invrel@blackrock.com.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社およびその他のブラックロック・グループ内の会社は、他の顧客のために取引を行う。ブラックロック・グループ内の会社ならびにその従業員および他の顧客は、管理会社およびその顧客との間の利益相反に直面する。ブラックロックは、利益相反に関する方針を保持する。顧客のために行うすべての取引について、顧客の利益を害するリスクが残らないように、顧客の利益を害するリスクを完全に緩和することが常に可能とは限らない。

ブラックロックが合理的な確信をもって緩和できないと考えるリスクを生じさせる利益相反のシナリオは、以下のとおり開示される。本書および開示可能な利益相反のシナリオは、随時更新することがある。

（１）ブラックロック・グループ内の関係から生じる利益相反

PA取引

ブラックロック・グループの従業員は、顧客の投資情報を取得可能である一方、個人口座を通じて取引を行うこともできる。従業員が一定程度の規模の取引を行うことができた場合、顧客の取引の価額に影響を及ぼすリスクがある。ブラックロック・グループは、従業員の取引が事前に承認されていることを確保するために策定された個人取引方針を実施している。

従業員関係

ブラックロック・グループの従業員は、ブラックロックの顧客または顧客との間に利益相反があるその他の個人と関係を持つことがある。かかる従業員の関係は、顧客の利益を犠牲にして、従業員の意思決定に影響を及ぼすことがある。ブラックロック・グループは、利益相反に関する方針を保持しており、それに基づき、従業員にあらゆる潜在的な利益相反の申告を義務づけている。

（２）管理会社の利益相反

プロバイダー・アラジン

ブラックロック・グループは、その投資運用業務全体にわたり、単一のテクノロジー・プラットフォームとして、アラジンのソフトウェアを使用している。保管業務提供者およびファンドの事務管理業務提供者は、AIFMおよび管理会社が使用するデータにアクセスするために、アラジンのソフトウェアの一種であるプロバイダー・アラジンを使用することができる。各業務提供者は、プロバイダー・アラジンの使用の対価として、ブラックロック・グループに報酬を支払う。プロバイダー・アラジンの使用に関する業務提供者の契約によって、管理会社が当該業務提供者の選任または選任の更新を促されることで、潜在的な利益相反が生じることがある。かかる契約は、リスクを緩和するために、「アームズ・レングス」基準で締結される。

販売関係

総販売会社は、販売業務および販売関連業務の対価として、第三者に報酬を支払うことがある。かかる支払によって、第三者は、その顧客の最善の利益に反して、ファンドへの投資を働きかけることを促すことがある。ブラックロック・グループ内の会社は、かかる支払がなされる法域におけるすべての法律および規制の要件を遵守している。

取引費用

取引費用は、投資者がファンドに関する取引を開始または終了する際に発生する。ファンドの他の顧客が加入・脱退の費用を負担するリスクがある。ブラックロック・グループは、希薄化防止規制等、他の投資者の行為から投資家を保護するための方針および手続を整備している。

（３）A I F Mの利益相反

手数料およびリサーチ

適用規制により許容される場合（疑義を避けるため付言するならば、M i F I D の対象ファンドを除く。）、ファンドの投資運用会社または投資顧問会社として行為する一部のブラックロック・グループ内の会社は、一部の法域における特定のブローカーとの株式取引の際に発生した手数料を外部調査の支払に充てることができる。調査は、これを賄った取引の顧客に限らず、より幅広い顧客に使用されうるため、かかる取決めによって、一部のファンドが他よりも利益を得ることがある。ブラックロック・グループは、各地域の適用規制および市場慣行の遵守を確保するために策定された手数料利用方針を整備している。

競合注文の時機

同時期またはほぼ同時期に生じた同一の有価証券に関する同一方向の複数の注文を取り扱う際、A I F Mは、注文の性質、規制上の制約または実勢の市場状況を考慮して、各注文につき全体として最良の結果を、公平にかつ一貫して達成することを目指す。これは、通常、競合する注文の集約を通じて達成される。取引者が適格要件を満たす競合注文を集約しなかった場合、または適格要件を満たさない競合注文を集約した場合、利益相反が生じること、すなわち、ある注文が他よりも有利な執行がなされたように見えることがある。ファンドの具体的な取引指示について、他の顧客のためにより良い執行条件が達成されるリスクがある（例えば、注文が集約に含まれなかった場合）。ブラックロック・グループは、注文の順位付けおよび集約について定める注文取扱手順および投資配分方針を整備している。

同時期のロングおよびショートのポジション

A I F Mは、異なる顧客のために同一の有価証券に関して同時に反対のポジション（すなわち、ロングおよびショート）を設定し、保有しまたは手仕舞いすることがある。これにより、A I F Mのいずれか一方の顧客の利益が害されることがある。また、ブラックロック・グループ全体の投資運用チームは、ロングのみのマンドートおよびロング・ショートのマンドートを有すること、すなわち、あるポートフォリオにおいてロングで保有する有価証券を別のポートフォリオで空売りする可能性がある。ある勘定においてショート・ポジションをとる投資決定をした場合、別の顧客の勘定におけるロング・ポジションの価格、流動性または評価にも影響を及ぼすことがあり、その逆も同様である。ブラックロック・グループは、複数の勘定を公平に扱うことを目的として、ロング・ショート（サイド・バイ・サイド）に関する方針を運用している。

クロス取引 - 価格決定に関する利益相反

同一の有価証券について複数の注文を取り扱う際、A I F Mは、最良の執行を得るために、反対のフローを突き合わせて「クロス」取引を行うことがある。クロス取引において、執行が各顧客の最善の利益のために行われないことがある（例えば、取引が公正かつ合理的な価格を構成しなかった場合）。ブラックロック・グループは、クロス取引に関する方針を実施することでかかるリスクを軽減する。

M N P I

ブラックロック・グループ内の会社は、顧客のために自ら投資する上場有価証券に関して、重要な未公開情報（M N P I）を受領する。不正取引を防止するため、ブラックロック・グループは、情報障壁を築き、関連する有価証券に関与する一または複数の投資チームによる取引を制限する。かかる制限は、顧客勘定の投資パフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。ブラックロックは、重要な未公開情報の障壁に関する方針を実施している。

ブラックロックの投資制限または制約および関係当事者

ファンドは、ブラックロック・グループの顧客の勘定に全体として適用される、一定の法域における保有基準制限および報告義務のために、投資活動を制限されることがある。かかる制限により投資機会が失われることで、顧客に悪影響が及ぶことがある。ブラックロック・グループは、限られた投資機会を、影響を受けた勘定の間で長期的に公平かつ公正に割り当てるために策定された投資および取引の配分に関する方針に従ってかかる利益相反に対処している。

関係当事者商品への投資

A I F Mは、顧客向けの投資運用業務を提供しながら、他の顧客のためにブラックロック・グループ内の会社が提供する商品に投資することがある。ブラックロックは、自社またはその関連会社が提供する業務を推薦することもできる。かかる活動は、ブラックロックに増収をもたらすことがある。かかる利益相反に対処するにあたり、ブラックロックは、投資ガイドラインの遵守を目指し、企業倫理・行動規範を整備している。

投資配分および優先順位

ある顧客のためにある有価証券の取引を執行する際、注文が集約され、集約された注文を複数の取引により充足させることがある。他の顧客の注文と集約して取引が執行された場合、これらの取引を配分する必要性が生じる。A I F Mがある顧客の勘定に取引をどの程度容易に配分できるかは、当該顧客が指示した取引の規模に対する当該取引の規模および価格により制限されることがある。配分プロセスの結果、ある顧客が最善の価格での取引の利益をすべて得ることができないことがある。A I F Mは、全顧客の公正な扱いを長期的に確保するために策定された投資および取引の配分に関する方針に従ってかかる利益相反に対処している。

ファンドの透明性

ブラックロック・グループ内の会社は、顧客のポートフォリオのために自社が保有するブラックロック・ファンドに投資するにあたり、情報に関して有利となることがある。かかる情報優位によって、A I F Mがファンドのために投資を行う前に、ブラックロック・グループ内の会社がその顧客のために投資を行うことがある。損失のリスクは、ブラックロック・グループの受益証券の価格決定および希薄化防止メカニズムを通じて緩和される。

サイド・バイ・サイド・マネジメント：成功報酬

A I F Mは、異なる料金体系を有する複数の顧客勘定を管理している。かかる相違によって、従業員が、報酬が定額の勘定または報酬の支払のない勘定よりも成功報酬が支払われる勘定を選び好みすることが促され、同様のマンドートを有する顧客勘定の間で、パフォーマンス水準が一貫しない結果となるリスクがある。ブラックロック・グループ内の会社は、企業倫理・行動規範を遵守することによりかかるリスクに対処している。

上記の利益相反に加え、以下の場合にもA I F Mとその許可を受けた受任者との間に利益相反が生じることがある。すなわち、() 受任者が、A I F Mを支配するまたはその行動に影響を及ぼすことができる場合であって、A I F Mおよび受任者が、同じグループの一員であるまたはその他の契約関係を有する場合（この場合、利益相反の可能性は、かかる支配の程度が大きければ大きいほど高くなる）、() ファンドへの投資者が、受任者を支配するまたはその行動に影響を及ぼすことができる場合であって、受任者および投資者が、同じグループの一員であるまたはその他の契約関係を有する場合（この場合、利益相反の可能性は、かかる支配の程度が大きければ大きいほど高くなる）、() 受任者が、ファンドまたはファンドの投資者の費用負担で、金銭的利益を得るまたは金銭的損失を回避する可能性がある場合、() 受任者が、A I F Mまたはファンドに提供されるサービスまたは業務の結果について利害関係を有する可能性がある場合、() 受任者に、ファンドまたはファンドの投資者の利益より別の顧客の利益を優遇する金銭的その他の動機がある可能性がある場合、() 受任者が、A I F M以外の者から、A I F Mおよびファンドに提供される集団的なポートフォリオ運用活動に関して、かかるサービスの標準的な手数料または報酬以外に、金銭、商品またはサービスの形で報奨金を受領している、またはする可能性がある場合である。

また、A I F M自ら、A I F Mの従業員または支配によりA I F Mと関連のある者（受任者を含む。）が、以下に該当するために潜在的な利益相反が生じることがある。

- (a) ファンド、顧客グループの中のある顧客またはファンドへの投資者の費用負担で、当該投資者または当該ファンドの利益に反する金銭的利益を得る（または損失を回避する）可能性が高い場合。
- (b) ある投資者、ファンド、顧客または顧客グループの利益よりも別の投資者、ファンド、顧客または顧客グループの利益を優遇する金銭的その他の動機がある場合。

- (c) ファンドもしくはその投資者、もしくはある顧客に提供されるサービス/業務、またはファンド、顧客もしくは投資者に代わって行われた取引の結果について、ファンドがかかる結果について有するものとは異なる利害関係を有する場合。
- (d) 別のファンド、顧客またはファンド以外の顧客のために行う業務と同じ業務をファンドのために行う場合。
- (e) ファンドまたはその投資者以外の者から、かかるサービスの標準的な手数料または報酬以外に、金銭、商品またはサービスの形で報奨金を受領する場合。
- (f) A I F Mまたは投資顧問会社の一または複数を支配する受任者を選任する場合、および/またはかかる受任者がファンドへの投資者を自ら支配する場合。
- (g) 実施されたもしくはプライム・ブローカーに引き渡された取引またはプライム・ブローカーがファンドに提供したその他のサービスに関し、ファンドまたはその投資者の利益とは異なる商業的利益を有するプライム・ブローカーを選任する場合。

5【その他】

a. 定款の変更

管理会社の定款の変更、増資または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

b. 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。特に、管理会社が6か月以上業務を停止した場合、C S S Fは、2010年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

c. 出資の状況

該当事項はない。

d. 訴訟事件その他の重要事項

管理会社の親会社であるブラックロック・インクおよびその多数の子会社(以下、総称して「ブラックロック」という。)は、その時々において、通常の業務過程で生じる業務上の訴訟の対象となっている。過去の訴訟のいずれも、ブラックロックの業務に重大な影響を及ぼしたことはなく、また現在係属中の訴訟のいずれも、かかる重大な影響を及ぼすことはない見込みである。

上記を除いて、訴訟事件その他、管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

(BlackRock Asset Management Ireland Limited) (A I F M)

資本金の額

2025年12月末日現在、125,001スターリング・ポンド（約2,679万円）

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、2026年5月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝214.30円）による。以下、英ポンドの円貨表示はすべてこれによるものとする。

事業の内容

A I F Mは、非公開の株式会社であり、1995年1月19日にアイルランドにおいて設立された。A I F Mは、ブラックロック・インク（BlackRock, Inc.）の間接的な完全所有子会社である。

A I F Mの主たる活動は、ファンドのような集団投資スキームに対する資産運用業務および管理事務業務の提供である。

(2) ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ＵＫ）リミテッド

(BlackRock Investment Management (UK) Limited)（投資顧問会社および総販売会社）

資本金（株式資本）の額

2025年12月末日現在、94百万英ポンド（約201億4,420万円）

事業の内容

英国において、投資運用業を営んでいる。

(3) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店

(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)

（保管受託銀行および管理事務代行会社）

資本金の額

該当事項なし。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHの資本金の額は、2026年5月末日現在、3,848,628,851.45ユーロ（約7,145億3,643万円）である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年5月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.66円）による。以下、ユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

事業の内容

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、2009年10月8日にルクセンブルグの法律に基づき設立され、ルクセンブルグにおいて、あらゆる種類の銀行業務を行い、また金融サービスの提供およびその他の関連する業務を行っている。

(4) Ｊ．Ｐ．モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

(J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch)

（登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社）

資本金（株式資本）の額

該当事項なし。Ｊ．Ｐ．モルガン・エスイーの資本の額は、2026年3月末日現在、53,160百万米ドル（約8兆4,732億円）である。

事業の内容

Ｊ．Ｐ．モルガン・エスイーは、ドイツの法律に基づき設立され、フランクフルト地方裁判所の商業登記簿に登録された欧州会社（Societas Europaea）である。同社は、欧州中央銀行（ＥＣＢ）、ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, BaFin）およびドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行による直接的な健全性監督に服する金融機関である。

J．P．モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店は、ファンド事務代行会社を務めることについてC S S Fによる承認を受けている。

(5) ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l）（管理業務会社）

資本金の額

2025年12月末日現在、2,624千ユーロ（約4億8,717万円）

事業の内容

ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エルは、ルクセンブルグを所在地とするブラックロックの運営会社であり、オフショアまたはクロスボーダーのリテール向け商品（ルクセンブルグ、ケイマン諸島およびアイルランドで設定されたミューチュアル・ファンド）をサポートしている。同社の主要な取組みは、ファンド業務に関するプロジェクトおよび例外事項である。プロジェクトには、ファンドの変更、運用開始および終了ならびにファンドに関連するまたは影響するその他の事項（UCITS V等）が含まれ（ただし、これらに限定されない。）、例外事項には、通常の事業に対する例外事項またはその中断（価格の伝達に関する問題または誤謬等）が含まれる（ただし、これらに限定されない。）。同社は、包括的な管理調整業務を行っており、それには保管およびファンド会計等の第三者たる業務提供者に対するすべての委託活動が含まれる。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

（代行協会員および日本における販売会社）

資本金の額

2026年3月末日現在、405億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(7) マネックス証券株式会社（日本における販売会社）

資本金の額

2026年3月末日現在、13,195百万円

事業の内容

日本において金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

(1) ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

（BlackRock Asset Management Ireland Limited）（AIFM）

管理会社とのオルタナティブ投資運用契約に基づき、オルタナティブ投資運用業務を行う。

AIFMは、ファンドに関する組入証券の管理およびリスクの管理機能の執行に責任を負う。AIFMは、ファンドの資産の評価にも責任を負う。AIFMは、AIFMD規則に従って、アイルランド中央銀行より、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為する権限を付与されている。AIFMは、AIFMDに従って遂行するその業務の結果生じる可能性のある職業賠償責任リスクを、AIFMD規則により置き換えられたとおり、「自らの資産」を通じてカバーする。

AIFMは、各ポートフォリオに関して、関連する投資制限に従いファンドの投資方針を実行する責任を負う。

AIFMは、資産の組入証券の日々の運用を投資顧問会社に委任した。投資顧問会社は、各ポートフォリオの投資目的および投資方針に従って、常にAIFMの監督および指示の下に、各ポートフォリオの資産の投資を運用することについて、AIFMに責任を負う。

(2) ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド

（BlackRock Investment Management (UK) Limited）（投資顧問会社および総販売会社）

A I F Mとの投資顧問契約に基づき、投資運用業務および投資顧問業務を行う。

また、管理会社との販売契約に基づき、受益証券の販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務の提供ならびに販売会社の選任を行う。

総販売会社は、販売が行われる法域に適用ある法律に従うことを条件に、ファンドを直接販売する権限を有しており、また、ファンドの他の販売会社を任命する権限を有している。総販売会社は、第三者販売会社と再委託販売契約を締結することができる。総販売会社は、事務管理業務の一部を行わせるため、ブラックロック（チャンネル・アイランズ）リミテッド（BlackRock (Channel Islands) Limited）（以下「BCI」という。）を選任した。BCIは、1972年8月10日に無期限でジャージーにおいて設立された有限責任の会社である。

(3) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店

（State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch）

（保管受託銀行および管理事務代行会社）

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管受託業務、純資産価格の計算、会計帳簿の記帳および受益証券発行等、保管受託銀行および管理事務代行会社としての業務を行う。

保管受託銀行の業務には、特に以下が含まれる。

- （ ）ファンドのキャッシュ・フローが適切に監視され、また、ファンドの受益証券の申込みに伴い投資者によりまたは投資者に代わって行われたすべての支払が受領されたことを確保すること。
- （ ）ファンドの資産を保管すること。これには、(a) 保管受託銀行の帳簿に開設された金融商品口座に記録することができるすべての金融商品および保管受託銀行に物理的に交付することができるすべての金融商品を保管すること、および(b) その他の資産について、かかる資産の所有権を確認し、適宜、記録を保持することが含まれる（以下「保管機能」という。）。
- （ ）（関係する限りにおいて、）ファンドのために管理会社により実行されるファンドの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が、適用法および約款に従って行われることを確保すること。
- （ ）ファンドの受益証券の価格が、適用法および約款に従って計算されることを確保すること。
- （ ）適用法または約款に抵触しない限り、A I F Mの指示を実行すること。
- （ ）ファンドの資産に関する取引において、いかなる対価も、通常の期限内に送金されることを確保すること。
- （ ）ファンドの利益が、適用法および約款に従って充当されることを確保すること。

保管受託銀行のファンドに関連する業務および責任は、保管契約に詳細に定められている。保管受託銀行は、かかる業務および責任の履行を除き、直接間接を問わずファンドの業務内容、設立、支援または管理に関与せず、英文目論見書の作成についての責任を負わず、また一部の記載を除き、英文目論見書に記載されるいかなる情報についての責任も負わない。

保管受託銀行は、一部の資産に関して、その保管機能をステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに委託する契約を締結している。保管受託銀行の責任は、保管受託銀行が保管機能を第三者に委託したことによる影響を受けない。ただし、かかる責任が受託者に適法に移転された場合（かかる移転は、ファンドの受益者に通知される。）、またはA I F Mに定められた保管受託銀行の合理的な支配を超える外部要因に基づき金融商品の損失が生じた場合を除く。かかる責任が適法に移転されていない場合、保管受託銀行は、金融商品の損失についてファンドの資産により補償されない。

管理会社およびA I F Mは、保管受託銀行との合意により上述の保管契約を変更し、および/または、その裁量により、かかる保管受託業務を提供する代わりの業務提供者を任命する権利を留保する。

(4) J . P . モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

（ J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch ）

（登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社）

J . P . モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店は、管理会社との契約に基づき、ファンドの登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社として受益証券の発行、買戻しおよび乗換えならびに支払事務代行業務等を行う。

(5) ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（BlackRock Operations (Luxembourg) S.à r.l）（管理業務会社）

管理会社との業務契約に基づき、ファンドのために会社関係業務および管理調整業務を提供する。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

（代行協会員および日本における販売会社）

日本におけるポートフォリオに関する代行協会員業務、および日本におけるクラスA受益証券（米ドル建て）の募集について、ポートフォリオの日本における販売会社としての業務を行う。

(7) マネックス証券株式会社（日本における販売会社）

日本におけるクラスA受益証券（米ドル建て）の募集について、ポートフォリオの日本における販売会社としての業務を行う。

3【資本関係】

管理会社、A I F M、投資顧問会社兼総販売会社および管理業務会社の最終的な親会社は、ブラックロック・インクである。

第3【投資信託制度の概要】

定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	UCIに関する2002年12月20日法（改正済）
2007年法	SIFに関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	UCIに関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	AIFMに関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	RAIFに関する2016年7月23日法（改正済）
AIF	AIFMD第4条第1項(a)に規定するUCI（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資信託 (a) 多数の投資者の利益のため、定義された投資方針に従い投資することを目的として、多数の投資者から資金を調達し、かつ、 (b) UCITS指令第5条に基づく認可を必要としないもの ルクセンブルグにおいて、これは2013年法第1条第39項の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託を意味する。
AIFM	単数または複数のAIFの運用を通常の業務とする法人であるオルタナティブ投資信託運用者
AIFMD	AIFMに関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011/61/EU（改正済）
CESR	欧州証券規制当局委員会（2011年以降はESMAが継承）
CSRF	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体（2009年以降はEUが継承）
EEC	欧州経済共同体（1993年以降はECが継承）
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合
FCP	契約型投資信託
加盟国	EU加盟国または欧州経済地域を形成する協定の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルグの官報であるメモリアルA
パート ファンド	（UCITS指令をルクセンブルグ法とする）2010年法パートIに基づくUCITSのファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パートIIに基づくUCI
RAIF	リザーブド・オルタナティブ投資ファンド
RCS	ルクセンブルグ大公国の商業および会社登録機関
RESA	ルクセンブルグ大公国の中心的電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SIF	専門投資信託
ツールボックス法	（1）2004年法、（2）2007年法、（3）2010年法、（4）2013年法および（5）2016年法をそれぞれ改正する2023年7月21日法
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS指令	UCITSに関する法律・規則・行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/EC（改正済）

．ルクセンブルグの投資信託と分析

契約型投資信託は、1959年にルクセンブルグで始まり、2026年4月30日現在、合計1,070の規制UCI（UCITS、2010年法パートに基づくUCI、SIFおよびSICARを含む。）がFCPの形態で存在し、その純資産価額の合計は1兆463億33百万ユーロであった。

会社型投資信託は、1959年から1960年頃に始まり、その代表例として、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメント（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）がある。オープン・エンド型の仕組みを有する会社型投資信託は、1967年から1968年に始まった。その最初に設立されたファンドは、ユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2026年4月30日現在、1,733の規制UCIがSICAVの形態で、154の規制UCIがSICAR（*société d'investissement en capital à risque*）の形態で形成されており、その純資産価額は5兆3,616億51百万ユーロであった。

2026年4月30日現在、ルクセンブルグのファンドの運用純資産総額は、6兆4,361億97百万ユーロに達した。

上記の数値については、CSSFのウェブサイト上の最新の統計を参照のこと（<https://www.cssf.lu/fr/Document/principales-statistiques-concernant-les-opc-avril-2026>）。

・ルクセンブルグの投資信託の監督

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関により行われている。当初監督を行っていたのは、銀行・信用取引・証券発行を規制する1965年6月19日付大公令に基づき、その後は投資信託の監督に関する1972年12月22日付大公令に基づき管轄権を有する銀行監督官であった。

その後、監督当局の役割は、1983年5月20日法により、1998年4月22日法に基づきルクセンブルグ中央銀行（以下「BCL」という。）になったルクセンブルグ金融庁（以下「IML」という。）（同法第30条に基づき銀行監督官の後任となった。）に委託された。

1999年1月1日以降、監督権限は、BCLから分離され新設された公的機関である1998年12月23日法により創設されたCSSFにより行使されている。CSSFは、ルクセンブルグ証券取引所ならびに同取引所における証券の公募および上場の監督に関して証券取引所監督官に委託された監督権限とあわせて、銀行・金融部門において行っているその他の機関・UCIの監督に関してかつてBCLに委託されていたすべての監督権限を行使している。

．ルクセンブルグの投資信託制度の形態

1. 概要

1.1. 概略

1988年4月1日まで、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、UCIに関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の特定の規定に従って組成されていた。

（注）ルクセンブルグのファンドの制度は、現在のルクセンブルグのファンドの制度の概要の適切な部分に考慮されているEU法に特に基づいているが、とりわけ投資信託の範囲を超える部分については、必ずしもすべてのEU法の内容が現在のルクセンブルグのファンドの制度の概要に反映されているわけではない。

1.2. UCITS / UCI

1983年8月25日法は、UCITSに関する指令85 / 611 / EECの規定をルクセンブルグ法に取り入れ、ルクセンブルグの投資信託制度のその他の変更を取り入れたUCIに関する1988年3月30日法（改正済）（以下「1988年3月30日法」という。）に置き換えられた。

2002年法により、ルクセンブルグは指令85 / 611 / EECを改正する指令2001 / 107 / ECおよび指令2001 / 108 / ECを導入した。2002年法は2002年12月31日付メモリアルで公表され、2003年1月1日に施行された。

2002年法の経過規定によると、2002年法は、2004年2月13日まで効力を有していた1988年3月30日法に直ちに全面的に置き換えられたわけではなく、UCITSに適用される経過規定により2007年2月13日まで効力を有していた。

2010年法により、ルクセンブルグは預託機関の機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014 / 91 / EUにより改正されたUCITS指令を導入した（以下「UCITS V指令」という。）。

2010年法は、2010年12月24日付メモリアルで公表された。2010年法は、2011年1月1日に発効したが、2012年7月1日から2002年法を完全に置き換えた。

2010年法は、2013年7月15日付メモリアルで公表され、同日に発効した2013年法により改正された。同法は、預託機関の機能、報酬方針および制裁に関する欧州議会および理事会の2014年7月23日付指令2014 / 91 / EU（以下「UCITS V」という。）をルクセンブルグ法に導入した2016年5月10日法（2016年5月12日付メモリアルで公表、2016年6月1日発効）により改正された。

最近では、2010年法は（ ）越境販売に関する指令（EU）2019 / 1160を置き換える2021年7月21日法、（ ）2021年12月9日付メモリアル第845号で公表されたカバードボンドの発行に関する2021年12月8日付法および（ ）ツールボックス法により改正された。

さらに、2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の管理会社および2023年の予算案に関連する2022年12月23日法により、重要事項説明書の利用に関するUCITS指令を改正する欧州議会および理事会の2021年12月15日付指令（EU）2021 / 2261を置き換える2022年メモリアルA第82号で公表された2022年2月25日法により改正された。

2010年法は、ルクセンブルグの投資信託に関するツールボックスの改善と最新化を目的として、2023年7月24日付メモリアル第442号で公表されたツールボックス法の導入時に改正された。

（注）ツールボックス法は、フランス語で公表されている。2007年法、2010年法および2016年法に対する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

2010年法の最新の改正は、投資信託の流動性管理、規制上の報告および業務委託の監督を調和させることを目的として、指令（EU）2024 / 927（UCITS ）を置き換える2026年3月3日法（2026年メモリアルA第A115号で公表された。）により導入され、ルクセンブルグで置き換えられたものである。

1.3. SIF

証券が公衆に販売されないUCIに関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、機関投資家に限定されていたUCIを規制していたルクセンブルグ法の下で導入された。

2007年2月13日から、2007年法が1991年法を廃止し、1991年法に置き換わり、証券が公衆に販売されないUCIがSIFに置き換わった。

2007年法は、2013年法により改正された。改正された2007年法は、2013年7月15日付メモリアルで公表され、同日に発効した。さらに、2007年法は、2019年4月11日付メモリアル第238号で公表されたグレート・ブリテン連合王国および北アイルランドのEUからの離脱が起こった場合に金融部門に関して行われる措置についての2019年4月8日法およびツールボックス法により改正された。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性を有している。SIFは、いずれのプロモーターもCSSFによる承認を必要とされないことから明らかなとおり、健全性の監督が緩やかであるとともに、会社形態および投資規則の点でもより柔軟である。適格投資家には、機関投資家およびプロ投資家のみならず、洗練された個人投資家も含まれる。

1.4. RAIF

2016年法は、2013年法および2010年法の双方を改正し、AIFの新しい形態であるRAIFを導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内における認可されたAIFMにより運用されるものとし、その受益証券は「情報に精通した」投資家向けのものである。結果的に、RAIFは、CSSFの事前の認可も継続的に行われる（直接的な）健全性の監督のいずれも必要としない。RAIFは、CSSFの監督を必要とせずに、SIFおよびSICAR制度の法的・税務的特徴を組み合わせたものである。

さらに、2016年法は、2019年7月18日付メモリアル第514号で公表され、EUVECA、EUFEF、MMF、ELTIFおよびSTS証券化規則の適切な適用規則を定めた2019年7月16日法およびツールボックス法により改正された。

2. 2010年法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パートI UCTS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI（以下「パートIII」という。）
- パートIV 管理会社（以下「パートIV」という。）
- パートV UCTSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートV」という。）

上記から、2010年法は、パートIが適用されるUCTSとパートIIが適用される「その他のUCI」を別物として取り扱っている。パートII ファンドは、2013年法上のAIFとしての適格性を有しているが、その一方でUCTSは、2013年法の範囲からは除外されている。

2.1.2. EU加盟国内に登録され、パートII ファンドとしての適格性を有するすべてのファンドは、その投資口または受益証券を他の加盟国において自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、2010年法第3条に従い、パートII ファンドとみなされるものを以下のとおり規定している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に規定するその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資ファンドの資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項に規定するUCITSの定義に該当するものの、パートIファンドとしての適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部の地域において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売し得るUCITS
- 2010年法第5章によりパートIファンドに課される投資方針により、その投資方針および借入方針の観点から不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記の最後の条項に記載されているファンドの種類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88（2002年法に関連して発行されたものであるが、2010年法についても有効である。）により、以下のように定義されている。

- a) 譲渡性のある証券および/または2002年法第41条第1項（現在の2010年法第41条第1項）に規定するその他の流動性のある金融資産以外の資産にその純資産の20%以上の投資を許可する投資方針の投資信託
- b) その純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針の投資信託（ハイリスク・キャピタルへの投資とは、最近設立されたまたは成長途中の企業の証券への投資を意味するものとされる。）
- c) その純資産の25%以上の額に相当する投資目的での永久的な借入を許可する投資方針の投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」という。）
- d) その投資方針および借入方針により、1つのコンパートメントが2002年法パートI（現在は2010年法パートI）に該当しない複数のコンパートメントを有する投資信託

2.1.6. 2010年法は、とりわけUCITSの投資方針・規制に特別要件を規定しているが、法的に可能な投資信託の形態は、パートIファンドおよびパートIIファンドと同様である。

投資信託の形態は、以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（*fonds commun de placement*（FCP）、コモン・ファンド）
- 2) 投資法人（以下のいずれかに該当するもの）
 - SICAV
 - SICAF

上記の投資信託の形態は、2010年法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の特定の規定に従って形成されている。

監督は、現在CSSFにより行われている。

2.2. 各形態の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳しく記載されている特徴に加えて、2010年法の条文が要件を規定または大公規則もしくはCSSF規則による追加要件の導入の可能性を規定している。

（注）2026年6月現在、2010年法第174条（旧2002年法第129条）に記載されている申込税の適用条件および基準を決定する2003年4月14日付大公規則を除き、上記のような大公規則またはCSSF規則は成立していない。

2.2.1. 契約型投資信託（FCP）

この形態のファンドの構造は、FCP自体、管理会社および預託機関の3つの構成要素から成り立っている。

ファンドの概要

F C Pは法人格を有していないが、自身の投資により利益および残余財産の分配に平等に参加する権利を有する投資家の複合投資により構成されており、譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割不可能な集合体として2010年法第41条第1項に定義されている。F C Pは法人として形成されていないため、個々の投資家は投資主ではなく、その権利は投資家と管理会社の契約関係の定義に基づいた契約上のものであり、この関係は一般の契約法（具体的には、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条が含まれるが、これらに限らない。）および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、自身と管理会社との間に確立される契約関係に合意する。F C Pの約款（以下を参照のこと。）がかかる関係の基礎である。投資を行ったことで、投資家はF C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領する権利を有し、受益者と呼ばれる。

受益証券の発行の仕組みは、以下のとおりである。

- ファンドの受益証券は、約款に詳しく規定されるように、通常、発行日の純資産価格で継続的に発行される。
- 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式もしくは記名式の証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
- 受益証券は、いつでも買戻請求をすることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は、約款の規定に従う。

主な要件は、以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は、最低125万ユーロと定められている。この最低額はF C Pとしての認可取得後、U C I T Sの場合は6か月以内、パート ファンドの場合は12か月以内に達成されなければならない。この最低額は、C S S F規則により最大250万ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの管理および運用を約款の枠組みに従って執行する。U C I T Sは、2010年法第15章に従って管理会社により運用され、パート が適用される「その他のU C I」は、2010年法第16章に従って管理会社により運用される。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドについては少なくとも1か月に2回、パート が適用されるすべての「その他のU C I」については少なくとも1か月に1回は計算されなければならない。ただし、C S S Fは、計算頻度の低下が受益者の利益を害することがなく、適切で正当な申請により、パート が適用される「その他のU C I」に対しても計算頻度の低下を許可することができるという条件でU C I T Sが計算頻度を月1回に減らすことを認めることができる。
- 約款には、以下の特定の事項が規定される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pに対して請求することができる権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの事業年度の期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パート に基づくF C Pについては、管理会社は、状況的に必要であり、受益者の利益を考慮して停止が正当化された例外的な場合に、一時的に受益証券の買戻しを停止することができる。受益証

券の純資産価格の計算ならびに発行および買戻しの停止が概して受益者の利益になる場合、特にF C Pの活動および運営に関する法律、規則または契約の規定が遵守されていない場合、C S S Fはこれらの停止を命じることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C Pに適用される投資制限について、2010年法では、パート ファンドに該当するファンドに適用される制限と、その他のU C Iに適用される制限との明確な区別を定めている。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。主な規則および制限は以下のとおりである。

(1) U C I T Sは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えない範囲で投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。

(2) U C I T Sは、U C I T S指令に従い認可されたU C I T Sまたは同指令第1条第2項)に規定する範囲のその他のU C Iの受益証券に(所在国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のU C Iが、C S S FがE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたもので、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- 特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がU C I T S指令の要件と同等である場合、かかるその他のU C Iの受益者に対する保護水準が、U C I T Sの受益者に提供されるものと同等であること。
- かかるU C Iの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- (合計で)取得が予定されているU C I T Sまたはその他のU C Iの資産の10%超が、その設立文書に従い、その他のU C I T SまたはU C Iの受益証券に投資されないこと。

他のU C Iに関しては、2018年1月5日のC S S Fプレスリリース18/02で公表されているように、C S S FがU C I T Sにおいて適格な商品であるために遵守すべき追加の基準を定めている。したがって、そのような他のU C Iは、以下の要件を充足しなければならない。

() U C I T S指令第1条第2項(a)に従い、流動性の低い資産(商品、不動産等)への投資を禁止する。

() U C I T S指令第50条第1項(e)()に従い、U C I T S指令の要件と同等の、譲渡可能な証券および短期金融商品の資産分離、借入、貸付および空売りに関する規則に拘束されること。ただし、これらの制限を実務上単純に遵守するに止まるだけでは不十分である。

() U C I T S指令第50条第1項(e)()に従い、合計でU C Iの資産の10%以上を他のU C I T Sまたは他のU C Iの受益証券に投資することができないものとする制限を、ファンド規則または設立文書に含めること。ただし、これらの制限を実務上単純に遵守するに止まるだけでは不十分である。

(3) U C I T Sは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はE U法の規定と同等とC S S Fが判断する健全性規則に従っているものでなければならない。

(4) U C I T Sは、上記(1)に規定する規制市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「店頭デリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- U C I T S が投資することができる商品の裏付けとなるものは、（１）から（５）に規定する商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T S の設立文書に規定する投資目的に従い投資されなければならない。
- 店頭デリバティブ取引の相手方は、健全性監督に服し、C S S F が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- 店頭デリバティブは、信頼でき、かつ認証され得る日次ベースでの価格に従うものとし、随時、U C I T S の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

C S S F は、デリバティブ商品を利用するU C I T S に適用される条件および限度について、リスク管理ならびにリスク管理手順の内容および様式に関する2011年5月30日付C S S F 通達11 / 512（随時改正済）を発行している。C S S F 通達11 / 512は、特に2010年7月28日付および2011年4月14日付のC E S R / E S M A のガイドラインならびに2010年12月22日付C S S F 規則No.10 - 4 によって、リスク管理に関連する法的枠組みにもたらされた主な変更を定めている。C S S F 通達11 / 512は、高度なU C I T S とそうでないU C I T S との従前の区別と、それに伴うデリバティブ商品の利用における区別を克服するものである。管理会社は、全体的なエクスポージャーの適切な算出方法を選択するため、デリバティブ商品の取扱いを含め、投資方針および投資戦略に基づき、各U C I T S のリスク特性を評価する。

（５）U C I T S は、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記（１））に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記（１）に規定する規制市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- E U 法が規定する基準に従い健全性監督に服している発行体または少なくともE U 法が規定するのと同じ程度厳格であるとC S S F が判断する健全性規則に服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記３つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも1,000万ユーロの資本および準備金を有し、指令2013 / 34 / E U に従い年次財務書類を公表する会社または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

（６）U C I T S は、貴金属や貴金属を表章する証書を取得することができない。

（７）投資法人として組成されているU C I T S は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

（８）U C I T S は、2010年法第41条第2項第2段落に従って、付随的に流動資産を保有することができるほか、C S S F の管理上の慣行に従って現金同等物を保有することもできる。

（注）このような付随的流動資産の保有は、U C I T S の純資産の20%までに制限されている。20%の制限は、例外的に不利な市況のためにそのような状況が必要とされ、かつ、その違反が投資家の利益を考慮して正当化される場合には、厳格に必要なとされる期間に限り一時的に不遵守が許容される。

（９）（a）U C I T S は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク特性全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S はまた、店頭デリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければなら

ない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合には、これらの条件および限度は2010年法の規定に従う。

いかなる場合においても、これらの運用によりUCITSがその約款または目論見書に定められた投資目的から逸脱することがあってはならない。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、あり得る市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、下記(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、下記(10)に規定する投資上限額を総額で超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)、(12)および(13)に規定する上限額に関して合計する必要はない。

譲渡性のある証券またはデリバティブを内包する金融商品の場合、本項の要件への適合については、後者を勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対する店頭デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に規定する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、健全性監督に服する金融機関への預金および当該機関との店頭デリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に規定する個別の制限にかかわらず、UCITSは、その純資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、および/または
- 当該機関について行われた店頭デリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)第1文に規定する制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)第1文に規定する制限は、カバードボンドの発行およびカバードボンドの公的監督に関する2019年11月27日付指令(EU)2019/2162第3条第1項に定義されるカバードボンドおよびその登録事務所が加盟国内に所在する信用機関により2022年7月8日より前に発行され、法律によりその債券の2022年7月8日より前の所有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、2022年7月8日より前に発行された債券の発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に規定する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本項(10)(d)第1段落で言及されている債券のカテゴリーの一覧を、本項(10)に記載されている基準に適合する債券を発行するため、同項に記載されている法律および監督上の取決めに従って、承認されている銘柄のカテゴリーとともにESMAに送付する。

(e) 上記(c)および(d)に規定する譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に規定する40%の制限の計算に含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に規定する制限は、合計することができず、したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令2013/34/EUまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%までを投資することができる。

(11) 下記(15)に規定する制限に反することなく、(10)に規定する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分に分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その地方自治体、非加盟国または一もしくは複数の加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に規定する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、いずれか一の銘柄がその総額の30%を超えてはならない。

(b) (a)に規定するUCITSは、その設立文書において、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に規定するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に規定するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、2010年法第181条に規定する複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていないなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は、(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券にUCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こり得る結果について、明確に記載しなければならない。

(b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に規定するカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

(15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使し得るような議決権付株式を取得してはならない。

(b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

() 同一発行体の議決権のない株式の10%

() 同一発行体の債務証券の10%

() (2010年法第2条第2項の意味における) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%

() 一発行体の短期金融商品の10%

上記()、()および()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(c) 上記(a)および(b)は、以下については適用されない。

1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

3) 一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) 非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T S がその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がU C I T S による当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に規定する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が所在する国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T S は、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保にあたっては、新しく認可されたU C I T S には、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がU C I T S のコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法人であり、一のコンパートメントの資産が当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運営および清算に関連して請求権が発生している債権者のために排他的に留保されている場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に定めるリスク分散規則の適用上、別個の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはF C P のために行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T S は、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (注) 本項は、2010年法第50条(17)(a)の文言を反映している。なお、2010年法に関する改訂C S S F のF A Q は、C S S F がローンをU C I T S の適格投資対象とみなしていないことを明記している。
- (b) (a) にかかわらず、
- 1) 一時的な借入であれば資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合において、これらの借入金および(1)にいう借入金の合計は、いかなる場合においても、その資産の15%を超えてはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはF C P のために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a) は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、(2)、(4)および(5)に規定する譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはF C P のために行為する管理会社もしくは預託機関は、(2)、(4)および(5)に規定する譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) U C I T S のコンパートメントは、U C I T S またはそのようなU C I T S のコンパートメント(以下「マスター」という。)のフィーダーファンド(以下「フィーダー」という。)として機能することができ、それ自体はフィーダーファンドでもなければ、フィーダーファンドの受益証券を保有することもない。このような場合、フィーダーはその資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、資産の15%を超えて以下の一または複数の対象に投資することはできない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従った付随的流動資産
- 2010年法第41条第1項（g）ならびに第42条第2項および第3項の規定に基づき、ヘッジ目的でのみ使用することができる金融デリバティブ商品
- フィーダーが投資法人である場合、その事業に直接的に重要である動産および不動産

フィーダーに該当するUCITSのコンパートメントがマスターの受益証券に投資する場合、フィーダーはマスターから申込手数料、買戻手数料、後払販売手数料または転換手数料を請求されない。

コンパートメントがフィーダーに該当する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資によって支払うべきすべての報酬および費用の払戻しならびにフィーダーおよびマスター両方の手数料総額の説明が目論見書で開示されるものとする。UCITSは、フィーダーおよびマスター両方の手数料総額に関する明細をその年次報告書に含めるものとする。

UCITSのコンパートメントが他のUCITSのマスターファンドに該当する場合、フィーダーであるUCITSはマスターからフィーダーはマスターから申込手数料、買戻手数料、後払販売手数料または転換手数料を請求されない。

(21) UC Iのいずれのコンパートメントも、約款または設立文書および目論見書に定める条件に従う限りにおいて、以下の条件に基づき、同一のUC Iの一または複数のコンパートメント（以下「対象ファンド」という。）が発行する証券の引受け、取得および／または保有を行うことができる。

- 対象ファンドは、その見返りに対象ファンドが投資するコンパートメントに投資しないこと
- 他の対象ファンドの受益証券への投資が合計で対象ファンドの資産の10%を越えないこと
- 投資期間中、対象ファンドの譲渡性のある証券に係る議決権が停止されていること
- いかなる場合においても、これらの証券がUC Iによって保有されている限り、2010年法によって課された純資産の最低基準を検証する際に、その価値がUC Iの純資産の計算において考慮されないこと
- 対象ファンドに投資したUC Iのコンパートメントのレベルのものと、対象ファンドのレベルのものとの間で、運用手数料、申込手数料および／または償還手数料について重複がないこと

2010年法に加えて、以下の法的文書もUCITSの文脈において一般的に考慮されるべきである。

- UC Iのレベルにおける投資方針の違反その他の過誤によるNAVの計算の誤りがあった場合の投資家保護に関する2024年3月29日付CSSF通達24 / 856。
- 一定の定義の明確化に関する指令85 / 611 / EECおよびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007 / 16 / CEを、ルクセンブルグにおいて実施する2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「2008年大公規則」という。）
- 2008年大公規則を参照し、その条文を明確化する2008年2月19日に発行されたCSSF通達08 / 339（2008年11月26日付CSSF通達08 / 380により改正済）
- CSSF通達08 / 339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ2008年大公規則の規定に従って、特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するにあたり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。
- 特に証券貸付取引を構成するUCITSが（また、原則としてUCIについても）利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示す2008年6月4日に発行され、CSSF通達11 / 512（同通達もCSSF通達18 / 698により改正済）により改正されたCSSF通達08 / 356
- CSSF通達08 / 356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UCITS（UCI）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸付取引によってUCITS（UCI）のポートフォリオ運用業務、償還義務および

コーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達
は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- 2008年11月26日に発行したC S S F 08 / 380は、U C I T Sによる投資適格資産に関するC E S Rのガイドラインを規定し、C S S F 08 / 339を通じて欧州委員会が公表したU C I T Sによる投資適格資産に関するC E S Rの文書ガイドライン - 2007年3月、参照番号：C E S R / 07 - 044を取り消し、これに代わるものである。
- このC S S F 通達08 / 380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技法と手段に関連するU C I T Sによる投資対象資産に関するC E S Rの文書ガイドラインの唯一の修正に注意を促す。これは、指令85 / 611 / E E C 第21条の規定に従うという要件が、特に、U C I T Sがレボ取引または証券貸借を利用することを許可されている場合、U C I T Sの全体的なエクスポージャーを計算するために、これらの業務を考慮しなければならないことを意味するものであることを示している。
- 2011年7月1日付欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10 - 049（改定済）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関するU C I T S指令を実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 43 / E Uに代わる2010年12月24日付C S S F 規則No.10 - 04（2022年7月27日付C S S F 規則No.22 - 05により改正済）
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についてのU C I T S指令を実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 44 / E Uに代わる2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 05（改正済）
- C S S F 規則No.10 - 4の公表後のリスク管理における主な規制変更の提示ならびにE S M Aの明確化、リスク管理規則に関するC S S Fからの更なる明確化およびC S S Fに伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および形式の定義に関する2011年5月30日付C S S F 通達11 / 512。C S S F 通達11 / 512は、C S S F 通達18 / 698によって修正済である。
- 未発売コンパートメント、再始動待機コンパートメントおよび清算中コンパートメントに関する2012年7月9日付C S S F 通達12 / 540
- 集団投資のためのオープン・エンド型事業に重大な変更があった場合の投資家保護に関する2014年7月22日付C S S F 通達14 / 591
- 2014年9月30日に発行されたC S S F 通達14 / 592は、E T Fおよびその他のU C I T S銘柄に関する改定E S M Aガイドライン2014 / 937（C S S F 通達13 / 559を通じて実施されている、2012年に発行されたそれぞれのE S M Aガイドライン（E S M A / 2012 / 832）に代わる）に言及している。
- このC S S F 通達14 / 592は、主に指数連動型U C I T S、レバレッジU C I T S、逆レバレッジU C I T S、証券貸借、レボ取引およびリバースレボ取引などの担保を利用するU C I T Sに関するものである。この点においては、規則（E U）2015 / 2365も考慮に入れる必要がある。
- 欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S Rガイドライン（C E S R / 10 - 049）の見直しに関するE S M Aの見解に関する2014年12月2日付C S S F 通達14 / 598
- 税務情報の自動交換と税務問題におけるマネーロンダリング対策の進展に関する2015年3月27日付C S S F 通達15 / 609
- C S S Fに係る新たな月次報告に関する2015年12月3日付C S S F 通達15 / 627
- 休眠口座または無利用口座に関する2015年12月28日付C S S F 通達15 / 631
- U C Iに関連する2010年法のパート の対象となるU C I T S預託機関として行為する信用機関および、適切である場合には、その管理会社によって代表されるすべてのU C I T Sに適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F 通達16 / 644。C S S F 通達16 / 644は、2018年8月23日付C S S F 通達18 / 697によって改正済である。
- ルクセンブルグの法律に準拠した投資ファンド運用者の認可と組織に関する2018年8月23日付C S S F 通達18 / 698

- 2018年10月4日付証券（E S M A）および銀行（E B A）の各セクターにおける苦情処理に関するガイドラインの採用に関する2019年4月30日付C S S F 通達19 / 718
- 非A B C P証券化のS T S基準およびA B C P証券化のS T S基準に関するE B Aガイドラインの実施に関する2019年5月15日付C S S F 通達19 / 719
- オープン・エンド型U C Iの流動性リスク管理に関するI O S C O勧告に関する2019年12月20日付C S S F 通達19 / 733
- C O V I D - 19パンデミックにおける金融犯罪とA M L / C F Tの影響に関する2020年4月10日付C S S F 通達20 / 740
- 2004年11月12日付マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策に関する法律（改正済）と、租税犯罪を前提とするA M L / C F T法の一部条項の詳細を規定する2010年2月1日付大公規則の適用に関するC S S F 通達17 / 650を補完する、2020年7月3日付C S S F 通達20 / 744
- U C I T Sおよび特定の種類のA I Fにおける成果報酬に関するガイドラインに関する2020年12月18日付C S S F 通達20 / 764
- S F T R第4条および第12条に基づく報告に関するE S M Aガイドラインに関する2021年4月13日付C S S F 通達21 / 770
- M i F I D コンプライアンス機能要件の一部の点に関するE S M Aガイドライン（E S M A 35 - 36 - 1952）の採用に関する2021年7月30日付C S S F 通達21 / 779
- C S S FのA M L / C F T外部報告書の集団投資セクター・ガイドラインに関する2021年12月22日付C S S F 通達21 / 788
- 投資運用会社が毎年提出する自己評価質問票に関する実務上のルールに関する2021年12月22日付C S S F 通達21 / 789（C S S F 通達23 / 839により改正済）
- ルクセンブルグの企業が集団投資について毎年提出する自己評価質問票に関する実務ルールに関する2021年12月22日付C S S F 通達21 / 790
- 理事会規則（E U）2019 / 1156に基づく販売文書に関する欧州証券市場監督局のガイドライン（E S M A 34 - 45 - 1272）および集団投資事業の国境を越えた流通の促進に関する2019年6月20日付欧州議会のガイドラインの適用ならびに規則（E U）No 345 / 2013、規則（E U）No 346 / 2013および規則（E U）No 1286 / 2014（C B D F 規則）の改正に関する2022年1月31日付C S S F 通達22 / 795
- アウトソーシングの取決めにに関する改正E B Aガイドラインに関する2022年4月22日付C S S F 通達22 / 805
- アウトソーシングの取決めにに関するE B Aガイドライン（E B A / G L / 2019 / 02）の要件を実施する、アウトソーシングの取決めにに関する2022年4月22日付C S S F 通達22 / 806（C S S F 通達25 / 883により改正済）
- この通達の主な目的は、アウトソーシングの取決めにに関するE B Aガイドライン（E B A / G L / 2019 / 02）の要件を実施し、アウトソーシングの取決めにについて透明性があり、均質かつ調和のとれた国家的枠組みを定めることである。
- ルクセンブルグの企業が行う集団投資および投資運用会社による販売前および国境を越えた販売のための届出およびその取消しの手続に関する2022年5月12日付C S S F 通達22 / 810
- デューディリジェンスの強化および適切な場合には対抗措置が課されるリスクの高い法域（1）およびF A T Fの監視強化の対象となる法域（2）に関するF A T F 声明に関する2022年10月27日付C S S F 通達22 / 822。C S S F 通達22 / 822は、デューディリジェンスが強化され、適切な場合には対抗措置が課される高リスクの法域、およびF A T Fの監視強化の対象となる法域が列挙されている、2024年7月2日に公表された別表により完成される。
- C S S F への要請および報告のための通信手段に関する2023年5月16日付C S S F 通達23 / 833
- M i F I D 適合性要件の一部の点に関するE S M Aガイドラインに関する2023年5月16日付C S S F 通達23 / 835

- A I F Mへの報告義務に関する2023年11月2日付C S S F 通達23 / 844
- E M I R（欧州市場インフラ規制）に基づく報告に関する欧州証券市場監督局のガイドラインの適用に関する2023年12月1日付C S S F 通達23 / 846
- E S Gおよび／またはサステナビリティに関連する文言を使用したファンド名に関するE S M Aガイドラインを実施する、2024年10月21日付C S S F 通達24 / 863
- U C I 管理事務代行会社に関する2022年5月16日付C S S F 通達22 / 811を改正する2025年12月16日付C S S F 通達25 / 900
- S I F、S I C A Rおよびパート U C I に関する2025年12月19日付C S S F 通達25 / 901
- U C I T Sおよびオープン・エンド型A I Fの流動性管理ツール（L M T）に関するE S M Aガイドラインを実施する、2026年4月15日付C S S F 通達26 / 910
- U C I に関する1988年3月30日法に準拠するルクセンブルグの事業体に適用される規則の改正および改革に関する通達I M L 91 / 75の置き換えを実施する、2026年5月22日付C S S F 通達26 / 912

（注1）上記のC S S F 通達および2008年大公規則は、2010年法の下でも引き続き適用される。

（注2）法的行為でなくとも、2010年法に関するC S S FのF A Qは考慮されなければならない。2025年1月2日、C S S Fは、F A Qの更新版を公開し、前述のC S S F 通達24 / 856の発効後に修正を加えた。

（注3）法的行為でなくとも、2013年法に関するC S S FのF A Qは考慮されなければならない。2025年5月20日、C S S Fは、一部の定義を修正し、委任およびアウトソーシングの規則を明確化し、古い内容を削除するためにF A Qの更新版を公開した。

ルクセンブルグの運用会社およびS I C A Vは、上記の投資制限および制限の適切な実施に関連して、自らのポジションのリスクおよびポートフォリオ全体のリスク・プロファイルへの寄与度を随時監視および測定し、ならびに店頭デリバティブの価値の正確かつ独立した評価を行うことができるリスク管理プロセスを採用する。このようなリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発行されたC S S F 通達11 / 512（C S S F 通達18 / 698により改正済）に規定された要件に準拠しなければならない。同通達では、リスク管理の主な規制変更を示し、リスク管理ルールに関するC S S Fからのさらなる明確化を提供し、C S S Fに伝達されるべきリスク管理プロセスの内容と形式を定義している。この通達に従い、すべてのU C I T Sの目論見書には、遅くとも2011年12月31日時点で以下の情報を記載しなければならない。

- コミットメント手法、相対V a R手法または絶対V a R手法を区別した、全体的なエクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジの水準およびレバレッジの水準が上昇する可能性（V a R手法を用いるU C I T Sの場合）
- 相対V a R手法を用いるU C I T Sについては、参照ポートフォリオに関する情報

さらに、C S S F 通達14 / 592を通じて実施されたE T Fおよびその他のU C I T S 銘柄に関するE S M Aガイドライン2014 / 937の改訂版は、この文脈の中で考慮されるべきである。このガイドラインの目的は、指数連動型U C I T SおよびU C I T S E T Fに関して伝達すべき情報についての指針を定めるとともに、店頭金融デリバティブ取引を行う際にU C I T Sが採用すべき具体的なルールや効率的なポートフォリオ管理手法を定めることにより、投資家を保護することである。

B）パート ファンドに該当するF C Pに適用される投資制限について、2010年法パート にはU C Iの投資・借入ルールに関する規定はない。パート ファンドに該当しないF C Pに適用される制限は、C S S F 規則によって、2010年法第91条第1項に従い決定され得る。

（注）このC S S F 規則は、未発出である。

ただし、パート ファンドに適用される投資制限は、1991年1月21日のI M L 通達91 / 75（C S S F 通達05 / 177、18 / 697、21 / 790および22 / 811により改正済）および代替投資戦略を追求するU C Iに関するC S S F 通達02 / 80で規定されている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを運用する管理会社には、2010年法第15章が適用される。

パート ファンドのみを運用する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドに該当する F C P の運用は、ルクセンブルグに登録事務所を有する運用会社が行い、2010年法第16章または第15章のいずれかに定める条件を満たすものとする。

2.2.1.2.1. 2010年法第16章

同法第125条の1、第125条の2および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、2010年法第125条の1の適用を受ける管理会社と2010年法第125条の2による管理会社とを区別している。

（1）2010年法第125条の1の適用を受ける管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってホームページで閲覧可能な公式のリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前に C S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後にのみ実行可能である。

この（1）の認可を受けた管理会社は、2010年法第125条の2の適用を妨げることなく、以下の活動のみを行うことができる。

（a）A I F M D に規定する A I F 以外の投資ビークルの管理を確保すること

（b）A I F M D に規定する A I F に該当する一もしくは複数の契約型投資信託または A I F M D に規定する A I F に該当する一もしくは複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。この場合において、管理会社は、2010年法第88条の2第2項a)の規定により、該当する契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人を代理する外部 A I F M を選任しなければならない。

（c）運用資産が2013年法第3条第2項に規定する基準のいずれかを超えない一または複数の A I F の運用を確保すること。この場合、管理会社は、以下のことを行わなければならない。

- 管理下にある A I F を C S S F に対し明らかにすること
- 管理下にある A I F の投資戦略に関する情報を C S S F に提供すること
- C S S F がシステミック・リスクを効果的に監視できるようにするため、定期的に C S S F に対し、取引している主要な商品、管理下にある A I F の主要なエクスポージャーや最も重要な集中投資対象に関する情報を提供すること

上記の基準の条件が満たされなくなり、かつ2010年法第88条の2第2項（a）に規定する外部 A I F M を管理会社が選任していない場合、または管理会社が2013年法の適用を選択した場合、管理会社は、2013年法第2章に規定する手続に従って、30暦日以内に C S S F に認可を申請しなければならない。

いかなる状況においても、A I F M D に規定する A I F 以外の投資ビークルがそれらに関する特定のセクター法によって規制されている場合を除き、管理会社が、上記（b）または（c）に規定されたサービスを併せて行うことなく、上記（a）に規定するサービスのみを行う権限を与えられることはない。

管理会社の自己資産の管理は、補助的な性質のものに限定される。

管理会社は、U C I の運用以外の活動に従事してはならず、付随的な行為である自らの資産の運用のみ行うことができる。ただし、当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従う U C I でなければならない。

管理会社の中央管理事務所および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかを管理会社を代理して遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社は、C S S F に対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) かかる権限の付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) かかる委託が投資運用に関するものである場合、かかる権限の付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ健全性監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) かかる権限の付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが健全性監督の対象である国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c) または (d) の条件が満たされない場合、委託はC S S F の事前承認後にのみ有効となる。
- f) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本項(1) 第4項(b) にいう活動を行う(1) に該当する管理会社は、その活動をより効率的に行うために、管理会社が任命した外部A I F M自身が当該業務を行わない限りにおいて、その管理およびマーケティングの一または複数の機能を代行する権限を第三者に委任することができる。その場合、以下の前提条件を充足する必要がある。

- a) C S S F は、管理会社から適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) かかる委託によって管理会社に対する監督の実効性が妨げられてはならない。特に、管理会社が投資者の最善の利益のために行動すること、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が投資者の最善の利益のために運用されることを妨げてはならない。

C S S F は、以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。本条の規定の適用を受ける管理会社の自己資本は、125,000ユーロの基準または、該当する場合には、C S S F 規則が定める最低基準を下回ってはならない。ただし、下回る場合、C S S F は、その状況が正当であれば、管理会社がその状況を是正し、またはその活動を停止するための一定期間を認めることができる。

(注) 現在、かかる規則は存在しない。

- b) 上記a) に規定する自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる自己資本は、流動資産または短期間で現金への換金が容易に可能な資産に投資されなければならない、投機的ポジションを含んではならない。

- c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価およびその義務の遂行に必要な専門家としての経験を備えていることを証明しなければならない。これは以下の者に適用される。

() 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員ならびに、二層式取締役会の場合には、監査委員会の構成員および、管理会社を実質的に経営する者と異なる場合には、経営委員会の構成員

() その他の管理会社については、法律および設立関連書類により管理会社を代表する機関の構成員

- d) 管理会社の参照株主またはメンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。C S S F は、管理会社が株主に関して特に自らの資金に関する要件について、適用のある法律が課す健全

性要件を遵守しており、または遵守することを約するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

e) 申請書に管理会社の組織、ガバナンスおよび社内手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

認可の付与により、管理会社の経営陣、経営委員会および監査委員会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に規定する活動を中止する場合
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- e) 2010年法が定めるその他の認可の撤回事由に該当する場合

管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。

運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

2010年法第111条は、2010年法第125条の1の適用を受ける管理会社にも適用される。

(2) 2010年法第125条の2の適用を受ける管理会社

2010年法第125条の2の規定に基づき認可された管理会社であって、選任された管理会社として、2010年法第88条の2第2項(a)に規定する外部のA I F Mを選任せずにA I F M Dに規定する一または複数のA I Fの管理を行う者はまた、管理資産が2013年法第3条第2項に規定する基準の一を超える場合には、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F MとしてC S S Fから事前の認可を受けなければならない。

このような管理会社は、2013年法第5条第4項に規定する非中核的な活動に加え、同法別表 に規定する活動にのみ従事することができる。

管理会社は、その管理するA I Fについて、指定管理会社として、適用される範囲内で、2013年法に定めるすべての規則の適用を受ける。

2010年法第16章の規定に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2第17項および第18項を参照）。

2.2.1.2.2. 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存立する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

(1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法第15章の適用を受ける管理会社について、この法律が2010年法第15章に反しない限りにおいて適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってホームページで閲覧可能な公式のリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知す

る。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。

- (2) 管理会社は、U C I T S 指令に従い認可されるU C I T S の運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該指令に定められていないその他のU C I の運用であって、そのために管理会社が健全性監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、U C I T S 指令の下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T S の運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務（網羅的な一覧ではない。）を含む。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記（ 2 ）とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

（ a ）ポートフォリオが1993年法別表 のBに列挙されている商品の一つ以上を含む場合において、投資家の権限付与に従って顧客毎に行う投資ポートフォリオの一任運用（年金基金が保有するものも含む。）

（ b ）付随的業務としての、

- 1993年法別表 のBに掲げる一または複数の商品に関する投資顧問業務
- U C I の受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本項に基づき本段落に記載された業務のみの提供または（ a ）の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 上記（ 2 ）にかかわらず、A I F M D に規定するA I F のA I F M として任命され、第15章に従って認可されたルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年法第 2 章に基づくA I F のA I F M として、C S S F による事前の認可も取得しなければならない。管理会社がこの認可を申請する場合、かかる管理会社は、管理会社が（ 7 ）に基づく認可を申請する際に既にC S S F に提供した情報または文書が最新のものである場合に限り、当該情報または文書の提出を免除される。管理会社は、2013年法の別表 に記載されている活動および2010年法第101条に基づく認可の対象となるU C I T S の管理の追加的活動にのみ従事することができる。これらの管理会社は、A I F を管理する活動において、2013年法第 5 条第 4 項に規定する金融商品に関する注文の受付および伝達からなる非中核的サービスを提供することができる。本項（ 4 ）の意味におけるA I F のA I F M に選任された管理会社は、適用のある範囲内において、2013年法に定めるすべての規則の適用を受ける。

- (5) 1993年法第 1 条の 1、第37条の 1 および第37条の 3 は、管理会社による上記（ 3 ）の業務提供に準用される。

上記（ 3 ）（ a ）のサービスを提供する管理会社はさらに、投資会社および信用機関の自己資本充実に関する規則（ E U ） 575 / 2013 の規定ならびに信用機関の活動へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する2013年 6 月26日付欧州議会・理事会指令2013 / 36 / E U を実施するルクセンブルグの規制を遵守しなければならない。

- (6) 上記（ 2 ）および（ 3 ）の適用を受ける管理資産は、管理会社の債務超過の場合、その財産の一部を構成しない。かかる管理資産について、管理会社の債権者の請求権は及ばない。

- (7) C S S F は、以下の条件が満たされる場合に限り、管理会社に認可を与える。

（ a ）管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが2億5,000万ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち2億5,000万ユーロを超過した額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は、1,000万ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

（ ）管理会社が運用するF C P（管理会社が運用権限を委託した当該F C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
- () 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託した当該UCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資本は、規則（EU）575 / 2013第92条ないし第95条に規定する金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%までに限り追加することができる。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b)(5)(a)に規定する資金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資金は、流動資産または短期間で現金への換金が容易に可能な資産に投資されなければならない、投機的ポジションを含んではならない。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な評判を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の名称は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、ガバナンスおよび社内手続等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 中央管理事務所と登録事務所は、ともにルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の責任者は、十分に良好な評判を有し、そのUCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項に規定する意味において十分な経験を有する者でなければならない。
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に規定する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

認可の付与により、管理会社の経営陣、経営委員会および監査委員会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
 - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 認可が上記(3)(a)に規定する一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2013 / 36 / EUの実施の結果、1993年法に適合しなくなった場合
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (f) 2010年法が定めるその他の認可の撤回事由に該当する場合

- (12) 管理会社が（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動を国境をまたいで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S Fは、一定の適格参加持分を保有する管理会社の株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報および当該参加持分の額が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に定めるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

以下に該当する管理会社の認可については、関係する他の加盟国の権限のある当局と事前に協議するものとする。

- (a) 他の加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険機関の子会社
 - (b) 他の加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険機関の親会社の子会社
 - (c) 他の加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険機関を支配する者と同じ自然人または法人の支配を受けるもの
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人に関する変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第1100条の15に定める監査役制度は、2010年法第15章の適用を受ける管理会社には適用されない。
- (17) C S S Fは、承認された法定監査人の権限の範囲および管理会社の年次会計書類の監査報告の内容との関連を定義することができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載された会計情報の監査またはその他管理会社またはU C Iに関する法律上の業務を行うに当たり、知り得た事実または決定が以下のいずれかにあたるおそれがある場合には、速やかにC S S Fに報告しなければならない。
- 2010年法またはその施行規則に重大な違反を構成するもの
 - 管理会社またはその事業活動に資する事業の継続的な機能を損なうもの
 - 報告書の認証の拒否または報告書中の留保表明につながるもの

承認された法定監査人はまた、年次報告書に記載される会計情報の監査を行う際に、または管理会社との支配関係に起因する密接な関係を有するものもしくはその事業活動に寄与する事業と密接な関連を有する他の事業に関する法律事務を行う際に知り得た当該事業者に関する事実または意思決定であって、前項に掲げる基準に該当するものについて、同項の職務を遂行するに当たり、速やかにC S S Fに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、その職務を遂行するに当たり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が、管理会社の財務状況ならびに資産および負債を真正に記載したものではないことを知ったときは、直ちにC S S Fに通知する義務を負う。

承認された法定監査人はまた、C S S Fに対し、その職務の遂行に関連して、承認された法定監査人が知識を有しているか、または有すべき事項に関して要求される可能性のあるすべての情報または証明書を提供する義務を負う。

本項で言及された事実または意思決定を承認された法定監査人が誠実にC S S Fに開示することは、職業上の秘密の侵害または契約によって課された情報開示の制限の違反を構成せず、承認された法定監査人にはいかなる種類の責任も生じないものとする。

C S S Fは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および業務の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、該当する管理会社の費用負担で行われる。

B．ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記 (1) ないし (8) に規定する条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は、(7) (a) に規定する水準を下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間内にかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、当該管理会社が2010年法第1条に定める支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するかどうかにかかわらず、ホスト加盟国の当局に責任を負わせるU C I T S 指令の規定に影響を及ぼすことなく、C S S F の責任とする。

管理会社における保有株式の適格性については、1993年法第18条に定める投資会社に関する規則と同様の規則に従う。

2010年法の適用上、1993年法第18条における「会社 / 投資会社」は、「管理会社」と解釈するものとする。

(2) 管理会社が運用するU C I T S の性格に関し、またU C I T S の管理行為につき常に遵守すべき健全性規則の遂行にあたり、U C I T S 指令に従い、管理会社は、以下を義務付けられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、管理会社の従業員の個人取引または自己の勘定による投資のための金融商品の保有もしくは運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T S に係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T S の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T S またはU C I T S 間の利益の相反により害されるU C I T S または顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) 2.2.1.2.2. A . (3) (a) に規定するポートフォリオ一任運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T S の受益証券に投資してはならない。
- (3) の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する指令97 / 9 / E C を施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

a) 管理会社は、C S S F に上記を適切に報告しなければならない。C S S F は、U C I T S 所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

b) かかる権限の付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T S が運用されることを妨げてはならない。

c) かかる委託が投資運用に関するものである場合、かかる権限の付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ健全性監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

d) かかる権限の付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されていなければならない。

e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、預託機関または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

g) かかる権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

h) 委託される業務の性質を勘案し、業務の委託を受ける者は、当該業務を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した業務を列挙しなければならない。

管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に業務を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の業務の委託をすることはしないものとする。

(5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、行為規範を促進するために、常に以下を行う。

(a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

(b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

(c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。

(d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

2010年法第15章において言及する管理会社は、健全かつ有効なリスク管理と合致し、リスク管理を推進し、また、運用するUCITSのリスク特性、資金ルールまたは設立文書に整合しないリスク負担を推奨せず、UCITSの最善の利益に資するように行為するという管理会社の義務の遵守を損なわない報酬に関する方針および慣行を設定し、適用しなければならない。

報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量年金給付における固定部分および変動部分を含めるものとする。

報酬に関する方針および慣行は、上級経営陣、リスクテイカー、管理職ならびに上級経営陣およびリスクテイカーと同等の報酬階層に該当する報酬総額を受け、その業務上の行為が管理会社の、または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼす従業員等のカテゴリーの職員に適用されるものとする。

(6) 管理会社は、上記(5)の報酬方針の設定および適用に際し、その規模、内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性に応じて、適切な方法および範囲で、以下の原則を遵守するものとする。

(a) 報酬方針は、健全かつ有効なリスク管理と整合し、またそのようなリスク管理を推進するものであり、かつ、管理会社が運用するUCITSのリスク特性、規則または設立文書に整合しないリスク負担を推奨しない。

(b) 報酬方針は、管理会社、その運用するUCITSおよびその投資家の事業戦略、目標、価値観および利益に沿ったものであり、利益相反を回避するための措置が定められている。

(c) 管理会社の経営陣がその監督業務において報酬方針を採用し、かつ、経営陣が報酬方針の一般原則を採用し、かつ、少なくとも年1回これを見直し、その実施について責任を負い、監督する。本号に規定する業務は、管理会社において業務執行を行っておらず、かつ、リスク管理および報酬に関する専門知識を有する経営陣の構成員のみが行うものとする。

(d) 報酬方針の実施には、少なくとも年1回、経営陣がその監督業務において採用した報酬に関する方針および手続の遵守に関する中央による独立内部審査が行われる。

- (e) 管理業務に従事する従業員は、その管理する事業分野の業績にかかわらず、当該従業員の業務に関連する目的の達成に応じた報酬を受ける。
- (f) リスク管理およびコンプライアンス部門の上級役員の報酬は、報酬委員会が存在する場合には、報酬委員会が直接監督する。
- (g) 報酬が業績と連動している場合、報酬総額は、財務的基準および非財務的基準を考慮して、個人の業績を評価する際の個人および関連事業部門またはUCITSの業績に関する評価およびそれらのリスクに関する評価ならびに管理会社全体の業績を総合的に勘案する。
- (h) 業績の評価は、評価プロセスが管理会社の運用するUCITSの長期的な業績およびその投資リスクに基づくものであり、業績に連動した報酬の実際の支払がUCITSの投資家に推奨される保有期間にわたって行われるよう、当該期間に応じた複数年の枠組みにおいて設定される。
- (i) 変動報酬の保証は、例外的なものであり、職員の新規雇用の場合にのみ発生し、雇用初年度に限定される。
- (j) 報酬総額のうち固定部分と変動部分は適切にバランスがとれており、固定部分は、報酬総額の相当部分とし、変動報酬が支払われない場合を含め、変動部分を十分に柔軟性を有する方針で運用することができるようにする。
- (k) 契約の早期解除に関する支払は、長期的に達成された実績を反映し、不達成に対しては支払を行わないよう設計する。
- (l) 変動報酬または変動報酬プールの計算に使用される業績の測定には、現在および将来のすべての関連する種類のリスクを統合するための包括的な調整の仕組みが含まれる。
- (m) UCITSの法的構成およびその資金ルールまたはその設立文書に従い、変動報酬の大部分（少なくとも50%）は、当該UCITSの受益証券、同等な所有持分または株式関連証券もしくは本号で言及する証券のいずれかと同等の効力を有するインセンティブを伴う同等の非金銭証券により構成する。ただし、管理会社が運用するポートフォリオ全体に占めるUCITS運用の割合が50%未満である場合は、50%の下限は適用されない。本号で言及する証券には、管理会社、その運用するUCITSおよびその投資家の利益とインセンティブが合致するように設計された適切な保有方針が適用されるものとする。本号は、(n)に従って繰り延べられた変動報酬および繰り延べられていない変動報酬の両方に適用されるものとする。
- (n) 変動報酬の大部分（少なくとも40%）は、UCITSの投資家に推奨される保有期間に照らして適切であり、当該UCITSのリスクの性質に適した期間にわたって繰り延べられる。本号で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延制度に基づき支払われる報酬は、按分額を超えて付与されることはない。変動報酬が特に高額の場合には、その金額の少なくとも60%を繰り延べるものとする。
- (o) 繰延部分を含む変動報酬は、それが管理会社全体の財務状況に基づき持続可能であり、かつ、関係する事業部門、UCITSおよび個人の業績に応じて妥当と認められる場合に限り、支払われまたは付与される。変動報酬の総額は、管理会社または関係するUCITSの業績不振または低迷が発生した場合には、通常、現行の報酬および獲得済み金額の支払減額（マルスまたはクローバック制度によるものを含む。）の双方を考慮して、相当程度減額されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社およびその運用するUCITSの事業戦略、目的、価値観および長期的利益と整合している。従業員が定年退職前に管理会社を退職する場合、裁量的年金給付は、(m)に定める証券の形式により、管理会社が5年間保有する。従業員が定年に達した場合、裁量的年金給付は、(m)に定める証券の形式により、当該従業員に支払われるが、5年間の保有期間の適用を受けるものとする。
- (q) 職員は、報酬および負債関連保険の個人ヘッジ戦略を使用して、報酬制度に組み込まれたリスク調整効果を低下させないことを誓約しなければならない。
- (r) 変動報酬は、2010年法の要件を回避するようなピークルまたは方法によっては支払われない。

上記第6項に定める原則は、管理会社により支払われるあらゆる種類の利益、UCITS自体により直接支払われるあらゆる金銭（成功報酬を含む。）、ならびに上級経営陣、リスクテイク、管理職ならびに上級経営陣および責任者と同等の報酬階層に該当する報酬総額を受け、その業務上の活動がその運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼす従業員等のカテゴリーの職員の利益のために行われるUCITSの受益証券または投資口の譲渡に適用される。

自身の規模または運用するUCITSの規模、内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性において重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬の方針および慣行ならびにリスク管理のために設けられたインセンティブについて、有効な独立した判断を行うことができるように構成するものとする。必要に応じて、UCITS指令第14a条（4）において言及されるESMAガイドラインに従い設置される報酬委員会は、管理会社または関係するUCITSのリスクおよびリスク管理に影響を及ぼすものであって、経営機関がその監督業務において採用するものを含め、報酬に関する決定について責任を負うものとする。報酬委員会の委員長は、管理会社において業務執行を行っていない経営機関の構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、管理会社において業務執行を行っていない経営機関の構成員とする。経営機関における従業員代表が労働法に規定されている管理会社においては、報酬委員会には、1名以上の従業員代表を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を行うにあたっては、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公益を考慮しなければならない。

（7）管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

（8）管理会社は、1993年法第1条第1号に定める専属代理人を任命することができる。管理会社が専属代理人の任命を決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき認められる活動の範囲内で、1993年法第37条の8に基づき投資会社に適用されるものと同様の規則を遵守しなければならない。本項の適用上、1993年法第37条の8において「投資会社」とあるものは、「管理会社」と読み替える。

C．設立の権利および業務提供の自由

（1）UCITS指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで認可された活動を行うことができる。2010年法は、かかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記の支店設置または業務提供は、認可要件、資金提供要件または同等の効果を有するその他の措置の対象ではない。

ルクセンブルグで設立されたUCITSは、上記の範囲内で、UCITS指令第16条第3項の規定に従い、UCITS指令に基づき他の加盟国で認可された管理会社を自由に指定し、または当該管理会社による運用を受けることができる。

（2）2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、事業を行うことができる。2010年法は、かかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資信託運用会社の認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698に規定されている。CSSF通達18/698の目的は、AIFに関する法制上の進展を反映し、また、ルクセンブルグ法に基づき設立され、CSSF通達18/698の適用を受けるすべての投資信託運用会社（以下「IFM」という。）（すなわち、2010年法第15章の適用を受けるルクセンブルグ法上のすべての管理会社、2010年法第16章第125条の1または第125条の2の適用を受けるルクセンブルグ法上の管理会社、2010年法第17章の適用

を受ける I F M のルクセンブルグ支店、2010年法第27条に定める自己管理型投資法人（S I A G）、2013年法第2章に基づき認可された A I F M、2013年法第4条第1項（b）に定める内部管理型 A I F（F I A A G））について、認可を取得し維持するための条件を単一の通達に明記するために、2012年10月24日付 C S S F 通達12 / 546（その後の修正を含む。）を置き換えることである。C S S F 通達18 / 698は、I F M がルクセンブルグおよび / または外国に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。C S S F 通達18 / 698は、特に、株式保有構造、資本要件、経営機関、中央管理および内部統制制度、ならびに委任管理に関する規則等の一定の認可条件のさらなる明確化を目的としている。また、投資信託運用会社および名簿管理代理人の業務を行う事業者には適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策に関する具体的な規定も含まれる。

2.2.1.3. 預託機関

預託機能に係る U C I T S に関連する法律、規則および行政規定の調整に関する U C I T S 指令を改正する欧州議会および欧州理事会の指令を見込んで、C S S F は、2014年7月11日に、U C I T S の預託機関を務めるルクセンブルグの金融機関に適用される規定の明確化を目的とした C S S F 通達14 / 587（以下「通達14 / 587」という。）を公表した（注）。C S S F は、U C I T S の預託機能を管理するために、プリンシプル・ベース・アプローチではなく、より規範的で詳細な規則を制定した。通達14 / 587により、I M L 通達91 / 75第E章はU C I T S に適用されなくなったが、A I F M D に該当しないすべての投資信託には引き続き適用される。現在U C I T S の預託機関を務めているルクセンブルグの金融機関は、業務構造をC S S F の新要件に適應させなければならなかった。

（注）C S S F 通達14 / 587は、下記で詳述するとおりC S S F 通達16 / 644に置き換えられている。

2014年7月23日、欧州理事会は、U C I T S V 指令の最終案を正式に採択し、加盟国は、2016年3月18日までにこれを実施しなければならなかった。U C I T S V 指令は、U C I T S の預託機関の機能および責任を明確にし、過度のリスクを制限するためにU C I T S の管理会社の報酬方針に係る指標を提供し、国内規定の違反に関する行政制裁の下限を調整するものである。

U C I T S V のレベル2措置は、2016年10月13日を発効日として、2015年12月17日に公表された。

2016年5月10日、ルクセンブルグの立法機関は、2010年法およびA I F M 法を改正し、U C I T S V 指令をルクセンブルグ法に移管する法律を可決した。

2016年10月11日、C S S F は、U C I T S の預託機関を務めるルクセンブルグの金融機関ならびにすべてのルクセンブルグのU C I T S およびU C I T S のために行う管理会社に向けたC S S F 通達16 / 644を公表した。C S S F 通達16 / 644は、U C I T S V のレベル2措置と整合しない通達14 / 587の規定を撤回し、2010年法およびU C I T S V のレベル2措置に規定された預託規則に関して一部明確化するものである。特に、管理の連鎖に関する組織要件および特定の状況（U C I T S によるデリバティブ商品への投資、担保の受入れ等）について明示している。

2018年8月23日、C S S F は、2010年法パート の適用を受けない投資信託の預託機関および場合によってはその支店に適用される組織体制に関するC S S F 通達18 / 697を公表した。C S S F 通達18 / 697は、U C I T S の預託機関を務め、2010年法パート の適用を受ける（該当する場合には、管理会社が代理する）金融機関に適用されるC S S F 通達16 / 644ならびにU C I に関する1988年3月30日法の適用を受けるルクセンブルグの事業者には適用される規則の改正および改革に関する通達I M L 91 / 75（C S S F 通達05 / 177およびC S S F 通達18 / 697により改訂）を改訂するものである。I M L 通達91 / 75はその後、2026年5月22日付C S S F 通達26 / 912に置き換えられた。

C S S F により承認された約款に定められる預託機関は、約款および管理会社との間で締結する預託契約に従い、F C P を代理し、預託機関またはその指定する者がF C P の有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。

A）パート ファンドに該当するF C P について、預託機関は、以下の業務を行わなければならない。

- F C P のためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること

- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること

管理会社の所在加盟国がF C Pの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2および第19条、前項ならびにその他の預託機関に関連する法律、規則または行政規定に従いその業務を遂行するために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、F C Pのキャッシュ・フローに対する適切な監視を確保しなければならない。

預託機関は、預託機関自身または2010年法第18条第4項（a）に従い保管されている金融商品の保管を委託する第三者による消失について、F C PおよびF C Pの受益者に対して責任を負う。

保管された金融商品が消失した場合、預託機関は、同一種類の金融商品またはそれに相当する金額を不当に遅滞することなくF C Pを代理する管理会社に返還しなければならない。預託機関は、消失が自己の合理的な支配を超える外的事象により発生し、その結果についてこれに対するあらゆる合理的な努力を行ったとしても回避することができなかつたであろうことを証明することができた場合には責任を負わない。

また、預託機関は、過失または故意による2010年法上の義務の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、いかなる委託による影響も受けない。

上記の責任を排除または制限する合意は、一切無効とする。

F C Pの受益者に対する預託機関の責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及するものとする。ただし、これにより、二重の救済または受益者の不平等な扱いが生じないものとする。

U C I T S V指令がルクセンブルグ法に組み込まれたことにより、預託機関の役割および責任がより正確に定められた。かかる法律では、預託契約に含めなければならない契約条項を規定している。これらはとりわけ、（ ）一般的な預託義務、（ ）保管、（ ）デューディリジェンス、（ ）破産保護、（ ）独立性に関連するものである。また、S I C A Vは、事前に定めた客観的な基準に基づき、預託機関を選定および任命し、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみを満たすための意思決定プロセスを整備することが求められる。預託機関は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、ルクセンブルグにおける外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの預託機関である場合、その登録事務所は他の加盟国に置かなければならない。預託機関は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務執行者は、十分に良好な評価を有し、関係するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、業務執行者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。

「業務執行者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表する者またはその活動の実施を実質的に決定する者をいう。

預託機関は、その義務の履行において取得した情報であって、C S S FがF C Pによる2010年法の遵守を監視するために必要なすべての情報を、請求に応じてC S S Fに提供しなければならない。

C S S Fは、2016年10月11日、U C I T Sの預託機関を務めるルクセンブルグの金融機関に適用される規定の明確化を目的としたC S S F通知16 / 644を公表した。C S S Fは、U C I T Sの預託業務を管理するために、原則に基づくアプローチではなく、より規範的で詳細な規則を制定した。

C S S F通達16 / 644は、上記のとおりC S S F通達18 / 697によって改訂されている。

B) パート ファンドに該当するF C Pの場合

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mが運用するF C Pと、そのA I F Mが2013年法第3条に定める例外に依拠するF C Pを区別している。

F C P（パート ファンド）に関して、U C I の資産は、2010年法第88条の3の規定に従い、単一の預託機関に委託し、保管しなければならない。

U C I T S 預託機関制度は、パート ファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日に官報（メモリアル）に公表され、2018年3月5日に施行された2018年2月27日法の採択をもって、U C I T S 預託機関制度の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に（も）販売されるパート ファンドの預託機関に限定されるものとなるが、その他すべてのパート ファンドの預託機関には、（2016年5月の2010年法改正前と同様に）A I F M 預託機関制度が適用されるものとする。

2.2.1.4. 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C P の管理会社は、他の会社と投資運用契約または投資顧問契約を締結し、当該契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による投資運用会社の中核的業務の委託は、上記の2.2.1.2.2. B.（4）に定められた条件に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C P の受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

F C P の現行の目論見書には、販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（*sociétés anonymes*）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は、以下のとおりである。

- この形態により設立された投資法人のすべての投資口は額面価格を同額とし、投資口を保有する投資主には、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主総会における1口につき1個の議決権が付与される。また、1915年法は、公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行することができることも規定している。
- 資本金は、設立時に出資される一定額に設定される。取締役会は、投資主が承認し、規約に規定する金額まで資本金を増額することができる。増資は、取締役会が投資主から承認を受けた範囲内で決定するときは、その決定するところに従い、一括での出資または一部の随時発行とすることができ、これは規約に記録される。通常、かかる発行は額面価額にプレミアムを加えた金額により実行され、その総額は、その時点で有効な純資産価額を下回らないものとし、投資主総会による最初の承認が公表されてから5年以内に発行されない資本については、投資主の承認の更新が必要となる。投資主は、優先引受権を有しており、かかる権利は、上記承認の更新毎に行う特定の議決により放棄することができる。

ただし、上記の特徴すべてが2010年法の対象となるすべての会社型投資信託に適用されるわけではない。事実、固定資本を有する投資法人には適用されるが、以下に記載のとおり、変動資本を有する投資会社には完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人

2010年法に従い、S I C A V の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A V は、投資主の利益を図るため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款または社会契約を有する公開有限責任会社（*société anonyme*）、有限責任組合法人（*société en*

commandite par actions）、有限責任組合（*société en commandite simple*）、特別有限責任組合（*société en commandite spéciale*）、非公開有限責任会社（*société à responsabilité limitée*）または協同組合法人（*société cooperative organisée sous forme de société anonyme*）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって適用除外されない限度で適用される。

S I C A Vの規約およびその改訂は、フランス語、ドイツ語または英語（立会人が決定する。）により作成された特別公正証書に記録される。当該証書が英語で作成されている場合は、共和歴11年ブレイアール24日法の規定にかかわらず、当該証書の登録機関への提出に際し、公用語への翻訳文を当該証書に添付する要件は適用されない。当該要件は、S I C A Vの投資主総会議事録やS I C A Vに関する合併提案を記録した公正証書等、公正証書の形式により記録しなければならない他の証書には適用されない。

1915年法の一部修正により、公開有限責任会社（*société anonyme*）、有限責任組合法人（*société en commandite par actions*）または協同組合法人（*société cooperative organisée sous forme de société anonyme*）のいずれかの形態をとるS I C A Vは、年次財務書類ならびに独立監査人の報告書、運用報告書および該当する場合は監査委員会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録投資主に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資主に提供する場所および実務上の取決めを規定するものとし、各投資主が年次財務書類ならびに独立監査人の報告書、運用報告書および該当する場合は監査委員会の見解の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

投資主総会の招集通知には、総会の定足数および過半数が、総会5日前（以下「基準日」という。）の午後12時（ルクセンブルグ時間）における発行済投資口に基づき決定される旨を規定することができる。投資主が投資主総会に出席し、自己の投資口に係る議決権を行使する権利は、基準日において当該投資主が保有する投資口に依拠して決定される。

S I C A Vは、次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定する発行日または買戻日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行投資口は、無額面で全額払い込まなければならない。資本は、投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動により自動的に変更される。投資口を新規発行する場合、既存投資主は、規約に明示的に規定する場合を除き、優先引受権を主張することはできない。

2010年法は一定の要件を定めており、そのうち最も重要な要件は、以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は、認可時において30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含むすべてのS I C A Vの資本金は、UCITSの場合は認可後6か月以内、パート ファンドの場合は認可後12か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げられる可能性がある（注）本書の日付現在、そのようなCSSF規則は発表されていない。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更については、CSSFに届出を行うことを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中に反対の規定がない場合、S I C A Vは、いつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める場合、その範囲において、S I C A Vは、投資主の請求に応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はCSSF規則により定めることができる（最高限度率が定められていないため、CSSFは、当該費用および手数料が妥当か否かについて、慣例に基づき判断することができる。）。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に発行価格純額相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。

- 規約は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を規定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を規定する。投資口の発行および買戻しは、（ i ） S I C A Vが預託機関を有していない期間中、または（ ） 預託機関が清算手続に入るか、破産宣告を受けるか、債権者との調整、支払停止もしくは管理運営を目指しているか、もしくは同様の手続の対象となった場合、禁止される。
- 規約は、発行価格および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。 ）。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの投資口は、全額払い込まなければならない。投資口には、その価額を記載しないものとする。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

近年、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによる当該ファンドの投資口の買戻しは通常、純資産価額の計算の停止を条件として、募集目論見書に記載され、規約に定める方法に従い、手数料の有無にかかわらず、純資産価額により実行される。

ファンドが買戻し、保有する投資口には議決権がなく、ファンドの配当その他の分配金または清算金を受けることもできない。しかしながら、当該投資口は、有効に存続しており、再度販売することができる。

オープン・エンド型の会社型投資法人では、投資主の議決による増資の承認に応じて、取締役会が定期的に投資口を発行することができる。投資口の発行は、ファンドの投資口の募集終了から1か月以内、または遅くとも当該投資口の募集開始から3か月以内に、取締役会またはその代理人がルクセンブルグの公証人の前で申述しなければならない、その後1か月以内に、R E S Aでの公告のために地方裁判所長官に届け出なければならない。

（注）S I C A Vの資本金の変更の公表を義務付ける要件は存在しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1に定める契約型投資信託に関する投資制限は、会社型投資信託にも概ね同程度適用される。

2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。預託機関の責任は、保管している資産の全部または一部を第三者に委託したことによる影響を受けないものとする。預託機関は、ルクセンブルグ法に従い、投資法人および投資主に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、投資法人または投資主が被った損失につき責任を負う。

預託機関は、以下の業務を行わなければならない。

- 投資信託によりまたは投資信託のために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること
- S I C A Vの投資口の価額が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること

- 法律または規約に抵触しない限り、S I C A Vまたはこれを代理する管理会社の指示を執行すること
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること
- S I C A Vの収益が規約に従って使用されるようにすること

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社の所在加盟国がS I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項、ならびにその他預託機関に関連する法律、規則または行政規定に従いその業務を遂行するために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、S I C A Vのキャッシュ・フローに対する適切な監視を確保しなければならない。

S I C A Vの投資主に対する預託機関の責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及するものとする。ただし、これにより、二重の救済または受益者の不平等な扱いが生じないものとする。

預託機関は、預託機関自身または2010年法第34条第3項（a）に従い保管されている金融商品の保管を委託する第三者による消失について、S I C A Vおよびその投資主に対して責任を負う。

保管された金融商品が消失した場合、預託機関は、同一種類の金融商品またはそれに相当する金額を不当に遅滞することなくS I C A Vを代理する管理会社に返還しなければならない。預託機関は、消失が自己の合理的な支配を超える外的事象により発生し、その結果についてこれに対するあらゆる合理的な努力を行ったとしても回避することができなかつたであろうことを証明することができ場合には責任を負わない。

また、預託機関は、過失または故意による2010年法に基づく義務の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を排除または制限する合意は、一切無効とする。

上記の預託機関の責任は、いかなる委託による影響も受けない。

U C I T S V指令がルクセンブルグ法に組み込まれたことにより、預託機関の役割および責任がより正確に定められた。かかる法律では、保管委託契約に含めなければならない契約条項を規定している。これらはとりわけ、（ ）一般的な預託義務、（ ）保管、（ ）デューディリジェンス、（ ）破産保護、（ ）独立性に関連するものである。また、S I C A Vは、事前に定めた客観的な基準に基づき、預託機関を選定および任命し、S I C A Vおよびその投資家の利益のみを満たすための意思決定プロセスを整備することが求められる。

2013年法第2章（2010年法第95条を参照）に基づき認可されたA I F Mが運用するS I C A Vについては、特別規定が適用される。

預託機関は、預託機関としての業務の遂行において、投資主の利益のみのために行うしなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託に関する追加要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

（1）S I C A VがU C I T S指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続等を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務執行者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの

条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

認可の付与により、S I C A Vの経営陣、経営委員会および監査委員会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が定めるその他の認可の撤回事由に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.1.A)(21)に定める規定は、U C I T S指令に従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) U C I T S指令に従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、ルクセンブルグ法の適用を受ける投資信託運用会社の認可および組織に関する2018年8月23日付けC S S F通達18/698に規定する適用ある健全性規則を常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該事業の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること、特に、少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に基づき再構成が可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加的な法律上の規定

1983年以前には投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託に対する規制権限を付与する法律に基づいていた。これらの大公規則は、法的効力を有していた。また、政府および銀行監督官による決定により、既存の法律を先進的に解釈し、開示、財務報告および事業管理に関する制限および行政規則を設定した。

大公規則および政府の決定は、投資信託に関する準拠法として認められるべきものであった。

この状況は、集団投資事業に関する1983年8月25日法が施行されて以降変化があり、同法は集団投資事業に関する1988年3月30日法により置き換えられた。2003年1月1日、集団投資事業に関する2002年法が施行され、2007年2月13日に1988年3月30日法と完全に置き換えられた。

集団投資事業に関する2010年法は、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日から2002年法と完全に置き換えられた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（FCPおよび/または非自己管理型SICAVの）管理会社および（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（*société anonyme*）の形態をとるかにかかわらず投資法人（および会社型投資信託の子会社としての買戻子会社（もしあれば））に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第420条の1）

最低1名の株主が存在すること。公開有限責任会社の資本金の最低額は、3万ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ☐ 署名したまたは署名者が代理した自然人または法人の身元
- ☐ 会社の形態および名称
- ☐ 登録事務所の所在地
- ☐ 会社の目的
- ☐ 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- ☐ 当初払込済みの発行済資本の額
- ☐ 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- ☐ 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- ☐ 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、出資者の氏名、ならびに監査人の報告書の結論

（注）1915年法によれば、現物出資は、通常、特別監査人報告書に記載され、その結果は、設立証書または増資証書とともに公表される。

- ☐ 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- ☒ 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびこれに付帯する権利に関する記載
- ☒ 取締役および監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- ☒ 会社の存続期間
- ☒ 会社が負担するまたは会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- ☒ 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- ☐ 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420条の19第2項および第420条の23第2項）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込みおよび会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

2010年法は、契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定ならびにルクセンブルグにおける投資信託の登録に関する要件を定めている。

2.3.1.2.1. 設立に関する要件

特別な要件は、上記に定める株式の全額払込みに関するものである。

2.3.1.2.2. 規約に記載すべき事項

この点に関する主要な要件は、上記2.3.1.1.2.に定めている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

i. 次の投資信託は、ルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第2条および第87条の適用対象となるルクセンブルグの投資信託
- 加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U加盟国で設立・設定されたU C I T Sではない投資信託。その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けることを要する。

2013年法第58条第5項に従い、外国法A I Fの受益証券または投資口のルクセンブルグにおけるプロ投資家に対する販売については、2013年法第6章および第7章の規定を遵守してルクセンブルグにおいて設立されたA I F Mにより行われる場合、またはA I F M Dの第 章および第 章の規定に従ってその他の加盟国もしくは第三国において設立されたA I F Mにより行われる場合には、認可要件が免除される。

・ 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は、認可を意味する。2010年法第2条および第87条に規定するU C Iについては、リストへの登録申請は、その設立または組成から1か月以内にC S S Fに提出しなければならない。

・ ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（*tribunal administratif*）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。かかる申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（*fonds d'investissement*）の定義である「すべての投資信託、すべての投資法人ならびにその目的を有価証券その他の流通証券もしくは非流通証券および当該証券を表章するもしくはそれらを取得する権利を付与するすべての証書の公募または私募により一般大衆から受領した預金の集合投資とするという点で類似するその他の事業体（法的な形式を問わない。）」（1991年1月21日付I M L通達91 / 75に定める一定の基準により適格とされている。）は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条に実質的に含まれている。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日付大公規則は銀行監督官の職を創設したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁（*Institut Monétaire Luxembourgeois*）（I M L）により置き換えられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限はC S S Fに移管された。

2010年法の対象となる投資信託に対するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資家に提供すべき情報に関して、投資法人（またはF C Pの場合、管理会社）の義務を定めている。

そのため、投資法人（またはF C Pの場合、管理会社）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない。監査済み年次報告書および監査済みまたは未監査半期報告書は、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。パート ファンドについては、年次報告書の公表期限は4か月から6か月に延長され、半期報告書の公表期限は3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パート ファンドに関して、投資法人（またはF C Pの場合、管理会社）は、投資家に対する主要投資家情報（以下「K I I」という。）を記載した書面を（ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語により）作成しなければならない（2010年法第159条参照）。

K I Iには、U C I T Sの基本的な特徴に関する適切な情報を含めなければならない、投資家が募集されている投資商品の性質およびリスクを合理的に理解することができ、その結果、提供された情報に基づいた投資決定を行うことができるように投資家に提供されなければならない。

K I Iは、U C I T Sについて、以下の重要な要素に関する情報を提供するものとする。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の概要
- (c) 過去のパフォーマンスの表示または該当する場合はパフォーマンス・シナリオ
- (d) 費用および関連手数料
- (e) U C I T Sへの投資に伴うリスクに関する適切な指針および警告を含む投資のリスク/リターン特性

上記の重要な要素は、投資家が他の文書を参照することなく理解できるものでなければならない。

K I Iは、提案された投資に関する追加情報の取得場所および方法（目論見書、年次報告書および半期報告書を請求によりいつでも無償で取得できる場所および方法、ならびにこれらの情報の利用可能言語を含むが、これらに限定されない。）を明示するものとする。

K I Iは、簡潔かつ専門的でない用語により記載するものとする。K I Iは、共通の様式により、比較可能な内容で作成され、小口投資家にも理解しやすいように表示される。

ただし、投資法人または管理会社が、その運用する各コモン・ファンドのために、パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品（P R I I P）向け主要情報文書に関する2014年12月26日付欧州議会および欧州理事会の規則（E U）1286 / 2014（規則（E U）1286 / 2014）に規定する主要情報文書に関する要件に従った主要情報文書の作成、提供、修正および翻訳を行う場合、C S S Fは、当該主要情報文書が2010年法第55条および第159条ないし第163条に定める主要投資家情報に適用される要件を満たしているとみなす（2010年法第163条の1参照）。

投資法人または管理会社が、その運用する各ファンドのために、規則（E U）1286 / 2014に規定する主要情報文書に関する要件に従った主要情報文書の作成、提供、修正および翻訳を行う場合、C S S Fは、当該投資法人または管理会社に対して、2010年法第55条および第159条ないし第163条に基づき主要投資家情報の作成を要求しない。

K I Iは、U C I T Sが2010年法第54条に従い受益証券の販売を届け出たすべての加盟国において、翻訳を除き、変更または補足されることなく使用されるものとする。

2010年法第21章は、さらに以下の義務（2010年法第155条および第156条）を定めている。

- U C Iは、その目論見書およびそれらの変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。年次報告書および半期報告書は、それぞれ4か月および2か月以内にC S S Fに送付されなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより交付することができる。書面による目論見書は、いかなる場合においても、請求により投資家に無償で提供される。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、UCITSの目論見書およびKIIに記載された方法により入手できる。書面による年次報告書および半期報告書は、いかなる場合においても、請求により投資家に無償で提供される。

当該EU規則は、小口投資家向けの投資商品の開示に関する統一規則を定めており、小口投資家がリテール投資商品の主要な特徴およびリスクを理解し、異なる商品の特徴を比較できるようにすることを目的としている。KIIの作成義務は、PRIIP（投資信託を含む。）が小口投資家に提供される場合に適用される。

UCITSはPRIIPの定義に該当する投資信託であるが、EU規則は、UCITSの提供者に対し、施行から5年間の移行期間を認めており、移行期間中はその規定を免除される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

（i）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。パート ファンドは、この条件のほか、2013年法第3条に定める適用例外を前提として、2010年法第88条の2第2項（a）に基づき任命されたその外部AIFMが、過去に同条に基づき認可されたことがある場合に限り、認可されるものとする。パート ファンドであって2010年法第88条の2第2項（b）に規定する自家運用されるものは、2010年法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、2013年法第3条に定める適用例外を前提として、2010年法第88条の2第2項（b）に基づく認可を受けなければならない。

（ ）外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177（2002年法の制度に基づき発出されたが、2010年法に関しても適用される。）によれば、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服さない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成してはならず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどしてルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載しなければならない。

（ ）目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法別表Aに規定する情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合は、この限りではない。

（ ）誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、毎年事業年度の貸借対照表および損益計算書を株主に提供し、当該貸借対照表および損益計算書がR C Sに提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に規定する財務情報について、承認された法定監査人（*réviseur d'entreprises agréé*）（以下「R E A」ということがある。）による監査を受けなければならない旨を規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。監査人は、C S S Fに対して、監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

承認された法定監査人（*réviseur d'entreprises agréé*）（R E A）に対し、各U C Iについて毎年、いわゆる「長文式報告書」を作成するよう義務づけたC S S F通達02 / 81は、C S S F通達21 / 790により廃止された。C S S F通達21 / 790は、一方でU C Iが毎年記入する自己評価質問票を導入し、R E AがU C Iの年次報告書に含まれる会計データの法定監査に関連して修正監査意見を発行する場合に、U C IがC S S Fに任意で送信する情報について詳述する。他方、同通達は、U C Iの法定監査におけるR E Aの役割と関与について幅広く詳述する。同通達はさらに、マネジメントレターに適用される具体的な規制の枠組みを定め、また別個の報告書も導入する。いずれの文書も、U C IのR E Aが毎年作成する必要がある。別個の報告書には、U C Iの自己評価質問票に関して、C S S FがR E Aに対して実行することを求める手続が含まれている。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、投資信託は年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。また、投資信託は、請求に応じてこれらの文書を管理会社の所在加盟国の管轄当局に提供しなければならない。

I M L通達97 / 136（C S S F通達08 / 348により改正済）およびC S S F通達15 / 627（C S S F通達25 / 871により改正済）に従い、2002年法（現在は2010年法）に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は、月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。また、2015年12月3日、C S S Fは、C S S Fに対する新たな月次報告（U 1 . 1報告）に関する通達15 / 627を発出した。

（ ）違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者は、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または一定の場合には罰金刑に処される。

2.3.2. マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策に関する法規制

2.3.2.1. 2004年11月12日法（以下「A M L / C T F法」という。）およびC S S F規則第12 - 02号

C S S Fは、その法的目標の枠組みにおいて、その監督、認可または登録の対象となるすべての者にA M L / C T Fに関する職務上の義務を遵守させる責任を負う。

C S S Fは、その責務を遂行するために、A M L / C T F法および規則第12 - 02号に規定するすべての監督権限および調査権限を有している。例えば、C S S Fは、必要とみなす文書を閲覧し、その写しを取得することができる。また、特にその監督の対象となる者を召喚し、または現地調査を行うことにより、かかる者に対して情報を要求することもできる。

C S S FによるA M L / C T F監督の対象となる者がA M L / C T Fに関する規定を遵守しない場合、C S S Fはかかる者に対して差止命令を発することができる。C S S Fの設定する期限の経過時点で監督対象者が状況の是正を行っていない場合、C S S Fは、かかる者に対して行政処分を科すことができる。

また、C S S Fは広範な制裁権限を有している。A M L / C T F監督対象者に対して、注意、戒告、過料または業務停止を行うことができる。こうした制裁は、通常C S S Fにより公表される。

こうした行政上または健全性に関する制裁は、この点に関して適用される法律上の規定に故意に違反した事業者に対する刑事裁判所による刑事制裁（拘禁および／または罰金）を妨げるものではない。

2020年8月24日、C S S Fは、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策に関するC S S F規則12-02を改正する2020年8月14日付規則20-05を公表し、当該規則は2020年8月24日に発効した。同日、改正AML / C T F法の一部の規定に関する詳細を規定する2010年2月1日付旧大公規則を改正する2020年8月14日付大公規則も施行された。C S S F規則第20-05号および2020年8月14日付大公規則は、近年AML D 4およびAML D 5がルクセンブルグ法に組み込まれたことを踏まえ、当該規則の文言をルクセンブルグのAML / C T F規制枠組みに適合させるよう必要な調整を行うことを目的としている。当該規制による主な変更は、AML / C T Fに関する義務の適用を受け、C S S Fによる規制、登録または監督を受けている事業者（金融機関、投資法人その他の金融分野の事業者、投資信託およびその管理会社等）に影響を及ぼすと考えられる。当該変更は、基本的には以下のとおりである。

- 特に投資信託業界におけるリスクベース・アプローチの実施に関する説明
- 顧客デューディリジェンス措置の実施に関する詳細
- 資金の移動に伴う情報に関する規則（E U）2015 / 847により定める規則の実施
- 業務委託契約の利用に関する詳細
- 取引関係および取引を監督するための社内体制に関する詳細
- C S S Fと資金情報局（*Cellule de Renseignement Financier*）間の協力義務に関する詳細

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたU C I T Sは、消滅U C I T Sとして、または存続U C I T Sとして、U C I T SまたはU C I T Sの他のコンパートメントとの越境合併または国内合併の対象となることができる。

合併には、以下の3種類がある。

- U C I T S（またはその一もしくは複数のコンパートメント）（以下「消滅U C I T S」という。）が、清算を行うことなく、そのすべての資産および負債を既存の他のU C I T S（以下「存続U C I T S」という。）に移転する場合
- 2つ以上のU C I T S（またはその一もしくは複数のコンパートメント）（消滅U C I T S）が、清算を行うことなく、そのすべての資産および負債を、当該U C I T Sが新設するU C I T S（存続U C I T S）に移転する場合
- 一または複数のU C I T S（またはそのコンパートメント）（消滅U C I T S。ただし、負債が弁済されるまで存続する。）が、その資産を当該U C I T Sが同一U C I T S内に設定する他のコンパートメントまたは他のU C I T S（またはそのコンパートメント）（存続U C I T S）に移転する場合

その一部または全部が吸収される消滅U C I T Sがルクセンブルグで設立されている場合、合併はC S S Fの事前認可を条件とする。

存続U C I T Sがルクセンブルグで設立されている場合、C S S Fは、消滅U C I T Sの所在地の規制当局と緊密に連携し、存続U C I T Sの投資家の利益の保護を行う。

消滅U C I T Sおよび存続U C I T S双方の預託機関は、別途書面により、合併条件案（特に合併の種類、合併実行日および譲渡資産を規定するもの）が2010年法およびU C I T S関連文書に従っていることを確認しなければならない。

消滅U C I T Sがルクセンブルグに所在する場合、2010年法第67条によれば、C S S Fに以下の情報を提供しなければならない。

- a) 消滅U C I T Sおよび存続U C I T Sが適式に承認した合併案の一般条件案
- b) 存続U C I T Sが他の加盟国で設立されている場合には、存続U C I T Sの最新の目論見書およびU C I T S指令第78条に規定する主要投資家情報

c) 2010年法第70条に従い、消滅UCITSおよび存続UCITSにおいて、2010年法第69条第1項(a)、(f)および(g)に定める事項が2010年法および各UCITSの規約または設立証書の要件に適合していることを確認したことを承認する当該消滅UCITSおよび存続UCITSの各預託機関による書面。存続UCITSが他の加盟国で設立されている場合、当該存続UCITSの預託機関が交付する当該書面は、UCITS指令第41条に従い、2010年法第40条第1項(a)、(f)および(g)に定める事項が、UCITS指令およびUCITSの規約または設立証書の要件に適合していることが確認されていることを承認する。

d) 消滅UCITSおよび存続UCITSの各受益者への提供を予定している合併案に関する情報

CSSFは、上記の情報提供の完了次第、存続UCITSに係る規制当局と連携し、20営業日以内に認可を行う。

消滅UCITSおよび/または存続UCITSがルクセンブルグに所在する場合には、当該UCITSの受益者は、合併が当該受益者の投資に及ぼし得る影響について十分な情報に基づいた決定を行うことならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく権利を行使することができるよう、合併案に関する適切かつ正確な情報の提供を受けるものとする。

2010年法第73条第1号に従い、消滅UCITSおよび/または存続UCITSがルクセンブルグにおいて設立されている場合には、当該UCITSの受益者は、投資の売却費用の支払のために、UCITSが留保するもの以外の費用を支払うことなくその保有する受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、その保有する受益証券を同様の投資方針を有しかつ同一の管理会社または共通の経営もしくは支配によりもしくは実質的な直接もしくは間接的な保有により当該管理会社と関連するその他の法人により運営される別のUCITSの受益証券に転換する権利を有する。かかる権利は、消滅UCITSの受益者および存続UCITSの受益者が、2010年法第72条に基づき合併案の通知を受けた時点から有効となり、2010年法第75条第1項に規定する交換比率の計算日の5営業日前に消滅するものとする。

次項の規定に影響を及ぼすことなく、ルクセンブルグにおいて会社形態により設立されたUCITSの設立文書において、受益者集会、取締役会または経営委員会（該当する場合）のうち他のUCITSとの合併の効力発生日を決定する権限を有する者をあらかじめ定めなければならない。ルクセンブルグにおいてFCP形態により設立されたUCITSについては、その管理会社は、規約に別段の定めがある場合を除き、他のUCITSとの合併の効力発生日を決定する権限を有する。約款または設立文書に受益者集会による承認が規定されている場合、当該文書において、適用される定足数および過半数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の一般条件案の承認については、単純過半数以上により採択されなければならないものとするが、当該総会に自ら出席するまたは代理出席する受益者の議決権の75%を超える投票は必要としない。

約款または設立文書に具体的な規定が存在しない場合、合併は、コモン・ファンド形態の消滅UCITSにおいては、管理会社の承認、および法人形態の消滅UCITSにおいては、総会に自ら出席するまたは代理出席する受益者の議決権の単純過半数により決定する受益者集会の承認を受けなければならない。

消滅UCITSが消滅投資法人となる合併については、合併の効力発生日は、設立文書（本項の規定が適用されると理解されている。）に定める定足数および過半数要件に従い決定する消滅UCITSの受益者集会が決定しなければならない。

消滅する消滅UCITSについて、合併の効力発生日は、公正証書に記録しなければならない。

消滅UCITSが消滅FCPとなる合併については、合併の効力発生日は、約款に別途定める場合を除き、その管理会社が決定しなければならない。消滅コモン・ファンドについては、合併の効力発生日に関する決定は、1915年法の規定に従い、商業および会社登録機関に付託し、当該決定を商業および会社登録機関に付託する旨の通知により、RESAにおいて公告しなければならない。

合併が上記の規定に基づき受益者の承認を必要とする限りにおいては、UCITSの約款または設立文書に別段の定めがある場合を除き、合併に関連するコンパートメントの受益者の承認のみが必要となる。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書または約款の規定に基づいて清算が行われる。同法は、以下の特殊な状況について規定している。

2.5.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a . 約款に定める期間が経過した場合
- b . 管理会社または預託機関がその権限を停止し、その後2か月以内に交替が行われない場合
- c . 管理会社が破産宣告を受けた場合
- d . 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.5.1.2. S I C A Vについては、以下の場合には、臨時投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が法律で規定する資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、その解散の決定は、かかる投資主総会に参加する投資口の4分の1によって決定される。

総会は、純資産価額が最低資本金額の3分の2または4分の1（いずれか該当する方）を下回ったことが確認されたときから40日以内に開催されるように招集しなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常清算（裁判所の命令によらないもの）

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

公式リストからの登録抹消後、裁判外の清算を担当する部門は、関連文書を精査する。関連文書においては、以下の情報が必要となる。

- 投資信託の清算が開始された日までの期間に係る財務書類、清算中の各会計期間に係る中間財務書類および清算人の報告書（1915年法第1100条の14）、清算終了に係る財務書類、清算期間に係る清算人の報告書ならびに法定監査人の報告書等の財務報告書
- 清算の進捗に関する清算人からの定期報告書等の非財務報告書（清算の確定を妨げる潜在的な問題に関する説明、清算期間延長請求（清算期間が9か月の期限を超えることが見込まれる場合）、清算後の情報（供託所への供託、残余現金の監視、銀行口座閉鎖確認等）その他の各種書類を含む。）

清算人がその就任を拒否しまたはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合、C S S Fを含む利害関係人は、地方裁判所の商事部門に別の清算人の選任の請求を申請することができる。

清算の終了時に受益者または投資主に送金できなかった残余財産は、原則として、ルクセンブルグの法令に基づき随時事前に設定される期間内に供託所に供託され、権限を有する者は供託所からこれを受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S F の請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従い、C S S F の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の残余財産は、上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下の記載は、現在ルクセンブルグで施行されている法律の一定の側面（ただし、網羅的ではない。）の理解に基づいている。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 固定登録税

出資税に関して法人に適用される規則を改正する2008年12月19日法に従い、すべてのルクセンブルグの法人は、設立時に75ユーロの固定登録税を支払わなければならない。

2.6.1.2. 申込税（*taxe d'abonnement*）

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き、純資産価額に対して年率0.05%の申込税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会の規則（E U）2017 / 1131（以下「規則（E U）2017 / 1131」という。）に従い、第175条（b）の規定に影響を及ぼすことなく、マネー・マーケット・ファンドとして承認されたU C I および複数のコンパートメントを有するU C I の個別のコンパートメント
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するU C I の個別のコンパートメントおよびU C I 内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C I の個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（C D）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項において、サステナブル投資を促進する枠組みの構築に関連し、規則（E U）2019 / 2088を改正する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会の規則（E U）2020 / 852（以下「規則（E U）2020 / 852」という。）第3条に定めるサステナブルな経済活動に投資されたU C I の純資産または複数のコンパートメントを有するU C I の個々のコンパートメントの純資産の比率が当該規則に従い開示される場合、一定の条件下においては、当該U C I または複数のコンパートメントを有するU C I の個々のコンパートメントの総純資産に対する当該投資割合に応じて、より低い税率が適用される場合がある。

2010年法第174条第3項に規定する軽減税率のいずれかの適用を受けるためには、U C I の事業年度の最終日において、サステナブルな経済活動に投資されている純資産の比率（規則（E U）2020 / 852に従い開示される）が、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人（*réviseur d'entreprises agréé*）による監査を受けるまたは監査業務に関する2016年法第62条（b）に基づき、ルクセンブルグ法定監査人協会（*Institut des Réviseurs d'Entreprises*）が採択する国際監査基準に従った合理的な保証監査との関連において、承認された法定監査人（*réviseur d'entreprises agréé*）による

認証を受けなければならない。かかる比率、およびＵＣＩまたは複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメントの総純資産に対する当該比率に対応する割合は、年次報告書または保証報告書に記載しなければならない。

承認された法定監査人（*réviseur d'entreprises agréé*）による認証を受けた書面（年次報告書または保証報告書に記載されたサステナブルな経済活動に投資された純資産の割合の記載を含む。）は、年次報告書または該当する場合には保証報告書の確定後に行われる申込税（*taxe d'abonnement*）の最初の申告のために、ルクセンブルグＶＡＴ当局（*Administration de l'Enregistrement et des Domaines et de la TVA*）に提出される。2010年法第177条の規定に影響を及ぼすことなく、提出した書面に規定するサステナブルな経済活動に投資された純資産の割合は、規則（ＥＵ）2020 / 852第3条に定めるサステナブルな経済活動に投資され、当該規則に従い開示され、かつ、各四半期の最終日に評価された純資産の割合に適用される税率について、ルクセンブルグＶＡＴ当局への書面の提出後の4四半期に係る税率を確定するための基礎となるものとする。

第2項および第3項に規定する軽減税率の適用を受けるためには、ＵＣＩは登録管理機関に対して行う定期的な申告において、適格な純資産の価額を別個に示さなければならない。

2010年法第175条は、以下に関する申込税の免税を規定している。

- a) その他のＵＣＩについて保有する受益証券 / 投資口を表章する資産の価額。ただし、当該受益証券 / 投資口が既に2007年法第174条もしくは第68条または2016年法第46条に定める申込税の対象となっていることとする。

既に申込税の対象となっているその他のＵＣＩの受益証券により表章される資産の価額に対する申込税の免除の適用を受けるためには、当該受益証券を保有するＵＣＩは、登録管理機関に対して行う定期的な申告において、当該受益証券の価額を別個に示さなければならない。

- b) 以下のＵＣＩまたは複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメント

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- 規則（ＥＵ）2017 / 1131に従って短期マネー・マーケット・ファンドとして承認されており、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

ＵＣＩまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、申込税の免除は、その証券が機関投資家向けとなっているものに限り適用される。

- c) その投資口または受益証券が（ ）一または複数の雇用主の主導によりその従業員のために設立された企業退職年金の運用管理機関または同様の投資ビークル、（ ）従業員に退職金給付を提供するため自らが保有する資金を投資する一または複数の雇用主の会社、および（ ）汎欧州個人年金商品（*P E P P*）に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会の規則（ＥＵ）2019 / 1238に基づいて設立された汎欧州個人年金商品に関する貯蓄者のために留保されるＵＣＩおよび複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメント

ＵＣＩまたはコンパートメント内に複数のクラスの証券が存在する場合、免除規定は、本項第1段落の（ ）、（ ）および（ ）に規定される投資家のために証券が留保されているクラスに限り適用される。

- d) 主な目的がマイクロファイナンス機関への投資であるＵＣＩおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメント

- e) 以下のＵＣＩおよび複数のコンパートメントを有するＵＣＩの個々のコンパートメント

- (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの

- () 一以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの

ＵＣＩまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、申込税の免除は、上記（ i ）の条件を満たすものに限り適用される。

- f) 欧州長期投資信託に関する2015年4月29日付欧州議会および欧州理事会の規則（EU）2015 / 760（2023年3月15日付規則（EU）2023 / 606により改正済）の意味において欧州長期投資信託として承認されたUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
- これらの免除規定の適用を受けるためには、UCIは登録管理機関に対して行う定期的な申告において、適格な純資産の価額を別個に示さなければならない。

2.6.2. 日本のルクセンブルグ非居住者である投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型投資信託および会社型投資信託ともに、投資信託自体またはその投資主もしくは受益者が、その投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタルゲイン税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設 / 常任駐在員を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

2.6.3. 投資主または受益者の課税関係

ルクセンブルグ法の概要として、契約型投資信託および会社型投資信託ともに、投資信託自体またはその投資主もしくは受益者が、その投資口または受益証券について、通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、一定の場合においては、ルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設 / 常任駐在員を有している投資主は、これらを課される場合がある。

ルクセンブルグの居住者ではないFCP（UCITSまたはパート ファンド）の受益者は、関連する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用を前提として、当該受益者がFCP（UCITSまたはパート ファンド）を通じてルクセンブルグに所在する法人（ただし、SICAR（*société d'investissement encapital à risque*）、会社型UCIまたは家族資産管理会社を除く。）の資本の10%超を保有しており、かつ（ ）当該法人の投資口がその取得後6か月以内に処分され、（ ）当該受益者がその保有する受益証券の譲渡までに、ルクセンブルグに15年超居住しており、ルクセンブルグの居住者でなくなってから5年を経過していない場合を除き、ルクセンブルグのキャピタルゲイン税を課されない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

現在、2010年法に基づきUCIとして認められるルクセンブルグ法人の投資主およびFCPの受益者のいずれも、これらの法主体により販売された投資信託の受益証券に関して実現された配当またはキャピタルゲインは、ルクセンブルグの源泉課税の対象とならない。

2.6.4. 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税（以下「VAT」という。）法に従い、会社型投資信託（SICAV、SICAFまたはSICAR）および契約型投資信託（FCP）は、VATの課税対象者となる。したがって、ルクセンブルグでは、投資信託はVATの課税対象とみなされ、仮払いVATの控除権はない。

ルクセンブルグでは、VATの免除は、投資信託管理サービスとして認められるサービスに対して適用される。かかる投資信託（FCPの場合は管理会社）に提供されるその他のサービスによりVATが生じる可能性があり、投資信託 / その管理会社はルクセンブルグにおけるVAT登録が必要となる可能性がある。かかるVAT登録により、投資信託 / その管理会社は、海外から購入した課税対象サービス（または一部の商品）に関してルクセンブルグで支払義務があるとみなされるVATについて申告する義務を履行しなければならない。

ルクセンブルグでは、投資信託から受益者に対する支払に関して、当該支払が投資信託の受益証券の申込に関するものであり、したがって、投資信託に対して提供された課税対象サービスの対価に該当しない限り、原則としてVAT支払義務は発生しない。

2016年9月30日、ルクセンブルグVAT当局（*Administration de l'Enregistrement et des Domaines*）は、法人の取締役に係るVATの状況および取締役の業務に係るVATの取扱いに関する通達第781号（以下「通達781」という。）を公表した。

通達781では、ルクセンブルグVAT当局は、独立取締役がVAT対象者であることを指摘している。また、通達781は、雇用主の代わりに取締役として行為する従業員は、VATの対象とはならないため、VAT登録を行う義務を負わないことを明確にしている。VAT登録義務（もしあれば）は、雇用者の義務となる。

一方で、通達781は、会社型投資信託の取締役およびマネジャーの報酬、その管理会社またはジェネラル・パートナーの取締役およびマネジャーの報酬（ただし、後者の場合、ジェネラル・パートナーの事業活動に関するものを除く。）に対するVATの免除の適用については規定していない。欧州の法理論によれば、VATの免除は、関連するサービスが投資信託の運用に「特有かつ不可欠」とであると認められる場合に認められるべきとされている。

管理会社の取締役に支払われる報酬については、管理会社の投資信託（コモン・ファンド／FCPのみならず、管理会社を指定した法人）の管理に関する部分は免除されるべきであるが、管理会社（法人）の管理に関する部分についてはVATの対象となる。管理会社の取締役は、VAT免除の適用について証明しなければならない。

2.6.5. 共通報告基準（CRS）

本項において使用される用語は、別段の定めがない限り、以下に定義するCRS法に定める意味を有するものとする。

投資信託は、加盟国間の金融口座情報の自動交換を定める指令2014/107/EUおよび2014年10月29日に署名され、2016年1月1日に発効した経済協力開発機構の金融口座情報の自動交換に関する多国間協定を実施する2015年12月18日ルクセンブルグ法（改正済）（以下「CRS法」という。）に定めるCRSの対象となる場合がある。

CRS法上、投資信託は、ルクセンブルグの報告金融機関として扱われる可能性が高い。

CRS法上、投資信託は、毎年ルクセンブルグ税務当局（*administration des contributions directions*、以下「LTA」という。）に対して、（ ）CRS法に定める口座保有者である各報告対象者、および（ ）CRS法に定める受動的NFEの場合には、報告対象者である各支配者の氏名、住所、居住加盟国、TIN、生年月日および出生地を報告することを求められる場合がある。これらの情報は、LTAにより外国の税務当局に開示される場合がある。

投資信託によるCRS法上の報告義務の履行には、各投資家が投資信託に対して、各投資家の直接または間接所有者に関する情報等の情報を必要な証拠書類とともに提供することが必要となる。各投資家は、ファンドからの請求に応じて、ファンドに対しこれらの情報を提供することに同意するものとする。投資信託は、データ管理者として、CRS法に規定された目的のために当該情報を処理するものとする。

受動的NFEとして認められた投資家は、該当する場合には、投資信託によるその情報の処理について、その支配者に通知することを約束する。

また、投資信託は、個人データの処理に関する責任を負い、各投資家は、LTAに提供されたデータを閲覧し、必要に応じて当該データを訂正する権利を有する。投資信託が取得したデータは、適用されるデータ保護法令に従い処理される。

報告対象者に関するこれらの情報は、CRS法に定める目的のために、毎年LTAに開示される。LTAは、自らの責任において、報告された情報を最終的には報告対象国の管轄当局に提供する。報告対象者は、特に、報告対象者が実施した一定の業務について、書面の発行を通じて報告を受ける旨および当該情報の一部がLTAに対する年次開示の基礎となる旨の通知を受ける。

同様に、投資家は、当該書面に記載された個人データが正確でない場合には、当該書面の受領から30日以内に投資信託に通知することを約束する。また、当該情報に関連する変更があった場合には、当該変更の発生後、当該変更を投資信託に通知し、それを証する証拠書類をすべて投資信託に提供することも約束する。

投資信託は、CRS法により課される税金または罰金を回避するために、投資信託に課されるあらゆる義務の履行を試みるが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証は一切提供されない。ファンドがC

R S法により課税または罰金の対象となる場合、投資家が保有する持分の価値に重大な損失が生じる可能性がある。

投資信託の書類提出請求に従わない投資家は、当該投資家が情報を提供しなかったことに起因して投資信託または管理会社に課された税金および罰金について請求を受ける可能性があり、ファンドは、その単独の裁量により当該投資家の持分を償還することができる。

投資家は、C R S法が投資に及ぼす影響について、自身の税務顧問に相談するか、またはその他の専門家の助言を求めることが推奨される。

2.6.6. F A T C A

本項において使用する用語は、別段の定めがない限り、F A T C A法（以下に定義する。）における意味を有するものとする。

投資信託は、F A T C Aを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国法人の直接または間接的所有権について、米国内国歳入庁に報告することを原則として要求するいわゆるF A T C A法の対象となる可能性がある。F A T C Aの実施プロセスの一環として、米国政府は、一定の外国政府との間で、当該国において設立されF A T C Aの適用を受ける事業者に関する報告およびコンプライアンス要件を効率化することを目的とした政府間協定を交渉している。

ルクセンブルグは、2015年7月24日付ルクセンブルグ法（改正済）（以下「F A T C A法」という。）により実施されるモデル1政府間協定を締結した。同協定は、ルクセンブルグに所在する金融機関に対し、特定米国人が保有する金融口座に関する情報（もしあれば）を請求に応じてL T Aに報告することを義務付けている。

F A T C A法上、投資信託は、ルクセンブルグの報告金融機関として扱われる可能性が高い。

これにより、投資信託は、すべての投資家に関する情報を定期的に取得し、確認する義務を負うこととなる。各投資家は、投資信託の請求に応じて一定の情報（非金融外国法人（以下「N F F E」という。）の場合には、当該N F F Eの支配者に関する情報を含む。）を、必要な証拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、郵送先住所または居住先住所の変更等、その状況に影響を及ぼし得る情報を30日以内に自ら投資信託に提供することに同意するものとする。

F A T C A法上、投資信託は、投資家の氏名、住所および納税者番号（利用可能な場合）ならびに口座残高、所得および総収入等（ただし、これらに限られない。）の情報をL T Aに開示することが求められる場合がある。これらの情報は、L T Aから米国内国歳入庁に提供される。

受動的N F F Eとして認められる投資主は、該当する場合には、その支配者に対して、投資信託によるその情報の処理について通知することを約束する。

また、投資信託は個人データの処理に関する責任を負い、各投資家は、L T Aに提供されたデータを閲覧し、必要に応じて当該データを訂正する権利を有する。投資信託が取得したデータは、適用されるデータ保護法令に従い処理される。

投資信託は、F A T C A源泉課税を回避するために、投資信託に課されるあらゆる義務の履行を試みるが、投資信託がこれらの義務を履行できるという保証は一切提供されない。投資信託がF A T C A制度により課税または罰金の対象となる場合、投資家が保有する投資口／受益証券の価値に重大な損失が生じる可能性がある。投資信託がこれらの情報を各投資家から取得することができず、L T Aに提供できなかった場合、米国源泉の収益の支払ならびに米国源泉の利息および配当を生じさせる可能性のある財産またはその他の資産の売却による売却金に対して30%の源泉課税が課され、さらに罰金も科される場合がある。投資信託の書類提出請求に従わない投資家は、当該投資家が情報を提供しなかったことに起因して投資信託に課された税金について請求を受ける可能性があり、投資信託は、その単独の裁量により当該投資家の持分を償還することができる。

仲介業者を介して投資を行う投資家は、利用する仲介業者による米国源泉課税および報告制度の遵守状況および遵守方法について確認することに留意する。

投資家は、上記要件について、米国税務の専門家に相談するか、またはその他の専門家の助言を求めることが推奨される。

3. ルクセンブルグのS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されないU C Iに関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新たな法律を定めることであった。

既存の機関投資家向けU C Iは、2007年2月13日以降、自動的に2007年法の対象となるS I Fとなった。

3.1. 範囲

S I F制度は、特に（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび（ ）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに適用される。

また、S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2017/1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」）等の各種欧州指令または規則の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法は、金融商品市場に関する欧州議会および欧州理事会の2014年5月15日付指令2014/65/EUの附属書ならびに指令2002/92/ECおよびA I F M Dの改正（以下「指令2014/65/EU」という。）の意味における機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約した投資家であって、100,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または企図される投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明した金融機関の事業の開始および実施に関する指令2013/36/EUに定める金融機関、指令2014/65/EUに定める投資会社、もしくはU C I T Sに関する法律、規制および行政規定の調整に関するU C I T S指令に定める管理会社が行った査定から利益を得る投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類にその趣旨を具体的に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 構造上の側面および機能に関する規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特にF C PおよびS I C A Vについて言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、信託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

・契約型投資信託

F C Pの運用に関する特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、その範囲で議決権を行使することができる。

・投資法人（S I C A VまたはS I C A F）

S I C A Vの運用に関する特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A Vは、2010年法に準拠するS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で設立されるS I Fは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、合資会社、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグ1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するため、かかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。かかるクラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、S I Fの最低資本金は125万ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から24か月以内に達成されなければならない。これに対し、パート ファンドについては、6か月以内、パート ファンドについては、12か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済みの発行プレミアムを加えた額である。

会社型S I Fは、一部払込済投資口／受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書により決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

会社型S I Fは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続申込みによってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの）によって行うこともできる。

3.3. 投資に関する規則

E U圏外の統一U C Iについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I Fが投資することができる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、C S S Fによる承認を条件として、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fは、リスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、C S S Fは、S I Fに関連するリスク分散に関するC S S Fの通達07 / 309を発出し、当該通達は、かかるリスク分散原則を遵守するために、S I Fが原則遵守すべき投資制限を詳述している。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、規約、設立文書および目論見書に定める条件に従い、以下の条件により、同一SIF内の一または複数のコンパートメント（以下「対象ファンド」という。）が発行するまたは発行した証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- 対象ファンドが、対象ファンドに投資するコンパートメントに循環して投資しない。
- 対象ファンドの証券に付される議決権は投資期間中停止される。ただし、計算および定期報告における適切な処理に影響を及ぼさないものとする。
- いかなる場合においても、SIFが対象ファンドの証券を保有する間、その価額は、2007年法により課される純資産の最低基準額検証の関係でSIFの純資産の計算において考慮されない。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 健全性規制

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に保証しなければならないものと同様の保護までは要しないという事実には照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に準拠するUCIの場合に比べてやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に準拠するUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／マネジャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法によれば、SIFは、CSSFによる規制上の承認を受けた後にのみ設立することができる。

2007年法に準拠するSIFは、自動的に2013年法が適用されるAIFとして認定されることはない。SIFは、AIFの定義に係るすべての基準を明確に満たす場合に限り、2013年法の対象となる。2007年法パートに定める特定の規定は、2013年法第2章に基づく認可を受けたAIFMが管理するSIFに適用される。

3.4.2. 預託機関

SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有するもしくは登録事務所が海外に所在する場合はルクセンブルグ支店を有する金融機関、または1993年法に定める投資会社である預託機関に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に規定する条件も満たす場合に限り、預託機関と認められるものとする。

FCPおよびSICAVのうち、当初投資日から5年間償還請求権を行使することができないものであって、その主要な投資方針に従い、原則として、2013年法第19条第8項（a）に基づき保管しなければならない資産に投資しないか、または原則として同法第24条に基づき支配権を獲得する可能性を見込んで発行体または非上場会社に投資するものについては、預託機関は、ルクセンブルグ法の適用を受け、1993年法第26条の1に定める金融商品以外の資産の預託機関の地位を有する法人とすることもできる。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を現地の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

2007年法に基づき、預託機関に対して、管理会社の中核的業務に関するいかなる権限も付与することができない。詳しくは下記3.4.4.に規定する。

3.4.3. 監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を証明することのできるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4. 権限の委託

S I F は、その活動の効率化を目的として、その権限を第三者に委託することが認められている。この場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S F に対して適切な方法により通知しなければならない。
- b) 権限の付与は、S I F に対する監督の有効性を損なうものであってはならず、特に、S I F が投資家の最善の利益のために行動しまたは運営されることを妨げてはならない。
- c) 権限の委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、権限の付与は、投資ポートフォリオ運用に関する認可または登録を受けており、かつ、健全性監督の対象となっている自然人または法人に対してのみ行うことができる。権限の付与が第三国の自然人または法人であって、健全性監督の対象となっているものに対して行われる場合、C S S F と当該国の監督当局との間の協力が確保されなければならない。
- d) 上記（c）の条件が満たされない場合、権限の委託は、C S S F が業務委託先となる自然人または法人の選任を承認した場合にのみ有効となる。その場合、かかる自然人または法人は、当該 S I F の種類に関して十分に良好な評価を得ており、十分な経験を有するものでなければならない。
- e) S I F の取締役は、業務委託先となる自然人または法人が適格であり、その権限を遂行する能力を有していること、および当該自然人または法人があらゆる注意を払った上で選任されたことを証明することができなければならない。
- f) S I F の取締役が委託した活動をいつでも効果的に監視できるようにするための措置を講じなければならない。
- g) 権限の付与は、S I F の取締役が、業務委託先となる自然人または法人に対していつでも指示を与えること、または投資家の利益になる場合には直ちに権限の付与を撤回することを妨げるものであってはならない。
- h) 預託機関に対して、投資運用の中核的業務に関する権限を付与してはならない。
- i) S I F の募集文書には、委任される権限を列挙しなければならない。

3.4.5. リスク管理

S I F は、ポートフォリオのリスク特性全体に対するポジションおよびポジションの寄与に関連するリスクを適切な方法で、発見、測定、管理および監視するため、リスク管理の適切なシステムを完遂しなければならない。

3.4.6. 利益相反

S I F は、S I F および（適用ある場合は）S I F の事業行為に貢献する者またはS I F に直接もしくは間接に関連する者との間で生じる利益相反により、投資家の利益が損なわれるリスクを最小化するように構成され組織されていなければならない。潜在的利益相反がある場合、S I F は投資家の利益が守られることを確保するものとする。S I F は、利益相反リスクを最小限にするための適切な措置を講じるものとする。

3.4.7. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、募集書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I F は、監査済年次報告書をその関係期間の終了から 6 か月以内に公表しなければならない。

S I F は、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

募集書類および公表されている最新の年次報告書は、請求により無料で申込者に提供される。年次報告書は、請求により無料で投資家に提供される。

2018年1月1日以降、S I F は、規則（E U）1286 / 2014に基づき、パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品の重要情報文書（P R I I P s K I D）を作成しなければならない。ただし、当該商品が指令2014 / 65 / E Uの附属書 に規定するプロ投資家に対してのみ販売される場合は、この限りでない。かかる制限については、募集書類で開示されるか、申告形式でC S S F に提出される。

3.5. S I Fの税制の特徴

以下の記載は、現在ルクセンブルグで施行されている法律の一定の側面（ただし、網羅的ではない。）の理解に基づいている。

S I Fについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の申込税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2007年法は、2010年法と同様の方法により、申込税の免除について規定している。以下のものについては、申込税が免除される。

a) その他のU C Iについて保有する受益証券／投資口を表章する資産の価額。ただし、当該受益証券が既に2007年法第68条、2010年法第174条または2016年法第46条に定める申込税の対象とされていることとする。

既に申込税の対象となっているその他のU C Iの受益証券により表章される資産の価額に対する申込税の免除の適用を受けるためには、当該受益証券を保有するS I Fは、登録管理機関に対して提出する定期的な申告において、当該受益証券の価額を別個に申告しなければならない。

b) 以下のS I Fまたは複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント

- マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会の規則（E U）2017 / 1131に従って短期マネー・マーケット・ファンドとして承認されており、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

c) S I Fのうち、その証券またはパートナーシップ持分が（ ）一または複数の雇用主の主導により、その従業員のために設立された企業退職年金のための機関または同様の投資ビークルおよび（ ）従業員に退職金給付を提供するため自らが保有する資金を投資する一または複数の雇用主の会社向けとなっているもの。本項の規定は、上記の条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメントおよびS I F内または複数のコンパートメントを有するS I Fのコンパートメント内に設定される個々のクラスに準用する。

d) 主な目的がマイクロファイナンス機関への投資であるS I Fおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント

e) 欧州長期投資信託に関する2015年4月29日付欧州議会および欧州理事会の規則（E U）2015 / 760（2023年3月15日付規則（E U）2023 / 606により改正済）の意味において欧州長期投資信託として承認されたS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント

これらの免除の適用を受けるためには、S I Fは、登録管理機関に対して提出する定期的な申告において、適格な純資産の価額を別個に示さなければならない。

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタルゲインに対して税金は課されない。

4. R A I F

2016年法は、2013年法および2010年法を改正し、A I Fの新しい形態であるR A I Fを導入した。R A I Fは、A I F M Dの範囲内で認可されたA I F Mにより運用され、その受益証券は「情報に精通した」投資家向けとされている。その結果、R A I Fは、C S S Fによる事前認可および継続的（直接的）な健全性監督の対象とはならない。

R A I F制度の主要な特徴の概要は、以下のとおりである。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルグの会社型、パートナーシップ型および契約型すべての形態を利用することができる。R A I Fは、変動資本を選択することもできる。また、R A I Fは、アンブレラ型（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブ・ファンドを有する構造）として構成することができる。リスク分散要件は、S I Fに適用される要件と同様であるが、R A I Fが適格なリスク・キャピタル投資案件のみに投資することを選択する場合は、リスク分散要件は適用されない。R A I Fはあらゆるファンド戦略を採用し、あらゆる資産クラスに投資することができ、また、一定の条件下では、資産ポートフォリオを分散することを要しない。

- 適格投資家：R A I Fは、情報に精通した投資家が利用することができる。この区分には、指令2014 / 65 / E Uの附属書 の意味における機関投資家、プロ投資家、および一定の最低金額（100,000ユーロ）を投資する投資家または情報に精通した投資家と認められる投資家が含まれる。
- R A I FはC S S Fの監督の対象ではない：S I FまたはS I C A Rとは異なり、R A I Fは、C S S Fによる事前認可または健全性監督の対象ではない。R A I Fは、その組成または設立後10日以内にルクセンブルグの商業および会社登録機関に登録しなければならない。
- 認可A I F Mが選任されていなければならない：R A I Fは、自動的にA I Fとして認められ、ルクセンブルグ、他の加盟国または場合によっては第三国（ただし、A I F M D運用パスポートが当該第三国の運用者に適用できる場合に限る。）において設立された認可A I F Mを指定しなければならない。
- 税制度：R A I Fは、様々な免除が存在する年率0.01%の申込税（*taxe d'abonnement*）、またはS I C A Rに適用される税制（すなわち、適格なリスク・キャピタルによる所得および収益を除きすべてについて課税対象となる。）のいずれかの適用を受ける。A I F運用サービスに対するV A T免除も適用される。
- 転換：既存のS I F、S I C A Rおよび規制対象ではないA I Fは、投資家および該当する場合にはC S S Fから関連する承認を得ることを条件として、R A I F制度を選択することができる。

5. サステナブル関連規制

5.1. 金融機関等を対象としたサステナビリティ関連の開示（S F D R）

金融機関等を対象としたサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会の規則（E U）2019 / 2088（改正済）（以下「S F D R」という。）が、2021年3月10日から適用される。S F D Rは、企業および商品ごとの環境、社会およびガバナンス関連の透明性に関する投資運用会社および投資顧問会社の義務を定めたものであり、ウェブサイトにおける一定の強制力のあるテンプレートに沿った特定事項の開示、募集書類における投資家に対する契約前開示および年次報告書における定期的な開示を求めている。

投資運用会社および投資顧問会社は、その規模に関係なく、サステナビリティ関連のリスクを考慮しなければならない。また、環境的および／または社会的な特徴を促進する金融商品ならびにサステナブル投資を目的とする金融商品については、追加で特定事項の開示が求められる。

S F D Rに基づく商品ごとの開示の目的は、グリーンウォッシングを防止し、「正確で、公平で、明確で、誤解を招かない」商品特有の情報を提供することである。

2021年6月現在、大手の金融市場参加者、すなわち運用者は、自己のウェブサイト上で、サステナビリティへの主要な悪影響（以下「P A S I」という。）を義務的に考慮することを確認する旨の声明、ならびにその方針、手続および行動計画の概要（レベル1 S F D R規則のみを参照）を公表しなければならない。

欧州委員会は、欧州監督当局（以下「E S A」という。）の要請に応じて指針を提供し、レベル2 規制技術基準に基づくS F D R委任法（以下「R T S」という。）を採用する。

5.2. 欧州議会および欧州理事会の規則（E U）2020 / 852（「タクソノミー規則」）

タクソノミー規則は、サステナブル投資を拡大するための重要な要素であり、環境的に持続可能であると考えられる経済活動（すなわち、他の環境目標に重大な害を及ぼすことなく、気候変動の緩和などのE Uの環境目標に実質的に貢献すること）について、企業と投資家に統一的な基準を提供し、これにより、そのような活動の分類における透明性と一貫性を高め、関連する市場におけるグリーンウォッシュと細分化のリスクを制限することを目的としている。

タクソノミー規則は特に、経済活動が環境的に持続可能であるために満たさなければならない4つの条件を定めることにより、E Uタクソノミーの枠組みを確立している。適格活動は、次の条件を満たす必要がある。

1. タクソノミー規則第10条から第16条に従い、同規則第9条に規定する6つの環境目標の1つ以上に実質的に貢献すること
2. タクソノミー規則第17条に従い、同規則第9条に規定するその他の環境目標のいずれにも著しい害を及ぼさないこと

３．タクソノミー規則第18条に規定する最低（社会）保障措置を遵守すること

４．タクソノミー規則第10条第３項、第11条第３項、第12条第２項、第13条第２項、第14条第２項または第15条第２項に従って委任された行為を通じて、委員会が定めた技術審査基準に適合すること。技術審査基準は、どのような条件の下で経済活動が（ ）所定の環境目標に実質的に貢献するのか、および（ ）その他の目標を著しく害していないかを判断するための、経済活動のパフォーマンス要件を規定する必要がある。

2022年１月１日以降、すべての投資ファンドは、環境的に持続可能な経済活動に関するＥＵの基準を考慮しているか否か、また考慮している場合、投資のどの部分が持続可能であるかをタクソノミー規則に従い開示することが義務付けられている。

タクソノミー規則第９条に規定する６つの環境目標に従い、欧州委員会は、気候変動緩和と気候変動適応のためのＥＵタクソノミーを確立するための技術的詳細を規定する委託規則（およびそれが言及するすべての別表）を実施した。

第4【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および／または裏表紙に、管理会社、日本における販売会社および／またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして、以下の趣旨の文章を記載することがある。
 - ・ポートフォリオの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格は、ポートフォリオに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けて下落または上昇するため、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者（投資者）に帰属します。投資信託は、預貯金と異なります。」
- (6) 受益証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。
 - 1．表面
 - a．ファンドの名称
 - b．表章される口数
 - c．署名（管理会社および保管受託銀行）
 - d．管理会社の登記事務所の住所、登録番号、株式会社（Société Anonyme）である旨の表示
 - e．約款のRESAへの掲載に関する情報
 - 2．裏面
記載なし。

別紙 A

用語集

用 語	定 義
ルクセンブルグ投信法または2010年法	2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグの法律（随時改訂済）
2013年法	ルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付の法律
管理事務代行契約	管理会社および管理事務代行会社との間で1996年4月10日付で締結され、1997年10月13日に更新された契約（随時改訂済）
管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店
オルタナティブ投資ファンド運用会社 またはAIFM	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイランド・リミテッド
AIFMD	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU
AIFMD規則	欧州共同体（オルタナティブ投資ファンド運用者指令）規則（2013年S I 257号）
銀行金融証書	変動金利預金証書および銀行引受手形を含む預金証書などの商業銀行または貯蓄貸付組合の債務
ブラックロック・グループ	最終的な持株会社がブラックロック・インクであるブラックロックのグループ会社
営業日	G E I P については、(i) ニューヨーク証券取引所の営業日、(ii) ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに(iii) 日本の金融商品取引業者の営業日である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日をいい、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除く。
C D S C	偶発後払販売手数料
クラス	特定のポートフォリオの受益証券のクラス
共同貸主	商業銀行、保険会社、貯蓄金融機関、金融会社またはその他の金融機関から構成される、コーポレート・ローンの組成、交渉および条件決定を行う貸主
管理業務会社	ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル

用 語	定 義
コーポレート・ローン	担保付または無担保の、貸付契約により書面化され、かつ約束手形などの債務証券により書面化される場合もある、優先および劣後の企業向けローン
取引締切時点	ポートフォリオに適用される取引締切時点
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店
保管契約	管理会社、AIFMおよび保管受託銀行間の2019年1月17日付契約（随時改訂済）
新興市場 / フロンティア市場	経済水準および / または資本市場の発展水準が低い状態を示す、水準以下の未開発の国の市場。ポートフォリオにとって発展途上、フロンティアまたは開発途上と分類される市場や国は、変更されるものであり、限定されないが、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、アメリカ合衆国および西ヨーロッパ以外の国または地域を含むことがある。
販売契約	管理会社および総販売会社の間の契約（2016年1月18日効力発生）（随時改訂済）
販売会社	受益証券の販売促進を行い、かつ / または自らの顧客のために受益証券を取得する第三者たる販売会社またはディーラー
米ドル	アメリカ合衆国ドル
ユーロ	欧州経済通貨同盟の共通通貨
F C P	ファンド（以下に定義する。）またはその他の証券の共同所有者
ファンド	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
ファンド・オブ・ファンズ	実質的にすべての資産を一つまたは複数の他のファンドに投資するファンド（フィーダー・ファンドであることがある。）
G E I P	世界株式インカム・ポートフォリオ
政府機関債	政府支援企業および一部の国際機関が発行する債務証券で、政府の直接債務ではないが、様々な形態の政府支援または政府機関もしくは企業による保証を伴うもの。政府はこれらの機関に対し財政支援を提供する義務がある場合もない場合もある。
機関投資家	2010年法に規定された、機関投資家の適格性および適合性要件を充足する機関投資家
投資顧問会社	本書に記載されるAIFMが任命する投資顧問会社

用 語	定 義
インベスター・サービス・センター	ディーリングおよびインベスター・サービス業務を行うブラックロック・インベストメント・マネジメント（ＵＫ）リミテッド（または当該業務を随時遂行するその他ブラックロックのグループ会社）
日本における代行協会員	受益証券１口当たり純資産価格の日本における公表および日本証券業協会に対する関係での事務的業務の他の販売会社への提供を担当する、管理会社により選任された日本証券業協会の協会員
日本における販売会社	販売会社の関連会社を含む選任された日本の販売会社
円	日本円
管理会社	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
約款	各受益者が受益証券取得時に合意する管理会社および保管受託銀行間の契約であるファンドの約款（随時改訂済）
E U加盟国	欧州連合の加盟国
短期金融商品またはマネー・マーケット商品	指令2009 / 65 / E C 第 2 条第 1 項（o）に定義される短期金融商品および委員会指令2007 / 16 / E C 第 3 条に規定される商品
純資産価格	本書および約款第11条に従い計算される純資産価格
O E C D	経済共同開発機構
O E C D 政府証券	O E C D の全加盟国の政府またはその機関、企業もしくは下部組織が発行または保証する証券
募集価格	受益証券の適用ある各クラスの募集価格
O T C 市場	店頭市場
支払事務代行会社	J . P . モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店
ポートフォリオ	文脈に応じて、世界株式インカム・ポートフォリオ、またはファンドの個別投資ポートフォリオもしくはサブ・ファンド
総販売会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ＵＫ）リミテッド
英文目論見書	随時、改正、変更、補足される英文目論見書
登録・名義書換事務代行会社	J . P . モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

用 語	定 義
レポ取引	ポートフォリオが一定価格で有価証券を購入し、同時にそれより高い価格で売主に当該有価証券を売却することを約する優良取引相手方との（満期までの残存期間が397日を超える場合がある）取引。レポ取引は、レポ取引の裏付けとなる担保の価額が、レポ取引に関して発生した経過利息を含み、少なくとも買戻価格と常に同額であり、日々値洗される旨を規定する。取引相手方が破産（またはその他の債務超過関連手続を開始）した場合、ポートフォリオは、現金の回収に遅れる場合がある。
リバース・レポ取引	ポートフォリオが保有する証券を合意した価格、期日および利払いで買い戻す合意のもとで、当該証券を売却する優良取引相手方との契約。
タクソノミー規則	サステナブル投資を促進するための枠組み設定に関する2020年6月18日付の欧州議会および理事会の規則（E U）2020 / 852（規則（E U）2019 / 2088を改正するもの）
U C I	投資信託（Undertaking for Collective Investment）
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（指令2009 / 65 / E C（随時改訂済））
E U	欧州連合
受益証券	文脈上、別段の解釈がされない限り、種々のクラスで発行することができるポートフォリオの共有持分型証券 各ポートフォリオにつき現在入手可能な受益証券は、本書に記載されるとおりである。
受益者	受益証券の保有者として登録されている者または文脈上特定のクラスの受益証券の保有者として登録されている者
米国	アメリカ合衆国
アメリカ合衆国証券	アメリカ合衆国政府により発行され、元本および利息について保証され、アメリカ合衆国の全面的な信頼と信認によって支援されている債務証券
アメリカ合衆国政府機関債	アメリカ合衆国政府により支援される企業、連邦政府機関および一部の国際機関が発行する債務証券で、アメリカ合衆国の直接債務ではないが、様々な形態のアメリカ合衆国政府支援またはアメリカ合衆国もしくは企業による保証を伴う債務証券 アメリカ合衆国政府は、これらの機関に財政支援を提供する義務がある場合もない場合もある。
米国人	1933年米国証券法（随時修正済）に基づくレギュレーションSに規定される米国居住者またはその他の者および約款に随時追補される者

用 語	定 義
評価日	本書に別途記載されない限り、受益証券１口当たり純資産価格が決定される日で、各営業日
評価時点	ポートフォリオの適用ある評価日における受益証券１口当たり純資産価格の決定時間

[次へ](#)

別紙 B

証券金融取引に関する情報開示書

ポートフォリオの投資目的の達成を促進するため、および／または効率的なポートフォリオ運用の一環として、すべてのポートフォリオは、投資顧問会社の裁量により、証券貸付、レボ取引およびトータル・リターン・スワップ（TRS）を含む証券金融取引（SFT）を利用する（それぞれの投資目的および方針に従う。）。

TRSにおいては、特定の参照資産、インデックス、資産バスケットのトータル・リターン（利札にキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを加味したもの）を受け取る権利と、固定金利または変動金利の支払を行う権利とを交換する。該当する場合には、ポートフォリオは、スワップに基づく支払の支払人または受取人として、スワップを締結する。

SFTの定義は、以下のとおりである。

- a) レボ取引（取引相手方が証券、商品、または証券もしくは商品の所有権に関して保証される権利（当該保証が当該証券または商品に対する権利を有する公認の証券取引所により行われている場合）を譲渡する契約に準拠する取引を意味する。かかる契約は、取引相手方が、特定の証券もしくは商品または同種同量の代用証券もしくは商品を、譲渡人により指定されたもしくは将来的に指定される所定の期日に所定の価格で買い戻す特約付きで、複数の取引相手方に一度に特定の証券または商品を譲渡することまたは担保として差し入れることを認めるものではなく、証券または商品を売却する取引相手方についてはレボ取引、これらを買戻す取引相手方についてはリバース・レボ取引とする。）
- b) 証券貸付および証券借入れ（取引相手方が証券または証券の所有権に関して保証される権利（当該保証が当該証券に対する権利を有する公認の証券取引所により行われている場合）を譲渡する契約に準拠する取引を意味する。かかる契約は、取引相手方が、特定の証券または同種同量の代用証券を、譲渡人により指定されたもしくは将来的に指定される所定の期日に所定の価格で買い戻す特約付きで、複数の取引相手方に一度に特定の証券を譲渡することまたは担保として差し入れることを認めるものではなく、証券を売却する取引相手方についてはレボ取引、これらを買戻す取引相手方についてはリバース・レボ取引とする。）
- c) 買い売戻し取引または売り買戻し取引（取引相手方が証券、商品または証券もしくは商品の所有権に関して保証される権利を、同種同量の証券、商品またはかかる保証される権利を、将来の期日に所定の価格で売り戻すまたは買い戻すことにそれぞれ合意して購入または売却する取引を意味する。かかる取引は、証券、商品または保証される権利を買戻す取引相手方については買い売戻し取引とし、これらを売却する取引相手方については売り買戻し取引とする。当該買い売戻し取引または売り買戻し取引は、レボ取引またはリバース・レボ取引に支配されない取引とする。）
- d) マージン・レンディング取引（証券の購入、売却、保有またはトレーディングに関連して取引相手方が信用供与を行う取引を意味する。証券担保によってカバーされたその他の貸付はマージン・レンディング取引には含まれない。）

ファンドは、現在、第 a 項、第 b 項および第 c 項に記載される SFT を利用していない。

SFT およびトータル・リターン・スワップの対象となることがある資産の種類には、持株証券、固定利付証券、集団投資スキーム、マネー・マーケット商品および現金が含まれる。かかる資産の利用は、ポートフォリオの投資目的および投資方針に服する。

取引相手方の選定および精査

投資顧問会社は、フルサービスおよび執行限定のブローカーおよび取引相手方の幅広いリストから選定する。すべての潜在的および既存の取引相手方は、ブラックロックの独立したリスクおよび定量分析部門（R Q A）の配下にある、カウンターパーティー・リスク・グループ（以下「C R G」という。）の承認を要する。

新規取引相手方が承認を受けるためには、これを必要とするポートフォリオ・マネジャーまたはトレーダーが、C R Gに対して依頼書を提出する必要がある。C R Gは、提案された取引相手方の信用価値を評価するために、提案された証券取引の種類とその決済および交付方法と併せて、関連する情報を精査する。これらの取引の相手方は、E U法が規定するものと同等であるとC S S Fが考える健全性監督規則に従わなければならない。取引相手方は、E E A域内またはG10の参加国を主たる所在地とする法人格を有する事業体とし、かつ最低でも投資適格信用格付を有する者とする。取引相手方は、規制当局の継続的な監督の対象となる。取引相手方が、これらの基準のいずれかを満たさない場合、E U法と同等であることが示されなければならない。承認された取引相手方のリストはC R Gが管理しており、継続的に精査されている。

取引相手方の精査においては、信用調査グループによる、各レポ取引の相手方または各証券発行者の財務上の義務を履行する能力の評価もまた必要となる。その過程において、信用調査グループは、原則として、以下の要素を適切な範囲で検討する。すなわち（１）財務状態（キャッシュ・フロー、収益、費用、収益可能性、短期債務および元利金返済範囲の総額、ならびにレバレッジ（財務レバレッジおよび業務レバレッジを含む。）に関する傾向分析が含まれる最近の財務諸表の精査を含む。）、（２）流動性の調達先（銀行と信託および代替的な流動性調達先の検討を含む。）、（３）将来的な市場全体に関する事由および発行者または保証人の個別事由に対応する能力（非常に不利な状況下で債務を返済する能力を含む（ひいては、特に変動する金利環境におけるイールド・カーブまたはイールド・スプレッドの変更を含む多様なシナリオのリスク分析が含まれる。）、ならびに（４）業界における発行者または保証人の競争力の強さ（該当する場合には、収入源の多様化に関する総合的な調査を含む。）である。

取引相手方は、市場データ供給業者による監査済財務諸表および中間財務諸表の受領を通じて、アラート・ポートフォリオを介した継続的な監督を受け、該当する場合には、ブラックロックの内部調査プロセスの一環としてこれを行う。正式な評価更新は周期的に行われる。

投資顧問会社は、質の高い執行（すなわち、トレーディング）を提供する能力（代理人または本人のいずれかを問わない。）、特定の市場部門における執行能力、ならびに業務の質および効率に基づいてブローカーを選定する。ブラックロックは、これらのブローカーが規制上の報告義務を果たすことを期待している。

取引相手方がC R Gの承認を受けた後、取引時点の該当するディーラーにより、該当する執行要因の相対的な重要度に基づいて、個々の取引におけるブローカーの選定が行われる。候補リストの中には、一部の取引について、対抗的競争入札を行う方が適しているブローカーもいる。

投資顧問会社は、取引コストを予想し、手法の選択、流動化時点間の区分、タイミングおよびブローカーの選定を含む取引戦略の設定を導くために、取引前分析を行う。また、投資顧問会社は、取引結果を継続的に監視する。

ブローカーの選定は、多くの要因（以下の要因を含むが、これらに限定されない。）に基づいて行われる。

- ・ 執行能力および執行行為の質
- ・ 流動性 / 資本の提供能力
- ・ 価格および値付けの速度
- ・ 業務の質および効率性
- ・ 規制上の報告義務の遵守

2015年証券金融取引規制（2015 / 2365）（以下「S F T R」という。）には、取引相手方の選定および担保の適格性、保管および再利用に関する要件が含まれている。これらの要件は、英文目論見書別紙Aに記載されている。

S F T が生み出すリターン

レボ取引、マージン・レンディングおよびトータル・リターン・スワップの利用により生み出されるすべてのリターンは、該当するポートフォリオに支払われる。

S F Tの対象となるポートフォリオの資産の割合

以下の表には、投資顧問会社の裁量により設定された、S F T Rに規定されている証券金融取引の対象となり得るポートフォリオの純資産価額の最大値とその予想値を記載している。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これに限定されない。）により、時間の経過と共に変化することがある。最大値は上限を意味する。

ポートフォリオ名	T R S（総額*） 純資産価額の割合の 最大値 / 予想値（％）	レボ取引 純資産価額の割合の 最大値 / 予想値（％）	マージン・レンディング 純資産価額の割合の 最大値 / 予想値（％）
i シェアーズ・エンハンスド・ キャッシュ・ファンド / I S E C ポートフォリオ (E C F I) **	0 / 0	0 / 0	0 / 0
グローバル・アロケーション・ポー トフォリオ (G A P) ***	0 / 0	0 / 0	0 / 0
世界株式インカム・ポートフォリオ (G E I P)	0 / 0	0 / 0	0 / 0
インカム・ストラテジー・ポート フォリオ (I S P)	5 / 3	0 / 0	10 / 5
スーパー・マナー・マーケット・ ファンド (S M M F) ****	0 / 0	50 / 20 - 50 ***	0 / 0

* 上記の合計の範囲内で、T R Sに対するポートフォリオのエクスポージャーは変化する。T R Sに対するエクスポージャーに関する詳細情報は、管理会社の登記上の事務所にて取得可能である。

** E C F Iはフィーダー・ファンドであり、その投資先のマスター・ファンドは、T R Sおよびレボ取引への投資を許容していない。

*** G A Pはフィーダー・ファンドであり、その投資先のマスター・ファンドは、T R Sへの最大25％（予想：15％）の投資およびレボ取引への50％（予想：0％）の投資を許容されている。

**** S M M Fは、リバース・レボ取引にのみ投資することができる。

デロイト・オーディット
ソシエテ・ア・レスボンサビリテ・リミテ
ルクセンブルグ L—1821
コッケルシュエール大通り 20番
電話番号：+352 451 451
www.deloitte.lu

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

受益者各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 35A番（35A,
avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）

法定監査人の監査報告書

監査意見

私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「ファンド」という。）及びその各ポートフォリオの財務諸表、すなわち2025年1月31日現在の純資産計算書、投資明細表及びその他の純資産、並びに同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、重要な会計方針の要約を含む財務諸表に対する注記について監査を行った。

私たちの意見では、添付の財務諸表は、財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、ファンド及びその各ポートフォリオの2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した年度の経営成績及び純資産の変動を、真実かつ公正に表示している。

監査意見の根拠

私たちは、監査専門家に関する2016年7月23日付法律（以下「2016年7月23日法」という。）及び「金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）」（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグ向けに採択した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAにおける私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査における法定監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、CSSFがルクセンブルグ向けに採択した国際会計士倫理基準審議会発行の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA Code）及び私たちの財務諸表監査に関連する倫理上の要求事項に従って、ファンドから独立しており、また、これらの倫理規程及び要求事項で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報に対して責任を有している。その他の情報は年次報告書に記載される情報で構成されるが、その他の情報には財務諸表及び財務諸表に関する私たちの法定監査人の監査報告書は含まれない。

財務諸表に関する私たちの意見の対象範囲には、その他の情報は含まれておらず、私たちは当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表及び私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、又はそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の情報に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会の責任は、財務諸表の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するためにファンドの管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備及び運用することにある。

財務諸表を作成するに当たり、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした会計処理を適用する責任を有している。

財務諸表監査における法定監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む法定監査人の監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、当該リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計処理を適用することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、法定監査人の監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、法定監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、及び監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

（署名）
ジャン=フィリップ・バシュレ、法定監査人、
パートナー

2025年 4 月23日

[次へ](#)

Deloitte Audit
Société à responsabilité limitée
20 Boulevard de Kockelscheuer
L-1821 Luxembourg

Tel: +352 451 451
www.deloitte.lu

To the Unitholders
BlackRock Global Investment Series
35A, Avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

Opinion

We have audited the financial statements of BlackRock Global Investment Series (the “Fund”) and of each of its Portfolios, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 31 January 2025 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and each of its Portfolios as at 31 January 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the Independent Auditor for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the Independent Auditor thereon. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the Independent Auditor for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Independent Auditor that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Independent Auditor to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Independent Auditor. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Jean-Philippe Bachelet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

23 April 2025

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は提出代理人が別途保管している。

デロイト・オーディット
ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ
ルクセンブルグ L—1821
コッケルシュエール大通り 20番
電話番号：+352 451 451
www.deloitte.lu

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

受益者各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1855 ジョン・エフ・ケネディ通り 35A番（35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）

法定監査人の監査報告書

監査意見

私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「ファンド」という。）及びその各ポートフォリオの財務諸表、すなわち2026年1月31日現在の純資産計算書、投資明細表及びその他の純資産、並びに同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、重要な会計方針の要約を含む財務諸表に対する注記について監査を行った。

私たちの意見では、添付の財務諸表は、財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、ファンド及びその各ポートフォリオの2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した年度の経営成績及び純資産の変動を、真実かつ公正に表示している。

監査意見の根拠

私たちは、監査専門家に関する2016年7月23日付法律（以下「2016年7月23日法」という。）及び金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグ向けに採択した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAにおける私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査における法定監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、CSSFがルクセンブルグ向けに採択した国際会計士倫理基準審議会発行の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA Code）及び私たちの財務諸表監査に関連する倫理上の要求事項に従って、ファンドから独立しており、また、これらの倫理規程及び要求事項で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報に対して責任を有している。その他の情報は年次報告書に記載される情報で構成されるが、その他の情報には財務諸表及び財務諸表に関する私たちの法定監査人の監査報告書は含まれない。

財務諸表に関する私たちの意見の対象範囲には、その他の情報は含まれておらず、私たちは当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表及び私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、又はそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の情報に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会の責任は、財務諸表の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するためにファンドの管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備及び運用することにある。

財務諸表を作成するに当たり、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした会計処理を適用する責任を有している。

財務諸表監査における法定監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む法定監査人の監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、当該リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計処理を適用することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、法定監査人の監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、法定監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、及び監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

（署名）
ジャン=フィリップ・バシュレ、法定監査人、
パートナー

2026年 4 月24日

[次へ](#)

Deloitte Audit
Société à responsabilité limitée
20 Boulevard de Kockelscheuer
L-1821 Luxembourg

Tel: +352 451 451
www.deloitte.lu

To the Unitholders of
BlackRock Global Investment Series
35A, Avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

Opinion

We have audited the financial statements of BlackRock Global Investment Series (the “Fund”) and of each of its Portfolios, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at January 31, 2026 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its Portfolios as at January 31, 2026, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (Law of July 23, 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the réviseur d'entreprises agréé for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the réviseur d'entreprises agréé thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the réviseur d'entreprises agréé that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law dated July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the réviseur d'entreprises agréé to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the réviseur d'entreprises agréé. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Jean-Philippe Bachelet, Réviseur d'entreprises agréé

Partner

April 24, 2026

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

デロイト・オーディット
ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ
ルクセンブルグ L—1821
コッケルシュエール大通り 20番
ルクセンブルグ L—1011
B . P . 1173
電話番号：+352 451 451
www.deloitte.lu

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

株主各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1855 ジョン・エフ・ケネディ通り 35a番（35a, Avenue
J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）

独立監査人の監査報告書

監査意見

私たちは、ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー（以下「会社」という。）の財務諸表、すなわち2025年12月31日現在の財政状態計算書、並びに同日に終了した年度の損益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明情報について監査を行った。

私たちの意見では、添付の財務諸表は、欧州連合が採択した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して、会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日に終了した年度の財務業績及びキャッシュ・フローを、真実かつ公正に表示している。

監査意見の根拠

私たちは、監査専門家に関する2016年7月23日付法律（以下「2016年7月23日法」という。）及び「金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）」（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグ向けに採択した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。本法及び基準における私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査における独立監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、CSSFがルクセンブルグ向けに採択した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための倫理規程（IESBA Code）及び私たちの財務諸表監査に関連する倫理上の要求事項に従って、会社から独立しており、また、これらの倫理規程及び要求事項で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の情報

取締役会は、その他の情報に対して責任を有している。その他の情報は年次報告書に記載される情報で構成されるが、その他の情報には財務諸表及び財務諸表に関する私たちの「独立監査人」の監査報告書は含まれない。

財務諸表に関する私たちの意見の対象範囲には、その他の情報は含まれておらず、私たちは当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、又はそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の情報に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に対する取締役会の責任

取締役会の責任は、欧州連合が採択したIFRSに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備及び運用することにある。

財務諸表を作成するに当たり、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、取締役会が会社の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした会計処理を適用する責任を有している。

財務諸表監査における「独立監査人」の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む「独立監査人」の監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、当該リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、又は内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- ・ 取締役会が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業を前提とした会計処理を適用することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、「独立監査人」の監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、「独立監査人」の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、監査役等に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

法令等が要求するその他の事項に関する報告

取締役報告書は、財務諸表と整合しており、適用される法的要求事項に準拠して作成されている。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

（署名）

アルベルト・マリア・メリッジョ、法定監査人、
パートナー

ルクセンブルグ、2026年4月23日

[次へ](#)

Deloitte Audit
Société à responsabilité limitée
20 Boulevard de Kockelscheuer
L-1821 Luxembourg
B.P. 1173
L-1011 Luxembourg

Tel: +352 451 451

www.deloitte.lu

To the Sole Shareholder of
BlackRock Fund Management Company S.A.
35a, Avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

Opinion

We have audited the financial statements of BlackRock Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the statement of financial of position as at 31 December 2025, the income statement, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2025, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as adopted by the European Union.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the Financial Statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards as adopted by the European Union, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

The Directors's report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Alberto Maria Meriggio, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

Luxembourg, 23 April 2026

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は提出代理人が別途保管している。